

平成二十六年三月定例会

平成26年第1回

# 菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月4日～3月25日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成26年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 4	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・研修報告
3 / 5	水	当初予算内容説明（議案第16号～議案第21号）質疑・委員会付託
3 / 6	木	議案審議（議案第1号～議案第15号・同意第1号・諮問第1号・報告第1号）質疑・討論・表決
3 / 7	金	休会（議案調査）
3 / 8	土	休会（中学校卒業式）
3 / 9	日	休会
3 / 10	月	休会（議案調査）
3 / 11	火	休会（議案調査）
3 / 12	水	一般質問
3 / 13	木	一般質問
3 / 14	金	一般質問
3 / 15	土	休会
3 / 16	日	休会
3 / 17	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 18	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 20	木	休会（小学校卒業式）
3 / 21	金	休会（春分の日）
3 / 22	土	休会（保育所卒園式）
3 / 23	日	休会
3 / 24	月	休会（議事整理）

月 日	曜 日	内 容
3 / 25	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成26年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	石原 武義 (P127～)	1. 買い物弱者救済への取組について	<p>平均寿命が伸びるにつれ、自分で買い物に行けない買い物弱者が増加する。救済する方法として下記の質問を行う。</p> <p>(1)平成24年6月の議会にて、社会福祉協議会で軽トラックを購入し、移動販売を試みてもとの答弁があった。その実績について、どう検討、評価したか</p> <p>(2)デリバリー（宅配）ショッピングセンターを設立したらどうか</p> <p>①具体的システムについて。（注文から商品配達まで）</p> <p>ア 商品リスト記載冊子の作成、配布 …利用できる業種、商品、価格、連絡先を記載する</p> <p>イ 業者の選定 …食品、日用品を中心にして参加希望業者を募集、条件として順番又は、当番制での配達ができる業者とする</p> <p>ウ 商品及び価格の記載 …飲食店のメニュー形式にて記載、時価のあるものは目安価格を記載する</p> <p>エ 連絡先 …デリバリーセンターの電話、ファックス番号を記載し配布。デリバリーセンターを商工会内に置く。ここで注文を受付、各業者への手配を行う</p> <p>オ 配達方法 …デリバリーセンターより連絡を受けた加盟業者が各業者を回り、注文商品を集め、各世帯に配達する</p> <p>以上、アからオまでについてどう思うか</p> <p>(3)社会的効果について</p> <p>①この方法をとれば、大型ショッピングセンターやコンビニエンスストアとの競合がなくなる。また、ホームヘルパーが買い物に行く必要がなくなる。この点につきどう思うか</p>
		2. 待機児童の解消への取組について	<p>①本年度の待機児童は何人ぐらいになるか</p> <p>②何年度をめどに待機児童の解消に取り組むのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 新環境工場及び建設地は どうなっているのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現行の施設では、何年後に処理能力が限界に達するのか</li> <li>②ゴミ処理システム（方式）は最終決定されたのか</li> <li>③最終決定されてなかったら、ストーカ式焼却炉にバイオ発酵処理システムの併設をしたらどうか</li> <li>④建設地は最終的に決定されたのか</li> <li>⑤地域住民への説明はどうなっているのか</li> </ul>
2	坂本 秀則 (P140～)	1. 農業の振興・発展について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①上井手、下井手、馬場楠井手の平成26年度工事計画はどのようになっているか</li> <li>②各井手の工事計画に問題点はないか</li> <li>③各井手の町内・町外の完成予定時期はいつなのか</li> <li>④新町井手について、改修計画等は進んでいるのか</li> <li>⑤新町井手利用者の中からは、抜本的対策（農地基盤整備等）をとの声もあがっているが対応はとれないか</li> <li>⑥国の農業所得倍増計画に向け町は具体的な方策等あるのか</li> <li>⑦農業所得倍増には生産基盤の強化、特に農地の拡大が重要と思うがモデル地区を募り農地拡大の基盤整備はできないか</li> <li>⑧6次産業化の推進に向けやる気のある農家への支援とは具体的にどうか</li> </ul>
		2. 原水東地区の活性化と発展について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町道古閑原馬場線の防犯灯の設置はなぜ途中で切れているのか</li> <li>②町道古閑原馬場線に全線防犯灯設置はできないか</li> <li>③町内において、原水東地区だけN T Tの光ファイバーでの光通信が設置されていないのはなぜか</li> <li>④原水東地区の活性化及び発展のためにも、N T Tによる光通信の設置はできないか</li> </ul>
		3. 子ども医療費助成について（平成23年から中学校3年生まで拡大）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども医療費の助成状況はどうか</li> <li>②対象者への健康維持のための指導等が行われているのか。（特に目の健康に関して）</li> <li>③今後、この助成を維持するためにも個々の健康維持が不可欠だが、何か方策等はあるのか</li> <li>④以前、北小学校で行っていた目の体操等に取り組んではどうか</li> </ul>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	吉山 哲也 (P152～)	1. 定住促進補助金制度について	①制定後の状況からみえる課題はどのように考えるか ②本制度の実効性を上げていくため、(課題解決に向けた) 今後の方策・取り組み等どのように考えているか
		2. 情報公開の総合的な推進について	(1)本町における情報公開の近年の状況についてどのように考えるか (2)情報公開推進による更なる町政発展のため、次のものの公開についてどう考えているか ①菊陽町都市計画マスタープランについて ②菊陽町教育委員会会議録について ③予算編成スケジュールについて
4	吉本 孝寿 (P164～)	1. 防災対策の充実について	①菊陽町地域防災計画の中に自衛隊災害派遣要請計画があるが、自衛隊の協力のもと、共同で防災訓練を実施することはできないか ②女性消防団員の入団促進の現状はどうなっているのか。また、課題をどう認識しているのか
		2. 菊陽町役場内の労働環境の整備について	①庁舎の温度と湿度について適切に管理されているか。 (事務所衛生基準規則第5条第3項：事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない) ②職員の健康に配慮した労働環境の整備はどうあるべきか ③庁舎上に太陽光発電を設置することはできないか
		3. 地域で支え合い、みんなが健康で暮らせる町づくりについて	①中学校を卒業し進学後に何らかの事情で不登校になった生徒の人数把握はできているのか。また、サポート体制は整っているのか ②発達障害者支援法において、適切な教育的支援・支援体制の整備等、必要な措置が講じられているか ③発達障害者支援法において、菊陽町の責務は果たしているのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	上田 茂政 (P187～)	1. 白水台地と町道114号線 (戸次曲手北線) 拡幅の 整備について	①白水台地灌漑用水老朽化が進んでいるが、 その整備をどう考えているか
		2. 健康福祉施設を含めた総 合体育館について	①町は「生涯にわたる健康の保持・増進」を 基本施策に掲げている。健康福祉施設を含 めた総合体育館の建設が求められている が、町長の考えはどうか
		3. 地域の文化財の保護につ いて	①「頼山陽」の漢詩を活かした歴史資料室 (館) 設置とイベントの計画ができないか
		4. 次期町長選に向けて	①次期町長選への出馬について、町長の考え はどうか
6	福島 知雄 (P198～)	1. 南小学校区定住促進補助 金制度について	①定住促進補助金制度の効果がなかなか見ら れないが、現状をどのように認識し、今後 の見通しをどのように描いているか ②同地区に転入・転居を促すためには地権者 の協力が欠かせない。本町の現状と将来像 を広く理解いただくため説明会等開催する ことが重要ではないか
		2. 高齢者の運転免許返納制 度について	①高齢者の運転免許返納制度を策定するつも りはないか ②運転免許返納者に次の様な特典を考えられ ないか ・表彰状の授与 ・運転経歴証明書交付手数料の無料化 ・商品券贈呈(町内限定利用券) ・入浴券贈呈(さんふれあ) ・町内巡回バス乗車券の贈呈
7	野田 恭子 (P207～)	1. 菊陽南小学校児童数減少 の対策について	①平成26年度、菊陽南小学校5年生6年生が 複式学級になるが、その理由は何か ②複式学級のデメリットについてどう考えて いるのか ③菊陽南小学校の今後について、どのように 考えているのか ④菊陽南小学校の特色を活かして小規模特認 校制度を導入してはどうか
		2. 民生委員・児童委員への サポートについて	①本町での民生委員選考について、現状また は問題点について把握しているか ②変化する社会情勢の中で求められている役 割が多い民生委員・児童委員の負担軽減は できないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	中岡 敏博 (P220～)	1. 防災対策の充実について	<p>【九州北部豪雨災害後、本町の被害状況や対応（行動手順等）を分析、検証をして、今後想定される災害への備えと対策について】</p> <p>①地域防災計画の修正及び改善をされたのか ②全職員の防災意識、知識レベルは向上したのか。また、研修、訓練等を実施されたのか ③平成24年3月議会後から災害応急用井戸（飲用以外の雑用水）の設置についてどのような検討をされてきたのか ④防災ハザードマップ作成、災害想像ゲーム（DIG）、避難所運営ゲーム（HUG）などの図上訓練の実施についての取組をどのように考えているのか ⑤今後予定している大規模、小規模災害対応訓練はどのようなものであるか</p>
		2. 消防・救急対策の充実について	<p>【阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓とし、災害時における公的機関の活動領域に限界があることがわかった。住民が力を発揮するための町の施策は】</p> <p>①現在の消防団員数405人（女性7人）についてどのようにとらえ、本町の消防団員の減少への対策、新たな消防団員確保のため町はどのような取組をしているのか ②本町の自主防災組織の組織率は41.5%であるが今後、組織を拡大させる具体的方策はあるのか ③西部地区の防災・防犯における拠点として、地域安全・安心ステーションやパトロールセンター（防災・防犯）を設置し様々な自主防災・防犯団体の立ち寄り所を設置する考えはないのか ④菊池広域連合消防、警察との連携・協力体制の中で緊急通報及び情報伝達に課題はないのか ⑤協定を結んでいる社会福祉協議会、菊陽町土木建設業協会において課題はないのか。あるならばどう認識しているのか</p>



順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			⑥今年、1月15日、定例記者会見において熊本県蒲島知事が『九州を支える広域防災拠点構想』を発表した。これに対して熊本空港を取り巻く周辺自治体である本町ができる役割はどのようなものがあるのか。また、協力体制等の整備はなされているのか
9	渡邊 裕之 (P239～)	1. 平成26年度施政方針、第5期総合計画について	<p>(1)心の教育の充実について</p> <p>①特にいじめへの対策、学校の対応は万全か</p> <p>(2)生涯学習・生涯スポーツの充実について</p> <p>①熊本県教育委員会の検討委員会が「部活動から社会体育への移行」を柱とする報告書を提出したが、今後の対策はどうするのか</p> <p>②地域連携の学校支援事業の具体策に謳う熊本県版コミュニティスクールへの取組はどうなっているか</p> <p>(3)活力にあふれ、にぎわうまちについて</p> <p>①具体的な商業振興策はあるのか</p> <p>②既存商店街の活性化への取組はどうなっているか</p> <p>(4)みんなで協働して支えるまちについて</p> <p>①協働によるまちづくりの具体策はあるのか</p> <p>(5)行財政運営の充実・強化について</p> <p>①事務量の増加への具体的対応策はあるのか</p>
10	佐藤 竜巳 (P255～)	1. 保育対策について	<p>①平成27年度4月開園予定（2園）で、待機児童は「0」になるのか</p> <p>②何年度まで増え、何年度から待機児童が減ると考えているのか</p> <p>③今後、私立保育園を新設する際に、分園式を取り入れる考えはないのか</p> <p>④保育園を民営化する考えはないのか。あるならば、何年度からか</p>
		2. 菊陽町における警察力の強化について	①昨年の8月に、熊本県警察本部から警察署の再編計画（案）が提出され、その中で熊本市の北区及び合志市を管轄する新たな警察署を設置するとあった。先日の熊日新聞では、新たな警察署の建設予定地など具体的な内容となっていたが、菊陽町の取組状況はどうなっているのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 白川中流域（大津菊陽地区）の河川整備計画事業に対する町の考えは	①菊陽地区の平成25年度白川災害復旧工事（菊池地域振興局）の進捗状況はどうか ②平成26年度白川災害復旧事業は、何か所で何年度で完了予定なのか ③白川沿いの曲手災害復旧工事（水田）の減額の理由と今後どのように進めていくのか ④災害を受けた水田関係者の水利費はどうなるのか ⑤地元からの要望の遊水池整備計画を町は進めていく考えはないのか
		4. 町道菊陽空港線から県道大津植木線までの4車線化について	①進捗状況と当時の期成会（平成19年6月）はどうなっているのか
11	小林久美子 (P268～)	1. 消費税増税の影響について	①町の財政への影響はどうか。公共施設への使用料に転嫁されているが、転嫁しない自治体もあり、是非検討できないか ②臨時福祉給付金や子育て世帯臨時給付金について、どう対応するのか
		2. 非正規職員の増大について	①非正規職員が全体の6割を占めている状況について、町の認識はどうなのか。今後、非正規職員の割合を下げる改善はできないか
		3. 子ども医療費について	①子ども医療費、町外病院でも窓口無料化できないか
		4. 学童保育について	①学童保育の統一化について、今後どのように取り組んでいくのか
		5. 特別養護老人ホームについて	①老人ホームへの入所状況と待機者数はどのくらいか
12	甲斐 榮治 (P282～)	1. 菊陽町のこれからのについて	現在の菊陽町の形の出発点は、昭和55年10月にまとめられた「菊陽町総合計画への提言：魅力ある町と里をつくる」にあると考える。提言の主な柱は次の4本である。 ①緑あふれる生活都市（ニュータウン） ②新しい顔を持つ町 ③活力ある諸産業を持つ町 ④住民のために、住民が手作りしていく町 これらを視座にして菊陽町の今の姿を検証し、これからの課題を質す。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(1) 提言は、菊陽町を「熊本市のたんなるベッドタウンにはしない。隣接する熊本市から伝わってくるエネルギーを爆発させずに秩序立てて行く。山林の自然の緑・生産緑地と市街化区域の調和をとる。併せて職・住の秩序ある近接を実現し、日常生活については本町内でまかなえるようにする。」としている。</p> <p>①この目標に対して現状をどう評価しているか</p> <p>②平成27年3月に予定されている「熊本都市計画区域マスタープラン改訂」についてどうかかわっていくか</p> <p>③上記計画の区域設定をどう評価しているか</p> <p>④道州制は、将来のわが国の形の大方向と考えられる。上記計画の区域設定とも関連して、その基礎自治体の規模はどの程度と考えるか</p> <p>(2) 「熊本市にくっついた胴体はあっても、本町には自主的なエネルギーを生む心臓もなければ、個性を表す顔（核）もない。顔は積極的、計画的に作らねばならない」と提言にある。顔はできているか。地域別に問う。また、これから克服すべき課題は何か。明らかな課題については（ ）内に記す。</p> <p>①役場周辺（公的施設の老朽化など）</p> <p>②三里木周辺（住宅地区の狭糞道路・流通諸店舗の進出の評価と今後）</p> <p>③光の森及びその周辺（ゆめタウンの拡張・町の玄関、また諸交通手段の結節点としての駅周辺整備・警察施設・（仮称）光の森複合施設と北側グラウンドの活用など）</p> <p>④白川以南地域（地域全体の土地利用〈特に白水台地〉と南小学校児童数の減少への対処）</p> <p>(3) 活力ある諸産業を持つ町</p> <p>工業・流通業の誘致については、おおむね成功的に推移しているが、以下の点をどう考えるか。</p> <p>①農業の活性化をどう考えているか</p> <p>②企業誘致と雇用は効果的に結びついているか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>③経済は生き物である。企業が不測の事態に陥った場合を想定しているか</p> <p>④平成16年に熊本都市計画区域マスタープランが作成され、それに基づいて平成22年に菊陽町のマスタープランが作成されたというが、その公表はどうなっているか</p> <p>⑤熊本都市計画区域マスタープラン改訂において、阿蘇くまもと空港や県民総合運動公園は県の防災拠点として予定されている。これに関連して白水台地の土地利用計画を作るべきではないか</p> <p>(4)住民のために、住民が手作りしていく町 平成12年の地方分権一括法を境として、国と地方自治体は対等となった。地方自治体は独自の方式で住民サービスを提供できるようになった。町執行部と町議会と住民ができる限り情報を共有し、町づくりのために共に行動できるかが町発展の重要な鍵となっている。</p> <p>①菊陽町町民参画・協働推進条例はできたが、肝心の情報公開の度合いがきわめて低い（県下で第37位）。どう考えるか</p> <p>②「町当局にとって大切なことは、話す『口』よりも、聞く『耳』である。上から流れるのだけが情報ではない。下から持ち上げられる情報もある」と、提言は述べている。町民の意見は効果的に吸い上げられているか</p> <p>③新興の住宅地では、自治会が満足に立ち上がっていないか、立ち上がっていても活動できていない地域もある（自治会長不在や民生児童委員不在など）。行政は干渉は避けるべきだが、適切な指導と支援は必要ではないか</p> <p>④行政による支援も人手不足では十分にできない。その人手を臨時や非常勤という形でまかなうことは社会力を弱めることにつながると思うが、いかがか</p> <p>⑤町執行部と町議会はどのような関係にあるのがふさわしいと考えるか</p>

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成26年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成26年3月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第1号から報告第1号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中 岡 敏 博 君

2番 野 田 恭 子 君

3番 吉 本 孝 寿 君

4番 吉 山 哲 也 君

5番 渡 邊 裕 之 君

6番 坂 本 秀 則 君

7番 石 原 武 義 君

8番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞佐男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教育次長 鶴 田 義 晃 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

産 業 建 設 部 長 松 村 孝 雄 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君

総 務 部 審 議 員 兼  
人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

産業建設部審議員兼  
商 工 振 興 課 長 荒 木 一 雄 君

総 務 課 長 吉 川 義 則 君

総合政策課長 服部 誠也 君  
税務課長 阪本 章三 君  
健康・保険課長 佐藤 清孝 君  
環境生活課長 大山 陽祐 君  
農政課長 志垣 敏夫 君  
都市計画課長 小野 秀幸 君  
総務課長補佐兼  
庶務法制係長 中島 秀樹 君  
図書館長 山崎 謙三 君  
生涯学習課長 堀 行徳 君

財政課長 阪本 浩徳 君  
福祉課長 宮本 義雄 君  
介護保険課長 市原 憲吾 君  
町民課長 酒井 章彦 君  
建設課長 今村 敬士 君  
下水道課長 士野 公典 君  
教育審議員兼  
中央公民館館長 矢野 陽子 君  
学務課長 松本 洋昭 君  
農業委員会事務局長 堀川 正信 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成26年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番石原武義君、8番甲斐榮治君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した要望は2件で、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成26年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をいたします。

初めに、熊本県が毎月公表しております推計人口について報告いたします。



県が公表しました2月1日現在の熊本県の推計人口は179万9,880人で、1980年以来34年ぶりに180万人を割り込んでおります。このような中で菊陽町の推計人口は3万9,988人で、対前年の同月比で689人の増加、率にして1.75%の増加率を示しており、人口増加率は県内市町村のトップとなっております。あと12人で本町の推計人口は4万人に達することになります。

次に、災害発生時における放送要請に関する協定の締結について申し上げます。

災害発生時及び災害が予想される場合の町民への情報伝達は町の重要な責務であります。その情報伝達の方法の一つとして、去る2月26日に株式会社JCNくまもとと災害発生時における放送要請に関する協定を締結し、これまでの防災行政無線や消防積載車などによる広報に加えケーブルテレビによる情報伝達を行うことができるようになりました。災害が多くなる季節を迎えるに当たり、町民の皆さんが安全で安心な生活ができるよう災害に備えていきたいと考えております。

次に、来年4月に開園予定の認可保育所を設置、運営する事業者の決定について報告します。

本町では待機児童の解消のため、保育ニーズが高い中部小学校区の一部の地区を指定し、定員120人の保育所を武蔵ヶ丘小学校区と西小学校区の一部の地区を指定し、定員90人の保育所をそれぞれ1か所ずつ事業者の公募を行い、12月に民間保育所設置選考委員会を設置して事業者の選考を行いました。その結果、定員120人の保育所は津久礼ヶ丘地区に、定員90人の保育所は沖野地区に設置する2事業所を決定し、現在準備が進められております。これらの2か所の保育所の設置により新たに210人の受入れが可能となり、待機児童の大幅な解消を図ることとしております。

次に、子ども・子育て会議の開催について報告します。

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。本町では、昨年9月議会で菊陽町子ども・子育て会議条例を制定し、第1回会議を去る1月21日に開催しました。会議では、町が特定教育・保育施設、いわゆる幼稚園、保育所及び認定こども園の利用定員を定めたり、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に意見を出していただくこととしており、今後平成26年度まで定期的に複数回開催してまいります。

次に、フッ化物洗口について報告します。

虫歯予防のための保育所及び幼稚園の年長児を対象としたフッ化物洗口につきまして各園長及び保育士への説明会後に12月から各園の年長児保護者への説明会を実施し、御理解をいただきましたので、本年1月から2月にかけて保育所13園中12園及び幼稚園1園、計13園でフッ化物洗口を開始しています。参加園児は331名中324名で97.9%の参加率で、残り1園につきましては平成26年度に実施したいとのことであります。

次に、都市計画事業について報告いたします。

菊陽第二土地区画整理事業につきましては、東京エレクトロン跡地西側の工事未施工部分約2.7ヘクタールについて仮換地指定を行い、都市計画道路及び区画道路の築造及び整地工事を今月末完成に向けて進めているところであります。以上により、全体の施工区域面積93.1ヘクタールのうち78ヘクタールの約84%が今年度末に整備が完了する予定であります。

また、平成20年4月から運用開始となりました集落内開発制度につきましては、現在までに約150件、戸数としましては約360戸の建築がなされ、市街化調整区域の活性化に一定の成果があったものと思っております。

次に、公園整備事業についてであります。

光の森公園内において子育て世代が多く住まわれている地域での子育て環境の充実を図るため、大型複合遊具とあずまやの整備を行い、2月末に完成をいたしたところであります。

次に、白川中流域の水田湛水事業の協定締結について報告します。

白川中流域での水田湛水事業の協定を去る1月27日、県庁において、蒲島県知事立ち会いのもと、熊本市、大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会の間で協定を締結いたしました。この事業は、減反などで水稲以外の作物に転用される白川中流域の水田に野菜などの作付け前後に水を張ることにより地下水の涵養量を増すもので、熊本市が農家助成金を負担し、平成16年から10年間行われてきました。今回、この水田湛水事業が地下水涵養の効果が明らかになられたことから、次の平成26年4月から平成36年3月までの10年間新たに協定を結んだものであります。なお、この水田湛水事業には企業からも参加され、助成を行われております。今後も、熊本都市圏の地下水保全に協力していきたいと考えているところであります。

次に、熊本県農業コンクール新人王部門の秀賞受賞について報告いたします。

この農業コンクール大会は、熊本県と農業団体及び熊本日新聞社等、12の団体が主催し、自らの農業経営の改善や地域活動に積極的に取り組む農業者や組織等を表彰し、農業、農村の振興を図る目的で毎年開催されています。今回は、この新人王秀賞に菊陽町の鎌田登さん、結花さん御夫妻が農業後継者として9年前に就農され、菊陽ニンジンの栽培と経営に手腕を發揮されるなど、注目する若手農業者であることから受賞されています。このことから、菊陽町担い手育成総合支援協議会において表彰を行ったところです。また、今回の協議会表彰は平成16年2月に酪農経営の近代化で新人王部門を受賞されていた大塚敏さんが協議会の設立前の表彰でありましたので、時間は経過していますが、当時の受賞内容に鑑み、今回あわせて協議会表彰を行ったところであります。

次に、企業誘致について報告いたします。

平成22年8月に工場立地等に関する協定の締結をしました株式会社愛歯の新社屋が本年1月に完成し操業を開始されました。同社は入れ歯やインプラントなど受注生産をする企業で、約12億円を投じられ、敷地が2万3,000平方メートルで、社屋が延べ床面積約2,300平方メートルに拡充され、最新のシステムを導入して生産能力も2倍以上に増強されており、今後の飛躍にも期待するところであります。

また、ラーメンの味千をチェーン展開する重光産業株式会社と本年1月23日に工場等立地に関する協定の締結をいたしました。同社も工場用地約1万7,000平方メートルを取得され、約13億円を投じて本社工場を建設されるもので、現工場の約3倍の延べ床面積約4,500平方メートルで、製麺能力の約3倍の1日4万5,000食に増強される計画であります。本年4月に着工し、来年2月の操業開始を目指しております。

最後に、学校教育について申し上げます。

3月2日に熊本テルサでくまもと家庭教育推進フォーラムが開催され、武蔵ヶ丘北小学校PTAが県教育委員会から家庭教育支援功労表彰を受賞されています。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後とも町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第1号から報告第1号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案、議案第1号から報告第1号までの24件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成26年度の予算案をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国経済は、一昨年に発足した第2次安倍内閣が掲げた経済政策の効果により長年続いたデフレ経済を脱却しつつあり、緩やかではありますが、景気回復の兆しが見え始めております。

また、昨年を振り返りますと、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定に日本中が沸き返るなど、今後の日本経済にとって明るい話題もあり、さらなる景気回復への期待が高まってまいりました。

一方では、本年4月から予定されている消費税率の引き上げによる景気への影響や海外景気の下振れリスクに引き続き注視する必要があるとされています。そのほか、TPP交渉に伴う農政改革、安全保障や近隣諸国との外交問題など、国内外に多くの課題を抱えたままでもあります。

このような中、国の平成26年度予算の基本的な考え方としましては、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で経済成長に資する施策に重点化

を図るとされており、経済成長に期待する半面、社会保障費等の市町村負担の増加を危惧するところでもあります。

本町としましては、国の経済対策を注視しつつ、引き続き健全な財政を維持するとともに、自主財源の確保に努め、より安定した行財政基盤の構築による自主・自立のまちづくりを推進してまいります。

それでは、平成26年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って御説明をいたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱「人を大切にすまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「学校教育の充実」であります。

確かな学力の向上については、引き続き小学校及び中学校に非常勤の学習サポーターを配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行ってまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き教育相談員、心の教室相談員、要支援児童対策員を配置いたします。

特別支援教育の充実では、発達障害のある子どもが安心して授業が受けられるよう特別支援指導助手を37人から40人とし、3人増員いたします。

学校の耐震化事業については、菊陽中学校の耐震化工事を平成27年2月の完成に向けて実施しており、これをもって全ての小・中学校の耐震化が完了いたします。

空調設備設置事業については、未整備であります菊陽北小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校の3校について平成25年度3月補正予算に計上しており、当初計画より前倒しで冷暖房設備を設置する計画であります。

基本施策の2つ目は、「生涯学習・生涯スポーツの充実」であります。

生涯学習の充実については、引き続き中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の充実と世代間交流事業、地域間交流事業、学社融合事業を実施してまいります。

また、学校、家庭、地域住民が連携した学校支援事業を推進するとともに、次代を担う青少年の健全な育成を図るために、地域ボランティアによる支援活動の充実を図ります。

次に、生涯スポーツの充実については、町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及を推進してまいります。

また、スポーツ施設の充実を図るため、新たな町民総合体育館及び町民総合グラウンドの建設に向けての検討を続けてまいります。

基本施策の3つ目は、「文化・芸術の振興」であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動を支援しながら、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民の皆さんに提供してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

鼻ぐり井手については、熊本県や国の文化財指定を視野に入れながら、引き続き調査を行い、その価値を高めるとともに保存と活用に努めてまいります。

また、図書館は、開館以来10年余りが過ぎ、町民の生活に必要な文化教養の拠点施設として定着しております。子どもを対象とした読み聞かせ等の充実を図り、子どもから高齢者まで誰でも気軽に楽しめる場として、またホールは研修や生涯学習の発表の場として幅広く活用されております。

本年度も、町民の皆さんに楽しんでいただける芸術文化公演を開催してまいります。

「人を大切にすまち」に関する施策の大綱の第2に「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「生涯にわたる健康の保持・増進」であります。

子どもから高齢者まで、生涯にわたって生き生きと健やかに暮らしていけるよう菊陽町健康増進計画に基づき、家庭や地域、関係団体と連携して町全体で健康づくりに取り組んでまいります。

生活習慣病の予防対策、がん対策の一環として町内施設における集団での特定健康診査や各種のがん検診など、受診機会の提供に努めるとともに、健診結果を活用した個別保健指導や健康教室の実施により疾病の早期発見、健康維持に努めてまいります。

また、最近、増加傾向にある子宮頸がんや乳がん、大腸がんの検診費用の助成を継続し、疾病の予防に努めます。

さらに、今後も医療機関との連携により、地域医療体制を充実してまいります。

基本施策の2つ目は、「地域福祉の充実」であります。

平成24年度に策定した地域福祉計画と、その具体的な行動内容を定めた地域福祉活動計画に基づき、町民誰もが住みなれた地域の中で健康で自立した生活が送れるよう、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会、サービス事業者、関係機関・団体と連携しながら、多種多様な福祉サービスの提供と、地域で見守り支え合っていく体制を築いてまいります。

また、生活困窮者自立支援法の平成27年4月の施行に向け、熊本県菊池福祉事務所などと連携しながら、生活に困っている方々の相談、支援のための準備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、「高齢者福祉の充実」であります。

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めてまいります。

また、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援して、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

基本施策の4つ目は、「障がい者福祉の充実」であります。

障がい者が地域において自立し、社会参加し、その能力を発揮できるよう第2期障がい者計画（平成24年度から平成29年度）及び第3期障がい福祉計画（平成24年度から平成26年度）に基づき、保健・医療・生活・就労などの支援、相談体制の強化に努めるとともに障害者への理解を深める取組を行ってまいります。

また、平成26年度から巡回支援専門員を配置し、保育所や幼稚園、障がい児療育施設などと連携しながら、発達障害などの早期発見、早期支援ができる体制をつくってまいります。

基本施策の5つ目は、「子育て支援の充実」であります。

子育て支援については、菊陽町子ども・子育て会議の審議を通して、平成27年度から全国一斉にスタートする新たな子育て支援制度に向け、町民ニーズに対応した菊陽町子ども・子育て支援事業計画の策定と諸準備に取り組んでまいります。

放課後児童クラブについては、統一運営組織設立準備委員会を設置して、保護者や関係者の協力と賛同を得ながら、平成27年4月を目標に、運営、財務、人事に関する全学童クラブの一元化を目指して準備を進めてまいります。

児童虐待については、精神保健福祉士の資格を有し、豊富な知識や経験を持つ要支援児童対策員の活動を通して、学校や保育所、児童相談所、民生委員、児童委員等との連携をより緊密にししながら、児童虐待の防止と対応に取り組んでまいります。

保育サービスについては、待機児童の増加に対応するため、平成25年度に民間保育所設置事業者の公募を行い、定員120人と90人の保育所をそれぞれ1か所、平成27年4月に設置することを決定したところであり、平成26年度は当該事業者に対する建設費の助成をいたします。

また、引き続き家庭的保育事業を促進するとともに、認可外保育所に入所している保護者や保育事業者に対する助成を実施いたします。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、病気の早期発見、早期治療に努め、また保育所、医療機関との連携により健全な発達・発育を支援します。さらに、子育て支援センターや関係機関と連携を密にするとともに、育児に対する相談窓口の設置や保健師・看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めてまいります。

乳幼児期の健康づくりの一環として、医療機関との連携により、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンの法定予防接種など、予防接種を受けやすい体制づくりに努めてまいります。

また、未熟児訪問や養育医療給付事業により、母子保健事業のさらなる向上と育児支援に努め、子どもたちが健やかに育っていく環境づくりを目指してまいります。

子ども医療費の助成については、将来を担う子どもたちの健全な育成と、子育て世帯の経済的負担軽減のため、中学校3年生までの無料化を継続いたします。

基本施策の6つ目は、「ひとり親家庭などへの支援」であります。

ひとり親家庭の子どもたちの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ってまいります。

基本施策の7つ目は、「社会保障制度の適切な運営」であります。

国民健康保険については、健全な財政運営を目指して年々増大する医療費を抑制するため、疾病の早期発見、早期治療につながる特定健康診査、特定保健指導の実施や人間ドック費用の補助などを実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及推進を図ってまいります。

後期高齢者医療保険については、熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を通じて制度の安定的かつ円滑な運営に努め、健康診査の実施や人間ドック費用の助成などの保健事業を継続してまいります。

介護保険については、第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び制度の安定運営と健全な財政の確保に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「環境保全対策の推進」であります。

地域の生活環境・地球環境の保全を進めることを基本に、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。公害の未然防止と発生時の対応については、県などの関係機関との連携、協力を努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄については、県、警察、区長さん、環境美化推進委員などとの連携により、その予防と事後の対応に努めてまいります。

地球温暖化防止のための太陽光発電システムの補助については、対象システムがここ数年で低価格化したことに伴い、国・県が平成25年度末までの申請をもって終了しますことから、本町も歩調を合わせることにいたしました。

一方、太陽熱温水器については、本町独自の施策として今後も引き続き実施したいと考えております。

あわせて、グリーンゴーヤカーテンによる温暖化防止対策についても、ボランティア団体と連携・協力しながら町内全域に広がるよう進めてまいります。

基本施策の2つ目は「緑化の推進」であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園100か所と広場緑地11か所の維持管理について、町民との協働による環境美化と緑化を推進いたします。

鼻ぐり井手公園拡張整備については、平成25年度から国の交付金事業として着工し、平成27年度までの3か年度において整備することにしており、本年度は公園管理棟の整備等を行ってまいります。

基本施策の3つ目は、「水環境の保全・活用」であります。

本町では、平成24年4月に設立されたくまもと地下水財団に参加し、熊本の地下水保全に引き続き取り組んでまいります。

また、白川中流域の水田湛水事業による地下水の涵養事業も、次の10年に向けて、熊本県・

熊本市・大津町・菊陽町及び水循環型営農推進協議会による協定の更新調印を行いました。この事業につきましては、今後とも関係者が連携し、町民や企業の御理解と御協力をいただきながら、くまもとの宝である貴重な地下水を次の世代に引き継いでいく努力を続けてまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまち」に関する施策の大綱の第2に「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「調和のとれた土地利用の推進」であります。

菊陽町国土利用計画及び菊陽町都市計画マスタープランのほか、関係法令との整合性を図り、環境の保全と生産活動や開発との調整が図られた秩序ある土地利用を推進します。

基本施策の2つ目は、「住宅・住環境の整備」であります。

引き続き土地区画整理事業等の推進と、主に工業地域での用途地域の見直しを通して、住みよい居住環境の整備充実に努めてまいります。また、老朽化した町営住宅（光団地）の建替えにつきましては、平成23年度から25年度にかけて48戸の団地が完成し、平成26年度は集会所建設と公園整備を行い、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、「交通体系の充実」であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、菊陽空港線延伸のため、県道新山原水線の道路改良事業について、長年熊本県に対して要望活動を行ってまいりましたが、熊本県では平成26年度において道路安全対策の一環として当該道路の改良基本計画の策定に取り組まれることになりました。引き続き、本計画が具体的に実施されるよう、熊本県やJR九州など関係機関で行われる協議には町も積極的に参加し、協力をしてまいりたいと考えております。

生活道路の整備としましては、平成24年度に事業着手しました三里木北地内及び川久保南方線の改良事業を引き続き進めてまいります。また、西部地区都市再生整備計画事業で杉並台団地内道路、八久保片彦瀬線、八久保1号線の道路改良工事を予定しております。さらに、原水駅周辺整備や曲手道明線の整備も進めてまいります。

町内巡回バスについては、平成25年10月からルートやダイヤを大きく変更し、大幅に増便しました。これからも、町民の皆さんにとってよりよい公共交通となるよう町内巡回バスの見直しを行ってまいります。

基本施策の4つ目は、「水の安全供給と下水道の整備」であります。

上水道については、引き続き大津菊陽水道企業団と連携し、町民の皆さんに安全・安心な水を供給してまいりますとともに災害時の対応や給水体制についても連携を強化してまいります。

下水道事業につきましては、熊本北部流域関連公共下水道事業として昭和58年度に事業着手以来、本年で32年目を迎え、汚水処理人口普及率は97%を超え、県内で最も高い普及率となっ



ております。

なお、事業の経営状況や対象原価を明確化し将来にわたっての健全経営に資するため、平成24年度より地方公営企業法を適用しております。

本年度におきましては、菊陽第二土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の汚水及び雨水の整備を行います。鼻ぐり井手公園整備に合わせた汚水管の敷設工事や花立地区の雨水処理工事に取り組んでまいります。

また、築造後30年以上経過し、老朽化が進む施設の長寿命化計画を策定し、改築更新を進めてまいります。

基本施策の5つ目は、「環境衛生対策の推進」であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、また環境衛生対策を進めるため、家庭ごみと事業所のごみの減量化と分別の徹底を推進してまいります。

地域のリサイクル活動については、ほとんどの行政区において取り組んでいただいております。地域に密着した環境活動として、また地域づくりの一環として、今後も引き続き積極的に支援してまいります。

家庭ごみの収集・運搬については、今後も適切なごみステーションの管理に御理解と御協力をいただき、また菊池環境保全組合との連携を図り、安定かつ確実なごみの収集・運搬・処分を進めてまいります。

災害ごみについては、処理能力の問題により組合施設では処理できないため、広域的なごみ処理体制を構築しております。県と県産業廃棄物協会と町との間で締結した協定に基づき、被災者等の皆様方の生活・衛生環境の保全を確保してまいります。

新環境工場については、昨年、建設場所が合志市の候補地に決定し、現在、菊池環境保全組合において近隣住民の御理解をいただくための説明会等を行っているところであります。4月からは平成33年の供用開始に向け、その推進体制を強化することとしており、事業の進捗状況等については今後、組合の広報紙等で周知してまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまち」に関する施策の大綱の第3に「住みよい安心安全なまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「防災対策の充実」であります。

平成25年度に防災行政無線のデジタル化が完了しましたので、本年度は施設の検証を行うとともに情報伝達や避難などを含めた防災訓練を実施し、緊急時に迅速で的確な対応がとれる体制を構築してまいります。

また、食糧や生活必需品等の備蓄を計画的に進めてきており、平成26年度においては（仮称）光の森複合施設敷地内に備蓄倉庫を整備し、町内3か所で非常用の食糧をさらに備蓄いたします。

また、地域防災力の要であります消防団の装備を充実させ、災害対応力を強化するとともに、地域における自主防災組織の設置を促進し、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

災害時要援護者避難支援対策については、平成25年度に改正された災害対策基本法と菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づき、高齢者や障がい者など、特に支援を必要とする方々への避難支援体制の強化に努め、対象者一人一人の避難支援計画の作成と地域での要援護者情報の共有を推進してまいります。

また、災害時における福祉避難所の設置と職員の応援・介護用物品の提供などに関する町内社会福祉法人等との相互協力協定の拡大を図りますとともに、マットレスや毛布、簡易ベッド、車椅子などの備品について引き続き充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、「消防・救急対策の充実」であります。

菊地広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、消防団への加入促進に努めてまいります。

また、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設・設備の充実・整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、「防犯・交通安全対策の充実」であります。

通学路を優先して防犯灯の整備を行うとともに、関係機関や地域防犯パトロール隊とも連携しながら防犯力の向上を図ります。

スクールパトロール隊につきましては、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施いたします。

交通安全対策については、関係機関とも連携して交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組んでまいります。

基本施策の4つ目は、「消費者保護対策の充実」であります。

平成24年度から専門相談員を配置し、週1回の相談窓口を開設して消費者保護対策の充実を図ってまいりました。さらに、平成25年度には大津町との消費生活相談業務広域連携協定を結び、両町民が相互に利用できるようになり、相談窓口も週2回に拡充いたしました。これからも、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「農業の振興」であります。

農畜産物の生産振興については、高品質、低コストで安全安心な農畜産物の生産のため、認定農業者や各農業団体を支援し、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業や熊本県が推進するグリーン農業を支援してまいります。

生産基盤、生産施設・設備の整備については、老朽化した農業用施設の用排水路や農道の計画的な整備促進、生産の基盤である農地の集積事業に取り組んでまいります。

特に、用水施設のパイプラインについては、堀川地区の本格的な事業実施と白水地区におけ

る老朽化した同施設の更新事業の採択に向けて積極的に取り組んでまいります。

流通体制の充実については、県やJA菊池の各部会と連携して、野菜の集出荷・貯蔵施設の整備・改善に伴い、さらなるブランド化と販路の拡大に取り組んでまいります。

経営・技術の近代化と人材育成については、担い手推進大会や認定農業者・農業女性アドバイザーの研修を通して、経営改善の啓発と後継者の育成支援を行ってまいります。

6次産業化の推進については、農商工連携による特産品の開発、農業女性グループの地元農産物を使った料理教室など、多角的な視点から研究・開発の支援を行うとともにやる気のある農家への支援を行ってまいります。

基本施策の2つ目は、「工業の振興」についてであります。

企業誘致の方策としてセミコンテクノパークに隣接して整備した原水工業団地を平成20年3月から分譲を開始しており、既に12ヘクタールが売却済みとなりました。残り6.4ヘクタールについても、菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例を活用し、熊本県や関係機関の協力を得て新規産業分野への誘致活動を展開してまいります。

さらに、ソニーセミコンダクタ株式会社や富士フイルム九州株式会社において、今後の増設等についての世界の経済情勢・動向を注視しながら積極的に働きかけをしてまいります。

また、人材を育成することも重要な施策であり、町内の中小企業における人材の確保・育成・技術向上のため、そこに勤務される方に知識・技術を習得させ、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう研修または講習会を受講するための菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

基本施策の3つ目は、「商業の振興」についてであります。

町内の中小企業等の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした菊陽町中小企業等振興条例を平成23年3月に制定し、中小企業活性化会議の中で具体的な中小企業振興策を先進地研修を含めて調査・検討しております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって推進されている地域づくり夢チャレンジ事業や地域商工業夢づくり応援事業で開発された菊陽ニンジンや菊陽特産の食食品や加工品等の販売促進を支援してまいります。

基本施策の4つ目は、「観光の振興」についてであります。

JR九州とタイアップした秋のウォーキングとスタンプラリーにつきましては、御協力いただいている地域や企業における温かなおもてなしが大変好評で、参加者との交流も定着化し、また参加者も増加しているため、今年も引き続き実施したいと考えております。

また、九州新幹線の全線開業に伴い、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、県内のイベントと連携を図りながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「住民参画の推進」であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働の推進に関する条例を平成25年4月1日から施行し、住みたいまち、住みたいまち、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画・協働の推進に努めてまいります。

(仮称)光の森複合施設については、昨年11月に着工し、現在、本年11月のオープンを目指して工事を進めております。

基本施策の2つ目は、「男女共同参画の推進」であります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、対等な立場でそれぞれの個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行ったところであります。今後も、これまでの取組を継承し、子育て・教育・家庭・地域や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、「人権尊重の社会づくりの推進」であります。

本年度におきましても、これまで同様に人権を尊重する社会づくりを目指して、町民や学校、地域、関係団体等と連携し、学習会、各種講演会、研修会の実施、帰国・外国町民との交流事業や子どもたちの教育保障、広報紙等による啓発に取り組み、人権尊重の推進に努めてまいります。

基本施策の4つ目は、「広域連携の推進」についてであります。

消防、救急業務やごみ・し尿処理、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合を活用し、効率的に実施しております。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、広域的な見地に立った交通体系のあり方についても検討してまいります。

「みんなで協働して支えるまち」に関する施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、「高度情報化への対応」であります。

情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上を図る一方で、個人情報保護をはじめとするセキュリティー面にも十分配慮したシステムの構築や運用に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、「行財政運営の充実強化」であります。

これまで第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

人口増加に伴う事務量の増加などの変動要因も踏まえて、行政評価制度を引き続き活用し、さらなる行財政改革を推進いたします。

基本施策の3つ目は、「広報活動の推進」であります。

町民の皆さんに行政情報を提供するため、広報紙やホームページなどによる情報提供体制の充実を図ってまいります。また、町民の皆さんからの御意見、御要望などを行政に活かす広聴活動を促進いたします。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明を申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握しながら、第5期総合計画の基本理念に定めたとおり、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

どうか議員各位のより一層の御理解、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の平成26年度の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成26年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は24件であります。内訳は、議案21件、同意1件、諮問1件、報告1件について御審議をお願いするものであります。

議案の内容は、平成26年度当初予算、平成25年度補正予算、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例改正等であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第1号は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、教育委員の報酬につきましては社会の価値観の変化等により学校課題は複雑化・多様化が進み、教育委員の負担も年々増加している中、菊池郡市内の市町との報酬額の均衡を図るため改正するものであります。

議案第2号は、菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合を改正するものであります。

議案第3号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。

内容は、光の森駅前西側の第1駐輪場を道路の付け替え工事により光の森駅北側の駐輪場に移設統合をするため第1駐輪場の用途の廃止を行うものであります。

議案第4号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法の一部改正に伴い、介護保険料の延滞金の割合を改正するものであります。

議案第5号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、公営住宅法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、町営住宅の入居者資格の要件をより具体化し、さらに光団地建替えに伴います住宅管理戸数の改正を行うものであります。

議案第6号は、菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準等を定めるものであります。

議案第7号は、菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、図書館ホール使用料区分等の見直し並びに消費税の税率の改正に伴い使用料を改定するものであります。

議案第8号は、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

内容は、消費税の税率の改正に伴い、各施設の使用料等を見直すものであります。

議案第9号は、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合から高遊原南消防組合を脱退させるため、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

議案第10号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が受贈しました新山1丁目地区の開発道路を新たに町道として認定し、さらに杉並台地内にあります菊陽町所有の公衆用道路を町道として認定するものであります。

議案第11号は、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、平成25年度の年度末を迎え、国・県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や、事業の新築状況等により見直しを行った歳出の補正、また、経済対策が盛り込まれた国の補正予算を受けて、平成26年度に予定していた事業であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業や鼻ぐり井手公園拡張整備事業、菊陽中学校増築・改修事業の一部、また小学校空調設備整備事業などを前倒しで実施するため、大型の補正となりました。

内容は、歳入歳出予算の総額に9億8,374万円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億3,582万3,000円と定めるものであります。

それでは初めに、歳入の主なものを申し上げます。

国庫支出金を2億9,964万8,000円、県支出金を3,646万7,000円、財産収入を2億4,475万2,000円、町債を4億8,970万円をそれぞれ増額し、繰入金を9,000万円減額するものなどです。

一方、歳出では、総務費を9,584万円、土木費を3億1,555万5,000円、教育費を5億9,078万4,000円、それぞれ増額し、民生費を1,038万7,000円、衛生費を5,000万4,000円、それぞれ減額し、調整のため予備費を5,999万6,000円増額しております。

なお、今回の補正では、継続費の変更、繰越明許費、債務負担行為の追加も計上しております。

議案第12号は、平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,568万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を4,270万8,000円、共同事業交付金を247万2,000円、諸収入を364万2,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を5,788万円増額し、共同事業拠出金を689万円、予備費を490万8,000円減額するものなどであります。

議案第13号は、平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に314万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,495万2,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を82万6,000円減額し、繰越金を396万6,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を285万8,000円増額するものであります。

議案第14号は、平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億2,391万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ19億6,147万8,000円と定めるものであります。

歳入では、国庫支出金を2,999万2,000円、支払基金交付金を5,181万6,000円、県支出金を2,319万1,000円、繰入金を1,891万6,000円、それぞれ減額しております。

歳出では、総務費を156万5,000円増額し、保険給付費を1億2,548万円減額しております。

議案第15号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において事業収益を1,069万7,000円減額し、11億9,393万1,000円と定め、事業費用を144万9,000円増額し、11億4,771万8,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入予定額を1,411万5,000円減額

し、3億877万3,000円と定め、資本的支出予定額を1,811万5,000円減額し、8億806万4,000円と定めるものであります。

議案第16号は、平成26年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億円と定めるものであります。前年度と比較しますと5億円、率にして3.9%の増となりました。予算案は国の補正予算の経済対策が盛り込まれた平成26年度に予定しておりました事業であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業や鼻ぐり井手公園拡張整備事業、菊陽中学校増築・改修事業の一部、また、小学校空調設備整備事業など、平成25年度の3月補正に前倒しで計上したものの民生費における新規事業などもあり5億円の増となったものであります。

それでは初めに、歳入の主なものを申し上げます。

町税では、前年度より2億8,544万9,000円、率にして4.7%減の58億3,789万7,000円を計上いたしました。税目ごとでは、個人町民税は人口の増加もあり1,893万9,000円増の17億4,551万5,000円、法人町民税は法人税の税率引き下げなどの影響もあり7,390万円減の4億3万3,000円、固定資産税は住宅等の増により家屋は伸びているものの償却資産の大幅減により2億2,122万5,000円減の33億588万8,000円、軽自動車税は310万4,000円増の7,829万4,000円、町たばこ税は1,236万7,000円減の3億816万7,000円を見込んでおります。

次に、地方譲与税は、地方財政計画をもとに算定し、前年度より1,133万9,000円少ない1億6,351万3,000円を計上しております。

各種交付金関係は、全体で前年度より5,387万6,000円多い5億2,082万2,000円を計上しております。そのうち地方消費税交付金は税率の引き上げもあり、6,211万9,000円増の4億2,801万6,000円を見込んでおります。

地方交付税は、4億2,800万円を計上しております。そのうち普通交付税は3億9,800万円、普通交付税の予算としては前年度から2,100万円の減となります。

国庫支出金は、国の経済対策であります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金といった民生費関係が伸びており、前年度より1億9,724万5,000円多い18億668万2,000円を計上しました。

県支出金は、新設保育所設置補助金や障害者総合支援費などの増により、前年度より3億2,088万6,000円多い10億2,805万1,000円を計上しました。

財産収入は、菊陽第二土地区画整理事業の保留地処分金などで1億5,338万2,000円を計上しました。

次に、繰入金は、前年度より2億8,941万5,000円多い12億4,005万円を計上しております。内訳では、財政調整基金を8億7,000万円、減債基金を8,000万円、公共施設整備基金を7,500万円、土地区画整理事業基金を5,900万円、学校建設基金を1億円、それぞれ繰り入れることとしております。

町債は、国の経済対策による前倒し事業もあり、前年度より1億4,920万円少ない13億



7,840万円を計上しております。件数では12件で、総務債が6億2,780万円、土木債が1億2,240万円、教育債が6億630万円であります。なお、総務債のうち5億1,600万円は普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債であります。

以上が歳入であります。歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税や繰入金などの自主財源は町税が減ったものの繰入金が増加したため、前年度より1億953万2,000円増の79億7,453万2,000円で、比率はちょうど60%となります。一方、国県支出金や地方交付税、町債などの依存財源は、国県支出金の伸びもあり、前年度より3億9,046万8,000円増の53億2,546万8,000円で、比率は40%となります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、前年度からやや増え、1億3,461万5,000円を計上しました。

総務費は、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業や総合行政情報システムの変更業務などにより、前年度から4億3,650万円増え、19億1,512万5,000円を計上しました。

民生費は、国の経済対策であります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金、また民間保育所2園の新設整備補助事業といった新規事業や障害者総合支援給付事業などの増により、前年度から5億4,655万8,000円増え、46億3,532万8,000円を計上しました。歳出合計に占める割合は、この民生費が一番高く34.9%を占めております。

衛生費は、予防接種委託料を実績に応じ見直したこともあり、前年度より4,742万4,000円減の10億7,393万4,000円を計上しました。

農林水産業費は、農業集落排水事業や農業構造改善事業の減などにより前年度より6,774万8,000円減の2億2,823万4,000円を計上しました。

商工費は、工場等立地促進補助金の増などにより前年より4,940万7,000円増の2億6,136万9,000円を計上しました。

土木費は、前年度より3億849万9,000円減の13億3,331万5,000円を計上しました。菊陽第二土地区画整理事業などが増加したものの、前倒し予定の鼻ぐり井手公園拡張整備事業や最終の4年目となる光団地建設事業などが減少しております。

消防費は、前年より1,326万5,000円減の3億7,816万6,000円を計上しました。なお、平成23年度から取り組んできました防災行政無線デジタル化更新整備事業は、平成25年度で完了をいたしました。

教育費は、前年度より2億1,916万6,000円減の20億4,449万6,000円を計上しました。歳出合計に占める割合は15.4%で、民生費に次いで高い比率となります。菊陽中部小学校の改築事業が平成25年度で完了し、また国の経済対策を受け、平成25年度の3月補正に一部前倒して計上した事業があるため前年度から大幅に減少しております。平成26年度は継続費の最終年となる菊陽中学校の増築・改修事業や武蔵ヶ丘中学校施設整備事業、町民体育館の外壁等改修事業などを盛り込んでいます。

最後に、公債費は第三セクター等改革推進債の償還が始まることなどもあり、前年度より1

億1,789万6,000円増の12億535万1,000円を計上しております。

議案第17号は、平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,357万1,000円と定めるものであります。平成25年度と比較すると、鼻ぐり井手公園拡張整備用地の一般会計への売払いがありませんので、1億4,817万9,000円の減となります。

歳出は、光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得事業債の返済のための公債費及び用地の維持管理費で、財源は一般会計から繰り入れることとしております。

なお、光の森の公共用地のうち、南側の約7,000平方メートルは現在（仮称）菊陽町光の森複合施設を建築中であり、維持管理費は必要ありませんので、本年度からの維持管理費は北側約3万平方メートルの（仮称）菊陽町光の森多目的広場のみとなります。

議案第18号は、平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,843万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億372万6,000円、国庫支出金8億8,220万2,000円、前期高齢者交付金7億620万7,000円、共同事業交付金4億6,962万円、繰入金3億524万円であります。

歳出の主なものは、保険給付費23億9,212万9,000円、後期高齢者支援金等4億6,653万円、介護納付金1億9,355万7,000円、共同事業拠出金4億6,962万4,000円であります。

議案第19号は、平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,028万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億2,598万9,000円、繰入金7,271万2,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,931万5,000円であります。

議案第20号は、平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,145万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料4億4,020万4,000円、国庫支出金4億9,330万7,000円、支払基金交付金6億2,218万7,000円、県支出金3億1,583万4,000円、繰入金3億4,696万9,000円、繰越金1,000万円、諸収入1,290万9,000円あります。

歳出の主なものは、総務費2,900万円、保険給付費21億1,548万7,000円、地域支援事業費9,493万3,000円を計上しております。

議案第21号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を14億4,989万7,000円、支出予定額を13億7,889万8,000円と定めるものであります。

第4条で資本的収入予定額を4億8,237万8,000円、支出予定額を8億9,503万7,000円と定め

るものであります。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。

菊陽町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同意をお願いしました阪本英晴様は、現在教育委員に就任していただいておりますが、平成26年3月31日で任期が満了いたしますので、再任の同意をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。人権擁護委員のうち1名が欠員となっておりますので、候補者として菊陽町大字久保田2792番地1にお住まいの衛藤美直子様を新任として推薦するものであります。

報告第1号は、新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により菊陽町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、同条第6項の規定に基づき報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告について、これより閉会中の特定事件の調査について、議会運営委員会で研修されました件について議会運営委員長甲斐榮治君から報告をお願いします。

○議会運営委員長（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。

それでは、研修について御報告をいたしたいと思っております。

本件は今後の議会の活動について、この会期中にまた全員協議会を予定しておりますが、そこに提案をしてその次第によっては本町の議会の活動のあり方として採用される可能性を持っておりますので、しかもこれは議会だけではなくて執行部も、執行部の御理解と協力も必要とします、そういうことですので、今日はその導入に当たりますが、御清聴お願いしたいと思います。

研修の日時が平成26年2月12日水曜日から同13日、1泊2日の予定で、研修先が福岡県の古賀市及び福津市議会ですね。研修の目的が、常任委員会活動を活性化するという事の中で特に閉会中の活動ですね。これまでは議会の最終日に漠然とした閉会中の活動について議決を得ておりましたけれども、今後はこれも決まればの話ですが具体的な事案を示して議決をいただいて、そして検討に入ると、閉会中ですね。そういうことになるかと思っております。閉会中の所管事務調査についてということで御報告をしたいと思います。

研修の参加者は、私議会運営委員長甲斐です。それから、議会運営委員会の副委員長かつ文

教厚生常任委員会委員長の小林久美子議員、それから総務常任委員会の岩下和高議員、それから産業建設常任委員会の渡邊裕之議員、それに大塚昇議長、梅田清明副議長ですね。以上、それに廣野事務局長が参加をいたしております。

いろんなことを話し合いました。両市とも約2時間にわたって話し合いましたが、特に今日はその所管事務調査について申し上げたいと思います。と申しますのは、これは私たちが今議会の基本条例、これは議会の活動スタイルを決める基本ですね。これを定める議会基本条例の案を検討中です。また、議員が活動する、その姿勢について政治倫理条例、これはもう既にでき上がりまして通過いたしました。もう一つは議員の質の維持と向上ですね。のために政務活動費の支給に関する条例等の用意をしております。2000年の地方分権一括法によって地方自治体の権限と責任が大体国、県などと同等になってきております。そういったことで、議会も団体意思を決定する機能を持っております。それから、執行状況、執行部の執行状況をチェックする、そういう機能を持っております。同時に立案機能もさらに持っております。こういったことをずっと検討をいたしました結果、この閉会中にどういうふうに議会の活動を活性化するかということが問題になってまいりましたので、そういう目的を持って研修に臨んでおります。

この古賀市と福津市においては、閉会中に先ほども申しましたように議会の最終日に閉会中の検討事項を議決をして、そして閉会の中に常任委員会でいろいろ検討をして次の議会につないでおくというふうな状況です。特に、私が一番びっくりしたのは古賀市の例ですね。古賀市では、委員会が3つありますが、各所管課を全部閉会中に呼ぶんですね。呼んで、来てもらって、そして自分の課では何をやっておるか、どういう執行状況であるか、そういったことをつぶさに報告をしてもらおう。それから、議員はもちろんその意見を出して執行部も意見を返して、そこでその所管課についていろいろな事業について意見を交わすというふうなことを全課にわたってやっております。大変な作業ですね。福津市の場合はそこまではいきませんで、問題になっておるところをピックアップして委員会の方で検討をして、今回はこれとこれとこれについて検討したいということを議決をして、それに関する所管課を呼んで議論を深めるという作業をしております。いずれも、この閉会中の所管事務調査というのは両方ともシステムになっております。思いつきではありません。毎回議会が終わったらそれをやるというふうなことで、もうシステムになっておることですね。この所管事務を調査して意見を交換することによって議会としては市政の流れと課題を把握することができる、ということでした。

それから、所管事務調査の結果については、福津市の方は意見書を添えたりしておりますが、古賀市の方ではもうその所管事務の調査の中で全てのことが大体もう完結をします。特に意見書を添えたりはしていないということですね。その閉会中に検討した結果については次の議会の冒頭に委員長から報告をするということですね。こういうことでございましたということで報告をする。全部でその全体で情報を共有するということです。執行部も議会も含め

です。したがって、古賀市などでは、今日町長は行政報告をなさいましたが、もうこの所管事務調査の中で分かっておりますので、この市長による行政報告はしないというふうなことです。

それから、この委員長さんが大変です。この調査報告の取りまとめをしないといけないのです。これについては、これも今後の検討課題になるかと思いますが、音声を文字に転換するICレコーダーを導入している。しゃべったことが文字になって出てくる。大して費用はかからないということでしたが、これは後で調べてみるとよく分かりませんが、そのICレコーダーを使用して議事録等に当てているということですね。こういったことをしておりますので、要するに閉会中にも議員のやることはたくさんあるということで、片手間では議員はできなくなっていると。市議会、恐らく町議会であってもこういう形をスタイルをとればそういうふうになるかと思いますが。それは当然報酬につながり、あるいは政務活動費につながるような動きではないかというふうな思いがいたしました。御船町あたりは通年議会というのが実施されておりますが、この古賀市とか、それから福津市の方では通年委員会を考えている。委員会を1年を通じて動かすというふうな、そういう形になりつつあるということでした。

これが所管事務の件ですが、これは先ほど申し上げましたように単に議会だけが言ってもこれは成立はしませんけれども、無理やり議決をすればそれで成立をしますが、できるだけ執行部とも共通理解を深めながらこういうのが取り組めないかなと。私の個人的な感想としては古賀市のようなことは恐らく難しだろうと。その時々の問題になっておることをピックアップをして、委員会です。それについて議会の最終日に議決をして委員会を開いて関係の所管課に来てもらうという形が一番やりやすいんじゃないかなというふうには思いました。ただし、これも先ほど申し上げましたようにまだ議会全体で決めたというわけではありませんので、今度の6日の日に全員協議会を開いて、より詳しい御報告をしながら一緒に考えたいというふうに思っております。

それと、もう一点だけ、今度予算がかかってきておりますけれども、この両市とも予決算の特別委員会というのを別に持っております。予算の特別委員会等は5日間ですかね。議員全員でかかっていますが、5日間期間がとってあります。そして、その一番最終日には、今日は町長は施政方針を披れきされましたけれども、一番最終日には市長をお呼びして、そしてその予算との整合性等について話し合いをするというふうなことが最後に行われておるようです。決算特別委員会、予算特別委員会と常任委員会の関係が問題になりますけれども、予決算以外の事柄を通常の常任委員会では取り上げて話をするというスタイルになっておるようです。

大体まだ詳しいことはありますけれども、時間の関係もありますので、今日は導入ということですので、このぐらいでやめておきたいと思いますが、いずれにしてもこの議会に行っても2000年に地方分権一括法が変わって、その後議会の存在意義が問われて、報酬の問題、あるいは政務活動費の問題等も表に出てきて、それに対して各議会とも一生懸命やっぴり必死にな

って自分たちの活動スタイルを求めておるといことがよく分かりました。議会の基本条例にしても、その時々思い、一時的な思いつきではなくて、議会にとっての、議員にとっての基本的なことを規定をして、そして人が変わっても、その議会の活動の質は変わらないというふうな意味では大変大きな意味を持っていると、そういうことも確認をいたしました。そういったことを勉強してきましたけれども、先ほども重ねて申し上げますが、こういったこと、閉会中の議会の活動については議員全体の理解、それからもう一つは執行部の理解ですね。その辺が今後必要になると思いますので、それはまた改めて御相談を申し上げることになるかというふうに思います。

以上をもって出張報告にかえます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 議会運営委員長の調査結果の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時53分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月5日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成26年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成26年3月5日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第16号 平成26年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第17号 平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第18号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第19号 平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第20号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第6 議案第21号 平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君   |     |       |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

- 議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山野光子君  
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |                      |       |                     |       |
|----------------------|-------|---------------------|-------|
| 町長                   | 後藤三雄君 | 副町長                 | 井手義隆君 |
| 教育長                  | 赤峰洋次君 | 教育次長                | 鶴田義晃君 |
| 総務部長                 | 吉野邦宏君 | 福祉生活部長              | 實取初雄君 |
| 産業建設部長               | 松村孝雄君 | 会計管理者兼<br>会計課長      | 渡邊幸伸君 |
| 総務部審議員兼<br>人権教育・啓発課長 | 堀川俊幸君 | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 荒木一雄君 |
| 総務課長                 | 吉川義則君 | 総合政策課長              | 服部誠也君 |
| 財政課長                 | 阪本浩徳君 | 税務課長                | 阪本章三君 |



福祉課長 宮本義雄君  
介護保険課長 市原憲吾君  
町民課長 酒井章彦君  
建設課長 今村敬士君  
下水道課長 士野公典君  
教育審議員兼  
中央公民館館長 矢野陽子君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 堀川正信君

健康・保険課長 佐藤清孝君  
環境生活課長 大山陽祐君  
農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 小野秀幸君  
総務課長補佐兼  
庶務法制係長 中島秀樹君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長 堀行徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これから平成26年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第16号 平成26年度菊陽町一般会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第16号の平成26年度菊陽町一般会計予算について御説明を申し上げます。

主な施策や全体的な予算につきましては、昨日町長の施政方針や提案理由にございましたので、財政課からは、予算書に基づき、主なものの事業費などについて御説明いたしますが、昨日お配りしました予算案の参考資料も参考としていただきたいと思います。

また、明日3月6日、予算の概要説明書をお配りする予定でありますので、申し添えます。

なお、御質問につきましては、担当部課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願ひします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133億円と定めております。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めております。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めております。

2ページをお開きください。

2ページから8ページは、第1表の歳入歳出予算ですが、内容は11ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたしますので、割愛させていただきます。

9ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。

主なものでは、1行目の電子計算機導入に伴う機器借上料で、期間を平成27年度から31年度までとし、限度額を1,682万4,000円といたしております。

4行目と5行目は、各小・中学校校務用パソコンの借上料で、一番下の武蔵ヶ丘中学校仮設給食室借上料は、期間が平成27年度から30年度までで、限度額を1,706万円といたしております。

す。

なお、平成26年度に必要な予算は歳出予算の中に計上しております。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの支出予定額等につきましては、207ページから210ページにかけて調書をつけておりますので、後ほど御確認いただければというふうに存じます。

10ページをお開きください。

次は、第3表の地方債になります。全部で12件ありますが、主なものの起債の目的、限度額について申し上げます。

まず、1行目の臨時財政対策債を5億1,600万円、次に（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業を1億760万円、5行目の光団地建設事業を3,530万円、八久保片彦瀬線他道路改良事業を2,650万円、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を2,030万円、それから社会資本整備総合交付金（土木道路事業）を4,030万円、続きまして下から4行目の武蔵ヶ丘中学校施設整備事業を6,590万円、それから菊陽中学校増築・改修事業を5億4,040万円、それぞれ計上しています。

以上、地方債の限度額の計は13億7,840万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりでございます。

なお、町債関係につきましては、参考資料の9ページにも関係書類つけておりますので、参考といただければというふうに存じます。

11ページ以降は予算に関する説明書でありまして、12ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、1、総括の歳入です。金額の大きなものを申し上げますと、款の1町税を58億3,789万7,000円、款の6地方消費税交付金を4億2,801万6,000円、款の12地方交付税を4億2,800万円、それから款の16国庫支出金を18億668万2,000円、それから款の17県支出金を10億2,805万1,000円、款の20繰入金を12億4,005万円、それから款の23町債を13億7,840万円それぞれ計上いたしております。

以上、歳入合計は133億円で、前年度から5億円の増ということになります。

なお、参考資料の2ページの方にも記載しておりますけども、歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、自主財源はちょうど60%、それから依存財源は40%ということになります。

下の13ページを御覧ください。

次は、歳出になります。

金額の大きなものを申しますと、款の2総務費を19億1,512万5,000円、款の3民生費を46億3,532万8,000円、款の4衛生費を10億7,393万4,000円、それから款の8土木費を13億3,331万5,000円、款の10教育費を20億4,449万6,000円、それから款の12公債費を12億535万1,000円、それぞれ計上いたしております。

以上、歳出合計も133億円で、前年度から5億円の増ということになります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

14ページをお開きください。

次は、2の歳入であります。

目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、1,893万9,000円増の17億4,551万5,000円、それから目の2法人は、7,390万円減の4億3万3,000円を計上しております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税は、2億2,253万円減の32億7,319万3,000円を計上しております。

内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

下の15ページを御覧いただき、項の3軽自動車税は7,829万4,000円、次の16ページをお開きいただき、項の4町たばこ税は3億816万7,000円を見込んでおります。

次に、款の2地方譲与税は、国税の収入の一部が譲与されるものでありまして、項の1地方揮発油譲与税を2,904万1,000円、それから項の2自動車重量譲与税を6,878万2,000円、下の17ページを御覧いただき、項の3航空機燃料譲与税を6,569万円、それぞれ見込みました。

次の、款の3利子割交付金以降の交付金は、県税収入の一部が交付されるものでありますが、18ページをお開きいただき、中段の款の6地方消費税交付金は、税率引き上げにより6,211万9,000円増の4億2,801万6,000円を見込んでおるところでございます。

20ページをお開きください。

款の12地方交付税は、2,100万円減の4億2,800万円を見込んでおります。そのうち、普通交付税を3億9,800万円としております。

下の21ページを御覧いただき、款の14分担金及び負担金で、項の2負担金、目の2民生費負担金の3億1,131万6,000円のうち大部分は、節区分1及び2の児童福祉費負担金の公立及び私立の保育所入所負担金、一般的に申しますと保育料であります。

次の22ページをお開きください。

下の段ですけれども、款の15使用料及び手数料で、項の1使用料は町の施設の使用料で、次の24ページをお開きいただき、下の段の項の2手数料は証明書発行等の手数料であります。

下の25ページを御覧いただきますと、次は款の16国庫支出金で、項の1国庫負担金、目の1民生費負担金は、11億580万9,000円を計上しております。このうち、節区分1の社会福祉費負担金2億9,299万3,000円は障害者関係の負担金で、節区分5の児童福祉費負担金1億5,667万1,000円は私立保育所運営費に係る国庫負担金で、また節区分6の児童手当負担金は6億4,450万7,000円を計上しているところであります。

次の26ページをお開きください。

目の3教育費国庫負担金の1億2,010万円は、菊陽中学校増築・改修事業に係るものであります。

なお、前年度から1億1,661万3,000円減っておりますのは、菊陽中部小学校の改築事業が減になったことによるものでございます。

次に、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分3の社会資本整備総合交付金の1億5,214万8,000円は、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業分などであります。

次に、目の2民生費国庫補助金は、1億6,938万6,000円増の2億1,021万3,000円を計上しております。大きく増えましたのは節区分1の社会福祉費補助金で、国の経済対策であります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時交付金に係る補助金の増によるものであります。

下の27ページを御覧いただき、中段の目の6土木費国庫補助金1億3,423万6,000円のうち、節区分1の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は光団地建設事業分で、節区分6の公園費補助金の社会資本整備総合交付金は鼻ぐり井手公園拡張整備事業分であります。

次の28ページをお開きください。

目の9災害復旧費国庫補助金4,287万1,000円は、平成24年7・12九州北部豪雨災害の災害復旧事業で、用地の関係もありまして平成25年度までに事業の実施ができませんでした曲手地区ほかの復旧に係る補助金であります。

下の29ページを御覧いただきますと、次は款の17県支出金で、項の1県負担金、目の1民生費負担金は、4億9,680万8,000円を計上しております。節区分1の社会福祉費負担金は障害者関係の負担金で、節区分2の保険基盤安定負担金は国民健康保険と後期高齢者医療に係る負担金で、節区分4の児童福祉費負担金は私立分の保育所運営費県負担金で、節区分5の児童手当負担金は1億3,556万4,000円を計上しているところであります。

次の30ページをお開きいただき、項の2県補助金、目の1総務費県補助金は、節区分5の再生可能エネルギー補助金3,250万5,000円を新規に計上しておりますが、これは(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業の太陽光発電設備に係る補助金でございます。

目の2民生費補助金は、2億5,620万3,000円増の3億8,504万7,000円を計上しております。大幅に増えましたのは、例年の補助金に加えまして、下の31ページを御覧いただき、節区分3の児童福祉費補助金の中ほどに安心こども基金特別対策事業補助金2億3,637万8,000円を新規に計上したことによるもので、これは新設保育所2園に対する設置の補助金でございます。

33ページをお開きください。

下の段の項の3県委託金、目の1総務費県委託金は、節区分1の徴税费委託金5,400万円をはじめまして、次の34ページをお開きいただき、新規事業分としまして、節区分3の統計調査費委託金の農林業センサス、それから経済センサス交付金、それから節区分6の選挙費委託金の熊本県議会議員選挙費委託金などを計上しているところでございます。

36ページをお開きください。

次は、款の18財産収入で、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、5,000万1,000円増としております。主なものは、節区分1土地売払収入の第二地区保留地処分金1億5,000万円、これは土地区画整理事業を推進するための財源でございます。

下の37ページを御覧いただき、次は款の20繰入金、項の2基金繰入金ですが、前年度より2億8,941万5,000円多い12億4,005万円を繰り入れることとしております。

目の1 財政調整基金を1 億円増の8 億7,000万円、目の2 減債基金を8,000万円、目の3 公共施設整備基金を7,500万円、目の7 土地区画整理事業基金を5,900万円、目の8 学校建設基金を1 億円など、財源不足分、公債費、公共施設整備、花いっぱい運動、緑化の推進、人材育成、中学生海外派遣事業、学校建設事業、それから社会福祉及びスポーツ・文化振興事業のために充当することといたしております。

次の38ページをお開きください。

款の21繰越金は、前年度と同額と1 億5,000万円を計上いたしております。

下の39ページを御覧いただき、下の段の款の22諸収入、項の5 雑入、目の4 雑入を5,180万5,000円増の1 億2,164万9,000円計上しております。例年の事項に加えまして、次の40ページをお開きいただき、節区分4 のその他の雑入のうち、中ほどの空港環境整備協会助成金3,079万2,000円、これでございますが、これは鼻ぐり井手公園拡張整備事業に対するものでございます。それから、42ページを御覧いただき、4 行目に菊陽町土地開発公社残余財産受入金500万円を計上しているところでございます。

次は、款の23町債で、内容は、第3表の地方債で説明したとおりでありますので、省略させていただきますけれども、国の経済対策により前倒し事業もあり、前年度より1 億4,920万円少ない13億7,840万円を計上しているところでございます。

以上で歳入を終わらせていただきます。

45ページをお開きください。

これから歳出になります。

目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、款の1 議会費は、議員報酬と議会だより作成費や会議録作成費などで1 億3,461万5,000円を計上しています。

48ページをお開きください。

次は、総務費になります。

款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は、行政一般管理費、人事一般管理費、秘書、交際費、行政評価、協働のまちづくり、それから菊池広域連合管理負担金など5 億9,390万9,000円を計上しており、主なものは特別職や総務関係職員の人件費などでございます。

51ページをお開きください。

下の段の目の2 文書広報費は、菊陽広報紙の印刷費など763万3,000円を計上しています。

次の52ページをお開きください。

目の3 財政管理費は、財政関係の経費で、次の議案第17号の土地取得特別会計への公債費分及び維持管理費としての繰出金1 億7,351万円などを計上しているところでございます。

下の53ページを御覧いただき、目の5 財産管理費は、55ページにかけまして、庁舎の維持管理費や公用車の維持管理費、入札契約、財産管理に係る経費を6,860万1,000円計上しておると

ころでございます。

少し飛びますが、56ページをお開きください。

目の6企画費は、企画一般業務や消費生活相談業務などの経費618万9,000円を計上しております。

新規の事業としましては、後期の基本計画策定に係る住民意識調査や屋久島町との姉妹都市20周年記念誌作成費などを盛り込んでおるところであります。

それから、下の方の目の7交通安全対策費は、交通指導員の配置や交通安全施設の整備などに係る経費1,411万1,000円を計上しておりますが、主なものは交通安全施設工事費などがございます。

58ページをお開きください。

目の8財政調整基金等費は、繰越金の2分の1の7,500万円を基金に積み立てるとともに、歳入の財産運用収入で計上しました基金の利子を積み立てるものであります。

下の段の目の10地域政策費は、財源は記載のとおり、国県支出金、地方債、基金などでございまして、60ページにかけまして、町内巡回バスや路線バスなどの公共交通関係、それからサイン、人材育成、さらに（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業に係る経費など、合わせまして4億564万6,000円を計上しております。前年度より3億5,450万円増加しておりますが、要因は、光の森の複合施設の建設事業費の増でございます。

60ページをお開きください。

下の段の目の11電子計算費は、62ページにかけまして、町の電算システムの基幹となる総合行政システムの機器やソフトの維持管理の経費を1億6,058万8,000円計上しております。システムの更新やマイナンバー制度のシステム構築などがあり、大幅に増加したものでございます。

62ページをお開きください。

目の12自治振興費は、行政区運営支援のための経費ですが、嘱託員関係に加え、地区公民館用地の購入費や地区公民館整備費補助金も盛り込み、合わせまして6,428万1,000円を計上しておるところでございます。

下の63ページは、目の14武蔵ヶ丘支所費、それから65ページをお開きいただき、目の15西部町民センター管理費などをそれぞれ計上しておるところでございます。

67ページをお開きください。

目の16、これは新たに設けたものでございますが、（仮称）菊陽町光の森複合施設管理費でございます。当該施設は11月オープンに向けまして工事を進めておりますが、現時点におきまず想定した経費1,287万5,000円を計上しているところでございます。

なお、施設の名称や支所を含めました管理運営につきましては今後詰めていく予定でございますが、その他必要なものがありましたならば、また補正でお願いしたいというふうに考えております。

68ページをお開きください。

目の17、三里木町民センター管理費は1,080万1,000円、下の69ページを御覧いただき、下の段の目の18男女共同参画社会推進費は143万9,000円をそれぞれ計上しております。

70ページをお願いいたします。

下の段の目の19生活・安全対策費は、スクールパトロール関係経費や防犯灯設置工事費、それから地域の防犯灯設置に対する補助金など2,264万4,000円を計上しています。

次の72ページをお開きください。

下の段の項の2徴税费、目の1 税務総務費は、税務全般の事務費を1億1,855万4,000円計上しております。

下の73ページの下の段の目の2賦課徴収費は、75ページにかけまして税の賦課に関する業務、それから納税通知書、領収書等の印刷、郵送料、滞納処分費などを計上しておりますが、その中で、75ページを御覧いただきまして、75ページの1行目に航空写真撮影業務委託料954万8,000円を計上しております。こちらは固定資産税の課税根拠資料及び公有財産管理システムの地図情報資料として活用する予定でございます。

77ページをお開きいただきたいと思います。

項の4 選挙費は、選挙管理委員会の事務費及び選挙啓発費のほか、下の段の目の6 熊本県議会議員一般選挙費、次の78ページから80ページにかけまして、78ページの下の段の目の7 町長選挙費、それから79ページの目の8 町議会議員一般選挙費及び目の13 町議会議員補欠選挙費などを計上しているところでございます。

80ページをお開きください。

下の段の項の5 統計調査費は、毎年実施されます調査に加え、平成26年度は国勢調査の準備、農林業センサス、全国消費実態調査、経済センサスが実施されるため、これらに関する経費を計上しておるところでございます。

83ページをお開きください。

項の6 監査委員費は、監査委員関係の経費でございます。

以上で総務費を終わります。

84ページをお開きください。

次は、民生費になります。

款の3 民生費、項の1 社会福祉費で、目の1 社会福祉総務費は、福祉関係全般に係る経費で、主なものでは、福祉関係職員の人件費や、第4期障がい福祉計画策定支援業務、次の86ページをお開きいただき、民生児童委員協議会やボランティア活動、社会福祉協議会への補助金、また国の経済対策であります臨時福祉給付金も1億1,126万5,000円計上しております。さらに、節区分28の繰出金では、国民健康保険特別会計への繰出金を3億524万円計上しているところでございます。

次に、目の2 高齢者福祉費は、下の87ページにかけまして、高齢者福祉事業として、敬老



会、老人会、それからシルバー人材センター活動などなどの経費を計上しておりますが、節区分28の繰出金で、介護保険特別会計への繰出金も3億2,293万7,000円計上しているところがございます。

次に、下の方の目の3障害者福祉費は、障害者総合支援給付事業に係るもので、90ページをお開きいただき、主なものは、節区分20の扶助費6億5,399万3,000円で、説明欄に記載しておりますような事業を進めていく予定でございます。

下の91ページを御覧いただき、目の5、東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理運営費などでありまして、1,756万6,000円を計上しております。

93ページをお開きください。

目の6人権啓発推進費は、人権啓発の推進に必要な経費2,997万6,000円を計上しております。

次の94ページをお開きください。

下の段の目の7国民年金事務費は、国からの法定受託事務で、必要な経費を計上しているところがございます。

下の95ページを御覧いただき、目の8老人福祉支援センター・福祉支援センター管理費は、指定管理者への管理業務委託料や維持管理費などを計上しておりますが、平成26年度は福祉支援センターの改修工事を盛り込んでおるところでございます。

目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費は、施設の管理費などがございます。

次の96ページをお開きください。

目の11、後期高齢者医療費は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金を2億7,918万8,000円、それから後期高齢者医療特別会計への繰出金を7,271万2,000円計上しているところがございます。

下の97ページを御覧いただき、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、児童福祉全般の経費で、子育て支援、病児・病後児保育、つどいの広場、また子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る経費などを計上しております。99ページをお開きください。平成26年度は、節区分19の負担金、補助及び交付金の補助金の中で、中ほどに安心こども基金特別対策事業補助金、これは私立保育所2園の新設整備補助金であります。それ以外にも、放課後児童健全育成事業や待機児童対策に係る補助金も盛り込んでおるところでございます。

次に、目の2児童措置費は、合計で9億7,987万4,000円を計上しております。主なものは、最後の行の節区分20の扶助費の児童手当9億1,565万円ですが、次の100ページの1行目を御覧いただきますと、国の経済対策であります子育て世帯に対します臨時特例給付金を6,086万円計上しているところでもございます。

それから次は、下の段の目の4保育園費で、合計で11億8,824万4,000円を計上しています。主なものは、保育所職員の人件費や賃金などの町の8つの公立保育所と子育て支援センターの運営費や、104ページをお開きいただき、中ほどに私立保育所運営費負担金私立分を5億119万

7,000円、それから補助金で保育士等処遇改善臨時特例事業補助金などを計上してるところでございます。

以上で民生費を終わります。

107ページをお開きください。

次は、衛生費になります。

款の4衛生費、項の1保健衛生費で、目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般にわたる経費で、主なものでは保健衛生関係職員の人件費や子どもの健診など、それから次の108ページを御覧いただき、節区分13の委託料の妊産婦健康診査、それから下の109ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院運営事業などの経費を計上しているところがございます。また、節区分20の扶助費の子ども医療助成を1億8,600万円、それから療育医療給付費を1,220万円計上しているところでもございます。

次に、下の段の目の2予防費は、結核予防検診や予防接種業務委託料などを予定し、実績に応じ見直したこともあり、前年より4,811万8,000円少ない1億7,990万円を計上しました。予防接種は、2種混合、3種混合、インフルエンザ、子宮頸がんなどがございます。

次の110ページをお開きください。

目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病予防、地下水涵養などの事業でございますが、下の111ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金には、雨水浸透枳、太陽熱温水器、太陽光発電システム及び雨水タンク設置補助金などを計上しております。

なお、太陽光発電システムの補助金につきましては、国や県の補助金が3月末日までで終了しますので、町の方もこれにあわせる予定でございます。

次の112ページをお開きください。

目の4健康増進費は、健康教室や各種検診、健康づくり推進事業などの経費を7,146万6,000円計上しております。

下の113ページを御覧いただき、目の5臨時診療所費は、診療収入を財源とします新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しておるところでございます。財源はその他でございます。

次の114ページをお開きください。

下の段の項の2清掃費、目の1清掃総務費は、ごみ指定袋の作成経費やごみ処理経費の負担金などの経費で、主なものは、下の115ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で菊池環境保全組合負担金を2億1,010万4,000円計上しております。組合では、現有施設でのごみ処理を行いながら、新環境工場の建設を進めていく計画であります。

次に、目の2塵芥処理費は、ごみ収集経費やリサイクル奨励、各種環境対策補助金など8,599万4,000円を計上しておるところでございます。

次の116ページをお開きください。

目の3し尿処理費は、し尿の運搬や処理入に係る経費で、菊池広域連合のし尿処理費の負担金など4,091万8,000円を計上しております。

以上で衛生費を終わります、下の117ページを御覧いただきますと、次の労働費になります。

款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該施設の運営費用、下の目の2働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにおきます施設の運営費を計上しているところでございます。

以上で労働費を終わります、119ページをお願いいたします。

次は、農林水産業費になります。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、耕作放棄地対策、農地調整事業などの経費でございます。

120ページをお開きください。

目の2農業総務費は、農政関係職員の人件費などを計上しております。

下の121ページを御覧いただき、目の3農業振興費は、次の122ページをお開きいただきまして、節区分19の負担金、補助及び交付金で、すぎなみフェスタ実行委員会助成金、その他農業振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金農業制度資金の助成金、それから青年就農給付金事業補助金などを計上しているところでございます。

下の123ページを御覧いただき、目の4畜産振興費は、品評会などでの報奨金や、次の124ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金では、畜産振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金などを計上しているところでございます。

下の125ページを御覧いただき、目の7担い手育成総合支援事業費では、営農指導員の配置や農村集落活性化及び担い手規模拡大推進のための経費などを計上しております。

次に、目の8土地改良費は、次の126ページから127ページにかけて、農道の維持管理、それから事業の調査設計、それから節区分19の負担金、補助及び交付金では、県営等で実施されます事業への負担金、それから農地・水保全管理支払事業負担金、また土地改良区の育成補助金や町内用排水路修繕工事への負担金などをそれぞれ計上しているところでございます。

128ページをお開きいただき、中ほどの目の14国土調査費は、地籍修正実地測量と基準点調査などを行うための必要な経費を計上しているところでございます。

次に、目の15農業集落排水事業費は、当該事業推進のために必要な経費の一部を下水道事業会計に繰り出すもので、3,777万6,000円を計上しています。

次に、目の17農業構造改善事業費は、「さんふれあ」関係の経費でございまして、施設の修繕費や改修工事費、それから節区分19の負担金、補助及び交付金では、温泉熱エネルギー供給事業負担金なども計上しているところであります。

下の129ページを御覧いただきますと、項の2林業費は、町有林の管理費などを計上しているところでございます。

以上で農林水産業費を終わりました、131ページをお開きください。

次は、商工費になります。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、商工業の振興を図るための中小企業等活性化会議や、次の132ページを御覧いただきますと、商工会等団体への支援、特産品の製造販売推進への支援などの経費、また夏祭り補助金などを計上しています。

次に、目の2企業誘致費は、前年度から5,027万4,000円増の2億2,016万8,000円を計上しています。原水工業団地などへの企業誘致のための経費や、下の133ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金では、下から6行目に工場等立地促進補助金を2億569万円計上しているところがございます。

次に、目の3観光費は、134ページにかけまして、杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリーなど、観光振興に対する補助金などを計上しているところがございます。

以上で商工費は終わります。

次の135ページからは土木費になります。

款の8土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費は、職員の人件費や各種負担金などを計上しています。

137ページをお開きください。

項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁総務費は、道路台帳補正業務委託料や県道改良工事負担金などを計上しています。

次に、目の2道路橋梁維持費は、道路や植栽帯、それから駅前広場等の維持管理費、それから道路の維持工事など7,574万1,000円を計上しています。

次の138ページをお開きください。

目の3道路新設改良費は、2億4,683万7,000円を計上しています。主なものは、下の139ページの節区分15の工事請負費ですが、中尾地内の道路改良、馬場東合志線拡幅などの単独事業のほか、交付金などを活用しまして、狹隘道路の整備、川久保南方線、南方大人足線、八久保片彦瀬線の交差点、それから杉並台地内の道路、八久保1号線、さらに曲手道明線、原水駅周辺整備、また原水工業団地内の照明設置などを予定しているところがございます。

次の140ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、節区分13の委託料で用途地域変更支援業務委託料350万円を計上しております。それから、下の141ページを御覧いただきますと、5行目には定住促進補助金も275万円計上しているところがございます。

次に、目の2土地区画整理費は、菊陽第二土地区画整理事業に係る経費を2億7,093万6,000円計上しています。

財源は、保留地処分金と土地区画整理事業基金繰入金のその他の特定財源などでございまして、次の142ページをお開きいただき、委託料や工事請負費、それから補償費などをそれぞれ計上しているところがございます。

下の143ページを御覧いただきますと、目の3公共下水道費は、公共下水道事業を推進するために必要な経費の一部を下水道事業会計に繰り出すものでありまして、4億4,285万6,000円を計上しております。

次に、目の4公園管理費は、前年度より2億1,405万7,000円少ない1億4,135万8,000円を計上しています。主なものでは、さんさん公園をはじめ近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費などのほか、鼻ぐり井手公園の管理費も一部盛り込んでおります。

また、145ページをお開きいただき、節区分15の工事請負費では、鼻ぐり井手公園拡張整備工事費や杉並木公園のトイレ改修工事費を計上しております。

次に、目の5花いっぱい推進事業費は、基金を活用して花の苗を購入していただき、地域に配布するものでございます。

次の146ページをお開きいただき、目の6緑化推進費では、生垣設置奨励補助金などを計上しているところでございます。

次は、項の4住宅費で、目の1住宅管理費は、町営住宅の維持管理修繕費などを計上しております。

下の147ページでは、目の2公営住宅建設事業費は、4年計画の最終年となります光団地建設に係る経費などで、今年度は集会所や公園の整備などを予定しております。

また、古閑原団地建設に向けた経費も一部盛り込んでおるところでございます。

以上で土木費を終わります。

149ページをお開きください。

次は、消防費です。

款の9消防費、項の1消防費、目の1常備消防費は、消防救急業務に係る菊池広域連合への負担金で、2億9,942万5,000円を計上しております。広域連合では、消防本部庁舎の耐震補強改修工事や無線デジタル化整備事業が計画されてるようでございます。

次に、目の2非常備消防費では、151ページにかけまして、消防用備品や積載車、小型ポンプの維持管理費などの消防団活動に係る経費などを計上しております。また、平成26年度は消防操法大会に係る経費も盛り込んでおるところでございます。

151ページを御覧いただきますと、目の3消防施設費は、防火水槽の設置工事費や消火栓の修理費、それから消防施設整備に対する補助金などを計上しています。

次に、目の4防災管理費は、152ページにかけまして、防災行政無線施設の保守や災害時用の備蓄品、それから災害用の備品、防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金、それから地域における自主防災組織の育成や補助金などを計上しているところでございます。

以上で消防費を終わります。

153ページをお開きください。

次は、教育費になります。

款の10教育費、項の1教育総務費、目の1教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費で

ございまして、報酬額につきましては、本定例会で提案しております議案第1号の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の教育委員の報酬の改正にあわせて計上しているところでございます。

次の目の2事務局費は、教育委員会事務局職員や教育相談員、日本語指導員などの人件費や、それから155ページをお開きいただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で人材育成基金を活用した中学生海外派遣事業や、節区分の21の貸付金で奨学資金の貸付金などの経費を計上しておるところでございます。

次の156ページをお開きください。

目の3外国青年招致事業費は、2名の英語指導助手に係る経費であります。

下の157ページからは小学校費になります。

目の1学校管理費は、6つの小学校の維持管理費や教育活動支援のための経費で、基礎基本学習定着サポート事業講師や特別支援児童助手などの配置、それから校務用パソコンの更新、武蔵ヶ丘小学校給食室の耐震診断、それから南小学校の屋外スピーカーの取替えなどで2億3,152万2,000円を計上しております。

少し飛びますが、162ページをお願いいたします。

目の2教育振興費は、教材費や知能・学力検査、児童用図書備品、扶助費などを計上しておるところでございます。

下の163ページを御覧いただきますと、目の3特別支援学級費は、特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は、学校給食に係る経費を計上しているところでございます。

次の164ページをお開きいただき、一番下の行ですけれども、目の5学校建設費は、菊陽中部小学校改築事業が平成25年度でほぼ完了しましたので大幅に減っておりますが、今年度は南小学校の空調設備の設計費300万円と、下の165ページを御覧いただき、平成25年度までに契約締結が見込めなかった中部小学校の改築事業に係ります建物補償費などを計上しておるところでございます。

次に、項の3中学校費に移ります。目の1学校管理費は、前年度より5,090万4,000円減の1億11万1,000円を計上しております。2つの中学校の維持管理運営費や教育活動支援のための経費などで、サポート事業講師、それから心の教育相談員や特別支援指導助手などの配置や公務用パソコンの更新、部活動補助金などをそれぞれ計上しているところでございます。

少し飛びますが、170ページをお願いいたします。

目の2教育振興費は、教材費や、学力検査、生徒用図書備品、扶助費などでございます。

下の171ページでは、目の3特別支援学級費は特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は学校給食に係る経費でございます。

次の172ページをお開きください。

下の段の目の5学校建設費は、下の173ページにかけまして、継続費を設定しています菊陽中学校の増築改修事業を9億1,542万5,000円、武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業を1億2,022万

円、合わせまして10億3,564万5,000円を計上しております。

菊陽中学校の増築改修事業は平成26年度で完了予定でございますが、武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業は平成26年度から継続して実施することといたしております。主なものでは、クラス増に伴います普通教室の確保、それから給食室の増築改修、校舎の増築改修などがございますが、今年度は、クラスの増に伴います普通教室の確保、仮設給食室の借り上げ、さらに校舎増築改修の設計費などを計上しております。

下の173ページを御覧いただきますと、下の段の項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金などを計上しております。

次の174ページをお開きください。

次は、項の5の社会教育費になります。

目の1社会教育総務費は、176ページにかけまして、社会教育関係職員の人件費や子ども会、放課後児童教室、屋久島町交流会、学校支援地域本部、成人式、文化関係全国大会出場激励、文化協会などの社会教育関係の事業費を計上しているところでございます。

176ページをお願いいたします。

目の2文化財保護費は、下の177ページにかけまして、鼻ぐり井手の県文化財指定に向けた文化財専門調査員の配置や鼻ぐり井手の調査等の経費を計上しているところであります。また、節区分19の負担金、補助及び交付金では、文化財の保存やボランティア活動に対する補助金などを計上しているところでもございます。

下の177ページを御覧いただき、下の段の公民館費は、次の177ページにかけまして、施設の維持管理、公民館事業の運営費、地域公民館、家庭教育、青少年健全育成、婦人会活動などへの補助金などの例年の経費を計上しております。

180ページをお開きいただき、目の4人権教育費は、集会所の管理運営、子ども集会、各種研修会、学習会、交流会などの人権教育の推進に係る経費を、それから下の181ページの下の段の目の8コミュニティ施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティセンターの維持管理、それから運営費を、それから183ページをお開きいただき、目の10図書館運営費は、図書館ホールを含みます施設の維持管理及び運営費、それから図書館ホールの自主事業などの経費を、最後に187ページをお開きいただき、目の11南部町民センター運営費は、施設の維持管理、運営費、また鼻ぐり井手関係のイベントの経費、続きまして189ページをお開きいただきますと、目の12ふれあいの森研修センター運営費は、当該施設の維持管理、運営費などをそれぞれ計上しているところでございます。

191ページをお願いいたします。

次は、項の6保健体育費で、目の1保健体育総務費は、保健体育の推進に係る経費で、町体育協会補助金などを計上しているところであります。

192ページをお開きください。

目の2体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館及び小・中学校施設管理に関する経費で

ございますが、下の193ページの5行目を御覧いただきますと、平成26年度は町民体育館の外壁等の改修工事を予定しているところでございます。

次に、目の3スポーツ振興費では、スポーツ文化振興基金を活用してスポーツ関係の全国大会等出場激励金、また総合型地域スポーツクラブ育成補助金などを計上しているところでございます。

以上で教育費を終わります。

次の194ページをお開きください。

次は、災害復旧費になります。

平成24年7・12九州北部豪雨災害によります曲手地区等の災害復旧事業が、用地の関係もあり、平成26年度にずれ込むこととなったため、災害復旧工事費を5,275万円計上しているところでございます。

以上で災害復旧費を終わります。

下の195ページを御覧ください。

次は、公債費です。

款の12公債費、項の1公債費、目の1元金は、第三セクター等改革推進債の償還が始まることなどもありまして、前年度より1億727万3,000円増の10億2,259万9,000円、また目の2の利子は、前年度より1,062万3,000円増の1億8,275万2,000円を計上しております。

次の196ページをお開きください。

最後は、款の14予備費で、3,330万5,000円を計上しておるところでございます。

以上で歳入を終わりますが、次の197ページから205ページにかけては給与費の明細を、それから206ページには継続費に関する調書を、それから207ページから210ページにかけては債務負担行為に関する調書を、それから最後の211ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をつけておりますので、御覧いただければというふうに存じます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

御質問につきましては担当部課長がお答えしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 丁寧な説明をしていただいてありがとうございました。

議案第16号の歳入のところ、消費税の増税に伴う分があると思うんですけども、町の財政に与える影響がどうなのかということと、あと使用料等の条例が出てたかと思いますが、全体に増額になってるんですけども、その影響はどの程度考えられているのかということと、あとページ133ページに工場等立地促進補助金が計上されてますが、この内容について、またページ145ページに鼻ぐり井手公園の整備等という説明がありましたけれども、鼻ぐり井手



公園の平成26年度のどのくらいの工事があるのかという点について、以上お尋ねします。

休憩してからでもいいですよ、休憩してからでも。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 今4点ほど御質問があったと思います。

まず、消費税の件からようございますでしょうか。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

消費税は、今年の4月1日から、地方消費税も含めまして5%から8%に上がります。その関係で、町の方に影響しますのは、地方消費税交付金というのがございまして、本年度は6,000万円ほど増で見ております。実際地方消費税が入ってきますのは、時間差がありまして、遅いのでは1年後にしか入ってこないということになりますので、今年度は、本来ならば1.7倍ぐらいになると思うんですけども、1.25倍ぐらいまでしか見ておりません。ですので、27年度以降ぐらいからは、その消費税8%に係る分が大体入ってくるんじゃないかというふうに考えております。26年度は25%程度アップということでございます。

それから、地方消費税交付金が増えるということになりますと、地方交付税の方には収入ということで反映されますので、交付税の方は若干減る可能性はあるということでございます。

いずれにしても、地方消費税が6,000万円ほど増える予定でございますが、27年度は1億円近くは増えてくるんじゃないかというふうに考えております。

消費税関係は以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員兼商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 補助金の2億569万円の内訳ですけど、施設整備補助金として、これがソニーセミコンダクタ、それから富士フイルム九州、マルハニチロ九州、ナカヤマ精密株式会社、それと株式会社ニチアス、それから、用地取得補助金としまして、愛歯さんが来られましたので、その愛歯さんの用地取得補助金合わせまして2億569万円というふうになります。よろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 使用料関係につきましては、使用料につきましては、今回お願いしております改正内容が15条例ございますので、代表しまして私の方からお答えさせていただきますけれども、今回の使用料の変更の分につきましては、消費税率の改正に伴いましてそれぞれの施設の維持管理費等が増額になってまいります、消費税相当分の増額があります。その分を、町全体でというよりも、利用者の方に一部負担していただこうと、使用していただく方に一部負担していただこうということで改正しておりますので、金額につきましても、消費税相当分、3%程度になりますので、額的なものとしては大きな額にはなっておりませんので、予算上の影響といたしましては、歳入分では大きな歳入が見込めるとかそういうものではございませんので、消費税に伴う分の影響が歳入、それと歳出にあわせてあっているというふうな考え方をいたしております。

以上になります。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、鼻ぐり井手公園の拡張整備の今後の予定につきまして御説明いたしますけれども、平成25年度におきましては、大方の造成工事を終えまして、今回当初予算に計上しておりますけれども、もう一つ、25年度の一般会計の補正予算の中で1億2,500万円程度計上しておりますが、それを26年度に繰り越しまして、26年度において公園の管理棟を整備する、それとそのほかの植栽等、芝の植栽等、そういったものを26年度中に計画しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私から1点だけ質問いたします。

ページ98ページの目の1の児童福祉総務費の節の報償費で学童クラブ運営統一組織設立準備委員会委員謝礼について質問します。

施政方針では、平成27年4月を目標に、運営、財務、人事に関する全学童クラブの一元化を目指して準備を進めてまいりますということですが、そこで平成26年度はどのような活動をなされるのか、またこれはどのような組織の体制をとるのか、人数等含めて、運営主体はどこになるのか、ちょっと具体的に説明お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） まず最初に、平成25年度のこの放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブの運営主体の統一についての話をまずいたします。

まず、これにつきましては、学童クラブの保護者とか、あるいは公募委員の方とか、学校関係者とか、学識経験者等を踏まえて、放課後児童クラブの運営の検討委員会を設けました。昨年8月、そして9月、そして10月にして、その運営検討委員会は、町長の諮問に対して答申をする形でしておりました。その学童クラブの運営検討委員会の答申、昨年10月1日に出されましたけど、そのときには、できるだけ早く運営組織を統一する準備委員会の検討委員会を設けた方がいいというところで答申をいただきました。

先ほど坂本議員からの御質問についてですけれども、平成26年度については、先の答申を踏まえて、先般の施政方針でありましたように、現在菊陽町町内6小学校のうち5小学校で計8学童クラブが組織されております。現在は運営主体が保護者会ということになっておりますけれども、毎年その保護者会の役員さんがかわるといったところと、非常に大きな財政運営をされてるということで、非常に保護者の方が負担になってると。保護者というのは学童クラブの利用者でもあるし、運営者でもあるということがあったもんですから、今年平成26年は、その8クラブ、菊陽西小学校の学童が25年度中にできますので、平成26年度は一応9クラブを予定しております、その9クラブの中で統一ができると、運営主体が保護者会でございますので、そ

れを一つの運営委員会とか、あるいは学童クラブの連合会とか、そういったところの一つの組織として、きちんと財政、人事の部分を一括的に事務局を設けるといったところの組織部分の構想がありますので、そういった部分を、一応学童クラブの現在の保護者会の役員さん等を中心にしながら、運営について幾つか論議をしながら、統一化できるように論議をしていくというところでのこの学童クラブ運営という組織設立準備委員会の委員さんの報酬、費用弁償等の予算を計上しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 5点ほどお願いいたします。

1つは、簡単なことですが、この参考資料、これ前年度との比較がありますが、これは当初予算における比較というふうに捉えていいですね。その点が1点。

それから、町民税の中で、法人の部分と、それから固定資産税が減っております。これは昨日何か町長がおっしゃったような気がしましたがけれども、聞き逃しましたので、改めてこの減った原因、これを聞かせていただきたい。2点目です。

それから、前から問題になっておりましたが、法人税の中で償却資産課税を免税にするということがありましたけれども、これのその後の動きが何か分かれば教えていただきたい。

それから、これも新聞に載っておりました。余り感心した話じゃありませんが、給与を国にあわせて削減しなかった市町村についてはペナルティーをかけて、交付金上で、そこには、要するに言うことを聞かなかったその市町村からは、その補助金の対象にせずに、頑張る地域交付金でその減った分を配付するというふうな新聞記事がありました。大した額ではないかと思いますが、本町にもその影響があるかどうかですね、その点。

それからもう一点です。子宮頸がんに対しての予算が計上されておりますけれども、これも報道では、体質によるんでしょうけれども、副作用があつていろいろ問題が出たとかということがありますが、その辺について町はどのように考えていらっしゃるのか、以上よろしく願いします。

○議長（大塚 昇君） 質問が多岐にわたっておりますので、答弁の時間をとりたいと思いますので、しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時19分

再開 午前11時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の参考資料の比較のところではございましたが、これは当初予算と当初予算の比較でございます。現在の予算ではございませんということでお答えいたします。

それから、4番目の質問、給与の減額関係で、頑張る地域交付金の影響はというところだったと思います。菊陽町におきましては、昨年7月から今年3月までの職員の給料を引き下げておりますので、減額の対象には入りません。この頑張る地域交付金といいますのは、一番多いところで対象事業の中での地方負担分の4割が来るというところではございます。これの4割というのは、財政力が一番低いところが4割。菊陽町の場合は、財政力は限りなく1に近いので、1割ぐらい来るかなという感覚ではおります。

例えば今回の分が、新聞等によりますと、減額をしなかった市町村につきましては、4割のところを最高3割にするというような形になると思いますので、大分影響があるんじゃないかというふうに、菊陽町じゃなくて、しなかった市町村には影響があるんじゃないかと思いません。

頑張る地域交付金というのは、総額で870億円でございます。昨年の元気臨時交付金は1億数千万円ありましたので、菊陽町の方へは3億8,000万円入ってまいりました。今回は金額がちょっと少ないので、1,000万円単位の数字ぐらいは入ってくるかなという試算はいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 2番目と3番目の御質問に対しましてお答えいたします。

まず、2番目の法人町民税と固定資産税が減ってるということの説明ですけれども、予算書の14ページを御覧いただきたいと思いますが、固定資産税ということで、款の1、項の2の固定資産税の14ページ下段から15ページにかけてにございますけれども、合計額で、前年度35億2,711万3,000円が本年度33億588万8,000円で、2億2,122万5,000円、率にして6.3%減っております。この要因としましては、説明欄にあります償却資産が本年度は11億4,095万8,000円となっておりますけれども、前年度と比べますと2億4,844万6,000円、率にして17.9%の減となっております。これは主要企業による新たな投資が減りまして、残った資産の減価償却によって資産価値が減少したことによるものでございます。

また、もう一つの法人町民税の方でございますけれども、同じく14ページの上段の款の1、項の1、目の2の法人町民税で、前年度4億7,393万3,000円が本年度4億0,003万3,000円で、前年度と比較しまして7,390万円、率にして15.6%の減となっております。

要因としましては、昨日提案理由の説明の中で町長の方からありましたけれども、法人税の引き下げもありますし、また景気低迷による企業等の業績の伸び悩みということがあります。

額の算定におきましては、平成25年度の実績をベースに計上しておりますので、景気の動向次第では税収が増えることがあるかもしれませんが、予算の編成の段階では、繰り返になりますけれども、現状の実績をベースにして予算額を見込んでおります。

以上でございます。

それと、もう一つの固定資産税の償却資産分の見直しの件でございますけれども、これは御承知のとおり、昨年秋口から年末にかけて論議がされましたけれども、最終的に見送られて、その後新たな動き等はございませんで、26年度の予算には影響しておりません。ただし、この件につきましては、また今年の年末になりましたら改めて論議がされるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 子宮頸がんの予防接種についてお答えをいたします。

子宮頸がんの予防接種につきましては、一応法定接種ですので、市町村の方はその法律に基づいて実施していくこととなりますけれども、現在厚生労働省の方から積極的な接種勧奨はしない、そしてまた受けられる希望者の方については十分な説明を行って受けていただくということの連絡があつてまして、各医療機関の方に連絡をいたしております。

1月に厚生省の予防接種ワクチン分科副反応検討部会というのが開催されて、その中では、心身の反応があるというような副作用の中でそういう意見が出ましたけれども、またそれから、先月2月にまた会議がありまして、状況としては、その状況を把握し、また検討して、引き続き検討していくということで、結論が出ておりませんので、私どもとしては、その様子を見守っていきたいと思っております。

予算的には、昨年たくさんの予算をつけていただきまして、600人ほど受けていただきましたが、現在そういう状況がございまして、160人程度しか受けておりません。今年度の予算につきましても、やはり多くは望めませんし、状況が変わりますので、一応昨年よりも半分以下の予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第17号 平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第17号平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第17号の平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,357万1,000円と定めております。

2ページをお開きください。

2ページから3ページは、第1表の歳入歳出予算ですが、内容は、5ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の総括です。

款の1財産収入は、1億4,447万1,000円減の6万1,000円を計上しております。前年度と比較しますと、鼻ぐり井手公園拡張整備用地の一般会計の売払いがありませんので、大幅な減となりました。

款の2繰入金は、1億7,351万円を計上しております。

下の7ページは歳出になります。

款の1土地開発基金積立金を6万1,000円、款の2諸支出金を111万6,000円、款の3公債費を1億7,239万4,000円計上しております。財源の内訳は記載のとおりであります。

8ページをお開きください。

2の歳入になります。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、土地開発基金の利子を6万1,000円計上いたしております。

中段の項の財産売払収入は、鼻ぐり井手公園拡張整備用地の一般会計の売払いがありませんので、廃項という形になります。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、1億7,351万円あります。議案第16号の平成26年度菊陽町一般会計予算の中で繰出金として説明しましたもので、本年度は維持管理費及び元利償還分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で歳入を終わりまして、下の9ページは3の歳出になります。

款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金は、基金利子6万1,000円を基金に積み立てるものでございます。大幅の減は先ほどの理由と同じでございます。

10ページをお開きください。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費の111万6,000円は、光の森の用地の中の北側の（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費でございます。

下の11ページを御覧いただき、款の3公債費、項の1公債費は、公共用地先行取得等事業債の償還金及び利子で、目の1元金を1億6,778万円、目の2利子を461万4,000円計上いたしております。

次の12ページをお開きいただき、地方債の年度末残高を記載しておりますが、平成26年度末では、一番右側の欄ですが、3億3,556万円となる見込みでございます。あと2年はかかるというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

再度のお願いですけれども、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑につきましては、総括的、大綱的な質疑でお願いをいたしたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第18号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億8,843万3,000円と定めております。前年度に比べて1億792万3,000円の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条で、歳出予算の流用について定めております。

少し飛びますが、10ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容について説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、7億4,011万6,000円で、前年度に比べて507万4,000円の増を見込んでおります。国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の収入見込みによるものでございます。

目の2退職被保険者等国民健康保険税は6,361万円で、前年度に比べて130万9,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は6億3,569万4,000円で、前年度に比べて1,523万1,000円の増を見込んでおり、これは国から32%分が交付されるものであります。

次に、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は2億2,378万5,000円で、前年度に比べて1,071万4,000円の減を見込んでおり、節区分の1普通調整交付金は一般被保険者の療養給付費

や療養費に要する費用の7%、節区分の2特別調整交付金は同じく2%の交付予定であります。

下のページを御覧いただき、款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金は2億321万9,000円で、前年度に比べて1,728万円の減を見込んでおります。

次に、款の7前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金、目の1前期高齢者交付金は7億620万7,000円で、前年度に比べて6,688万1,000円の増を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の8、県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、節区分の1普通調整交付金と節区分の2特別調整交付金を合わせて1億7,878万6,000円で、前年度に比べて428万5,000円の増を見込んでおります。

次に、款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金は、目の1高額医療費共同事業交付金と目の2保険財政共同安定化事業交付金を合わせて4億6,962万円で、前年度に比べて2,348万2,000円の増を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は3億524万円で、前年度に比べて1,830万8,000円の増を見込んでおります。このうち、節区分の5財政調整繰入金は、法定外の繰入金として1億円を計上しております。

16ページをお開きください。

款の14繰越金、項の1繰越金、目の2その他繰越金は、1,500万円の前年度からの繰越金を見込んでおります。

18ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、983万1,000円を計上しております。これは、本町の国民健康保険事務経営に要する経費で、内容については説明欄のとおりです。

目の2連合会負担金は、国民健康保険団体連合会に支払う事務費負担金で、176万2,000円を計上しております。

下のページを御覧いただき、項の2徴税费、目の1賦課徴収費は、353万6,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は18億8,925万円で、前年度に比べて9,075万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等療養給付費は1億7,400万円で、前年度に比べて1,860万円の減を見込んでおります。これは主に退職被保険者等の減の見込みによるものであります。

次に、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は2億4,667万5,000円で、前年度



に比べて1,485万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等高額療養費は、2,940万円を計上しております。

22ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は、2,773万4,000円を計上しております。平成26年度は66件を見込んでおります。

23ページを御覧いただき、款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は4億6,649万7,000円で、前年度に比べて123万1,000円の減を見込んでおります。

24ページをお開きください。

款の6介護納付金、項の1介護納付金、目の1介護納付金は1億9,355万7,000円で、前年度に比べて781万9,000円の減を見込んでおります。これは介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方の分であります。

下のページを御覧いただき、款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は、7,509万6,000円を計上しております。

目の2保険財政共同安定化事業拠出金は3億9,452万6,000円で、前年度と比べて1,271万5,000円の増を見込んでおり、これは国保連合会より算出されるものであります。

26ページをお開きください。

款の8保険事業費、項の1特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、2,379万1,000円を計上しており、内容は説明欄のとおりであります。節区分の19負担金、補助及び交付金の健診費用負担金につきましては、特定健診受診者を2,000人、特定保健指導受診者を200人と見込んでおります。

下のページを御覧いただき、項の2保健事業費、目の1保健衛生普及費は、524万2,000円を計上しております。

目の2疾病予防費は、1,154万6,000円を計上しており、人間ドック補助のため、460人分を見込んでおります。

1ページめくっていただき、29ページを御覧ください。

最後に、款の12予備費は、667万6,000円を計上し、歳入歳出の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第19号 平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,028万8,000円と定めております。前年度に比べて1,847万6,000円の増となっております。

飛びますが、8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料、目の2普通徴収保険料と合わせて2億2,598万9,000円で、前年度に比べて1,333万4,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4繰入金、項の1一般会計繰入金で、目の1事務費繰入金は、1,319万6,000円とし、目の2保険基盤安定繰入金は5,951万6,000円で、前年度に比べまして436万8,000円の増を見込んでおります。

下の9ページを御覧いただき、款の5繰越金は500万円を計上しております。

10ページをお開きください。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、506万5,000円を計上しております。これは、健康診査費用として585人分を見込んでおります。

次に、項の6雑入、目の5雑入は120万円を計上しております。これは、人間ドック助成2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合からの受託分として、1人1万5,000円の80人分を見込んでおります。

下の11ページを御覧いただき、ここから歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、192万2,000円を計上しております。内容は、説明欄のとおりであり、次に項の2徴収費、目の1徴収費は、保険料徴収に要する経費で、132万8,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は2億9,931万5,000円で、前年度に比べて1,782万円の増であります。これは、被保険者の医療給付費等として後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

次に、款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費、目の1健康保持増進事業費は、742万2,000円を計上しております。これは、健康診査、人間ドック補助金など被保険者の健康

保持に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第20号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度の当初予算につきましては、平成24年度から26年度までの3か年を対象期間とします第5期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、平成26年度の介護給付費等の見み込額を中心に算定した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億4,145万円と定めており、前年度に比べて1億7,863万1,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、4億4,020万4,000円、前年度に比べて2,044万7,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で、3億8,191万3,000円、前年度に比べて3,342万5,000円の増を見込んでおります。

下のページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので、9,096万6,000円、前年度に比べて723万6,000円の増を見込んでおります。

同じく目の2地域支援事業交付金（介護予防事業）と目の3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域包括支援センター運営事業に伴う交付金で、合わせて2,042万

8,000円、前年度に比べて210万6,000円の増を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金と目の2地域支援事業支援交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、合わせて6億2,218万7,000円、前年度に比べて4,934万4,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億562万円、前年度に比べて2,126万3,000円の増を見込んでおります。

次に、項の3県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で1,021万4,000円、前年度に比べて105万5,000円の増を見込んでおります。

下のページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は2億6,443万6,000円、前年度に比べて2,103万4,000円の増を見込んでおります。

また、その他一般会計からの繰入金として、目の1から6で、事務費分、地域支援事業分、介護予防支援分を計上しております。

次に、款の9繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は2,403万2,000円、前年度に比べて1,732万円の増を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の10繰越金は1,000万円を見込んでおり、下のページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は1,290万4,000円、前年度に比べて283万2,000円の増を見込んでおります。

16ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として300万3,000円を計上しており、内容については説明欄のとおりであります。

下のページで、3、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費は842万5,000円、同じく目の2認定調査等費は1,126万1,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

項の5計画策定委員会費、目の1計画策定委員会費は、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画策定のため436万円を計上しております。

20ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費は20億5,900万8,000円、前年度に比べて1億6,334万3,000円を増額しております。

次に、項の3高額介護サービス等費は4,828万6,000円、下のページで、項の4高額医療合算介護サービス等費は600万円を計上しております。

22ページをお開きください。

款の4地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営に伴うもので、必要な経費を計上しております。

項の1介護予防事業費、目の1、二次予防事業費は、通所型介護予防事業などで694万6,000円、下のページの目の2、一次予防事業費は、介護予防教室事業などで2,304万1,000円を計上しております。

24ページをお開きください。

項の2包括的支援事業・任意事業費は、目の1から5までを合計して4,080万7,000円を計上しております。引き続き、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、任意事業を実施するための経費であります。

次に、27ページを御覧ください。

項の3特定事業費、目の1特定事業費は、介護保険制度以外の高齢者福祉サービス事業費で、758万円を計上しております。

次に、項の4介護予防支援事業費、目の1介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で、1,655万9,000円を計上しております。

31ページを御覧ください。

最後に、款の9予備費は100万円を計上し、歳入歳出予算の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第21号 平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） こんにちは。

議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

今回地方公営企業会計制度の大幅な改正が行われまして、平成26年度の予算及び決算から適用することとなっておりますので、予算の説明の中で主な改正点も御説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条総則でございますが、平成26年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算でございます。

第2条、平成26年度の業務予定量を示しております。

まず、水洗化戸数は、公共で1万4,566戸、農集は243戸で、年間300戸の増を見込んでおります。

次に、年間有収水量は、公共で652万2,953立方メートル、農集は7万4,712立方メートルで、前年度対比は、公共で2%、農集で0.7%の増を見込んでおります。

次に、主な建設改良費であります。公共下水道施設整備費が2億9,054万4,000円、農業集落排水施設整備費は1,620万円でございます。本年度は、25年度からの繰越事業、花立地区の雨水処理工事や鼻ぐり井手公園周辺の汚水工事などがございまして、これに8,500万円余りが加わることになります。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を14億4,989万7,000円とし、事業費用を13億7,889万8,000円といたしております。

内容につきましては、この後の実施計画の部分で説明いたします。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を4億8,237万8,000円、資本的支出額を8億9,503万7,000円といたしておりますが、御覧のように収入額が支出額に対して不足しておりますので、その補填財源について説明を上段に記載しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,265万9,000円は、過年度損益勘定留保資金565万4,000円、当年度損益勘定留保資金3億1,557万8,000円、繰越利益剰余金処分額5,830万7,000円、当年度利益剰余金処分額2,183万8,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,128万2,000円で補填することとしております。

なお、各項目につきましては、実施計画書で説明いたします。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条企業債は、公共下水道で限度額2億1,460万円を予定しております。

第6条では、一時借入金の限度額を5億円といたしております。これは、工事代金や償還金の支払いにおいて、時期によって一時的に支払い財源が不足しますので、その不足に対応するための設定でございます。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用額を1,000万円と定めるものです。

次に、5ページの第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費4,980万9,000円を計上いたしております。

第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理に係ります一般会計からの繰入金の額で2億1,970万8,000円を計上いたしております。

第10条利益剰余金の処分について定めておりますが、25年度からの繰越利益剰余金のうち

5,830万7,000円を、そして当年度利益剰余金のうち2,183万8,000円を菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づいてそれぞれ減債積立金に処分することと定めるものであります。

続きまして、附属書類の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

予算の実施計画書でございます。主なものを御説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、予定額7億5,548万5,000円、目の2他会計負担金、予定額1億4,546万5,000円は、雨水処理に係ります一般会計繰入金です。

目の4その他営業収益、予定額1,630万2,000円は、合志市からのセミコンテクノパーク維持管理負担金等でございます。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金1億7,632万6,000円は、汚水処理に係ります経費及び企業債元利償還分の一般会計繰入金です。

目の4長期前受金戻入、予定額3億5,604万3,000円は、新会計基準の適用によりまして計上される収入です。

内容としましては、補助金等により取得した固定資産につきましては、償却を行わないみなし償却が任意で認められていましたが、これは貸借対照表上資産価値が適切に表示されないため、廃止されることになりまして、それに伴い、償却資産の取得、改良のため交付される補助金等につきましては、長期前受金として負債に計上し、資産の減価償却に対応させて収益化を行うこととなっております。

以上、収益的収入合計は、予定額14億4,989万7,000円でございます。

下のページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額2億7,435万8,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する費用で、この中には予定額2億1,691万5,000円の熊本北部流域下水道維持管理負担金が含まれております。

目の3セミコンテクノパーク維持管理費、予定額1億1,862万6,000円は、セミコンテクノパーク内の汚水処理施設の維持管理に要する費用で、セミコンテクノパーク分の熊本北部流域下水道維持管理負担金、予定額1億587万2,000円が含まれております。

目の6減価償却費、予定額6億7,497万円は、有形・無形の固定資産減価償却費でございます。

新会計基準によりまして、取得した償却資産の財源である国庫補助金分についても減価償却の対象となったため、昨年よりも約2億3,600万円の増となっております。

項の3特別損失、目の5その他特別損失、予定額634万2,000円は、新会計基準適用によりまして、未収金のうち年度末に回収することが困難と見込まれます使用料と受益者負担金の額を貸倒引当金として計上しております。

なお、新会計基準適用初年度ということで、時効期間の5年分を計上しております。

それと、翌年度に支払う夏季賞与のうち、当年度の期間対象分を当年度の費用として計上す

ることになり、平成26年度に支払う夏季賞与のうち、平成25年12月から平成26年3月については平成25年度の費用となりますので、平成26年度から新会計基準適用とするため、会計処理上、移行初年度のみ特別損失として計上しております。

なお、どちらも本年度のみの計上とすることになります。

以上、支出合計は、予定額13億7,889万8,000円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、予定額2億1,460万円、項の2出資金、目の1出資金、予定額1億1,366万円は、新会計基準の適用に伴い、科目等の見直しを行いまして、収益的収入の他会計補助金から資本的収入の出資金に計上したもので、繰入基準内の企業債元金分の償還に要する費用でございます。

項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額4,338万2,000円は、污水事業、老朽管対策等の改築更新費用に対する一般会計からの繰入金です。

以上、資本的収入合計は、予定額4億8,237万8,000円でございます。

下のページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額3億674万4,000円は、委託関係では長寿命化調査及び実施設計、工事関係では污水・雨水管渠や污水の老朽管対策工事を予定しております。

項の2企業債償還金、目の1企業債償還金は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせまして、予定額5億8,601万1,000円でございます。

以上、支出合計は、予定額8億9,503万7,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございますが、新会計基準によりまして、資金計画にかわりキャッシュフロー計算書の作成が義務づけられたものです。

それでは、内容を簡単に説明いたします。

キャッシュフロー計算書は、予定開始貸借対照表と予定貸借対照表等をもとに作成いたします。

まず、業務活動キャッシュフローにつきましては、間接法により作成しております。

間接法は、減価償却費という現金の収入支出を伴わないものや特定の項目を加算・減算しますので、内部留保資金や第4条予算の補填財源が明示されます。このようにして計算された業務活動キャッシュフローは3億7,194万5,459円を予定しております。

次に、下水道施設構築のための投資活動キャッシュフローは、これは直説法により、単に投資活動のための現金の収支実績をもとに作成します。

結果は、マイナス1億7,356万2,646円となり、さらに財務活動キャッシュフローは、企業債の発行と償還に関して収入等の資金の増減を記載するもので、結果はマイナス2億1,715万1,000円を予定しております。

これら3つのキャッシュフローにより、現金の増減額はマイナス1,876万8,187円であります



が、現金の期首残高が2,891万259円でありましたので、現金の期末残高は1,014万2,072円を予定しております。

13ページから16ページまでは職員給与明細でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、17ページをお願いします。

25年度の予定損益計算書でございますが、決算時で予定されます下水道事業の経営成績を示すものでございます。この後説明いたします貸借対照表の利益剰余金等の根拠となるものでございます。

内容を申し上げますと、1の営業収益が8億8,097万7,190円、2の営業費用は8億8,178万2,722円で、営業損失80万5,532円が予定されます。これは、管渠費の熊本北部流域下水道維持管理負担金の増及び維持管理費の増によるものです。

次に、3の営業外収益が2億7,745万3,091円、4の営業外費用が2億2,612万5,903円で、経常利益は5,052万1,656円となり、当年度純利益が5,052万1,656円を予定しております。

続きまして、18ページ、19ページの平成25年度の予定貸借対照表は、平成26年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございます。

次に、20、21ページの平成26年度の予定開始貸借対照表は、平成26年4月1日の財政状況をあらわすもので、新会計基準によりまして作成しております。

次の22、23ページも、新会計基準によりまして作成しております平成26年度の予定貸借対照表で、平成27年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございまして、新会計基準によりまして改正されました部分の説明をさせていただきます。

まず、資産の部の1固定資産、(1)有形資産の有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置につきまして、取得した償却資産の財源である国庫補助金分につきましても減価償却の対象とすることとなったため、国庫補助金分が増額になっております。

次に、2の流動資産、(2)未収金、ニの貸倒引当金につきましては、未収金のうち、年度末に回収することが困難と見込まれます使用料と受益負担金の額を貸倒引当金として時効期間の5年分を計上しております。

次に、負債の部で、3の固定負債、(1)企業債及び4の流動負債、(2)企業債につきましては、改正前は大部分が資本の部、5の資本金、(2)借入資本金、イの企業債に計上されていましたが、債務として償還する義務があること、利子の支払いを行っているなどのことから、負債に計上することとなっております。

なお、1年以内に返済期限が到来する債務は流動負債に計上されます。

次に、(4)引当金につきましては、職員手当の平成27年度6月賞与分で、平成26年1月から平成27年3月までの4か月分につきまして、平成26年度の費用として引当金のイ、賞与引当金として計上し、その分の共済負担金をロの法定福利引当金に計上しております。

次に、5の繰延収益、(1)長期前受金につきましては、国庫補助金、受益者負担金、受贈財

産等の分で、土地以外の現在までの累計額で、平成25年度までは資本に計上されていたものでございます。

それから、収益化累計につきましては、24年度から26年度までに収益化した累計額を計上しております。

最後に、7の剰余金、(2)利益剰余金、ニの当年度未処分利益剰余金のその他未処分利益剰余金変動額2億3,822万8,623円につきましては、みなし償却を行っていない資産で、今回の新会計基準の移行処理の過程に発生するものです。

次に、24ページからは貸借対照表に関する注記を記載しておりますが、1か所訂正をお願いいたします。25ページの(2)各報告セグメントの営業収益等の口の中ほどのセグメント資産の農業集落排水事業「8億7,797万2,626円」を「8億7,796万3,626円」へ、それから合計の「244億2,449万7,686円」を「244億2,448万8,686円」に訂正をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第21号なんですけれども、今説明いただきましたけども、新会計基準のポイントとかが分からなければ、ちょっと説明だけではなかなか理解しがたいので、後でも結構ですので、口頭で説明された分だけでも構いませんので、少しポイントを書類で提出をお願いしたいと思います。

それから、下水道事業の消費税の4月からの増税はこの下水道事業会計には特にどういう影響があるのかなのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） 使用料に関しましては、人口増と消費税のアップということで、4,000万円近くアップを見込んでおりますけども、消費税分は納税しなくてはいけないので、影響はないと思っております。増えた分はそのまま払うような形になりますので、影響はないと考えております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第16号から議案第21号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時34分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月6日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成26年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成26年3月6日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第1号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第3 議案第3号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第8 議案第8号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について
- 日程第9 議案第9号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約  
の一部変更について
- 日程第10 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第11号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第12号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第13号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第14号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第15号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第18 報告第1号 新型インフルエンザ等対策行動計画について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君 | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君 | 13番 | 川俣鐵也君 |

14番 加藤 眞佐男 君

16番 小林 久美子 君

18番 大塚 昇 君

15番 上田 茂政 君

17番 梅田 清明 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野 豊徳 君

書記 山野 光子 君

書記 増永 純一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤 三雄 君

教育長 赤峰 洋次 君

総務部長 吉野 邦宏 君

産業建設部長 松村 孝雄 君

総務部審議員兼  
人権教育・啓発課長 堀川 俊幸 君

総務課長 吉川 義則 君

財政課長 阪本 浩徳 君

福祉課長 宮本 義雄 君

介護保険課長 市原 憲吾 君

町民課長 酒井 章彦 君

建設課長 今村 敬士 君

下水道課長 士野 公典 君

教育審議員兼  
中央公民館館長 矢野 陽子 君

学務課長 松本 洋昭 君

農業委員会事務局長 堀川 正信 君

副町長 井手 義隆 君

教育次長 鶴田 義晃 君

福祉生活部長 實取 初雄 君

会計管理者兼  
会計課長 渡邊 幸伸 君

産業建設部審議員兼  
商工振興課長 荒木 一雄 君

総合政策課長 服部 誠也 君

税務課長 阪本 章三 君

健康・保険課長 佐藤 清孝 君

環境生活課長 大山 陽祐 君

農政課長 志垣 敏夫 君

都市計画課長 小野 秀幸 君

総務課長補佐兼  
庶務法制係長 中島 秀樹 君

図書館長 山崎 謙三 君

生涯学習課長 堀 行徳 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第1号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 議案第1号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

菊陽町非常勤職員の教育委員の委員の報酬につきましては、平成10年の改正以来改正は行っていませんでした。この間、平成18年12月には約60年ぶりに教育基本法が改正され、平成19年6月には学校教育法など教育三法の改正もあっています。また、国の新しい学習指導要領にも移行し、これらの改正を受けて、保護者や児童・生徒への新たな対応が必要となっています。また、社会の価値観の変化等により学校課題は複雑化、多様化し、教育委員の負担も年々増えています。このような状況の中、近隣の市町の報酬額は改正され、また菊池管内では市町で報酬額を合わせていた状況もありました。合志市及び菊池市では町村合併を機に年額の報酬を委員長45万3,000円、委員39万1,000円と増額されております。菊陽町及び大津町は年額の報酬は委員長12万2,000円、委員10万2,000円で、改正は行っておりませんでした。

改正をします年額報酬の算定は、過去3年間の教育委員の出席日数から委員長33日と委員31日とし、1日の単価を近隣の委員長7,400円、委員7,100円を参考に算定しております。真ん中部分の別表中区分で教育委員会の委員長の報酬額の欄で年額12万2,000円を年額24万円に、委員年額10万2,000円を年額22万円に改めるものです。なお、この条例の施行につきましては平成26年4月1日から施行を予定しております。別表の区分につきましては、参考資料の裏面、一番後ろになりますけれども、裏面の方に記載させていただいております。

以上になります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 1点だけですね。教育委員会は非常に大変な大事な役目だと思いますが、最近国の方もこの制度を若干変えるというふうなことも聞いております。ますます今後責任は重大になっていくというふうに思いますけれども、現在の状況ですね。会議の頻度、活動の状

況、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 活動の状況ですけれども、毎月の定例の教育委員会に加えまして学校訪問等、それと各種研修等を含めまして昨年で申しますと出席された日数等はかなり多くなっておりまして、40日程度は活動されておるような状況になっております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第2号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第2号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第2号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律の施行により延滞金の割合が改正されたことに伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金について、国税及び地方税と同様の扱いとするため、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の最終ページをお開きください。

参考資料の新旧対照表であります。左側が現行、右側が改正案になっております。附則第3条は、本則第6条第1項に規定する延滞金の特例について定めるものです。改正案の条文の1行目で「延滞金の」次に「年14.6%の割合及び」を加えております。これは納期限の翌日から1月を経過するまでの年7.3%の割合の特例だけでなく、それ以降の分の年14.6%の割合を特例に加えるものであります。



次に、3行目で特例基準割合の定義につきましては、括弧の中で当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合を言う。(以下この条例において同じ)と改正しております。

前年の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合は、前々年の10月から前年9月までの各月において国内銀行が行った新規の短期貸付けの平均利率を合計し、12で除して計算した割合であります。

次に、6行目では、特例基準割合が年7.3%に満たない年中の取扱いについて定めております。年14.6%の割合にあつては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とし、年7.3%を上限とするものです。

最初の改正条例に戻っていただき、附則第1条で施行期日をこの条例は公布の日から施行することとしております。

第2条で、経過措置として改正後の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 今、説明いただいたんですけど、実際この延滞金は具体的にはどういふふうになるのか、お願いします。

○議長(大塚 昇君) 健康・保険課長。

○健康・保険課長(佐藤清孝君) 本則でいきますと延滞金は14.6%、そして納期限1か月以内は7.3%というのが本則でございます。現在の特例につきましては、特例基準が今の基準でいきますと延滞金年14.6%については特例はございません。1か月以内の7.3%の部分について特例基準が定めてありまして、これは現在4.3%です、25年度の時点です。になっております。これを改正しますと、延滞金の方にこれは今までなかったんですけども、特例基準割合、これは先ほど言いましたように日本銀行の貸出金の平均分ですね。に7.3%を足したものと。現在25年度中は平均利息が0.9%なので、それを足したもので現在は延滞金は9.2%ということになります。これが1か月以内ですと7.3%の部分は特例割合に1%を加えたもの、だから特例基準割合が新規の貸出しの金利に1%を足したものが特例基準割合となりますので、先ほど言いましたように延滞金につきましては9.2%になりますし、納期限後1か月以内については1.9%にまた1%を加えるということで2.9%というふうになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第3号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第3号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） おはようございます。

それでは、議案第3号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、株式会社イズミゆめタウン光の森店開発計画に係る町道つけかえに伴います光の森駅第1駐輪場の用途の廃止を行うため条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、参考資料の方をお開きいただきたいと思います。

参考資料の1ページを御覧ください。

新旧対照表でございますが、左側現行の光の森駅第1駐輪場を削除し、改正後案では第2駐輪場を第1駐輪場とし、第3駐輪場を第2駐輪場に名称を改め、1の熊本市武蔵ヶ丘を熊本市北区武蔵ヶ丘に改正するものでございます。

次に、2ページの位置図を御覧ください。

このたびの株式会社イズミの開発に伴いまして、町道光の森106号線、位置図では黄色い線の東西に走る道路であります。この道路のつけかえが行われますが、その際光の森駅西側でございます現在の第1駐輪場を光の森駅前の第3駐輪場へ移設統合し、第3駐輪場の規模を拡大して利便性の向上を図るものであります。

なお、予定しております第3駐輪場、改正後は第2駐輪場となりますが、こちらの駐輪台数は約460台余りの駐輪スペースが確保される予定ですので、現在の歩道駐輪の解消にもつながるであろうと思っております。

それでは、議案書の2枚目に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第4号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第4号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第4号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律の施行により、延滞金の割合が改正されたことに伴い、介護保険料の延滞金について国税及び地方税との同様の取扱いとするため、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の最終ページを御覧ください。

参考資料の新旧対照表であります。左側が現行、右側が改正案となっております。

なお、改正の内容は後期高齢者医療保険料延滞金の改正と同様でありますので、改正点のみ説明いたします。

附則第6条は、本則第9条第1項に規定する延滞金の特例について定めるものです。改正案の条文の1行目で、「延滞金の」の次に「年14.6%の割合及び」を加えております。

次に、3行目で、特例基準割合の定義につきましては、括弧の中で当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合を言う。（以

下この条において同じ。)と改正しております。

次に、6行目では、特例基準割合が年7.3%に満たない年中の取扱いについて、年14.6%の割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とし、年7.3%を上限とするものです。

最初の改正条例に戻っていただき、附則第1条で施行期日をこの条例は公布の日から施行することとしております。

第2条で、経過措置として改正後の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚 昇君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚 昇君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大塚 昇君) 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第5号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(大塚 昇君) 日程第5、議案第5号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長(今村敬士君) それでは、議案第5号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由でございますが、公営住宅法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正並びに町営光団地の建て替えに伴う住宅管理戸数の変更により、町営住宅条例の改正が必要になりましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、今回改正箇所が複数ございますので、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

まず、現行部分の入居者の資格に関して第6条第1項第2号では、その者の収入がア、イ、又はウに掲げる場合に依りそれぞれア、イ、又はウに掲げる金額を超えないこととしておりますが、これを改正案ではその者の収入が次に掲げる場合に依り、それぞれに定める金額を超えないことというふうに改めております。

そして、現行の下段のアにおいて、入居者が身体障害者である場合等としている、その等の部分につきまして、改正ではこの等の部分をより具体的に記述することとし、（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合というふうに条文を改正しております。

そして、アの次に次のように加えております。

まず、（ア）では、障害者基本法に規定する障害の程度や精神障害の程度について記述をいたしております。

次に、2ページの（イ）では、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者で、その障害の程度について記述し、（ウ）では原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者、又はハンセン病療養所入所者等に該当する者と記述をいたしております。

さらに、下段には次の2つの条文を加えております。

イ、入居者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合21万4,000円、ウ、現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合21万4,000円としております。

また、その下段で現行イをエに改め、3ページで現行ウをオに改めて、条文をア及びイをアからエまでにと改めております。

3ページの第2項第8号では、現行で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の部分に、改正では保護の後に等を加えております。この等が加えられた理由は、配偶者からの暴力を受けた被害者に加え、同居する交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法の対象とされたことから、改正条文では被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者と改め、次のア及びイの条文に配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含むを加えております。

最後に、4ページの別表でございしますが、平成25年度における光団地第3建築工事の竣工によりまして、同団地の管理戸数が変わりますので、改正後案では簡易耐火平家16戸を削除し、平成25年度8戸を加えます。

最後に、議案書の3枚目に戻っていただきまして、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、別表の改正規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第6号 菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第6号菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長（堀 行徳君） おはようございます。

それでは、議案第6号菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由につきましては、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を各自治体が条例で定めることと規定されたことによりまして、菊陽町社会教育委員条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回の改正の主な内容につきましては、今提案理由で申し上げました社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、社会教育委員は公民館運営審議会を兼ねることができるという規定を削除するものでございます。

それでは、御説明したいと思しますので、参考資料の一番後ろになりますけれども、新旧対照表の方で御説明をしたいと思っております。

今回の改正部分は下線部分になりますけれども、まず社会教育法の改正により現行の第1条中、以下「法」と言うを第15条及びに、それから同じく第1条中の定数、任期、その他を委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関しに改めます。

続きまして、現行の第2条の次に委嘱の基準としまして第3条、社会教育委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。第1号、学校教育の関係者、第2号、社会教育の関係者、

第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号、学識経験のある者を加え、現行の第3条を第4条、第4条を第5条に改めます。そして、現行の第5条、社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係を削除いたします。その後、そのほか現行の第2条、第3条、第4条の見出しを整理しましたほか、文言の整理を行っております。

それから、2枚戻っていただきますと、条例の改正条例の内容がありますけども、その最後の行に附則としまして、この条例の施行日を平成26年4月1日から施行するといたしております。

以上で御説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第7号 菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第7号菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

図書館長、説明を求めます。

○図書館長（山崎謙三君） おはようございます。

それでは、議案第7号菊陽町図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、図書館ホール使用区分等の見直し並びに消費税率の改正に伴い菊陽町図書館設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表紙を1枚めくって2ページ目を御覧ください。

条例第5条関係の別表を上段の表から下段の表に改正し、空調費を3,000円から3,240円に改

正するものでございます。

参考資料の最後のページ、新旧対照表を御覧ください。

改正部分につきましては、下線の部分になります。

使用料区分の見直しの部分で、新たに町内町外の区分を設けています。これは年間のホール利用の割合が町内40%、町外60%という状況にあり、図書館ホールは菊陽町町民のための文化施設ということを明確し、さらなる町民への利用促進を図ることから、町外者のホール使用について近隣の合志市のヴィーブルに倣い、町内者の2倍の額を徴収するものでございます。

また、開館から10年が経過し、単価の見直しも行っております。平成24年度中のホール運営費を総稼働時間で割りますと、1時間当たり7,400円弱になります。これを区分ごとに見ますとホール使用で1時間当たり1万円弱、平土間で6,000円、ステージのみで1,400円程度になります。今回の見直しに当たりましては、受益者負担をおよそ25%に設定し、消費税抜きの時間単価を算出してホール使用では1時間当たり2,140円、平土間では1時間当たり1,400円、ステージのみでは1時間当たり320円、空調費を1時間当たり3,000円とし、使用時間の区分で午前3時間、午後4時間、夜4時間で計算して改正後の消費税8%相当を加算しております。夜間及び土日祝祭日につきましては2割増しとしております。

2ページ目に戻りまして、この条例の施行期日ですけれども、平成26年4月1日からとし、3月までに申請を受け付けた分に関しましては、改正前の金額を徴収するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第7号と議案第8号は消費税の率の改定に伴うということなんですけれども、1つは別々に出されている理由と、それから議案第7号では消費税率の改定に伴いというふうになっていますが、議案第8号では提案理由で消費税が引き上げられることを考慮しというふうになっているので、この違いは何かという点と、それからもちろん図書館の方、議案第7号で言えば図書館の維持管理料とかは消費税に関係して増額とかあると思うんですけれども、私が思いますに消費税法では一般会計で扱う公共料金分については法律で納入しなくてもよいことになっているので、この点についてこの図書館と議案第7号と議案第8号は違うのかどうか、この点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

議案第8号につきましては、一応消費税の改定に伴い上げさせていただいているんですけども、こちらにつきましては14ある条例を一括して上げさせていただいております。図書館については消費税の改定だけじゃなく、それ以外の理由があったから別に議案を上げさせていただいたか



と思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これは今日議案は審議されるわけなんですけれども、消費税の改定に伴いというふうになっていきますので、消費税の改定に伴う分だけかなというふうに私ちょっと捉えてたんですけども、そうでないのであれば委員会等もありますので、本当ならばその審議をしっかりと経た上で町内町外の利用割合とかもありますので、議論すべきだったのではないかというふうに思います。そういうことで、この消費税の税率に伴いという、この提案理由はそしたらこれだけではなくて、ほかにいろんな状況があるので今回出したというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（山崎謙三君） 図書館の場合は区分の見直しも行っておりますので、消費税率の改正に伴うものだけではないと、そういうことでございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど私が質問しました消費税法の第60条の第6項で一般会計で扱う公共料金分については法律で納入しなくてもよいことになっていると思いますが、この件については自治体が一般会計にかかわる業務として行う事業については課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすことによって計画的に納税額が発生しない仕組みというふうに私は理解しているんですけども、この場合図書館もこれに当たるとは思います。どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（山崎謙三君） 公共団体は消費税は申告義務はございませんけれども、経費に係る分につきましては消費税が加算されて支払いが行われますので、その分受益者の方に負担をいただくというところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、お答えにもあったように公共料金については消費税がかからないと、今回は経費についてかかる分と今までの状況を見合わせて改定をするということなんですけれども、私としてはやっぱり消費税の改定に伴って大きな負担がかかるということと、町外もかなり利用していただいておりますが、それについても多額の負担ということで、非常に負担

増が大きいということで反対をしたいと思います。経費に係る分の維持管理に係る分が一定かかるということはあるんですけども、やはりこの辺についてはもっとやっぱり慎重に提案をしていただきたかったということをつけ加えておきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第8号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第8号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第8号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由としまして、本案件につきましては消費税及び地方税法の改正により4月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることを考慮しまして、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえまして、各町民センター、杉並木公園、町民体育館、町民総合運動場や各学校の体育館等の使用料を改正する必要があるため、関係条例の整備を行うものであります。

以上のことにより、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の説明は、参考資料により行いたいと思います。この条例の制定につきましては、15の関係条例の整備を行うものであり、各担当課にまたがるものでございますけれども、私の方で一括して御説明申し上げます。

それでは、参考資料を御覧いただきたいと思います。

参考資料の1ページ、菊陽町町民センター設置条例の一部改正です。

別表第1、（第9条）関係、勤労青少年ホームの使用料の520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

別表第2、第9条関係の地域センター使用料の520円を540円に改めます。

2 ページです。別表第 3、第 9 条関係で、働く婦人の家の使用料です。520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

別表第 4、第 9 条関係レクリエーション施設使用料です。520円を540円に、1,050円を1,080円に改めます。

4 ページです。菊陽町東部町民センターの設置条例の一部改正です。

別表第 9 条関係、菊陽町東部町民センターの使用料の520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

5 ページです。菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正です。

別表第11条関係、菊陽町老人福祉センター使用料の520円を540円に、1,050円を1,080円に改めます。

6 ページです。菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正です。

別表第 1（第22条）第 1 項第 1 号関係中、普通手数料105円を108円に、最低手数料600円を620円に、加算手数料210円を220円に改め、上記の手数料は消費税を含みを削ります。

7 ページ、菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部です。

第12条第 1 項中、100の105を100分の108に改めます。

第 8 ページ、菊陽町都市公園条例の一部改正です。

別表第 4 中、260円を270円に、1,050円を1,080円に改める。

9 ページです。菊陽町杉並木公園管理センターの設置条例の一部改正です。

別表第 1、第 8 条関係中、520円を540円に改める。

10ページです。菊陽町下水道条例の一部改正です。

第15条第 1 項中、100分の105を100分の108に改める。

11ページです。菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正です。

別表（第 2 条）第 9 条関係中、1、スポーツの場開放の840円を860円に、2,100円を2,160円に、420円を430円に、1,050円を1,080円に、730円を750円に、630円を640円に、1,780円を1,830円に、310円を320円に、520円を540円に改めます。

同表中、2、文化・学習活動の場開放の520円を540円に改める。

13ページです。菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正です。

別表（10条）関係中、520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

14ページです。菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例の一部改正です。

別表第 8 条関係中、520円を540円に改める。

15ページです。菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例の一部改正です。

別表第 8 条関係中、520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

16ページです。菊陽町ふれあいの森研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

別表第 8 条関係中、520円を540円に、1,050円を1,080円に、500円を510円に、（ただし冷暖

房使用の加算は除く)をただし、冷暖房使用の加算は除くに改める。括弧書きは外したということです。

17ページ、菊陽町町民総合運動場設置条例の一部改正です。

別表第1、第8条関係中、310円を320円に、520円を540円に、1,050円を1,080円に改める。

別表第2、第8条関係中、1,570円を1,620円に、1,050円を1,080円に改める。

19ページをお開きいただきたいと思います。

菊陽町町民体育館条例の一部改正です。

別表第7条関係中、1の体育活動を目的として使用する場合、840円を860円に、2,100円を2,160円に、420円を430円に、1,050円を1,080円に改め、20ページの同表中2の体育活動以外を目的として使用する場合、2,620円を2,700円に、3,150円を3,240円に、5,250円を5,400円に、1万3,650円を1万4,040円に、2万6,250円を2万7,000円に、1万5,750円を1万6,200円に、520円を540円に改め、21ページいただきたいと思います。

同表中3の310円を320円に改めるものです。

本文の5枚目に戻っていただきたいと思います。

本文の5枚目に附則がございます。

附則といたしまして1、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

経過措置としまして、2項、この条例による改正後の菊陽町町民センター設置条例、菊陽町東部町民センター設置条例、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、菊陽町都市公園条例、菊陽町杉並木公園管理センター設置条例、菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例、菊陽町公民館設置及び管理に関する条例、菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例、菊陽町南部町民センター設置及び管理に関する条例、菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例、菊陽町民総合運動場設置条例及び菊陽町民体育館条例の規定は、この条例の施行日(以下「施行日」と言う。)以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

3項、この条例による改正後の菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、施行日後に行うし尿の収集運搬に係る手数料について適用し、施行日前に行われたし尿の収集運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

4項、この条例による改正後の菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成26年4月1日(以下「適用日」と言う。)前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る使用料にあって、適用日から平成26年4月30日までの間に初めて使用料の額を確定するもの(適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの(次項において「特定使用料」と言う。))にあっては、当該確定したもののうち次項で定める部分)に係る第12条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

5項、特定使用料のうち、前項の規定によりなお従前の例によるとされた部分は、特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定

した日を言う。以下、この項において同じ。) から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

6項、前項の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

あと、7項、8項、9項は、同様に菊陽町下水道条例の経過措置であります。

以上、説明を終わりましたけれども、当初申しましたようにこの条例の改正につきましては各課にまかれますので、質疑等については各担当課より御説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 昨日も一般会計の予算のところでお聞きしたんですけれども、この議案第8号でこの全体に係る額ですね。予算額はどれだけの増額になっていますか。

○議長(大塚 昇君) 財政課長。

○財政課長(阪本浩徳君) それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

歳入につきましては、予算上は現状のままの予算を出しております。8%に消費税が上がったところでは、その分収入は増になるかと思えます。その額が幾らになるかといいますのは、その上がった分の割合の部分は上がってくるというところがございますが、現時点で幾ら上がるというのは試算はしておりません。

それから、歳出につきましては、間違いなく消費税8%になりますので、その部分は歳出予算には計上盛り込んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 歳入は計算をすれば使用料が今まで出ているから十分出ますよね。ちょっと出していただきたいと思えます。それから、歳出は幾らなのか、お願いします。

(財政課長阪本浩徳君「もう一度よろしいでしょうか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 一般会計予算で、結局今の答弁でいきますと予算は現状のままで、その消費税8%になった使用料は計上してないという答弁だったかと思えますけれども、それは4月1日から8%になるわけなので、私としてはこの議案第8号のこれだけ関連して使用料を上げるんですけれども、額としては昨日わずかということでしたが、そのわずかというのは大体幾らぐらいの用途を使用料から試算すればすぐ出ると思うんですけれども、どれぐらいの増

額になるのか。

それから、歳出の消費税8%にかかわる増額は幾らかという質問ですが。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

歳出につきましては、全体で幾らかというのは計算はしておりません。歳入につきましては、それぞれの歳入でいいますと款の15の使用料がございます。この中で例えば総務使用料でいいますと、例えば西部センターが120万円ということで出てきておりますが、これは条例改正した分は上がると思いますが、その使用料によりまして使用の回数によっても増減しますので、一概に幾らかというのは難しいかと思いますが、3%分ということで考えていただければよろしいかと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今回、これだけ各町民の生活にかかわるところで全て3%負担をするわけなんですけれども、これを別に公共施設とかの利用料に負担転嫁しない市町村もあるわけですね。ということは、実際転嫁した割合が何%かというのはやはりそれをもとに検討されていたのではないかと思いますけれども、結局試算もしなくて使用料は利用者の人数とかで分からないので数としては出ないと、数値としては出ない内容だということで、私としては根拠がきちんとあってこれがこれだけ条例を改正しなければならないという議論がちょっと不十分ではないかと思うし、ほかの市町村でこれを出さない市町村もある中であえて出すということであればやはりそこはきちんと試算をしておくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

国、県を通しまして消費税の適正転嫁というのは全国全自治体の方に要請がっております。その中で条例を改正する市町村、しない市町村は多々あろうかと思えます。その中で一部をする市町村もあろうかと思えます。その中で菊陽町につきましては、当然使用者は歳出の方は当然出てまいりますので、その分受益者負担は当然じゃないかという考えはあろうかと思えます。そういう中で、菊陽町の方は図書館は町外の分の改正もありましたけども、図書館からさまざまな各センター、施設の条例改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 直接的にこれと関係ありませんけど、この菊陽町ふれあいの森研修センターのセンターじゃなくて野外のバーベキューとかキャンプ場の使用というのが今無料使用になつとるわけですね。どっちかという、その町外の人使用というのが多いと思いますが、

使用された場合のごみとかその他、その管理業務というのはやっぱり金がかかると思うわけですたいね。それと、センターで利用者に対する誰が利用しとるかというのが把握ができないと。万が一何かがあったときにその対処のやり方というか、そこらあたりまでやっぱり考えとく必要があると思いますが、そこらあたりその現状においてふれあいの森のセンターじゃなくて、あの野外のバーベキュー場、キャンプ場あたりをこの新しく管理するための考え方、問題がないならいいですけど、私もシーズン中時々行っていますけど、やはりもうただが一番いかんとですね。やっぱり責任を持って使って、もちろん公共施設ですから……。

○議長（大塚 昇君） 川侯議員に申し上げます。議案と余り関係ないと思いますので、控えていただきたいと思います。

○13番（川侯鐵也君） それでも、この関連施設としての考え方というのはしっかりただしておくべきだということで質問しました。関係ないということであれば取り消します。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 参考資料の6ページ、菊陽町廃棄物の処理及びの上記の手数料は消費税を含みを削った理由を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） お答えいたします。

ほか消費税含む含まないというのがあるかと思うんですけども、ほかの条例手数料と合わせまして一律の表現内容に改めたところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第8号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について反対をします。

1つは、使用料は3%掛ければいいということで予算にも反映されていないし、算定されないまま歳出維持管理に係るので利用者負担は当然であるという姿勢で今回これだけの関係の使用料の増額があるわけですけども、先ほどお話ししましたように消費税の税法では一般会計で扱う公共料金分については法律で納入しなくてもよいことになっています。また、昨日お聞きしましたところ、歳入歳出ほとんど影響が、歳入歳出とも大きな影響はないということでしたので、大きな影響がないのであれば、これだけ消費税の値上げで町民は非常に不安感があります。やっぱり暮らし全体にいろんなところで大きくかかわってくる中で自治体もこれだけの使用料全体に町民生活に負担が重くのしかかってくるわけですので、やはりこういうときは暮

らしを守る視点を貫いていただきたいということを述べて反対討論をします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第9号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第9号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） それでは、議案第9号熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更について御説明申し上げます。

これにつきましては、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である高遊原南消防組合が平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本縣市町村総合事務組合から脱退するため、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要があるものです。

以上のことにより、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

なお、熊本縣市町村総合事務組合を組織する全ての団体において同文議決がなされるものです。

それでは、参考資料を御覧いただきたいと思います。

別表第1、別表第2、第3条第1項に関する事務の項及び同表第3条第9号に関する事務の項中「高遊原南消防組合」を削るものです。

本文の戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものであります。



議案第9号熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更の説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第10号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認いただきたい道路は、新山29号線と杉並台団地13号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図を御覧いただきたいと思っております。

まず、①の路線は新山29号線であります。

場所は、町立白鈴保育園北側の県道新山原水線沿いになりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路でございます。延長が74.63メートル、幅員が6メートルの道路でございます。起点、終点とも、菊陽町新山1丁目地内です。

続きまして、2ページの②の路線は杉並台団地13号線です。

場所は、合志市と隣接いたします杉並台東地区内の道路で、菊陽町が所有する公衆用道路です。延長が146.68メートル、幅員が4メートルから5.74メートルの道路で、青色線の近隣の町道と接合する道路でございます。起点、終点とも菊陽町杉並台1丁目地内です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） すいません。1点ちょっとお尋ねします。杉並台団地13号線の件ですが、地元なんであれなんですけども、この起点ですね。ここの件は覚えております。ここが舗装されて町道に今回なるということですが、起点がこの北新山と接するところがないのは、ここは私道ということなんでしょうか。どういう意味でここから町道が私道になっているのか、その点教えてください。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） その部分につきましては、もう既にもう町道として認定してある部分でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第11号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第11号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第11号の平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎えて国県支出金や町債などが決定したものの、収入額が確定しているもの、また歳出予算において事業の進捗状況等により過不足が生じたものについて見直しを行ったものなどを計上しております。さらに、今回は経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けまして、平成26年度に予定をしていました事業であります（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業や鼻ぐり井手公園拡張整備事業、菊陽中学校増築・改修事業の一部、また小学校空調設備整備事業などを前倒しで計上しているため、大型の補正となったものでございます。

この経済対策に係る事業は、国庫補助金の確保はもとより後年度交付税措置がなされる有利な地方債を活用できるものであり、またこれらの事業は国の経済対策における公共投資の地方負担を支援するために創設されましたが、がんばる地域交付金の対象事業となるものでもございます。

なお、経済対策に係ります事業につきましては、お手元に前倒し事業リストとして1枚紙を配付しておりますので、御確認をいただければというふうに存じます。

それでは、補正内容の説明に入りますが、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当部課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に9億8,374万円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億3,582万3,000円と定めるものであります。

次に、第2条で継続費の補正を、第3条で繰越明許費の補正を、それから第4条で債務負担行為の補正を、第5条で地方債の補正を第2表から第5表でそれぞれ計上しているところであります。

2ページから6ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

次は、第2表の継続費の補正で経済対策が盛り込まれた国の補正予算を受けました事業の前倒しや事業の完了により年割り額などの変更をするものであります。

1行目は、款の2総務費、項の1総務管理費の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業で、事業の前倒しなどによりまして総額を9億2,186万9,000円に増額し、あわせて平成25年度と平成26年度の年割り額を変更するものであります。

次は、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽中部小学校改築事業で、事業の完了に伴い、総額を35億4,815万円に減額し、あわせて平成25年度の年割り額も減額するものであります。

次は、款の10教育費、項の3中学校費の菊陽中学校増築・改修事業で、総額は変わらないものの、事業の前倒しにより平成25年度と平成26年度の年割り額を変更するものであります。

次の8ページをお開きください。

次は、第3表の繰越明許費の補正で、1の追加で本年度内に完了しない見込みの事業について繰越額の限度額を定めるものであります。

今回の補正は、前倒しの7つの事業とさまざまな事情により年度内に支出が終わらない見込みの4つの事業、合わせて11の事業を追加するものであります。

金額の大きいものでは、2行目の款の1総務費、項の1総務管理費の地区公民館整備費補助金を1,200万円、これは中尾区と中代区の各600万円であります。

3行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業を4,080万円、これは認知症高齢者グループホーム設置者に対する補助金で、財源は全て県の補助金でありま

す。

次に、下から3行目の款の8土木費、項の3都市計画費の鼻ぐり井手公園拡張整備事業を1億2,050万円、それから款の10教育費、項の2小学校費の小学校空調設備設置事業を2億181万6,000円、それぞれ計上しております。

下の9ページを御覧いただき、次は第4表の債務負担行為の補正で記載のとおり3件を追加するものであります。

次の10ページをお開きください。

次は、地方債の補正で1の追加は前倒しの3つの事業を計上し、2の変更は前倒しを含め、11の事業の限度額を変更するものであります。

限度額の大きいものを申し上げますと、まず1の追加では、(仮称)菊陽町光の森複合建設事業を8,280万円、それから小学校空調設備設置事業を1億7,100万円計上しております。

次の2の変更では、3行目の県営土地改良事業負担事業を980万円から1,720万円に増額し、中ほどの鼻ぐり井手公園拡張整備事業を1億5,020万円から1億9,360万円に増額し、それから菊陽中部小学校改築事業を5億1,180万円から3億8,130万円に減額し、菊陽中学校増築・改修事業を1億9,770万円から5億3,070万円に増額するものであります。

以上、地方債の補正額としましては4億8,970万円を増額し、地方債の総額を28億1,690万円とするものであります。

11ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入であります。

主な補正額を申しますと、款の16国庫支出金を2億9,964万8,000円増額し、款の18財産収入を2億4,475万2,000円増額し、款の20繰入金金を9,000万円減額し、款の23町債を4億8,970万円増額しております。

以上、歳入合計は補正額としまして9億8,374万円の増額となり、総額は150億3,582万3,000円となります。

下の13ページは、歳出になります。

主なものでは、款の2総務費を9,584万円増額し、款の4衛生費を5,000万4,000円減額し、款の8土木費を3億1,555万5,000円増額し、款の10教育費を5億9,078万4,000円増額し、調整のため款の14予備費を5,999万6,000円増額しております。

以上、歳出も補正額としましては9億8,374万円の増額となり、総額は150億3,582万3,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

14ページをお開きください。

歳入歳出の内容につきまして、補正額の大きなもの、新たに計上したものなどを中心に御説

明を申し上げます。

まず、歳入であります。款の1町税、項の1町民税、目の2法人は、現年課税分の法人税割額の減により9,357万円減額するものであります。

下の段の項の2固定資産税、目の1固定資産税は現年課税分の土地と償却資産、また滞納繰越分の増により9,519万1,000円増額するものであります。

下の15ページを御覧いただき、中段の款の12地方交付税は普通交付税を395万8,000円増額し、計を4億630万9,000円とするものであります。

17ページをお開きください。

次は、款の16国庫支出金で項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、説明欄に記載のとおりそれぞれ増額し、目の2教育費国庫負担金は菊陽中学校増築・改修事業に係る国庫負担金であります。

次に、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の2,925万1,000円は、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業の前倒し分であります。

次の18ページをお開きください。

中ほどの目の6土木費国庫補助金、節区分6の公園費補助金の6,000万円は、鼻ぐり井手公園拡張整備事業の前倒し分であります。

次に、目の7教育費国庫補助金、節区分1の小学校費補助金の3,063万7,000円は、前倒し事業の小学校空調設備設置事業などであります。

次に、節区分2の中学校費補助金の1億6,061万9,000円は、菊陽中学校の増築・改修事業の前倒し分などあります。

下の19ページを御覧ください。

款の17県支出金の項の1県負担金、次の項の2県補助金は、それぞれの事業に係る増減を記載しておるところでございます。

22ページをお開きください。

下の段の款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入では、第二地区の保留地処分金2億4,108万5,000円を計上しております。

下の23ページを御覧いただき、款の19寄附金はふるさと寄附金を61万1,000円計上しております。

次は、款の20の繰入金、項の2基金繰入金でふるさと創生事業基金を2,000万円、社会福祉振興基金を2,000万円、それから学校建設基金を5,000万円、それぞれ減額するものであります。

25ページをお開きください。

次は、款の23の町債ですが、先ほど地方債の補正で説明ありましたので、ここでは省略させていただきますが、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減をいたしておるところでございます。

以上で歳入を終わりました、歳出に移らせていただきます。

27ページを御覧いただきたいと思います。

歳出は、減額するものは多々ございますが、増額するものを中心に説明をいたします。

なお、給料、職員手当等及び共済費などの人件費は説明を省略させていただきますが、詳細は51ページ以降の給与費明細書に記載しておりますので、御覧いただければと存じます。

それでは、28ページをお願いいたします。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費、中ほどの目の7交通安全対策費は、経済対策によります交通安全対策工事費400万円を盛り込んでおります。

それから、一番下の目の10地域政策費、節区分15の工事請負費には、下の29ページの1行目を御覧いただきますと、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業の前倒し分の工事費を1億1,730万5,000円を計上しているところでございます。

31ページをお開きください。

次は、款の3民生費で、項の1社会福祉費、2段目の目の2高齢者福祉費は、介護保険特別会計の繰出金を1,891万6,000円減額しております。

それから、目の3障害者福祉は、節区分20の扶助費で説明欄に記載のとおり増額いたしております。

34ページをお開きください。

目の4保育園費の節区分13の委託料は経済対策によります4つの保育所、これはなかよし園、もみじ園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の耐震診断業務の588万3,000円であります。

それから、36ページをお開きください。

次は、款の4衛生費で、項の1保健衛生費、目の2予防費は、予防接種委託料を5,951万9,000円減額いたしております。

下の37ページを御覧いただき、次は款の6の農林水産業費で、項の1農業費、目の3農業振興費の節区分19の負担金、補助及び交付金のうち経営体育成支援事業補助金の744万9,000円は、4つの経営体に対する補助金で、全額県の補助金であります。

次の38ページをお開きください。

目の8土地改良費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、下の方からですが、堀川地区農村地域環境保全整備事業負担金を600万円、馬場楠井手地区県営ため池等整備事業負担金を464万8,000円計上いたしております。

次に、目の15農業集落排水事業費では、下水道事業会計への繰出金を689万8,000円減額しております。

下の39ページを御覧いただき、目の17農業構造改善事業費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、「さんふれあ」の施設整備修理補助金を203万7,000円計上いたしております。

それから、次の40ページをお開きください。

次は、款の7の商工費で、項の1商工費、目の2企業誘致費はセミコンテクノパーク水道維持管理費負担金を246万1,000円計上いたしております。

それから、下の41ページを御覧いただき、下の段の款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、経済対策によります道路法面点検業務委託129万6,000円と、道路付属物点検業務委託891万円を計上しております。

次の42ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、2億3,369万5,000円を計上しております。

主なものは、保留地の売却により2億4,108万5,000円の資金が確保できたことに伴いまして、これを今後の事業費に充てるため土地区画整理事業基金に積み立てるものであります。

次の目の3公共下水道費は、下水道事業会計繰出金を2,808万9,000円減額し、繰出金の計を4億2,073万7,000円とするものであります。

次に、目の4公園管理費は、経済対策による鼻ぐり井手公園拡張整備事業の前倒し分を節区分15の工事請負費に1億915万4,000円計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

次は、款の10教育費で、項の2小学校費、目の5学校建設費は、節区分15の工事請負費を7,440万円増額しております。内容は、事業が完了しました菊陽中部小学校の改築工事費を1億2,180万円減額し、前倒しによります北小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校3校の空調設備設置工事費を1億9,620万円計上しているところでございます。

下の47ページを御覧いただき、項の3中学校費、目の1学校管理費は、武蔵ヶ丘中学校のプール修繕工事を410万円計上いたしております。

それから、一番下の目の5学校建設費は、経済対策による前倒し分の菊陽中学校増築・改修工事費を5億641万7,000円計上しているところでございます。

50ページをお開きください。

最後になりますが、一番下の款の14予備費は、5,999万6,000円増額し、計を9,349万9,000円とするものであります。なお、予備費は、これまで1,300万円ほど充当しておりますので、現時点における残額は2,050万円という状況ですが、今回の補正分を合わせますと約8,050万円は確保できるということになります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第11号ですけれども、まず何点かあるんですけど、ページ、8ページの第3表の繰越明許費の補正ですけれども、この中の3、民生費の中の項の社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業で4,080万円繰越しになっていますが、認知症のグループホー

ムということでしたけれども、この繰り越された理由をお願いします。

それから、ページ、31ページの障害者民生費ですけれども、障害者福祉費の中の補正額は2,970万円の補正になっていますが、かなり多額の補正なんですけれども、この理由をお願いしたいと思います。

それから、ページ、41ページの土木費の中の道路橋梁維持費の中で補正額は1,020万6,000円増額になっていますけれども、この委託の道路法面等附属物の点検業務委託ということですが、経済対策でされるということなんですけれども、どういうところをしていくのかという点についてお尋ねをします。

それから、ページ、42ページの土木費の中の土地区画整理費の中で積立金が2億4,108万5,000円積立てをするということなんですけど、これは今までも補正でこういうふうにやっていたのかどうかということについてお尋ねをします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） まず、認知症高齢者グループホームの分のページ、8ページの繰越明許費補正の追加ということで款の3民生費、項の1社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業分として4,080万円ということであります。この分につきましては、認知症高齢者グループホームの1施設の2ユニット定員18名の整備について25年度に計上して進めておりますが、工事の完了が26年8月末ということで通常単年度では終わらないというような状況で進んでまいりますので、その分の繰越しをお願いしたものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） ページ、31ページのところでございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目の3障害者福祉費の分で、今回補正額が全部の4本の事業関係で2,970万円でございますが、まず更生医療関係につきましては、この3月議会で初めてでございます。主なところはこれは透析の方が主なんですけれども、そういった方たちの給付が増えているというところがございます。

それと、その下の地域生活支援サービス給付費、障害福祉サービス費、障害児通所支援サービス等につきましては、障害者サービスが非常に各地域で整備されましたので、サービス事業者が増加、そしてそれに伴いましてサービス利用者も増えているということで、結果的にはこの障害福祉の給付額が増えているということで今回の補正になっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） 続きまして、41ページの道路橋梁維持費の委託料の1,020万6,000円の件でございますけれども、こちらも御案内のように経済対策によって追加事業として予算を編成したものでございます。まず、道路法面点検業務委託につきましては、場所は町道菊陽空港



線、それから南方大人足線、いずれも法面の強度等の調査を行うものでございますけれども、大体施工延長は1,000メートルを予定しております。

それから、道路付属物点検業務委託でございますけれども、こちらは各町道交差点の道路照明でございますけれども、こちらの照明の点検を行います。点検基数は235基を予定しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 土地区画整理事業費の中の節区分25積立金、土地区画整理事業基金積立金の件でございますけれども、保留地を売却して、その売却分を事業費に充てるという区画整理事業の仕組みがありまして、前々から保留地処分につきましては事業費を消化した分の余りについては基金の方に回しております。本年度につきましては、消費税の増税の影響で駆け込み需要といえますか、その関係で保留地がかなり多く売れておりまして、今年度3億4,100万円ほど保留地が売却ができていますところでありまして、その分について本年度事業費充当分の1億円分を引いた残りにつきましては基金の方に積み立てるものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 1点だけお尋ねします。

ページ、33ページの目の児童福祉総務費の節で委託料の婚活のためのスキルアップセミナー業務委託料194万4,000円ですが、この事業内容、誰を対象にするのか、またどこに委託するのか、また対象人数は何人なのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、説明いたします。

まず、ページ、33のところの今おっしゃった分につきましては、今日の平成25年度3月補正予算、国の経済対策による前倒し事業のリストの方をちょっと御覧ください。

A4のページでございます。その中で3番、新規事業としまして地域少子化対策強化事業というのがございます。これは先般の国の経済対策に絡んで、これは国の補正予算で新規事業で少子・高齢化ということの少子化の対応で予算が全国枠で30億1,000万円ついた分でございます。町としましては、今議員がおっしゃった婚活のためのスキルアップセミナーというのはこの地域少子化対策強化事業の幾つかの事業の中の一つでございます。事業の内容についてはそこに書いてございますが、少子化フォーラム、あるいは今おっしゃった婚活スキルアップセミナー、あるいは妊娠、出産等啓発、あるいは学童クラブ、この学童クラブにつきましてはこの地域少子化対策強化の交付金の補助対象になれば、採択になれば全額国の方で10分の10もらえる事業であります。ですから、これは平成25年度の3月補正でしまして26年度に繰越明許するということで今回の補正で上げております。そういったものを全て国のこの基準に沿った事

業をやれば614万5,000円が全額交付されるということでありまして、現在町では国と県と現在協議をやっているということでもあります。これを今後26年度するに当たっては、まずはこの議会で補正で予算を上げとくということが条件なものですから今回上げております。

具体的に婚活スキルアップセミナーでございますが、今のこの町の計画では国のこの事業の一環ではいわゆる結婚に向けた情報提供を各市町村この事業の中でしなさいというのがありました。それで、今は農業委員会の方で婚活イベントがあつておりますけども、そういったやつではなくてこの場合は結婚をするためにある程度人として、あるいは社会人としてのマナーアップ、そういったところの分のそういったセミナーというところを一例がこれ国の方で挙げてあります。ですから、単なる婚活イベントの事業ではだめだということでもありますので、そこで今考えております。対象者は、今の案では男女それぞれ15人ずつ、合わせて30人ですね。ということで、計3回ですね。1回で大体3時間、それを3回に分けて、一応こうした婚活あるいはいろいろスキルアップセミナーのイベント会社さんがいらっしゃいますので、そちらの方に国の方で事業採択となったときに実際契約をするということなので、今はまだ協議中で非常に10分の10の補助事業ですので、国の基準が非常にハードルが厳しゅうございます。ですから、その辺のところでもうまく合致すればいいんですけども、まずは申請をするに当たっては補正予算の中で計上というのが条件だったものですから、今回計上させていただいています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第12号 平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第12号平成25年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第12号平成25年度菊陽町健康保険特別会計補正

予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に4,828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,568万5,000円とするものであります。

飛びまして、6ページ、7ページを御覧いただき、今回の補正の主なものは歳入では国庫支出金、共同事業交付金、及び諸収入を増額し、歳出では保険給付費を増額し、共同事業拠出金及び予備費を減額しております。

8ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金では、目の1療養給付費等負担金を4,324万7,000円増額しております。

下の9ページで、款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金では、目の1高額医療共同事業交付金を2,022万円増額し、目の2保険財政共同安定化事業交付金を1,774万8,000円減額しております。

次に、款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金では、目ごとの調整を行っております。

10ページを御覧ください。

款の15諸収入、項の4雑入、目の5一般被保険者第三者納付金は、315万9,000円を増額しております。

下のページ以降で歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費で節区分13の委託料で説明欄の委託料を増額しております。

次に、款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は、5,128万4,000円を増額しております。

12ページを御覧ください。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は、432万円を増額しております。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金では、負担金218万円を増額しており、6人の増加を見込んでおります。

次に、款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等は、財源の入替えであり、下のページ以降の補正額が0の目は同様の内容であります。

次に、款の7共同事業拠出金、項の1共同事業拠出金、目の1高額医療費拠出金は156万1,000円、目の2保険財政共同安定化事業拠出金は532万9,000円の減額を行っております。

14ページを御覧ください。

最後に、款の12の予備費を490万8,000円減額して調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議案第13号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第13号平成25年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に314万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,495万2,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧いただき、今回の補正の主なものは歳入では繰越金を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額しております。

予算書の8ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は、事務費に要する経費として

28万2,000円を増額し、目の2保険基盤安定繰入金は110万8,000円を減額しております。

次に、款の5の繰越金は、平成24年度からの繰越金の確定により396万6,000円を増額しております。

次に、下の9ページで歳出の主なものについて説明いたします。

款の2の後期高齢者医療広域連合納付金は、285万8,000円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

先ほど議案第10号町道路線の認定についてで答弁に少し誤りがありましたので、渡邊議員の質問に対して答弁に誤りがありましたので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（今村敬士君） 恐れ入ります。先ほど議案第10号町道路線の認定について渡邊議員の方から御質問がございましたけども、その答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、議案第10号の参考資料をもう一度御確認いただきたいと思っております。

2ページの杉並台団地13号線の認定に関しまして、その起点側の道路について町道認定してあるというふうに申しておりましたけども、こちらは現在幅員が3メートル、延長が31メートルの町所有の道路でございます。今回、この団地13号線を認定に至りました理由としまして、267号線、新山7号線に今回の町道的一端が接道しているということで今回認定の要件を満たしたということで認定の提案をさせていただいた次第でございます。訂正しておわび申し上げたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊議員、いいでしょうか。

○5番（渡邊裕之君） はい、ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議案第14号平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第14号平成25年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます前に字句の訂正をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。

「第1条の歳入歳出予算の総額に」を、今回の補正が減額でありますことから「歳入歳出予算の総額から」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から1億2,391万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億6,147万8,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

今回の補正の主なものは、歳入では国、県からの交付決定に伴う国庫負担金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、下のページの歳出では事業見込みに基づき保険給付費を減額しております。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を3,071万9,000円減額しておりますが、これは国庫負担金交付決定に伴い減額するものであります。

次に、款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を社会保険診療報酬支払基金からの交付決定に基づき5,181万6,000円減額。

下のページで、款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金を県負担金交付決定に基づき2,319万1,000円減額し、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金を給付実績見込みにより1,975万4,000円減額しております。

10ページをお開きください。

歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を156万5,000円増額しておりますが、これは消費税引き上げに伴う介護報酬改定のシステム改修対応分であります。

下のページで、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費を1億2,035万9,000円減額しておりますが、これは給付費実績見込みによるものであります。

次に、項の3高額介護サービス等費、目の1高額介護サービス等費も実績見込みにより512万1,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 議案第14号ですが、今説明がありましたページ、11ページの介護サービス等諸費が1億2,035万9,000円減額ですけれども、実績でという説明でしたけれども、かなり額が大きいので主にどういう要因があったのかについてお尋ねをします。

○議長(大塚昇君) 介護保険課長。

○介護保険課長(市原憲吾君) 減額でございますけれども、これは利用された実績によるものでございますので、ちょっと原因等につきましては実績でということ、そこまでのちょっと細かいところまでは把握しておりません。

○議長(大塚昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 介護サービスには施設利用とか在宅での利用とか、大きく分けて2つあるかと思えますけれども、その辺の原因というか、毎年1億円このくらい出ていたのか、それとも急激に減っているのか、前年度と比べてどうかとか、施設とその在宅でどうなのかというような大枠でいいですので、ありませんでしょうか。

○議長(大塚昇君) 介護保険課長。

○介護保険課長(市原憲吾君) 大変申し訳ありませんが、ちょっと手元に資料等用意してございませんので、また後でもちょっと御報告したいと思います。

○議長(大塚昇君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚昇君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(大塚昇君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大塚昇君) 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(大塚昇君) 日程第15、議案第15号平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長(土野公典君) それでは、議案第15号平成25年度菊陽町下水道事業会計補正予算

(第3号)について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、処理人口の増加に伴います使用料及び受益者負担金の増収見込みでございます。それから、汚水事業費の減によります一般会計繰入金の減額でございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の実施計画にて御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業費用を事業収益を1,069万7,000円減額し、11億9,393万1,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を144万9,000円増額し、11億4,771万8,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入を1,411万5,000円減額し、3億877万3,000円としております。

それから、支出につきましては1,811万5,000円減額し、8億806万4,000円としております。概観のように収入額が支出額に対し不足しておりますので、その補填財源について説明を上段に記載しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億9,929万1,000円に改め、これを補填するための過年度損益勘定留保資金を859万9,000円に改め、当年度損益勘定留保資金4億2,814万8,000円、それから減債積立金3,000万円、それから繰越利益剰余金処分額を2,700万5,000円に改め、さらに消費税及び地方消費税資本的収支調整額を553万9,000円に改めることとしております。

続きまして、3ページの第4条企業債の補正についてであります。熊本北部流域下水道建設負担金の減によりまして流域下水道事業分の限度額を430万円減額し、3,410万円とし、町施行の汚水工事費の減によりまして流域関連公共下水道事業分の限度額を670万円減額し、8,200万円としております。限度額の総額を1億7,750万円としております。

次に、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費を1万円増額し、4,446万9,000円としております。

第6条他会計からの補助金の補正につきましては、使用料及び受益者負担金の増額によりまして一般会計からの繰入金を3,498万7,000円減額し、3億696万9,000円としております。

第7条利益剰余金の処分につきましては、第4条予算の補填財源としての繰越利益剰余金について850万9,000円増額し、2,700万5,000円とするものです。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。



ここからは添付書類になります。

収益的収入、款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料で1,346万3,000円増額し、7億3,088万5,000円とするものです。

項の2営業外収益、目の2他会計補助金は使用料の増及び維持管理費の減により一般会計繰入金を2,416万円減額し、2億7,708万9,000円としております。

以上、収入合計は1,069万7,000円減額し、11億9,393万1,000円とするものです。

下のページの支出ですが、款の1事業費用、項の2営業外費用、目の5雑支出は免許センターの排水メーターが平成24年1月から平成25年5月まで故障しておりまして、その間、その前の1年間の平均汚水量で使用料を徴収しておりましたが、排水メーター更新後の8か月の平均使用料との差額、過年度分の279万円を還付するものです。

項の4予備費、目の1予備費は、不測の事態に対応するため、資本的支出の予備費より400万円収益的支出の予備費に組み替えるものでございます。

以上、支出合計は、144万9,000円増額し、11億4,771万8,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債で熊本北部流域下水道建設負担金の減及び汚水事業費の減によりまして1,100万円減額し、1億7,750万円としております。

次に、項の3負担金、目の2受益者負担金で下水道事業受益者負担金及び分担金の増によりまして771万2,000円増額し、3,845万9,000円としております。

それから、項の4補助金、目の3他会計補助金で受益者負担金の増額などによりまして一般会計からの繰入金を1,082万7,000円減額し、2,980万円としております。

以上、収入合計は1,411万5,000円減額し、3億877万3,000円とするものです。

下のページの款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費で汚水枝線の実施設計業務委託料の減、及び熊本北部流域下水道建設負担金の減などによりまして1,411万5,000円減額し、2億4,671万円としております。

以上、支出合計は1,811万5,000円減額し、8億806万4,000円とするものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

資金計画であります、下水道事業の資金調達方針を示しております。

次に、12ページをお開きください。

ここは給料明細書、13ページには予定貸借対照表に関する注記を記載しております。

最後に、14ページ、15ページをお開きください。

予定貸借対照表は、平成26年3月31日の財政状況をあらわすものでございまして、平成24年度決算によりまして確定しました資産、負債、資本の各金額に本年度の補正後の予定額などの見込み額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第1号教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

このたび教育委員会の委員に阪本英晴様を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

来る平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き教育委員会委員をお願いするものです。

阪本英晴様は、住所が菊陽町大字津久礼2268番地157で、青葉台地区になります。

生年月日は、昭和24年11月24日生まれの64歳になられます。

阪本様の経歴につきましては、昭和47年熊本大学教育学部を卒業後、牛深市立牛深中学校を皮切りに阿蘇郡、菊池郡市の小・中学校に奉職され、平成22年3月31日に菊陽町立南小学校長を最後に定年退職されるまでの38年間の長きにわたり教職に携わってこられました。その後、平成22年4月1日からは教育委員に就任され、現在1期目でございます。

阪本様は、人格が高潔で、教育行政に対する熱意はもとより、長年の教職の経験や教育委員としての経験を生かされ、さらに充実した菊陽町の教育行政の推進を期待されるところでございます。教育委員として最適と思っておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 日程第17、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

総務部審議員兼人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員8名のうち1名が現在欠員となっております。人権擁護委員の候補者として、住所が菊陽町大字久保田2792番地1にお住まいの衛藤美直子様を新任として推薦するものであります。

衛藤美直子様は、昭和35年3月20日生まれの53歳で、昭和54年3月にお茶の水タイピスト専門学校を卒業後、東京総合法律事務所に入社され、昭和61年2月に退職後、平成7年9月から夫である衛藤二男弁護士様の法律事務所に勤務されて現在に至っております。また、その間平成21年4月から菊陽町体育指導委員、現在は菊陽町スポーツ推進委員という名称に変わっておりますが、これをやられております。また、平成22年4月からは菊陽町スポーツ推進審議会委員と町のスポーツ振興にも御尽力いただいております。

衛藤美直子様は、人格、識見ともに高く、社会の実情にも通じ、人権についての理解も深く、人権擁護委員としてふさわしい方ですので、その候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、衛藤美直子君を適任とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は衛藤美直子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 報告第1号 新型インフルエンザ等対策行動計画について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、報告第1号新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 報告第1号新型インフルエンザ等対策行動計画について御説明申し上げます。

議員の皆様には議案とは別に資料として行動計画を簡単にまとめました概要書を配付させていただいております。その概要書により説明させていただきます。

1枚目の菊陽町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要を御覧ください。

まず、1の行動計画策定の背景であります。平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、菊陽町における新型インフルエンザ等対策の推進や実施する措置などについて町の行動計画を策定しましたので、同条第6項の規定によって本議会に報告するものであります。

なお、作成に当たりましては、政府及び熊本県行動計画を踏まえるとともに、県健康危機管理課及び菊池保健所の指導を受けて作成しております。

次に、2の行動計画の概要であります。①の対象とする感染症は新型インフルエンザだけでなく、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、感染力の強い新感染症も対象とするため、本行動計画の名称に等をつけております。

次に、②の基本的方針として①対策の目的は、右の図に示すように対策の効果（概念図）

ですけれども、にありますように感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、また流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするものであります。

②基本的な対策の考え方としては、新型インフルエンザ等が発生した場合、その病原性等の程度に応じた対策を選択して実施し、また発生前の準備を進めるとともに状況に応じた対策に切り替えていくこととしております。

(3)計画の概要につきましては別紙になっておりますので、3、実施体制について先に説明させていただきます。今回の行動計画は、特別措置法に基づき政府対策本部、県対策本部、菊池地域対策本部、町対策本部の相互連携によるもので総合的な推進の中で、また医療機関等の連携協力によって対策を実施していくものであります。

次に、別紙の計画の概要を御覧ください。

発生段階ごとの主な対策を表にしております。発生段階を上段において未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階とし、それぞれの段階に応じて左欄で①実施体制、②情報提供・共有、③予防、まん延防止、④医療、⑤町民生活・町民経済の安定の確保としております。

今回の行動で特徴的な点を申し上げます。表の中のゴシック文字で強調してある部分になります。

まず、①実施体制では、未発生期に町行動計画の策定、または見直しを行います。また、事業継続計画については実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、各課等が本来の業務の継続と対策事業を実施するための業務体制の見直しを行います。

次に、町対策本部の設置時期につきましては、海外発生期では任意、県内発生期以降では国の緊急事態宣言時に設置することとしております。

②情報提供・共有では、海外発生期以降、県の要請により相談窓口を設置し、情報提供をしていきます。

③予防・まん延防止では、未発生期に(1)対策実施の準備として個人、地域、職場への季節性インフルエンザをはじめ、感染症対策の周知を行います。

(2)予防接種では、未発生期から国がワクチンの供給体制、県がその流通体制の構築を行いますので、市町村は管内居住者へのワクチン接種の速やかに行えるように接種体制を準備していきます。

次に、海外発生期からは、町民、病院、事業所等への感染対策の勧奨や要請、渡航者への感染危険情報等の周知と注意喚起、そして医師、看護師等の対象職員の特定予防接種の実施について定めております。

また、国内発生期になると住民接種が実施されますが、病原性の程度や発生状況に応じて国が決定した接種順位により実施することになります。

④医療では、海外発生期から菊池地域対策協議会と町立診療所の設置について協議を開始

し、県内発生期の状況により医師や薬剤師等の確保の具体的な協議、施設の設置準備を行い、県内感染期を目安に菊池地域対策協議会の決定を受けて、町立診療所を設置します。

⑤町民生活・町民経済の安定の確保では、未発生期に(1)要援護者への生活支援等対応の検討、(2)菊池広域連合との火葬能力等の把握、また(3)対策物資の備蓄や整備、点検を行います。県内未発生期以降には、国の緊急事態宣言がなされたとき、国や県と連携して水の安定供給の措置や生活関連物資等価格の安定供給を事業所等へ要請いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時38分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月12日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成26年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成26年3月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君   | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君   | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君   | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君   | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 10 番 | 岩 下 和 高 君   | 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 |
| 12 番 | 福 島 知 雄 君   | 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 14 番 | 加 藤 眞 佐 男 君 | 15 番 | 上 田 茂 政 君 |
| 16 番 | 小 林 久 美 子 君 | 17 番 | 梅 田 清 明 君 |
| 18 番 | 大 塚 昇 君     |      |           |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                                    |             |
|-------------------|-----------|------------------------------------|-------------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                              | 井 手 義 隆 君   |
| 教育委員長             | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長                              | 赤 峰 洋 次 君   |
| 教育次長              | 鶴 田 義 晃 君 | 総 務 部 長                            | 吉 野 邦 宏 君   |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君 | 産 業 建 設 部 長                        | 松 村 孝 雄 君   |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 | 総 務 部 審 議 員 兼<br>人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君   |
| 総 務 課 長           | 吉 川 義 則 君 | 総 合 政 策 課 長                        | 服 部 誠 也 君   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 浩 徳 君 | 税 務 課 長                            | 阪 本 章 三 君   |
| 福 祉 課 長           | 宮 本 義 雄 君 | 健 康 ・ 保 険 課 長                      | 佐 藤 清 孝 君   |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君 | 環 境 生 活 課 長                        | 大 山 陽 祐 君   |
| 町 民 課 長           | 酒 井 章 彦 君 | 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長                      | 大 川 由 紀 美 君 |
| 農 政 課 長           | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長                            | 今 村 敬 士 君   |
| 都市計画課長            | 小 野 秀 幸 君 | 下 水 道 課 長                          | 士 野 公 典 君   |



兼佐補長  
兼係長  
兼長  
兼長

中島秀樹君  
山崎謙三君  
堀行徳君

兼  
兼  
兼  
兼

矢野陽子君  
松本洋昭君  
堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げます。

通告されている内容については、時間配分を十分考慮し、全てが時間内に終了されるようお願いいたします。また、前段についても、極力簡潔にお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございます。議席番号7番石原武義です。

今日は3月12日、あの東北大震災からはや3年が経過しました。多くの犠牲者の方々に哀悼の意を表し、心から御冥福を祈るものでございます。常日ごろから防災の心構えが必要であるなあと痛感しました。

防災については、今3月議会で今日、吉本議員が、そして13日には中岡議員が、それぞれ一般質問されます。また、13日は上田茂政議員が次期町長選出馬の意向について質問されます。ぜひ傍聴席の皆さん、再度の傍聴をよろしくお願いします。

さて、日本社会はこれまでに経験したことがないような大きな問題が目前に差し迫っております。いや、もう一步、二歩、踏み込んだかもしれません。それは、平均寿命の伸びによる高齢化社会、この高齢者社会がもたらす買い物弱者、この問題であります。

もう一つは、未婚率の上昇による少子化社会、この少子化社会がもたらす生産人口の減少、生産人口の減少がもたらす需要の減少、ひいては経済の沈滞化、結果として日本国社会の弱体化を促します。

この対応策の一つとして、若い母親が安心して仕事に出かけられるようなそういう環境をつくってあげることが必要じゃないかと思えます。その環境づくりには、まず待機児童の解消が必要でございます。そのために私どもはこれから真剣に取り組まなければならないと思っております。

今日は、こうした問題は一朝一夕には解決できません。しかし、真剣に取り組まなければ取り返しのできないことになってしまいます。日本は立ち直れません。真剣に皆さん、考えようではありませんか。

こういう問題意識を持って、今回私は買い物弱者への取組、そして待機児童ゼロへの解消に向かった取組、以上を質問いたします。

具体的、個別的な質問は質問席から行います。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） それではまず、大きな項目の1番目に買い物弱者救済への取組としております。

先ほど申しましたように、日本社会は急速な高齢化が進んでいます。少し数字を見てみますと、60歳以上の高齢化率は、23年度が16.1%、27年度が26.5%、これは推計です、これは日本全国の社会です。そして、67年度になりますと、何と日本国社会は40%が、つまり半数近くが高齢化、65歳以上になります。40%でございます。菊陽町はどうかと見ますと、もらった資料によりますと、70歳以上の方が4,785人、11.89%です。向こう9年間で1,900に増加すると予想されています。

また、江戸時代からある集落の75歳以上の方の割合は25年9月30日現在で20%近くあります。27年現在では恐らく20%を超えてるかと思われます。75歳以上の方です。そして現在、70歳以上のひとり暮らしの方は613人だそうです。こうした状況を見ますと、向こう10年間のうちに江戸時代からある集落に武蔵ヶ丘7町内、8町内、そして1町内を加えた地域ではかなりの方が自分で買い物に行けないといった状況になります。つまり、買い物弱者です。

というのも、昔なら近くに小売店があり、日用品等が手に入れられましたが、今は離れたスーパーまで行かなければなりません。高齢により免許証を返上したりしますと完全な失業者になってしまいます。

ということを前置きしまして、(1)の質問に移ります。

平成24年6月議会でしたか、社会福祉協議会で軽トラックを購入し移動販売を試みってみるといふ答弁がありました。その実績について、どう検討、評価したのか。そして、どう結論づけられましたか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 石原議員のいわゆる本町は高齢化比率は県内で一番低いところでありますけれども、実数としてはこういった高齢者の方、言われてるような状況の中での御質問だということでお答えしていきたいと思っております。

この24年の6月議会で町でトラックを購入して移動販売を試みるという答弁の内容でありますけれども、平成23年度におきまして、これは社会福祉協議会の方でありますけれども、県の補助事業を活用して軽トラックを購入しまして、武蔵ヶ丘団地内に設けておりますホットステーションの方で今は野菜の販売をしておるところであります。

また、24年3月から5月までの3か月間を試行期間として、武蔵ヶ丘1、2町内の住民の皆さんを対象に買い物代行サービスを実施しておりますけれども、その期間の延べ利用者数は36件ということでありました。人数では2人の方が利用されただけだったということでもあります。

現在も町社会福祉協議会がホットステーション、ここはもともと武蔵ヶ丘のショッピングセンターでこの店があったところなんですけれども、そこは利用者が減って今社会福祉協議会が場

所を借りてホットステーションとしてやっとなるわけでありまして、そこで継続的に野菜の販売は実施しております。毎週火曜日に町内の農家から野菜を100袋程度持ち込んで、1袋100円程度で販売しておるところでありますけれども、これまでの取組を踏まえまして、社協の方では移動販売についても検討してきたところでありまして、ボランティアで世話をしてくれる人材の確保が非常に難しいということと、また人件費、ガソリン代も経費がかかるということで、本格的な移動販売ということには至っておりません。

少量ではありますけれども、野菜販売の方は続けておりますけれども、武蔵ヶ丘団地内の高齢者の買い物支援にはつながるということで、またほかに食材等も出しておりますけれども、実態としては非常に利用率が低いというような状況であります。

今年、介護保険法の改正が予定されておりますので、社会福祉協議会に委託しております軽度生活援助事業や社会福祉協議会が実施しておりますキャロットサービスとあわせて、買い物支援につきましても地域の資源を活用した高齢者への生活支援サービスについて、総合的に研究していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今お聞きしましたところによると、余り芳しくない、実績が。それはそれとして、いろんなルートで買い物弱者に手助けが必要だと思いますので、それはそれとして継続していかれても結構かと思いますが。

もう一つ踏み込んで、多分今のキャロットサービスにしても買い物代行にしてもいろいろ問題点があるかと思えます。そういう点を検証されて継続していかれてはと思えますが、もう一步踏み込んで、もっとよりサービスが向上するんじゃないかなと思う点がございまして。これもあらかじめ注文をとっておいて、その商品を玄関先まで届けると、いわば宅配です、このシステムによってもより買い物弱者のニーズに応えられるんじゃないかと思っております。

そういうことで、今①はそういう余り実績としては芳しくないが、いずれ継続して徐々にそれが浸透していけばと思っております。つまり、いろんなルートを持って買い物弱者にこれからは手助けしていかなければと思えます。一方を切り捨て、一方をやってみるといふんじゃないかして。

というわけで、質問かたがた提案ですけれども、デリバリー、これ配達ですね、宅配、ショッピングセンターをしたらどうかと質問事項の2番目にしております。具体的には、注文から商品配達まで、まずそれをちょっと説明いたします。そして、その後に感想と、それから取組等、お伺いすれば、なるほどなと思えば取り組んでいただければと思っております。

まず1番目に、具体的なシステムです。最初には商品リストを記載し、それを一軒一軒に作成、配布します。利用できる業種、商品、価格、連絡先を記載します。それに付随してといたしますか、少々の家の修理があったらこうこうしてくれという注文も受けます。

そして、今度は注文を受けたら業者の配達となりますけれども、業者を選定します。食品、日用品を中心として参加希望者、これは業者です、小売業者等を募集し、条件として配達の順

番、当番制を決めて、そうすると1週間に1回なりという配達で済むかと思えます。こういうやり方でまず注文を受けます。

そして、商品及びその価格を飲食店のメニューみたいにして記載し、特に食料品等々は時価による場合もあります。そういうところはまず目安価格を記載して配布します。そして、消費者、いわゆる要支援必要者とか高齢者、そういう方から見て、電話なりで注文を行います。

そして、じゃあどこへどう注文するのか、これはひとつデリバリーセンターなるものを、仮称をつくって、そしてできれば商工会なりにおいて顧客よりの電話、ファクスで注文を受け、そして各業者へ、小売業者、そこに加盟、よし、やってやろうという業者、そこへ注文を知らせ、そして配送の手続をしたらどうかと思えます。

配達方法は、先ほど申しあげましたとおり時間削減のため加盟業者の当番制、順番制として各注文された方々の家庭に回ったらどうかということでもあります。

また、そうしますと派遣のホームヘルパーさん、その方たちも今行っていらっしゃる家庭の方に行かれて注文をとり、そしてその注文をまたデリバリーセンターというところに持ち帰って、それもまた可能でありますので、これは非常にいいアイデアじゃないかと思っております。

そしてまた、これも大変あれなんですけども、そういう各業者の方が玄関先まで配達する、これはひとつ見守り部隊、あら、今日はいらっしゃらなかった、どうなったのかというのもそこで気づかれてすぐに連絡ができるという、そういう役割を持ってできるんじゃないかと思っております、非常にいいことじゃないかと思えます。

そういうわけで、こういうことを、デリバリーショッピングセンターなるものをどこかに置いて注文を受け、玄関先まで配達するというふうにしたらいかがじゃないかなと思っております。当然経費は仕入れた値段から若干上乗せして注文者にお渡しすると。とするとそこでもかなりのあれがありますので、ガソリン代とか日当とか、そういうのが出てくるんじゃないかと思えます。最初からはそうはいかないかと思えますけども、それを真剣にやって町民の方に周知させる努力をすればかなり非常にいい効率的な買い物を弱者に対する救済になるんじゃないかならうかと思っております。

先ほど申しあげましたように、昔からある集落は75歳以上はもう恐らくここへ来て30%近くになります。現在も恐らく20%超えてると思えますけども、そういう方々にとっては非常にありがたいことじゃないかと思えます。

また一方では、買い物代行なるものも、キャロットサービスですか、あるんじゃないかとあります。それはそれで結構として、その場合はこの前お聞きしましたところによると買い物代行、ヘルパーさんが行かれます。これは30分で400円というふうに聞いております。30分で400円、行って帰るだけで30分はかかります。そういうこともありますので、利用される要支援者、高齢者の方々にとっては非常に金銭的にも助かるんじゃないかと思えます。

したがって、先ほど少々申しあげました仕入れ値段に若干上乗せしてもまだその方が安上

がりになるんじゃないかと思っております。これが注文から宅配までの具体的なシステムでございます。そして、そのシステムのメリットは、今申しましたとおりこういうところにあるというわけで、どういうふうに感じられ、どういうふうになるほどなと思ったら取り組んでみようかという、その辺のところをまずお聞きさせてください。いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議員の方からは買い物弱者への支援の方法について御提案をいただきましたけれども、デリバリーショッピングセンターを実施してはどうかという御質問であります。議員が提案されましたこの注文から商品配達までの具体的なシステムは、自分で買い物に行くことが困難な高齢者にとってはありがたいシステムであり、町商工会を中心とした地元の小売業者の活性化とひとり暮らし高齢者を見守る効果も兼ね合わせたセーフティーネットを考慮されたものだと思います。

ただ、町内の小売業者がこのシステムにどれだけ参加されるのか、また商品が多岐にわたったときに取りまとめを行う商工会でスムーズに対応することが可能であるか危惧されますし、さらには業者にとっても満足のいく商品が届くのか、当番制で配達して混乱は生じないのかなどの心配する点もあるかと思えます。

ここで、自宅にいながら買い物ができる方法として、ネットスーパーという販売方法があります。その方法を紹介しますと、利用者がスーパーのカタログを見て買いたい商品や配達希望日などをパソコンに入力してネットスーパーに注文し、スーパーが配達をするというものです。カタログに掲載された食品や日用品、医薬品、介護用品、肌着、衣料品などは店頭と同じ価格であります。

イオン菊陽店でも昨年8月から開始されており、町内全域の配送が可能だということで、現在1日に30人から40の方が利用されており、注文したその日か、その翌日には配達されているようです。

配送料は105円で、5,000円以上の買い物をすれば無料となります。しかし、高齢者がパソコンを使って買い物をするということについては難しいものがあります。その問題を解決した事例の一つとして、福岡県大野城市とイオン九州大野城店とNPO法人が協働で実施している買い物代行ごきげんお届け便というものがあります。

NPO法人が高齢者から商品や配達希望日を電話やファクスで受け、パソコンで入力し、イオンに注文するというものです。パソコンにふなれな高齢者でも豊富な品ぞろえのネットスーパーの商品を電話で注文できるということで買い物弱者への手助けになっています。

このイオンのネットスーパーを活用する方法は豊富な品ぞろえがあり、安定した商品の供給が期待できるということで安心感がありますが、取りまとめの代行手続をしてもらう受け皿が必要となります。

そのほかにも生活協同組合を活用する方法もあります。1,000円以上の出資金で組合員にな

ることができ、カタログで注文した商品を毎週1回自宅まで届けてくれるものです。

また、もう一つのメニューを紹介しますと、北海道の赤平市では、スーパーが毎日市内を巡回させる無料バスが高齢者で満員となっており、バスの中が交流の場になっている事例もあります。バス停まで歩くことや、食材を手にとってどんな献立にするか、何を買うかなどを考えることは脳を刺激し、活性化させる手軽な介護予防策にもなりますし、物を買うだけでなく人と接して刺激を受けることで新たな意欲が生まれ、それが高齢者を健康にし地域を活気づけていると評価されているところでもあります。

菊陽町の状況であります。大型ショッピングセンターゆめタウンやイオン菊陽店をはじめ、HIヒロセ、ドラッグストアコスモスなども近年軒並みに増えてきており、あわせて町内のコンビニも全部で20店舗を数えるような状況にあり、地域によっては比較的に近い場所での買い物ができます。

また、昨年10月から町内巡回バスキャロッピー号のリニューアルと同時に行ったところであり、これをもっと活用して同じ地域の高齢者が集い合っただけでなく、キャロッピー号に乗り、「さんふれあ」で温泉に入ったり、買い物したりするということも高齢者の介護予防や認知症予防につながるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 今いろいろこういう手がある、こういう手があるとおっしゃいましたけど、まず最初に今私が申し上げたことに対してはどれも否定的な見解を1つ、2つ、3つぐらい理由を並べましたけども、それじゃ何にもならないし、そのかわりにこういうネットスーパーがあります、75歳以上がネットなんて使えますか、パソコンなんか使えますか。そういうことも考えて、それが優しい手助けになるんじゃないでしょうかと思います。

そして、今大野城市のことを申されましたけども、いずれにしてもこれは足が悪くてもう動けないとかそういうふうになかなか移動できない、キャロット号にもそこまでは行けない、そういう人たちが今後どんどん増えてくると、その人たちを特に対象にしなければ本当の買い物弱者にはつながらないと思います。

先ほど申されました買い物に行くのが一番いいです、キャロット号なんかに乗って、全くそれはそのとおりです。脳を刺激しますし、自分で考えて、この商品が買えなかった、この商品はいつもよりも安いなどそこで考えられますので、それは非常にそのとおりだと思います。だから、そういう形ではキャロット号とかそれに乗って買い物に行かればいいと思います。

要は、もっと超高齢者とかそういう方々、歩くのがちょっともう不自由になった、もう行くのが面倒くさくなったという方々を対象にしていかにして救済の手を伸べるか、これが一番肝心なことじゃなかろうかと思いますが、今私が提案しましたことも検討されて、要は一歩踏み出さなきゃ何も生まれません。そして、試行錯誤をして、その試行錯誤の後に知恵を出し合っただけでなく、じゃあここはどう改善していこうかというふうになっていくんじゃないかと思

います。

申し上げますけども、最初から消極的な態度じゃ何の救済にもなりませんので、いろんな知恵を出し、今課長がおっしゃったそういうことも加味し、いろんな方策があると思います。それはそれでやっていけばいいと思います。いろんなルートで買い物弱者に対する救済のルートをつくり上げて、これも試行錯誤が当然ありますが、ぜひ基本的な方向としてはそういう方向でやっていただきたいと思います。

今申しましたデリバリーの件です。これももう社会的な効果も非常にありまして、ちょっと重複かもしれませんが、見守りの効果も出てきます。それから、今日配達に行ったがいらないやいませんと、また行ったけどまたいらないやいませんというふうな形で、これは、あれ、何かがあったんじゃないかなろうかというふうになって、そういう見守り隊の効果が出てきます。

それともう一つ、例えばホームヘルパーさんが買い物を代行されます。30分400円か何かで払ってされてもらいます。それはそれで別に利用される方は利用されても結構だと思うんですけども、買い物に行く時間、行って帰って30分。15分、15分行って30分、買い物時間をすると1時間前後になります。そのあいた時間、ホームデリバリーの方式をとれば、あいた時間はそのホームヘルパーさんがほかのサービスに向けられます。洗濯にしても掃除にしても、あと会話の時間を設けたり、いろんなサービスのほかの方のサービスに向けられます。そういう利点が非常にあるんじゃないでしょうか。

買い物に行って帰ってくるだけで1時間、これで1時間のサービスで終わりというんじゃないくして、あいたその1時間をほかのものへ向けてやったらば、それこそサービスの本当の充実になると思います。

というわけで、そういうことも心にとめておいて、これから検討していただければと思います。

これでじゃあ大きな項目の買い物弱者についての質問を終わります。

続いて、待機児童の解消への取組についてに移ります。

ちょっと前置きがありますけども、菊陽町は年々人口が増加しています。これまで水俣市、上天草市、阿蘇市より多かったんですが、昨年、人吉市までも追い抜いてしまいました。今年中に人口は4万人を突破するというようになっております。確実に突破すると思います。御承知のとおりです。

理由は、熊本市に近く、空港に近く、高速道路に近いといった地理的条件があり、それに加え、中学3年まで医療費が無料、そしてまた高校の校区制が熊本市の校区内にもいい、今まであった大津高校、翔陽高校も特例として校区にのってる、こういうことがございまして有利な条件がそろっております。

したがって、こうした好条件のもと、若い人たちの転入、転住が続き、著しく増えております。私の家の近くにもこの1年前後で16軒家が建ち、また建設中がございます。歩いて数分のところがございます。近くや近場は何歩でございます。そういうぐらいに菊陽町の人口が増加



してる、これが象徴であるかと思えます。

人口増加は基本的には喜ばしいことではありますが、結果として入園希望者が収容能力を、保育園です、大幅に超え、多くの待機児童が生じております。そこで、私どもは待機児童の解消に向けて努力しなければなりません。

では、なぜ待機児童の対策が必要かということに対して、これは横浜市長の林文子氏が質問に答えていらっしゃいます。少子化が進み、労働力が不足する状況で女性が働きやすい環境をつくることは企業の業績向上につながり、自治体の税収面でもプラスになると述べていらっしゃいます。そのとおりだと思います。

少子化の問題は云々と先ほど申しましたけども、若い母親が働きに出やすいような環境をつくる、これが一番じゃないかと思えます。そういうわけで、今回待機児童の問題を取り上げました。

そこで、具体的な1番に、本年度の待機児童は何人ぐらいになるかとしております。この点についてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

今議員が御質問されました本年度の待機児童は何人ぐらいになるかの御質問にお答えいたします。

本年3月1日現在でございますが、待機児童数は225人であります。年齢別には、ゼロ歳児86人、1歳児71人、2歳児37人、3歳児は20人、4歳児11人となり、このうちゼロ歳児から2歳児までが194人でありまして、全体の86%を占めており、特にゼロ歳児と1歳児が多くなっております。待機児童の保護者の状況であります。現に仕事が続いてる方が167人、仕事を探されてる、いわゆる休職中の方が32人、その他の方が26人です。

そして、本年4月1日現在の待機児童数につきましては、昨年12月議会の一般質問の答弁で一応私の方で200人を超えるという見込みでお答えしておりましたけれども、このほど4月1日における町内公立8園、私立5園の13保育所の分の新規入所、そして継続入所の分がほぼ決定されまして、その結果、待機児童数は一応今の時点では150人程度になる見込みであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） これは昨年12月の小林議員が質問されて、どれぐらいの予想になるかと確かに200人と答えられておっしゃいました。若干オーバーしてます。オーバーしてるということはそれぐらいやっぱり人口が増える。したがって、若い母親さんたちの子どもさんたちがいらっしゃるということじゃなかろうかと思っております。

それでは2番目、何年度を目途に待機児童の解消に取り組むのかとしております。ひとつよろしく願います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、2番目の質問で、何年度を目途に待機児童の解消に取り組むのかの御質問にお答えいたします。

平成27年、つまり来年4月に新設保育所が2園開所します。これで収容定員が210人増えます。これに伴いまして、待機児童が大幅に解消される見込みでありますけれども、待機児童数が保護者の保育ニーズやゼロ歳から5歳までの就学前の児童数等に影響を受けまして、特に先ほど議員もおっしゃいましたように、熊本県内でも菊陽町は人口増加、非常に多いですので、いわゆる予測というのは大変難しいものとなっております。

国は、待機児童の解消に向けて平成25年4月に安倍総理大臣の指示で策定されました待機児童解消加速化プランによりまして、平成29年度までに潜在的なニーズを含めて全国で40万人の保育の受け皿を整備できるよう財政支援を行うという方針であります。

具体的には、平成25年度から平成26年度までを緊急集中取組期間としまして、賃借物件による保育所整備事業、幼稚園での長時間預かり保育の支援、あるいは保育士の確保等により、まず25、26で待機児童を20万人受け入れる計画であります。

そして、平成27年度から平成29年度までの3年間でございますが、それを取り組み加速期間としまして、平成27年度からスタートします子ども・子育て支援新制度による取組により、子ども・子育て支援事業計画の最終年度であります平成31年度を前倒しをしまして平成29年度までに待機児童を残り20万人受け入れる計画であります。

このため、町では今年1月からスタートしております子ども・子育て会議の議論を通しまして、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、保育ニーズあるいは町民の推計人口をもとにしまして、国の待機児童解消加速化プランの最終年度である平成29年度、それを目途に待機児童の解消を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 何年後かといいますと、人口が増えるこの菊陽町においてどれぐらいの入園希望者があるのか、これは大変な不確定要素がございます。大変難しいことだろうと思います。

しかしながら、これから結婚し、子どもを産もうという方々にとって希望を与えますので、ぜひとも早目に、早目に待機児童解消をゼロに向けて努力していただければと思います。

それから、ちょっと先ほどの質問にさかのぼりますけれども、225名でしたか、待機児童が生じたとおっしゃってございましたけれども、そこでこの1年間、やっぱり大方の方は1年間、次の入園まで待たなければなりませんけれども、この1年間はそのまま放置しておくのか、それとも何かの手助けがあるのかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきます。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、入所申し込みをされて入所できなかったということで1年間は

待つ必要ございません。要は、受入れの枠が発生すれば随時ですから、町の方では毎月1日入所で毎月入所決定をしております。

ですから、まずは申し込みをしていただくと。そして、一番入所しやすいのは当然4月1日で入所できます。5月、6月ということで少しずつまた入所される分がありますけど、大体4月が一番多ございます。ですから、まず毎月1か月単位で入所決定をしていくということですので、1年を待たなくてもいいと。しかし、ただ入れない場合は1年以上になるということがございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 国は先ほどおっしゃられましたとおり、25年度から新しい子育て支援制度を始めます。この制度を補完しながら菊陽町の待機児童をゼロに向けて取り組んでいただきたいと思います。大変人口が増加し、不確定要素が多い中で悩ましい問題ではあるかと思いますが、ここはもう一踏ん張りして努力をお願いいたします。

2番目の次の質問事項を終わりました、3番目に移ります。

3番目は、新環境工場及び建設地はどうなっているかとしております。

これは、環境組合の議会もございまして余り踏み込んだことも先にやるといろんな問題が起きるかと思っておりますので、今まで決まったこと、事実を申し、答弁させていただければ結構だと思います。

1番目は、現行の施設では何年後に処理能力が限界に達するのかとしております。

町長、組合長でありますので、町長、よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 皆さん、おはようございます。

町長にということでございますけれども、担当課長の方で答弁を準備しておりますので、かわりまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、今石原議員御承知のとおり、一部事務組合の環境保全組合のことですから全てお答えできないかと思っておりますけれども、まずごみ、廃棄物の処理は、皆様御承知のとおり県が所管する産業廃棄物と、市町村が所管します一般廃棄物に分かれます。そして、この処分も収集、運搬、再生、保管処分と法律で事細かに規定されています。町ではこの一般廃棄物の収集と保管業務を条例化、予算化しまして町の事務事業として行っているところであります。

他方、ごみの焼却、埋め立て、いわゆる処分、あるいはこの処分を行うための新環境工場の建設は菊池市、合志市、大津町、本町で構成する一部事務組合菊池環境保全組合員選任事項事務事業として行われております。

組合員は市町で構成される管理者会と各親議会選出議員で構成される組合議会、事務局があり、組合の事務事業はここで慎重な調査、検討がなされ決定、施行されます。

（7番石原武義君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） これも現行の施設では何年後に使用能力が限界に達するののかとしております。

○議長（大塚 昇君） 答弁を簡潔にお願いします。

○環境生活課長（大山陽祐君） 失礼しました。

ということで、本日は町長が組合長でございますけれども町の議会ということなものですから、今後行いますとか検討しますとかという政策的な、あるいは主体的なお答えができないこと、一定の制約のもとでの答えになると思いますので、その辺を御了解いただきたいと思っております。

その上で、具体的にお答えしたいと思います。

まず、現行の施設では何年後に処理能力が限界に達するののかということですが、焼却施設は処理能力の限界というよりも老朽化が主な理由でございます。新環境工場の竣工予定の平成33年の時点で稼働から27年が経過し、一般的な耐用年数の25年を超えますことからこれが主な理由でございます。

それから、もうひとつの施設としまして最終処分場なんですけれども、これは平成38年で満杯となる見込みでございますので、その完了後に新たな処分場に移行する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。

ごみ処理施設というのはいろいろあるかと思いますが、これはもう最終的に決定されておりますか。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） ごみ処理システム方式は最終決定されたのかという御質問ですが、現時点では最終的な決定はなされておられません。機種を選定は組合の諮問機関であります新環境工場機種検討小委員会の方で検討がなされまして、昨年3月に答申が出ております。

けれども、その結果、導入時点、これからもうちょっと時間ございますけれども最終的な導入時点での最新の技術あるいは価格で決定することが妥当・適切ではないかという委員会結論がございまして、答申では一番好ましいと思われる3機種までの絞り込みが行われている様子でございます。

あともう一つは、機種と最終処分場の方式、この兼ね合いもございまして、現在その検討が進められているところで、機種の特徴等につきましては組合の広報紙に掲載されておりますので、参考にしていただけたらと思っております。失礼しました。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 最終決定されてなかったらストーカー式焼却炉にバイオ発酵処理システ

ム、これを併用されたらどうかと思って今質問事項に書いておりましたが、もう6年かぐらい前ですか、埼玉県の川口市にごみの研修に議員全部で行きましたけども、そのときは川口市はもう住宅地の真ただ中にありまして、その焼却地ありまして、そこは一大娯楽センターになっております。理由は、生じた熱を利用して温泉プールもあります。その横にはテニスコートもあります。そして、本社の2階の方、施設の2階の方は本当にくつろげる喫茶店みたいなものがあります。こういう発想を持ってされたいかがかなと思っておりますが。

そういうためにはストーカー式焼却炉にバイオ発酵処理システム、これで熱を取り出し、メタンガス、それによって熱を出し、温泉プールもつくれるし、それからごみを集めて回るトラックのガソリン代にもなるかと思えますし、そういうことを加味して、そういうふうな人里離れたところでも一大娯楽センターにすればいいんじゃないかと思っております。

そういうわけで、建設地は最終的にどこに決定されましたか。知ってはおりますけども、これは菊陽町内の方に周知するというのでこの質問事項を取り上げました。

1年に1回ですか、菊池環境組合から出る広報紙は、1年に1回だから、それではなかなか事実を、今どうなってるかということはなかなか周知できませんので、この場を利用してもう一度おっしゃってください。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 御質問の3番目、4番目、5番目、合わせてということであるかと思えます。

それから、ちょっと議員の方でお答えがございました熱利用に関する近隣住民の利便施設と熱利用に関連して、またバイオ発酵システムの御提案ということだと思うんですけど、近隣住民の皆さん方、あるいは熱の有効利用としましては、別途そのように考えていこうとは思っておりますけれども、またそういう点につきましては今組合の方で検討しているところでございます。

あるいは、その熱を近隣に温室に使うとか温泉プールに使うとか、あるいは今は発電に使うというのが一般的でございまして、これはバイオシステムにしましても、あるいは焼却炉導入にしましても、同じ熱は出てくるものですから、これは近隣の住民の皆さん方、あるいは熱の有効利用には寄与していきたいところなんですけれども。

まず、ストーカー焼却炉バイオ発酵システムを併設しないのかということなんですけれども、こういう御提案なんですけれども、現実的には非常に難しいかと思っております。と申しますのは、バイオ発酵と申しますから一般廃棄物でありましたら家庭のごみが対象になってくるかと思うんです、生ごみ、御家庭からの生ごみが対象になってくるかと思えますけれども、まず1つ目は、難しい理由としまして、町民の皆様方に新たな御負担をお願いせざるを得なくなるということです。御家庭で生ごみだけを分別して排出していかなければならなくなるということがございます。

現在、台所などの生ごみは資源ごみ、あるいは埋立ごみに該当しない、紙くずとかと一緒に

赤い袋で排出されております。この分別、排出を今度は菊池全域含めまして18万人の処理区域の皆さん方をお願いして御理解をいただかなくてはならないということになるかと思えます。

例えば、今熊本市では7種類のごみの分別ですけれども、組合管内うちの町としましては既に15種類の分別をお願いしてるところでございまして、このような中でさらに新たな分別、排出の御負担をいただくのは非常に厳しいものがあるのではないかとということに思っております。

それから、2番目の理由としまして、ごみステーションでの保管と収集に別のコストがかかっていることとございまして。ごみステーションは道路にあたりとかしますので、なかなか生ごみというのあるんですけども、その過程で衛生上、あるいは生活環境上の問題が発生します。特に、夏場の生ごみはすぐに腐敗、腐ってしまいますし、また臭いも出しますものですから、この辺は12月の同様の堆肥化の御質問のときにも、御説明申し上げたとおりでございまして。

それと3番目の理由としましては、新環境工場に生ごみの処理を行うための別の処理施設が必要となりますし、これを活用するための一般的には発電機、別の発電機の設置も必要となりまして、これも大きなコストがかかってしまうということとございまして。全国的に長崎で、新潟の長岡とかやってみるみたいなんですけれども、バイオ発酵、あるいはバイオ発電システムをし尿処理と一緒に一体化してやるのが効率性、経済性から一般的なようございまして。

こういう3つぐらいの理由がございましてなかなか現実に至らないところとございまして。

次、4番目にありますけれども、建設地は最終的に決定されたのかという御質問なんですけれども、これにつきましては昨年の3月末に組合、組合議会で建設予定地として決定されまして翌日の熊日新聞にも報道されたところとございまして。その決定を踏まえて、現在組合において建設計画を進めているところであります。

その上で5番目の御質問、地域住民への説明はどうなってるかということとございましてけれども、昨年3月の建設予定地決定の後、速やかに組合主催の近隣住民説明会が開催されております。4月16日から、最近では先々月、1月22日まで建設予定地の合志市地区と近隣住民の皆さん方が多数お住まいの菊池市泗水町地区で合計10か所、11回の説明会が行われております。

また、近隣住民の皆様方に御理解をいただくための先進地視察研修も昨年2回ほど開催されております。この説明会等ではさまざまな御意見、御質問、要望が出されてございまして、この近隣住民説明会もいまだ終了したわけではございまして、今後も引き続き説明しながら近隣住民者の皆さん方の御理解、御協力いただくために組合の方でがんばっているところとございまして。

近隣住民の皆さん方ではございまして、本町を含みます町民の皆様方、処理区域住民18万人の皆様方に対しましては、建設計画の進捗状況、それから先ほどの近隣住民説明会での御意見、御要望等を踏まえた、あるいは反映した今後の建設計画等を整理、作成しまして、新年度で発行を予定しています組合広報でいろんな図を見たいとか計画を見たいということで広くお

知らせしていきたいというふうに組合の方から聞いています。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） これで一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 皆さん、こんにちは。議席番号6番の坂本秀則です。

私の議員のモットーは、今日の状況を踏まえ、町民の皆様と語り合い、その思い、声、要望を行政に訴える確かなかけ橋になることです。それを踏まえ、本日の一般質問を質問事項に従って行います。

質問事項は、1、農業振興と発展について、2、原水東地区の活性化と発展について、3、子ども医療費助成についてでございます。

それと、若干私、路線を勘違いしておりまして、質問事項の訂正をお願いいたします。

配っておりますけど、質問事項の2の町道古閑原柳線と書いておりましたが、町道馬場線が本当でございます。申し訳ございませんでした。

では、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まず、質問事項の1の①上井手、下井手、馬場楠井手の平成26年度工事計画案について質問します。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

では、今の御質問についてお答えいたします。

まず、県営上井手地区かんがい排水事業ですが、菊陽町区域では平成25年度の繰越事業を含みまして、柳水から入道水の間右岸側、延長220メートル及び古閑原地区の右岸側、延長23メートルについて護岸整備を計画されており、事業費は約5,000万円を予定しております。

次に、県営下井手地区かんがい排水事業ですが、菊陽町区域の護岸は完了しておりまして、平成26年度の整備予定箇所はゲート2か所の改修のみで事業費300万円を予定しています。

次に、県営馬場楠地区ため池等整備事業では、平成25年度の繰越事業を含みまして平成26年度の整備予定箇所は井口地区から辛川地区にかけて延長764メートルの護岸工事を計画されて

おり、その事業費は1億4,500万円を予定しています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 次に、②の各井手の工事計画に問題点はないかについてですが、上井手の今後の工事計画では、買収予定地の境界線確定が難航しているとのことが入っておりますが、その辺を含めて答弁、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

各事業とも用地買収が伴う箇所について、国土調査と現況の筆界に違いが生じておりますので、国土調査の地図訂正が必要になり、その作業に時間を要しているところでございます。これにより、工事進捗の遅れが懸念されるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、各井手の町内、町外の完成予定時期はいつになるのかについてですが、上井手、下井手につきましては、私が当時、消防の分団長のとき、そのころ服部総合政策課長はまだ消防主任だったと思われませんが、そのとき梅雨時期の後半に1週間の大雨が続きまして、結果として特に上井手に甚大な被害を受けました。

その後、当時の阪本俊浩団長以下の幹部団員で上井手を共有する大津町に上井手への排水等の現状の説明と今後の対策を協議しに行きました。それをきっかけに、原水の関係区長さん、並びに住民の皆さん、また町及び関係部署の皆さんのおかげで今の工事に着手できたと思っております。

この工事の完成は関係住民の悲願であります。一日も早い工事完成が望まれますが、完成予定時期はいつになるのかを質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

上井手、下井手につきましては平成26年度、来年度が完了予定でございます。また、馬場楠井手につきましては平成28年度、完了予定であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 無事工事が完成しますことをお祈りいたします。

続きまして、④の新町井手についてです。

新町井手については改修計画等は進んでいるかについてですが、昨年の3月定例会での新町井手に関しての私の一般質問での答弁では、平成24年度においては土地改良連合会において採択申請に向けた調査及び整備計画の策定を完了しており、用排水路整備約600メートル、事業費3億4,760万円で、平成25年度において県営事業の検討を含めて補助事業種目を選択の上、



採択申請を行う予定とのことでしたが、その後、今年度の動きと今後の計画等を質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

新町井手の老朽化、通水、取水機能の支障を来していることから、現在井手のりを改修する概略調査を行っております。その概要は、事業化延長が5.5キロ、受益面積43ヘクタール、事業費6億3,500万円となりました。国の施策や事業種別が昨年から変わっておりますので、今のところ事業化を見合わせているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、実際に25年度、今年度はどういう作業、先ほど言われましたが、具体的に御説明のほど、よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） これはもう次の質問に係ってくるかと思いますが、国の方で農業競争力強化事業というのができまして、この中で農地基盤整備事業というのがまた新たに補助率を上げてやるというような話が出ております。

それもありまして、農地中間管理機構といいまして、貸し借りをを行うところができるということで、いろいろ今年度12月からずっと話が変わっておりますので、新たに事業としての細目がまだ公表されていないところがありますので、それを待ってるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 次に、⑤の新町井手利用者の中からは農地基盤整備等を含めた抜本的対策をとってくれとの声も上がっております。特に、新町のローソン北側の南と北に新町井手が流れる小字町下の水田10万1,043平米、約10町1反の水田は良好な水田にもかかわらず排水が取れず、大雨時または井戸の決壊等が発生した場合、湖のごとく冠水します。

並びに、農道は狭く、井戸の整備もないため農作業にも大変な支障を来しております。地権者の方からは、将来、この水田は死に地になるかもしれないと危惧されている方も多くおられます。

そこで、さっきの答弁重複しても構いませんので、5番目の質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

町も抜本的対策である農地基盤整備事業を実施して面的整備を行いたいところですが、過去に何度も取組がなされたものの農家の同意が得られず頓挫した経緯があります。

昨年からの国の施策で農地中間管理機構による農地の整備や20ヘクタール以上のまとまった地域での農業競争力強化基盤整備事業などでは、農地集積率による整備促進費の交付で受益者

負担金0になるということなどありますが、そもそも基盤整備事業は農地の所有者が農地の減歩や受益者負担金が発生した場合の支払いの同意があつて事業化できるものであります。

これらを御理解いただいた上で、農地の所有者の機運が盛り上がればぜひ推進していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 農地の基盤整備には大変なエネルギーと時間が必要です。ここの地区においては地権者が24軒ほどおられます。また、地権者の住まわれている集落も多岐にわたりますが、ぜひともこの水田の土地が死に地にならないように基盤整備をしてほしいのですが、町長、前向きな答弁、ぜひともお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、農政課長も申しあげましたように、過去に何度もこの基盤整備ができないかということで働きかけてありますけども、農家の同意がとれない。ほとんど100%近くとれないとなかなか実施できないという部分もありますけども、今回新たな農政の大転換ということでいろんな方策が国の方から、はっきりしたとこまで見えておりませんが、そういうものの中で取り組めないかと考えているところであります。

そして、ここは、新町地区は住宅地区を含めて昔は非常に湛水する場所でありまして、この湛水防除事業を過去に阪本町長時代にされて、それで今はその水害等出ておりませんが、たださっき言われたように、一旦大雨等が降れば非常に湛水しやすい場所ということになります。

ただ、これを事業化するためには受益者の方々、農家の方々のまとまりが、やろうということにならないと実際非常に無理なところが出てきます。坂本議員もいろいろ地域の方々との交わりの中でこういうことを出されておりますので、そういうときには事業化に向けたところでぜひ力の方も一緒にかしていただけたらと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私も十分努力いたしますので、ぜひとも実現化に向けて一緒に協力していきたいと思ひます。

次に、⑥で国の農業所得倍増計画に向け、町は具体的な方策はあるかについてですが、安倍政権になり政府は農業所得を倍増させると言っておりますが、国、県から何らかの所得倍増に向けた事業計画化または農業政策等、通達があつたのか。

並びに、町では農業所得倍増への方策等はあるのか。ただ絵に描いた餅に終わるのか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

国は農地集積を強力に進め、農業競争力強化基盤整備事業を推進して大幅なコスト削減を目

指しています。また、日本の農地をいつでも利用できる状態で守る政策も打ち出してあります。

町としましても、これらの政策による事業を利用して整備したいと考えていますが、農地集積の要となる農地中間管理機構の運営の詳細が平成26年度前期には示されると思いますので、それを受けて集落説明会を開き、意向調査を行う予定でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ次に、⑦に移ります。

農業所得倍増には生産基盤の強化、特に農地の面積拡大が重要と思いますが、モデル地域を募り、農地面積拡大の農業整備はできないかについてですが、この質問も昨年の3月定例会で行いました。

質問で、国の平成25年度の公共新規事業での農業基盤整備促進事業等を活用して、農地面積拡大のための基盤整備はできないかの質問に対し、答弁では各地域での人・農地プランを積極的に活用していく考えだが、農地の利用集積が前提なので要綱等が決まり次第知らせるとのことでしたが、そのことを踏まえて答弁お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

町としましても農業競争力強化基盤整備事業等の施策を利用して農地の拡大や農業用施設改修を進めたいと考えていますが、その農地集積の基盤となる農地中間管理機構の詳細が、先ほどのように26年度示されましたら集落説明会を開催して各地区の意向調査を行い対応していきたいと考えています。そこで、希望する地区がありましたら事業化に向けて推進したいと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それは26年度決まったらもうすぐに行動に移せるわけですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農地中間管理機構というのが農地集積の要になりますので、これを一応説明していかなければなりません。その中でこういう集積率が上がればこういう事業ができますということをお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、次に移ります。

次に移る前に、農業所得向上といってもなかなか現実的に向上は難しいと思います。それより生産効率をアップさせるため、生産コストを削減し、残るお金がいっぱいになるようにした方が実現性は高いと思われます。それがひいては農業所得、農業者の生活向上につながると思いますので、面積拡大の基盤整備はぜひともモデル地区でもつくって実現してほしいと思いま

す。

次に、⑧の6次産業化の推進に向け、やる気のある農家への支援とは具体的に何かについて質問します。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

6次産業化につきましては、一般的に生産農家である農家や生産法人が生産しました農畜産物を加工して直接販売することです。現在の菊陽町農業はおおむね平たんな地形を利用した土地利用型農業が主流であり、今後も規模拡大による営農効果を目指して農業収益を求める方が大部分であります。

そのような状況ですが、6次産業化の支援については以前から情報提供を行ってきましたように今後も行ってまいります。そこで希望される農家、生産法人等があれば国、県に6次産業化にかかわる事業計画の作成や事業推進の支援、各種資金による出資や融資がありますので、その支援策が受けられるよう町も支援していきたいというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃあ、例えば法人は別として、個々の農家が共同で施設をつくりたいと、そういう場合も当てはまるんですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） まず、先ほど申しましたとおり、その方々の、農家の方が希望を持って何をやりたいかということです。それが決まりましたら、その中で国、主に県ですけれども、県と事前打ち合わせをします。その打ち合わせの内容の中でいけそうだという話になると県が事業計画の作成、それから事業推進のためのやり方、そういうことを指導するプランナーという方がいらっしゃいますので、この方々が支援されます。

この後、施設とかそういうものが必要になってくるということであれば各種の資金、公庫とかいろいろな資金がありますが、その辺から出資とか融資ということです。補助金っていうのも一部ありますが、これは非常に厳しい条件がありますので、一般的には出資を受けるか融資を受けるかどちらかということです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは次に、質問事項2の原水東地区の活性化と発展について、①の町道古閑原馬場線の防犯灯の設置はなぜ途中で切れているかについて、その経緯と背景について質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

ただいまの御質問ですけれども、本町におきましては日ごろからの暮らしやすく安全で安心なまちづくりに努めております。地域住民の安全の確保及び犯罪防止のため、小・中学校の通

学路を優先に、平成16年度から防犯灯の設置を行っております。

お尋ねの町道古閑原馬場線の防犯灯につきましては、通学路ではありませんでしたけれども菊陽北小校区青少年協議会等からの陳情、要望等がございまして、平成22年度にN T T柱に共架する形で13基設置しております。

なぜ途中で切れているかということですが、この北小校区青少年協議会からの要望が町道南方大人足線から現在までの区間でありましたのでそのように設置しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） この路線は、通学路指定はされていませんが、中学生、高校生の通学、並びにJ Rやバス利用での通勤、また健康維持のためのウォーキング等で多くの人利用されております。

それに加え、車の利用も多く、歩道がないため大変危険な場所です。それと口頭で入道水の区長さんも要望されておると思いますが、地元の方は何であそこで途中で切れてるのかって、早くつけてくれという声も多数聞かれます。

この路線には電柱もいぐあい立ってしまして、電柱は立てなくても済むような形になると思いますので安価で設置できると思いますので、できるだけ早目に設置をお願いしたいのですが、これも前向きな答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど議員おっしゃったとおり、お尋ねの箇所につきましては入道水の区長さんから口頭で防犯灯の設置要望がっております。ただし、当該路線は集落から離れた農業地域を東西に走っている路線でもあり、徒歩や自転車による夕方や夜間の交通量調査を行った上で防犯灯の設置の是非を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私は農作業中、大変利用されてる方をお見かけします。教育長も朝、あそここの路線を使って役場に通ってるわけですが、調査をした上でということですが、ぜひとも設置をお願いしたいと思います。

続きまして、③の町内において原水東地区だけN T Tの光ファイバーでの光通信が設置されていないのはなぜか、その経緯と背景を質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、現状を説明し、そして質問に回答させる形で御説明いたします。

今御質問の原水東地区、これはN T Tの原水局エリアであります柳水、これは柳水も北小学校の北側の小平ノ上は除きます。それと、入道水、古閑原、中尾、南方の5地区で電話番号が9,000番台のところがございます。このエリアの高速ブロードバンド回線のまず現状について

申し上げます。

原水地区では、平成19年12月からNTT西日本によるADSLサービスが開始されております。当時は菊陽町内で当該地域のみ高速ブロードバンドサービスが実施されていないこともありまして、町としても住民ニーズや町内の情報格差是正のため、広く民間事業者を募りADSLの敷設を後押しした経緯がございます。

その結果、NTT西日本により高速回線によるインターネット使用環境が整備され、高速ブロードバンドのADSLサービスが開始されております。また、原水東地区の北部にありますセミコンテックパークでは、熊本県が主体となった県営工業団地光通信網整備事業により光回線が御質問の事業者とは異なる事業者、九州通信ネットワークによって整備され、平成22年4月から光ファイバー通信サービスが開始されております。

そして、九州通信ネットワークによるセミコンテックパークでの光ファイバー通信サービスの開始を契機としまして、原水東地域内に順次光回線も整備され、現在原水東地域の大部分のエリアにおいて光ファイバー通信サービスが提供されています。このように、原水東地域が光ファイバーによる超高速光通信設備が全く設置、提供されていない地域でないことをまず確認させていただきます。

御質問の、原水東地域に関するNTT西日本の光ファイバー通信サービス提供につきましては、住民の皆様のご要望や情報環境改善等の状況を総合的に勘案し、最終的には民間事業者であるNTT西日本で判断されるものと考えています。

また、民間事業者においては事業実施に至るまでに事業の採算性、具体的には利用者が見込めるか、今後サービスを維持、継続する上で普及率が上昇する見込みがあるかなどについても検証されるものと思います。現在、NTT西日本が原水東に光通信サービスを展開していない理由にはさまざまな事情があることと思いますが、あくまでも民間事業者の判断であると考えております。

町といたしましては、同地域における光ファイバー通信サービスの提供について、民間事業者の事業ではありますが、住民ニーズも踏まえつつ、事業者の今後の動きに注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 先ほど申されたセミコンテックパークに引かれたのは九州電力のビビックの光通信網だと思います。これは、セミコンテックパークに光通信を入れるためおまけでできたようなもので、先ほど大部分とおっしゃいましたが、入っていないところがありますよね。それちょっと説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの御質問ですけれども、これはQ T N e Tに照会したわけではございませんけれども、こちらの方で調べた限りにおいては、古閑原地域がカバーされ

ていないというような状況で、ほかの地域につきましてはもうほとんどカバーされてるというような状況であるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） NTTの光通信が大津、菊陽町で入っていないのは同原水東地区、古閑原、入道水、柳水、南方、中尾ですよ。

光通信とADSLの違いをちょっと申しますと、第1に通信スピードが違いますよね。第2に、動画での画像の通信のスムーズさ、ADSLでは画像が途中で切れたり、また画像の鮮明さが光通信とは数段違います。それと電話料金です。ADSLでは固定電話と電話料金は一緒です。光通信では、特に市外通信、庁舎内も光通信採用されているとは思いますが、市外通信、市外の電話ではどこでも3分間8.5円です。

4番目に、私たち与那国へ研修に行った者は知っておりますが、光通信だけしかできない遠隔医療と、または行政広報等の行政サービスです。5つ目に、何より支社しかありません。古閑原地区には一社もありません。サービス等の選択ができないことです。

これを踏まえて、高森や多良木町では国の情報基盤整備事業を利用して光通信を設置したそうですが、これももう要望になりますけど、将来の子どものために、東地区の将来を背負う子どものためにも、また原水東地区の活性化並びに発展のためにも、ぜひとも設置を希望しますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） NTT回線ではないですけども、今残されるところは総合政策課長が言った若干のところでありますので、そういう面についてそこをカバーするようなことができないかっていうのは事業主体の方に、民間ですので採算ベースを考えておるかと思うんですけども、そういう面についてはいろいろ要望をやりながら、少し様子を見せていただきながら、実際どれぐらいの方がそこを利用したいと言われながら不自由な目に遭われとるんか。今ある回線でもスピードの遅さとかあるかと思えますけども、その辺のところも実態の要望あたりも聞いてみたいとは思えます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ぜひとも町長の強力な要望をお願いいたしまして、実現できるようよろしくお願いいたします。

次に、質問事項の3の平成23年から中学3年までの子ども医療費助成について、①の助成の状況について質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、子ども医療費の助成状況についてお答えいたします。

平成23年度子ども医療費助成実績では1億7,552万9,264円、平成24年度では1億7,590万

7,627円で、0.2%の伸びでしたが、平成25年度では1月までの10か月間の助成実績をもとに、例年の助成状況を勘案して1年分を推計いたしますと、およそ1億8,793万2,000円で、前年度から約6.8%程度伸びると予想しています。

特に、中学生では、平成23年度が1,642万9,286円で、平成24年度が1,808万7,007円で10.1%の伸び、平成25年度がおよそ2,155万5,000円で前年対比19.2%の伸びと予想しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 次に、②の助成を受けられる対象者への健康維持のための保育園並びに幼稚園、小学校、中学校の健康指導等が行われているかについて、特に目に関しても質問したいと思います。現代の子どもは運動不足の影響で筋力また骨密度の低下、並びに肥満、特に気になるのが視力の低下です。

全国の子どもの視力調査では、昭和54年度では視力1.0未満の子どもは幼稚園、保育園で16%、小学生で18%に対し、平成24年には幼稚園、保育園で28%、小学校で31%と非常に増加しております。原因としては、携帯電話やゲームの普及、小学校からの進学に向けた受験勉強等々、目を酷使していることが原因と報告がなされております。

その辺を含めて2番目の質問の答弁よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、対象者への健康維持のための指導等が行われているかについてお答えいたします。

子どもの成長期に区分して健康維持のための指導や健康診査についてお答えいたします。

乳幼児期では三、四か月児のときに委託医療機関での健診を受けていただき、六、七か月児から1歳6か月児、3歳児と3回の健康診査を健康・保険課で実施しております。内容は、小児科医による健診、歯科医師による歯科健診を行い、保護者に健診結果や治療の必要性が説明されます。またその際、保健師や管理栄養士、看護師から日常生活での健康上の注意や指導が行われます。

保育所では健康状態や発達や発育を見る定期健診、4月から5月にかけて1回、10月に1回の年2回定期健康診査を行っておりますし、5月から6月にかけて歯科健診を1回実施しております。その結果について、保護者への連絡や受診勧奨、または指導がなされます。

また、日常の保育活動において担任保育士の観察や保護者への健康指導も行っているところであり、幼稚園につきましても保育所と同様の取組が行われております。

御質問の特に目に関しての指導ですが、乳幼児健診、保育所での定期健康診断では、検診の項目として行われております。

小・中学校では、定期的に学校医による内科健診や歯科健診、眼科や耳鼻咽喉科の専門医師健診が実施されます。その結果については、保護者への連絡や受診勧奨がなされます。また、学級担任や養護教諭等による日ごろからの健康観察について、さらに学校保健計画が立てられ



ておりまして、生徒への健康維持のための取組や教育指導等も計画的に行われております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、次の③の質問に移ります。

熊本県45市町村のうち、中学生までの完全医療費無料化を行っている市町村は15市町村です、菊陽町を含めて。中学生まで一部助成や条件つき無料化は3市町村であります。平成26年度予算では子ども医療費助成金は農林水産業費の国県支出金、地方債、その他を引いた金額1億8,139万円を少し上回る1億8,600万円で、先ほど課長が申されたとおり、年々上昇しております。この事業を恒久的に維持するためにも助成金を抑制する必要があると考えます。

そこで、③の今後、この助成を維持するためにも個々の健康維持と助成事業の指針の周知等、不可欠だと思われませんが、何らかの方策があるのかについて、私が危惧しているのは、この助成を安易に利用したり悪用したりされることです。その面からすれば窓口無料化は私は行き過ぎた行政サービスだと思います。その辺を含めて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、この助成を維持するために個々の健康維持が不可欠だが、何か方策はあるか等についてお答えいたします。

この子ども医療費の助成は、子どもたちの疾病の早期治療の促進、また健康保持と健全な育成を図るため、平成23年度から助成の範囲を中学生まで拡大して実施されております。子どもたちの健康維持は何よりも保護者の皆様が日常の生活の中で子どもたちの健康やけががないように注意していただき、また病気になったときは早目の受診を行っていただくのが一番大事と考えております。そうしていただくことで医療費の増加を抑え、また重症化の予防を行い、この子ども医療費助成制度の維持につながっていくものと考えております。

そのため、健康・保険課では2か月児の赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児相談、健康教育などの機会を利用して各疾患に対する対処法や医療機関での適正受診、そういった説明を行い、またパンフレット等も配布を行いながら保護者への啓発を行っております。

また、不慮の事故を防ぐための予防、それから対処法、急病時や軽傷時の対処法についても各健診時期で実施しておりますし、子どもに多い疾病の重症化を防ぐため定期予防接種の実施、対象児童への接種勧奨なども行っております。

このほか、町広報紙やホームページを利用し、保護者への注意喚起として季節的に発生しやすいインフルエンザや感染性胃腸炎、熱中症、食中毒などの発生時期や対策情報などをお知らせしております。

また、医療費の適正な使い方も勧めてもありますが、かかりつけ医を決めて受診していただくよう保護者をお願いしております。そのことによって子どもの日常的な健康管理に医師の目が届きますし、病気やけがなどの緊急を要するときも体質に合った早期治療につながるものと考えております。

このほか、平成23年度に作成しました健康増進計画の中では、子どもの健康維持の取組として身体活動の分野では体を動かす遊びやスポーツが少なくなっている現状から、かけっこ教室、逆上がり教室などを実施して体を動かす習慣づくり、また栄養の分野では早寝早起き朝ごはん運動を通して欠食の防止を呼びかけておりますし、また歯の健康の分野では保育所や子育て支援センターで乳幼児からのブラッシング指導などを実施しております。

また、昨年から開始しました保育園での虫歯予防のフッ化物洗口事業についても将来的には虫歯がなくなり、ひいては徐々に医療費抑制の効果があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 最後に、④の質問をいたします。

私も子どもが2人おまして、先ほど課長が答弁でおっしゃったとおり、内科とか歯科とかほかの目以外のところは結構健康指導等行われておるように私も感じておりました。しかし、目については余り健康指導というか、目に関する視力等の健康指導とか、回復訓練とか、それに関した指導は余りなかったような気がいたします。

それで、以前と申しますと私が小学校3、4年生ころですので38年前ぐらいですか、北小で行われていた目の体操等に取り組んではについて質問します。

これは、私が小学3、4年生当時に2時限目と3時限目の休み時間に全校生徒で運動場で行っていた体操のことです。内容は、眼球や目の周りのマッサージ、視力低下を防ぐための体操でした。例えば、30センチ、人差し指を離して1分間ぐらい見詰めて、その後遠くの山、北小から阿蘇山が見えますので、阿蘇山をまた1分間見たり、上を最大限上を、顔は動かさずに上を見たり、下を見たり、横を見たり、右回り、左回りさせたりして目の体操を行っていました。

これ、子どもの視力の低下防止や目の健康にかかわる知識向上につながると思います。ひいては、助成金の抑制にも一役担うのじゃないかと思われませんが、導入についてどうですか、答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問で、小学校児ということで議員さんおっしゃられましたので、まず学校の方の取組としてどのように考えとるかというところで実施状況等を含めましてお答えしたいと思います。

今、学校の取組としましては、まずは教室での時間が長うございますので、机や椅子の適正配置、先生、教室のレイアウトを、向き関係ですが。それから、教室の照明、これは法律の方でも決められておりますが、最低でも300ルクスを確保するというような部分で設置をしております。そのような環境整備を行っております。

また、必要に応じた視力検査を実施しております。

それから、休み時間は、今議員が申されましたとおりなんですけど、可能な限りということに

なろうかと思いますが、休み時間は外に出て遠くを見るというような指導も行っております。それから、目の体操、まさしく今議員がおっしゃいました目をつぶったり、開いたり、左、右、上、下、それから右斜め上、左の繰り返しというような指導をしております。

それから、そのほかに取り組みとしましては、メインでは10月の目の愛護デーとあわせてまして学習やテレビの視聴時の姿勢指導、寝て見ないとか、そういうふうな指導も行われております。それから、PTAのノーテレビ、ノーゲームの習慣などに取り組んでおられるという部分がございます。

また、そのような関係で場所によっては遠くの山を見れるような学校もありますが、環境次第ではそのように恵まれてないところもございますので、今後においても各学校の環境等に合わせましてこの取組を継続していくという考えでおります。一応学校の方の状況としてはおおむねそのような状況で取り組んでおります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） これで一般質問を終わりますが、本日は本当たくさんの傍聴ありがとうございました。今後も自分のモットーである町民の皆さんと語り合い、その思い、声、要望を行政に訴える確かなかけ橋になっていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時56分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 皆さん、こんにちは。

傍聴席とのかけ合いでちょっとにぎわっていたところですけども、3月議会における一般質問ということで、通告書に上げておりますような内容でこの後、質問席の方から質問を行いたいと思っております。どうぞこういう質問内容ですけども、今この状況に、この時期に合ったようなテーマを設定したつもりでおりますので、その辺のところも御了解の上、よろしくお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、通告書に従いまして質問の方を行いたいと思っております。

まず、質問事項の第1番目ですけども、定住促進補助金制度についてということで上げております。

これについては、昨年の10月でしたか、こういう制度が設けられたところであります。その交付要綱によれば、要綱の第1条であります。指定区域に定住する子育て世帯の増加を図るため、住宅の新築もしくは購入、または転入、もしくは転居に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、指定区域内の少子化防止及び地域を活性化させ、もって町全体の均衡ある発展に寄与することを目的とするとあります。

こういう制度が設けられましてまだ半年、そういう形で過ぎてきているところですけども、この実情については資料を事前にいただいております。そういうこともあるんですけども、ちなみにこの制度対象地域の現状として、この指定区域というのは菊陽南小校区のことです。1月末現在の資料によりますと世帯数746世帯、これは町全体の約4.9%、人口が1,835人、こちらの方が全体の4.7%ほどであるということでもあります。これはもう町全体から見まして極端に低い数でありますので、この辺からも定住促進制度っていうものが実効性あるものとして機能していくように願っているところでもあります。

先ほども申し上げましたが、資料としまして事前にいただいた平成25年12月までの状況もいただいております。また、今年度の当初予算、今上程されておりますけども、今年度の予算を見ますと275万円というような予算が計上されております。そういう状況から見える町として認識されてるような課題と申しますか、そういうものがこの促進制度の実効性という視点からいかように考えていらっしゃるのか、まずはそこからお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

最初に、本年2月末現在の実績について御報告させていただきます。

平成25年10月1日に施行いたしました菊陽町定住促進補助金交付要綱では、同年4月1日にさかのぼって適用をしております。補助金の交付状況であります。交付件数は4件になります。内訳は、新築住宅建築に関するものが2件、建築または購入を伴わない転入だけに関するものが2件、子どもの内訳としましては、小学生が2名、幼児が4名となっております。

交付決定金額は合計で290万円、本年度支払い額は190万円となっており、差額は3年後に支払うことになっております。

さて、要綱制定直後の電話等の反応を見ますと、補助金を交付することでこの地域への転入を検討する一つの契機にはなっているものと考えております。

課題につきましては、昨年10月からの運用開始でまだ5か月しか経過していないことから見えておりません。

今後の取組に対しましては、課題が出てきた段階で柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの定住に係る現状と課題という部分で、学校の担当としまし

て学務課の方から南小の状況をお話をしたいと思います。

数値的な形でいきたいと思います。

今、都市計画の方から報告がありましたように、児童、幼児含めまして6人が定住促進で今住まわれております。そういう中で、1歳、2歳、3歳、5歳、7歳、8歳という状況でございます。

学校の対応、状況としましては、本年度は南小学校児童数が71名おります。そのうち、1年生、2年生、こちらの方が定住で含まれております、1年生1人、2年生1人。それから、来年でございますが、来年はそのまま1年、2年が2年、3年と移行してまいりまして、6年生が卒業しますので、66名、そのうち定住者が2名カウントされます。

それから、27年度で73名を予定しておりまして、新しく定住者の1年生が入学してまいります。そういうことで、73名中3名が定住、この半年の定住の影響が出ております。それから、28年も3名、そのままでございますが、68名のうち3名が定住者という状況です。29年度におきましては66名、また1年生が定住者が入ってまいります。ということで4名の定住者が内訳として入っておりまして66名。それから、30年度が64名になりますが、そのうち4名が、また1年生が定住者が加算されまして4名が定住者になります。それから、31年度、これが61名の児童数に対しまして新たに定住者が1年生が1名入ってまいりまして4名の定住者がその中に含まれてるということで、かなりのこの半年の状況でございますが学校運営におきましては非常に期待をしているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、学務課の方からも入学予定者等についての詳しい状況をいただきましたけども、予算的に見まして25年12月の補正で300万円、今都市計画課の方からも言われましたように290万円とかと言われて、その予算部分からしまして今年度の予算には275万円と、金額的にはそれほど差がないんですけども、変化がないんですけども、そういう状況からしますと今後のこの制度による転入、転居ていうようなことではどうでしょう、増加の傾向なのか、それとももっとも時間かかっているのか、そういう推測ですけども、そういうところではどういう認識を持たれてるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 今後の認識でありますけれども、来年度予算は平成25年度、今年度の実績をベースにして出しておりますけれども、ただいろいろ今後も周知関係を徹底していくことで来年度予算以上に増えた場合には即、補正予算で対応していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

そういうような状況認識ということではありますが、せつかくの定住促進制度というようなもの

のを設けていただきましたので、何とかこれの実効性を上げていくためにというところでお尋ねをしたいんですけども、今学務課の方から平成31年ぐらいまでの状況を言ってもらいましたが、直前の問題として4月からのこの5、6年生の複式学級というようなことも聞いております。

これは、やはり先ほどの学務課からの発表からしましても、もう本当に1クラス構成の最低限の人数ぎりぎりでのいろんな形でやっていくのかなという予想に見えるんですけども、今回のこの4月からの状況も今までが最低限のプラス状況、人数という状況で対応がないというのを、失礼ですけどもそういう形の中でこういう状況になってきたのかなと思います。

そういうことがあるもんですから、人数的にも余裕を持ったクラス編制とかそういうのができるように、まずそのためにはやはりこの定住促進制度の実効性を上げていく必要があると思いますので、そういうところからこの促進制度の実効性を上げていくということについての今後、町の考えとしてどういう方策があるのか、そういうところをお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 本制度の実効性を上げていくための今後の方策、取組等についてでありますけれども、本制度の実効性を上げていくためには地権者等に対する御理解を得るための説明会等を開催し、また町の方も地元の情報を集めることが大事であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういうふうに情報を集めるとか、説明会を開くとかということではなかなか人の動きとか、そういうものがなかなか見えてこないのではないかなというふうに考えます。

そういうところから、ちょっとこれは事例の紹介というようなことになっていきますけども、菊陽町では昭和60年代から菊陽第一土地区画整理事業とか、平成7年には第二土地区画整理事業とかというような事業展開がなされてきておりますが、効果としてはもう皆さん周知のとおりであります。そういう効果が上がってきております。

そういう中で、全くそれを使っての同じようなことを提案じゃなくして、これはまた都市計画の中での事業だと思えますので、定住促進の方とはなかなか結びつかないのかなというようにも考えます。

そういう中で、この町として何とか促進制度、これの何度も申しますが実効性を上げていくということでは、やはり町が主体的に動いていくとか、そういうことでもやっていかないことにはなかなか人は動かないんじゃないかなと思います。

そういう中で、この第一土地とか第二土地の区画整理事業、これで培った今までのノウハウ、こういうものを何か生かすという場面とかそういうのはないのか、そういうのも考えてしまうところであります。

そういう中で、その実効性を上げるためにということではちょっと事例の紹介でもしたいと思うんですけども、これは本町に限らずいろんな各自治体で定住促進というような制度を設けて取り組んでおられるところですけども、現実問題としてこれが実効性を上げていくっていう部分がなかなか難しいのかなと思います。

それで、これは一つの例ですけども、もう具体的に名前を上げますと、隣接の益城町の件ですけども、益城町さんも土地の定住の促進制度については平成23年からやっておられます。そして、プラス最近では地権者と開発業者との仲介をやる職員を臨時的に雇用して、町の職員としてそういう動きをやってるといようなことで耳にしまして、実際にそういうことで開発されてる現場に赴きまして見聞をしてきたところです。

それによりますと、実質的には住宅建設とか土地の整備とか、そういうところが全体で200軒分ぐらいかな、それくらいを代表に今事業が進んでおります。数量的にはそのような状況ではありますが、またシステマ的にもそういう臨時的に専門の人材を雇用して、役場自体が、行政自体が動いているという状況があります。

そういう動きなものですから、地権者あるいは町民にとっては町が実際に動いて企業との仲介をしてくれたりとか、例えば土地の売買が済んだ後、いろんな問題も出てくるかもしれませんが、そういう面でのサポートなりも役場の方でやれるといようなことで地権者からの信頼も厚くなってきておまして、土地の売買とかそういうのも進んでいって、住宅あるいは転入、転居の方たちの状況も増えてきているといような状況を目の当たりにしましたので、それと同じような状況でやったらどうですかといようなことじゃないですけども、こういうようにして各自治体でいろんな工夫をされてやってらっしゃいますので、菊陽町としても何らかの工夫をして、そういうところをやっていかななくてはもういけないのかなと思います。

これは本当に先ほどの第一土地、第二土地区画整理事業の展開が昭和60年代、もう今平成26年ですから30年ほど前からずっとやってきて今こういう成果が出てるわけですから、じゃあ、同じノウハウも生かしてもこれをやるとしたら、やっぱり年数的にはそれくらいかかるのかなと。それじゃあまた時間的な制約というのが出るし、町民の皆さんの気持ち的にも閉塞感といつか、そういうのがなかなか打破されていかないと思いますので、何とかそういうシステムをつくり上げていけたらどうかと思うところでもあります。

ちなみにこれですけども、先ほどの臨時で雇用された職員の方は、益城の場合は都市計画課に配属されて、いろんな係の方がいらっしまして益城では企業誘致、定住促進係とい職員の人との協働で集落内開発制度の中の範囲で定住促進制度が実効性を持つような動きをされてるといことなんです。

こういうような状況が本当に身近なところであっておるわけですけども、こういうような状況、今紹介しましたけども、これについてちょっと町長のお考えなりもお聞きをしたいと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど都市計画課長が申しあげましたように、実効性を上げていくための方策といたしますか、地権者等に対する御理解を得るための説明会を開催しているのが今の段階で、本町の場合始めてからまだ半年たったところでありますけども、南校区の方に幸い地元の方々で南校区の方、活性化しようという、そういう話し合いもしたことがありますけど、そういう場を持ちまして、例えば地区ごとに、これはもう集落内開発制度の中でやっていきますので、その中の具体的な場所はどのようなところがあって、地元の方々でそういう集落内開発制度の中でこの南小校区の子どもたちがどのようなことをやればその土地を協力するというようなところがあれば、そこに対するいわゆる開発、業者の住宅宅地開発、業者の方々の方にもPRの方、特に不動産関係には都市計画課の方から説明も行かせておりますし、どのようなところをやれば実施に向けたとこにいけるか、そういうことをやはり知恵を出し合うことが、また協力し合うことが大事じゃないかと思っておりますし、何名かがやられて面積が固まって、そこが開発可能などころであれば具体的にまた、さっき言われた区画整理事業的などころの手法については町の方で十分持っていますので、地元の方々の協力もしていただいて、また一方ではやはり地元から出られておられます子どもの小学校に行つとるところ、また今は保育園とかそういうところの人たちにも地元に戻っていただくようなそういうこともきちんと周知しながら一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

通常の土地売買というような形でいきますと、地権者の方と直接的に業者の方との話し合いになっていくと。そうした場合、なかなか地権者の方の同意が得られないというような状況があるということも聞きましたので、そこはまずは町の方から地権者との折衝なりやってもらって、そこで初めて企業と地権者との仲介をやっていける、そういう状況が出てくるのかなと思ひまして、そういう方向であれば地権者の協力も大いに得られるのではないかなと思ひまして、一つの例として今益城の例を挙げたところでもあります。

いろんな情報がまたあります。その都度いろんな形で町の方としても情報収集をやるということでしたので、それはそれでぜひお願いをしておきたいとも思うし、いろんな手続上の煩雑さのこれを簡素化していくというようなことも並行してやっていただけたら、この定住促進制度の実効性っていうのは今以上に上がっていくのではないかなと考えるところでもあります。

せっかくの定住促進制度っていうこういう制度をつくっていただきましたので、この制度ができて南校区の方からすれば本当にこれを何とか実効性あるものとして、またそれに対する協力というようなことはこれはもう皆さん思っらっしゃると思ひますので、そういうところも考慮をされまして、今後の動き、そういうところをやっていただけたらと思ひます。

続きまして、第2問目の方に移らせていただきたいと思ひます。

もう一つ、すいません、ちょっとつけ加えておきますけども、これはもう今朝の朝刊にも出ておりました。県の定住促進の戦略というような見出しで出ておりましたけども、これで住居



就業支援強化というようなことであってあります。これも新聞に載ってたんですけども、NPO法人のふるさと回帰支援センターっていうのが東京にあるんですけども、この資料で移住規模ランキングで熊本県が5位に入ってるというようなことも県との連携の中で利用してやっていただけたらと思いますので、重ねてお願いになってしまいますがよろしく考慮の方、していただけたらと思います。

それでは、第2問目の方に移らせていただきます。

第2問目に上げておりますのは、情報公開の総合的な推進についてというようなことで、大きく2点で細部の3点を上げております。

この情報公開の総合的な推進についてということですが、これについてはこれは全てではありませんけども、一つの例としてオンブズマンによります情報公開度の調査結果が1月末でしたか、これも公開されておまして、情報公開度のランクづけで一覧で表示してありましたけども、ランクとは別、順位とは別で、ある面各自治体のありようとか、実態といいますか、そういうものを一部あらわしているのではないかなと考えます。

ちょっとそういうふうにと考えると、今年、2013年度の順位、菊陽町39位ということで少し、私自身も発展が本当に著しい本町にとって、この情報公開度のランキングは39位っていうのはちょっと落胆をするというような状況が、これはもう残念に思うところです。

そういう状況がありましたので、まずもって情報公開度云々ではありませんけども、本町における情報公開という大きく捉えた状況の中で、執行部としてはどういう認識を持っていらっしゃるのか、それについてお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 皆さん、こんにちは。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

町民の皆さんに行政情報を提供することは大変重要と思いますし、広報紙やホームページ等を活用し情報提供をしっかりと行っていきたいと考えております。

また、昨年から施行しました菊陽町町民参画・協働推進条例では、町の保有する情報を積極的に公開するよう規定したところです。さらに、地方自治の本旨にのっとり町政に関する町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明確に定める菊陽町情報公開条例に基づき、町が保有する情報のより一層の公開を図るとともに、町の諸活動を町民に説明する責務を果たすために情報公開制度の適正な運用に努めてるところであります。

町民の皆さんへの情報の提供及び公開については、今後も引き続きさまざまな情報を適正な時期に効率的で効果的な方法により提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、情報公開条例とか共同参画条例とかそういうところからの制度趣旨的なものを目的なりを言っていたいただきましたけども、そういう条例なりあるところですけども、

またちょっと話がもとに戻るかもしれませんが、資料として情報公開度、これが先ほどは39位と言いましたけども、前年度は38位と、1ランク下がっております。

近隣からいきますと、大津町が26位から13年度は17位に上がっております。合志市が3位から8位に下がっております。菊池市が4位から5位というようなところで下がってきています。ちなみに、先ほども例として挙げました益城町の場合は40位から45位、最下位の方になっているところですけども、こういう公開度のランキングが発表されたところで先ほどの質問をしたところですけども、この情報公開とか情報開示とか、これが住民の声を行政に生かすというふうに、先ほどの公開条例あるいは共同参画条例についてもこういう趣旨で規定があると思います。その前提として、この情報公開の制度が設けられてるというふうに考えております。

つまり、情報公開が目的ではなくて、これは住みよい町をつくっていく、これの一つの手段とかそういうものではないのかなというふうに考えるところであります。そういうふうな考えるところでありますので、質問要旨の2番目にも(2)で書いておりますけども、情報公開推進によるさらなる町勢発展のため、次のものの公開についてどう考えるかということで3点上げております。

菊陽町都市計画マスタープラン、菊陽町教育委員会会議録、3番目に予算編成スケジュールということで上げております。これは、先ほども当初の部分で申し上げましたが、この時期に合ったテーマを私なりに設定をしたつもりであります。

まず、その質問要旨の2番目についての質問ですけども、まず1番目に菊陽町都市計画マスタープランについて、これを平成22年に策定されております。経緯としてはそういうことなんですけども、つい最近、熊本都市計画区域マスタープランの説明会が本町で、役場で行われたんですけども、またそれが見直されてくるということであればこの都市計画、町のマスタープランも見直しをされるのかなと。

ただ、このマスタープランについては冊子っていうのは見ますけども、簡単に言うと今こういう高度情報化社会の中で町のホームページからのアクセスができないということなものですから、そういう点については今後の状況として町としてはどういうお考えなのかなということで質問をしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

菊陽町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されております市町村が策定する市町村の都市計画に関する基本的な方針を指してございまして、当初、平成12年度に策定しており、平成22年3月に見直し、改定されたものであります。

見直し、改定に当たりましては、当時の基本構想、総合計画との整合性や菊陽町国土利用計画や熊本都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即するように検討が進められ、住民意識調査から見られる課題等を踏まえた上で、議員3名も委員でおられます菊陽町都市計画審議会にて審議され、見直しを行っているところであります。

このように、菊陽町都市計画マスタープランは菊陽町の都市計画に関する基本的な方針でありまして、都市計画課内で閲覧に供しております。さらに、住民に周知、公開するよう準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 準備中であるということですので、早急をお願いをしたいと思います。

ところで、今回この3月の定例の施政方針、町長の施政方針の説明に冊子にありますけども、先の都市計画課の課長の方からもありましたけども、菊陽町国土利用計画及び菊陽町都市計画マスタープランというようなことで考えてあります。できますれば、国土利用計画の方もなかなかこれもまた簡単にアクセスをできないというようなものでありますので、このあたりもこのマスタープランと同様に考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 国土利用計画につきましては所管が総合政策課でございますので、ただいまのいろいろな計画書のホームページへの掲載が言われておりましたので、国土利用計画の方もちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

いろんな計画、今回はこうやって3つ、例示的に上げておりますけども、一つ一つが関連した計画なり、制度なりでありますので、そういう部分では暫時アクセスのしやすいような、情報提供のしやすいようなそういう環境をつくっていただけたらと思っております。

そういう流れの中で、2番目に上げております菊陽町教育委員会会議録についてであります。

これについては、私もいろんな調べものをするときに、担当課なりそういうところに行って聞いた方が早いかもしれません。でも、それ以上に早いのは、もうホームページにアップされておればいろんな形で事前に調べて、それから担当課との話し合いもできるという、そういう状況も考えますので、これは以前からいろんな調べものを、教育関係の方で調べておりましたらどうしてもそこにアクセスできないと、これはもうアップしてないからだということなんですけども、この会議録ということについて、これは先ほどの情報公開度の評価でもこの菊池郡市の中で唯一菊陽町だけがホームページにアップしてないというようなことなものですから、これは早急に対応をしていただけたらというふうに考えるところです。

この菊陽町教育委員会会議規則というようにところも自分なりにちょっと勉強もしたところですけども、特別の規定もほかの自治体ではありませんし、そういう特別の規定もない中でホームページの中にアップをしてるということでもあります。

ちなみに、先ほどの情報公開度の調査におきましては、2011年の調査のときは合志、大津っというのはアップされてたようです。菊池市っていうのはアップをされてなかったという状況

で、ところが2年後の13年度は菊池市はもうアップをしてるということなものですから、本町だけがそこをされてないということは、これは最初に申し上げましたけど、情報公開度が全てではありませんけども、情報公開制度、情報公開法とかという条例、共同参画というようなところからいくと、これはもう本当に何でだろうと素朴な疑問で思うところでもありますので、その辺について今後どうするというようなところからの質問をしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

今議員が申されましたとおり、本町の方では教育委員会議事録の方をアップしておりませんので、今後において議事録を公開するための必要な整備が必要になりますので、このあたりを準備しまして、公開に向けて取り組んでいきたいと思っております。

ただ、これにも固有名詞等を非公開にすべき部分っていうのが結構、よその町村見ていただくとお分かりと思いますが、可能な限りの部分で公開という形で準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今課長の方からありましたように、公開の仕方はいろんな形があると思っておりますので、それはもう本町の教育委員会の方のお考えでやっていただければと。

ただ、やはり町民の方からすると一つ一つ役場に来て、手続を踏んで、文書の公開ということよりは、そういう手続を踏むっていうのも大事かもしれませんが、今この情報化社会の中ではやっぱりインターネットで町のホームページもあるわけですから、そこで簡単にアクセスできるような状況をつくり出していきたいと思っております。そういうところをお願いをしておきまして、早急な対応で、じゃあ来年度は情報公開ではランクが少し上がるのかなという期待も思っております。

続きまして、3番目の予算編成スケジュールについてということでもあります。

これについては、なかなか熊本県下でもこういう予算編成スケジュール、予算編成過程っていいですか、こういうところで、要はホームページにアップして公開をして、いろんな町民、市民の声を求めていくというような段階にはまだ至ってないようなことだとも思います。

そこで、今、共同参画条例に基づいて政策提言っていうのが募集されていると思いましたが、今月いっぱいでしたか、募集されてますよね。そういう政策提言の募集についても、まずはいろんな情報がなければ判断ができないと思うんですよ、考えていくことが。

だから、今までの一連の流れの中でいろんな町が持つてる情報、これは町民との共有を図っていくというようなことで総合計画にはあるし、情報公開条例にもあるし、共同参画条例にもあるしっていうところでもあります。

しかし、ただ形式的に政策提言を求めてもなかなか政策提言っていうのは入ってこないんじゃないのかなと思うところです。そこで、できればこういう情報をホームページの方にアップをして、誰でも見て考えられるような状況をつくっていただけたらと思うところです。

ちなみに、この予算編成スケジュール、予算編成過程っていうことで、自分が調べたところで幾つかの例を挙げていきますと、一番身近な熊本県ではホームページにこういうふうに書いてあります。予算編成過程の透明化を図り、県民の皆様にも県政に対する理解と信頼をより一層深めていただくよう、平成21年度当初予算から全ての事業についての予算要求から、課長、部長、知事査定の予算査定段階ごとにその査定状況を公表しますというふうに県のホームページにこれはもう載っております。

また、これは他県ですけども、鳥取県の方ではこの予算編成の流れ、予算要求から予算の成立までの公開、その過程の中で今度は当初予算から補正予算時ごとの累計で公開をされてるということでもあります。これはもうホームページの方から入っていただけますので、誰でも簡単にアクセスができると。その都度、情報を見ているいろんなことを考えていけるということなんです。

そのほかには、今県単位で申し上げましたけども、次はそのほかに近江八幡市、ここのホームページにはこういうふうに書いてあります。市政運営の透明性の向上と市民の皆さんの市政参画を推進するために、予算の見える化として予算編成過程を公開しますというふうにホームページに載っております。これは詳しく何ページにもわたってこういうスケジュール表がもう載っております。ですから、こういうのを見て、ああ、今予算編成はこういう時期なんだなとかっていうことで、一般町民の方も理解できていろんな政策なりそういうことを考えていくということだと思えます。

先ほど熊本県と鳥取県というふうに申しましたけども、これが島根県の資料もあったんですけど、島根県の方でこういう試みをされて、そこでは職員さんの残業とかそういう時間数が軽減できたというような効果もあったようです。それもつけ加えておきます。

いま一つちょっと御紹介したいのが、これはある社会的企業のホームページでちょっと見つけたんですけども、その論文の中に取り上げられておりましたのが、島根県浜田市と大阪狭山市、この2つの自治体の予算編成過程の公開というところで研究をされた論文の概要がありましたのでちょっと紹介をさせていただきたいと思えます。

これにおいても浜田市、大阪狭山市双方においても予算編成作業の透明性を確保ということと、市事業への理解を深めてもらうためというようなことでこういう編成過程の公開をされていってるということです。

また、大阪狭山市の方ではこういう編成への町民の皆さんの参画を目的としてこういう公開を行っていると、そういう流れの中で、一つの成果としてまちづくり円卓会議というものがありまして、それは中学校区を単位として地域内の自治会、NPO等が自主的にまちづくりについて議論し、合意した事業について市に年間500万円までを上限として予算措置要求できる制度というようなことであります。

これはもう本当に住民の予算編成への住民参画というような点では画期的なものなのかなというようなことも感じます。本町においても総合計画でもそうですし、現実地域コミュニティ協議会とかそういうところの支援をやっていただいております。そういうところでもありますの

で、こういう予算編成過程の公開とか、そういうことについて今の時点での認識で結構ですの  
で、いかがなものでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

今回の御質問が予算編成のスケジュールということでございましたので、過程のところまで  
は詳しくは見ておりませんでしたので的確なお答えができるかどうか分かりませんが、まずス  
ケジュールにつきまして一連の流れを説明させて、時間ございませんが、簡単にすいません、  
いただきます。

まず、平成26年度の予算編成のスケジュールでございますけども、国や県の予算の動向が8  
月以降ずっと出てまいります。町としましては11月1日に予算編成説明会議を庁内で行いま  
す。それから、各課は12月10日ぐらいまでに予算要求を出していただきます。それから、1か  
月ほどかけまして、今年のを見ますと1月17日ぐらいまでに財政課におきまして各課から事情  
を聴取いたします。それを取りまとめまして、3日間ほどで各部長によってもっと調整をして  
いただきます。その後、その内容につきまして町長査定という形になりまして、今年度でいい  
ますと2月11日にほぼ当初予算案が確定したというところでございます。その間、なかなか時  
間もないものですから過程の公表とまでは現実的には行っておりません。流れ的には以上でご  
ざいます。

予算編成のスケジュールの公開ということでございますけども、予算編成につきましては菊  
陽町で言いますともう数十年の11月ごろから始まり、大体2月の頭に予算案が確定するという  
流れは変わっておりません。これはもうどこの市町村も大体同じだろうと思いますが、その査  
定の方法というのはさまざまな市町村によって違います。町長が直接一本一本ヒアリングされ  
るところもあるでしょうし、部長で終わって町長はもう形だけっていうところもあることも聞  
いておりますが、菊陽町の方は各課から、そして課長、それから部長、副町長、町長という形  
で順次下の方から積み上げていくというような形になろうかと思えます。

情報公開と申しますとやはり町民の方が関心がありますのは予算案、どういったのが入って  
るのかということにつきましては毎年広報の4月号で予算案として掲載させていただきまし  
て、その後、議決後に町ホームページでは予算書を掲載しているというところで情報公開をし  
ているというような過程になっておるかと思えます。また、補正予算につきましても同じよう  
に議決後、アップしてるというところでございます。

それから、予算情報公開っていう形なんですけど、予算の閲覧につきましては今でも各業者の  
方はよくお見えになられます。そして、閲覧をされてチェックされておられるということもご  
ざいます。それから、関連しますけど、公共事業、こちらにつきましては年2回、発注見込み  
というのを出しまして、こういう事業は何月ごろ発注するとか、そういう発注見込みというの  
を公表してるというところではございますので、現時点でそういうところでございますが、過程まで  
というのは県の状況は前から聞いてはおりましたけども、過程まで公表とまでは現時点では想

定しておりませんでしたので、御了承いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

時間もそろそろ迫ってまいりましたので、何とか今すぐの公開とかそういうことではなくして、段階を追っての情報の公開というようなことで少しずつでも前に進めていただけたらと思います。そうすることによってそれがもちろん情報公開の推進ということだと思います。それによって町民の理解と信頼のもとに制度を適正、円滑に運営し、さらに公正で開かれた町政を進めていただきたいと思います。

以上、まとめとしまして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 改めまして、こんにちは。本日最後の質問者でございます。菊陽政策研究会の吉本でございます。

まずもって傍聴者の皆様、お越しをいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど来、何回か話にも出ましたが、昨日3月11日が3回目の震災の日ということで、新聞、テレビ等でたくさんの特集報道がなされておりました。その中で、生きること、そして自分ができること、個人として、議員として、何ができるかということを考えさせられた一日でもございました。

そしてまた、生きることについて最近非常に考えるようになりまして、先月だったでしょうか、特攻記念館の方に行って、知覧の方に行ってまいりました。4回ほど行きましたが、その時々で感じるところが非常に違うなというふうに戻るときに考えたりもしました。

その中で、特攻の母と呼ばれる鳥濱トメさんのお言葉が非常に印象的なところでございました。皆さんも御存じのように、特攻隊を送られる、そして励まされた女性であります。その方のお言葉の中に、なぜ生き残ったのか考えなさい。何かあなたがしなければならないことがあるから生かされてるのですという言葉を書いてございました。今回はなぜ生かされているのかということを考えつつも、そして何をしなければならないかということも考えながら質問をさせていただきます。

質問は議席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、最初の質問事項でございます。防災対策の充実についてでございます。

菊陽町地域防災計画の中に自衛隊災害派遣要請計画がございますが、自衛隊の協力のもと、共同で防災訓練を実施することはできないかでございます。

消防団員の数も平成18年420名を境に減少傾向でございます。私も本年の出初め式に消防団員として、お隣の坂本議員と一緒に参加をさせていただきました。参加人数は261名ということで、25年前とはかなりの差があるなというふうに感じておりました。一昨年の7月12日の白川氾濫を体験し、もし雨が降り続いていれば消防団だけの災害復旧には限界があったと思います。

先ほど坂本議員からも上井手の災害時の話をされましたが、私も消防団員としてその場に居合わせて出動もしました。自衛隊災害派遣要請計画の中にあるヘリを派遣し、要請をした場合の訓練や、越水時における土のう積みの訓練など、消防署との訓練とはまた一味違った点で学ぶことは非常に多いのかなというふうに感じているところでございます。

特に、消防団が存在しない地区にとっては災害発生時の人命救助の訓練などを行うことにより、消防団組織の重要性も伝えることができるとも考えます。

また、熊本県知事公室室長に自治体と自衛隊の関係についてお尋ねをいたしました。その答えに次のような答えが参りました。

両者間において情報共有や意思疎通が図られてこそ災害発生時の人命救助や住民生活安定の支援がより効果的に行われるものと思います。そのためには、日ごろから町と自衛隊との間で情報交換や協議を行い、必要な体制を整備しておくことが効果的ではないかと思っておりますという回答でございました。

また、自衛隊の第8師団の長谷川幕僚長、西部方面隊の番匠総監、こちらにも直接お会いをしてお話を伺いました。自衛隊は全面的に協力はさせていただきますというお答えもいただいております。

菊陽町の防災訓練を自衛隊の協力のもと、共同で防災訓練を実施することはできないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、自衛隊との連携について、これは議員御承知のように、菊陽町地域防災計画の中で自衛隊災害派遣要請計画を定め、災害時の人命、または財産の保護のため、自衛隊法に基づく自衛隊の効率的な災害派遣を記しており、その内容につきましては毎年開催しております防災会議において、陸上自衛隊の第8師団、第42普通科連帯の第2中隊長及び自衛隊熊本中央協力本部の菊池分駐所所長に御出席いただきまして確認をさせていただいてるところでございます。

町が実施する防災訓練につきましては、災害時の対応力や地域防災力の向上に役立つことを目的として、町、消防団、行政区を中心に小学校区単位の訓練を行いたいと考えております。



今月23日に実施を予定しております訓練は、平成24年7月に発生しております熊本広域大水害を踏まえまして、被害の大きかった白川沿線を中心とした地域を対象として実施することとしております。

内容としましては、白川左岸の被害を想定し、白水地区の行政区、菊陽町消防団と共催で災害対策本部設置等の訓練、情報収集伝達訓練、避難誘導訓練を実施し、菊池広域連合消防本部や菊陽町社会福祉協議会、各自主の防災組織、大津菊陽水道企業団、地域婦人会などにも御協力いただきまして、各機関の災害対応能力の向上を図ることとしております。

御質問の自衛隊との共同での防災訓練については、消防団の活動とは異なるより実践的な訓練が想定でき、また自衛隊車両の展示など、日ごろ体験することができない訓練でもあり大変有効な訓練ではないかと思っております。

しかしながら、町の考え方としましては、今回は各校区帯での地域の特性に応じた訓練を実施するもので今回は自衛隊との訓練は予定しておりませんが、町全体での総合的な訓練を実施する際にはぜひとも自衛隊にも御協力いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。非常に前向きな御回答でありありがとうございます。

多分、皆さんも昨日、テレビ等で震災に関する報道を見られたと思いますが、非常に劣悪な環境の中、テレビに出る方々はほとんどの方が自衛隊の方々でございます。私も消防団としていろんな訓練等に出ますけども、なかなか死体を見る機会もございませんし、そういう場に行ったら果たして自分はできるかなということを感じております。

そしてまた、長期間にわたる災害の復旧活動におきましても、消防団ではもう到底できるわけがございません。非常にそういう部分においては菊陽町を挙げて自衛隊との訓練は必要なかなというふうに思います。

東日本大震災関連の死者が約2万人だそうでございます。これを2万人の死者ということで考えるのではなくて、一人の災害死亡事故が2万件起こったというふうに考えていただければ、そしてまた3年前の震災が菊陽町を襲ったと考えれば、消防団だけでは当然対応できるわけでもなく、それに対しての訓練もほとんど受けてないというのが現状でもございます。

消防団だけが一度に自衛隊から学ぶことは難しいからこそ、また地域コミュニティの構築という角度から考えてみれば、先ほどお話ありました炊き出しや人命救助の訓練などが非常に重要だと思います。これに対しまして、町長に再度お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今も総務課長が述べたとおりでありますけども、自衛隊との関係、日ごろのおつき合いも大事な面がありまして、いろいろ自衛隊が催される行事等にはできるだけ出るように、そういう日ごろのつながりといいますか、そういうところもとっているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 本菊陽町議会におきましても、亡くなられた芝議員が先頭に立たれて自衛隊の応援する機関もつくっております。そういうところからしましても、ぜひとも我々議会としてもお話をいただければ非常にパイプ役にはなれるのかなというふうに感じているところでもございます。

自分の身内が災害で亡くなれば消防団員としての活動はなかなかできないと思います。そこには最悪のシナリオの訓練を受けた自衛隊の協力が一人の消防団員として必要になると考えます。

これは、朝日新聞の調査でございますが、最も信頼できる組織はというところの問いに対しまして、92%の方々が自衛隊ということをお答えられます。そしてまた、一方で最も信頼できない組織はという問いに対しまして、マスコミということをお答えられたそうでもあります。もう一度言いますが、これは朝日新聞の調査でございます。その朝日新聞が自衛隊を92%信頼できると書けるのがまたこれは非常にすごいところかなというふうに思います。

続きまして、女性消防団員の入団促進の現状と課題はというところの質問でございます。

消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加をしています。女性消防団員は地域の実情に応じて消防団本部付の採用となり、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態はさまざまでございます。

消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として女性団員を採用しようという動きも全国的に広まっているところでもございます。女性の持つソフト面を生かして、住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者住宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導においては、特に女性消防団員の活躍が期待をされているところでもございます。また、消火活動や後方支援、操法訓練にも参加をされておられます。

それでは、菊陽町における女性消防団員の入団促進の現状と課題についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えいたします。

現在、議員もおっしゃいましたとおり、菊陽町の消防団の3月1日現在の団員数は405名でございます。そのうち7名が女性となっております。7名の内訳は全員が役場職員となっております。活動内容としまして主に消防団イベント時の受付やアナウンスなどに従事しております。

御質問の女性消防団員の入団促進については、現在のところ対外的に実施していない状況でございます。

また、課題の認識としましては、これまで消防団活動が主に火災現場への出動や水害時の水防、災害復旧といった男性的なイメージがありました。全国的にも女性消防団員が年々増加しております。議員がおっしゃいましたとおり、女性の持つソフトな面を生かした、先ほどおっ

しゃいました消防団火災報知機の普及促進、それとひとり暮らしの高齢者宅の訪問と、住民に対する防災教育や応急手当の普及とか、そういう特に女性消防団員が特有の活躍というのもございます。

このことから考えますと、菊陽町においても消防団組織の活性化や地域のニーズに応える方策として女性消防団は必要不可欠と思っております。今後は菊陽町消防団とも協議、連携を行いながら、女性消防団員の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に消防団員、消防団という多分名前が余りよろしくないかなというふうに思います。非常に昔のイメージがあって、元気がよくていろんなところで、これ以上言いませんけども、なかなか難しいのかなというふうに思います。

これは神奈川県の川崎市中原消防団というところの話でございますが、10名の女性消防団のうち8名が応急手当普及員の資格を取得されてるそうでございます。月に1度、一般市民を対象とした救命講習に協力をされ、兵庫県尼崎市消防団は幼稚園で手づくり紙芝居や手づくり防火クイズなどを行い、市民の防火普及啓発に活躍をされてるということでございます。

先ほども言いましたが、やはり消防団というイメージがはっぴとヘルメットと長靴を履いての敬礼とか、行進とか、そういうイメージが非常に強く、これは女性に限らず男性の新しく入られる入団数も減ってるのかなというふうに思います。

これは提案なんですけど、菊陽町の女性消防団員にふさわしい呼び名を町民に公募する。例えば、女性消防団員のイメージアップにもつなげ、PRを地道にしていけば、少しは団員増加につながると思います。町長はどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 女性消防団でありますけども、総務課長が答えたような内容のところから加入を図っていくならと思います。

いろいろ県内で広く見ますと、やはり人口が減少してるようなところでは女性消防団員そのものが火災の現場まで行くのが男性の消防団と変わらんようなところもあると聞いておりますけども、現在は役場の女性職員の方が入ってるような状況でありますけども、消防団長あたりが次の、今回は間に合いませんけども、次の操法大会あたりからはよその近隣の市町の方でも女性消防団が操法大会あたり出ておりますので、そういったところまで持っていけるならということ言ってますので、消防団の方の幹部の方ともその辺打ち合わせながら、実効性のあるようなところへ持っていければと考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に、先ほどから申してますけども、消防団という特殊な団体でもございますので、そういうならおまえが入れろと言われれば非常に僕もどう言って入団をしていたらいいのか非常に悩むところでございますけども、消防団に入っていただくのが目的じゃなく

て、そこは自分の子どもさんを守る、家庭を守る、そして地域を守るという観点から女性の方々、そして男性の方々にもお話をさせていただいて、その延長線に消防団があるという話でしていけばいいのかなというふうに思います。

どうしても消防団、消防団というところで加入を促進するものですから、いろんな方々はアレルギーの反応を起こされるのかなというふうに思いますので、地域を守るためにあるんですよというところを、ここは根気強く町もPRをしていただければいいのかなというふうに思います。

それでは、次の質問事項でございます。

菊陽町役場内の労働環境の整備についてでございます。

庁舎の温度と湿度について適切に管理をされているかでございます。

事務所衛生基準規則によりますと、事業者は空気調和設備を設けている場合は部屋の気温が17度以上28度以下、及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならないとあります。各課に訪れたときに、1階では余り感じませんでしたが、2階になると1階に比べ少しだけ寒いような気がいたしました。このことは町民からも御指摘があり、なるほどなというふうに思ったところでもございます。

1階には町民課をはじめ、多くの方々が訪れるということで暖房、冷房が入っているようではございますが、地方公共団体として節電に努める意義は非常に理解をするところでもございます。

しかしながら、事務所衛生基準規則のもとに庁舎の温度と湿度について適切に管理をされているかということに関しましてどうなのかなというふうに思うところでございますので、そのところをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

議員が言われました事務所衛生基準規則は労働安全衛生法に基づくもので、温度、湿度、給排水などさまざまな基準が定めてございます。また、同じような基準としまして、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、一般的にはビル管法というのがございまして、この法律でも役場庁舎は特定建築物に該当するため、建築物環境衛生管理基準が適用されまして、その中でも温度、湿度、給排水などについての基準が定められています。この2つの基準の中では両方とも温度については17度以上28度以下、湿度は40%以上70%以下と定められています。

それでは、御質問の庁舎の温度と湿度について適正に管理されているかについてお答えいたします。

本町では、地球温暖化防止対策の取組や経費節減、また電力会社からの要請もありまして、年間を通して節電に努めているところであります。この中で、やっぱり一番電気を使いますのは空調設備になろうかと思いますが、その使用に当たりましては一定のルールのもと、当日の気候、さまざまな条件を考慮し管理しているところであります。

役場本庁舎の執務室や共用部分の空調設備は、この議場も含めまして各階にスイッチが1つしかない微調整が非常に難しい古いシステムでございます。こういう中での温度の管理ということになります。夏場における冷房につきましてはクールビズを実施しながら朝一番に窓をあける、換気をする。それから、温度が28度以上になってから使用し、設定温度は28度になるよう徹底する。続きまして、気温条件等を考慮し、来庁者や職員の健康に十分注意しながら運転をする。来庁者を迎えての会議室の使用に当たっては27度を基本とする。それから、運転時間は執務時間内、それから運転の時間は午前9時の状況で判断するが、当日の気象条件などを勘案し早目に稼働し、早目に停止するなどの臨機応変に行く。また、ブラインドなどを活用し空調効率を高めるなどを基本としております。

次に、今のような冬場における暖房でございますが、気温条件等を考慮し、来庁者や職員の健康に十分留意しながら設定温度は20度ということ徹底しております。それから、運転時間は業務時間内、それから運転は8時半の状況で判断しますけれども、気温条件などを勘案しまして早目に稼働し、早目に停止するなど、臨機応変に行くということ基本としてるところであります。

次に、湿度についてであります。問題となりますのはやはり夏場、特に梅雨における対応になるかと思えます。空調設備の使用なしに基準内におさまるのが理想ではあります。やっぱり空調設備を運転しなければ基準内におさまらない状況も多々ございます。

以上のように、庁舎の温度と湿度を管理してるところではありますけれども、来庁者や職員から夏場は暑い、冬場は寒い、梅雨はじめじめするなど、やっぱり空調設備の運転や、それから温度の調整などの要望は多々あります。

しかし、反対に冷房はきき過ぎじゃないとか、暖房がきき過ぎなどといった苦情や要望も同じように実際あつてます。人の体感温度というのは人それぞれ異なりますので、全ての人が満足するような温度管理は難しい面もありますが、節電を考えながら来庁者や職員の健康に支障のない範囲で基準内におさまるよう努めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 確認でございますが、先ほど申されました一定のルールという部分におきましては、17度以上28度以下というところで、明確な基準が何度になったら入れる、何度になったら下げる、そういう明確な基準が本町にあるのかどうかお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

基本的には、夏場は室温が28度になってからと、温度は28度で調整をするというところがございます。冬場は基本的に20度で調整ということでございますが、現在議場を見ますと24度あります。実際、これを切ってしまうと、実際20度切ってしまうのかなという、やっぱり寒くなるということで、そういうところは臨機応変にという形になると思っておりますので、暑いって言わ

れる方、寒い方、私たちですと今ちょっと暑く感じています。やっぱりそれぞれ違いますので、本当非常に難しい面があるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ちょっと僕は寒く感じておりますけども、すいません。体感温度も今おっしゃったように人それぞれだということは十分、分かります。しかしながら、職場の中には、今もインフルエンザはやっておりますが、病中、病後の方も当然いらっしゃるわけでございますし、また女性に関しましては妊婦の方もいらっしゃるかもしれません。そのような方々においては温度の変化は体調にも悪く、ストレスを感じることも多くなると思えます。

また、2階ではございますが、南の方の窓側の方には日が当たる場所だと思いますし、そうでないちょっと北側の方になりますとなかなか日も当たなくて体感温度がやはり違うのかなというふうに思えます。

冷暖房を入れるための適切な基準を決めて、そしてそれをしっかりと庁舎内に明記をしていれば、訪れる方に対しましても理解を得ることができると思えます。ぜひこのところは明確にいただければ苦情などが少しは減るのかなというふうに思えます。

役場庁舎の電気料金のデータは、いただきました資料によりますと24年度が968万円、25年度が1,035万円となっております。節電を行っているにもかかわらず電気料金の影響ではございますが、62万円の増となっております。しかしながら、使用量は減っております。5万3,360キロワットの減で節電の効果は、課長のいろいろな活動の中で効果はあるというふうにも考えてはおりますが、その節電で寒くなったり暑くなったりとしては、先ほどもお話をしたように負の連鎖を招きかねないと思えますので、何度も申しますが今後は適正に管理をし、町民にも節電対策をしっかりと行っているというようなところを示していただきたいというふうに思えます。

続きまして、次の質問でございます。

職員の健康に配慮した環境の整備はでございます。

節電を行うために残業時間には空調設備が消されております。しかし、猛暑日や冷え込みの強い日など、職員の体調が心配されますし、仕事の効率も悪いと思えます。このようなことに対しまして、今後何らかの対策をとられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、2番の職員の健康に配慮した労働環境の整備はどうあるべきかということについてお答えいたします。

本庁舎は、御存じだと思いますけど、昭和53年6月に竣工しまして、建築後35年以上経過する鉄筋コンクリートづくりの古い建物であります。平成5年には1階部分を増築しまして、平成13年度から15年にかけてまして執務室や共用部分の空調設備を蓄熱式に改修するとともに、会議室などにつきましては個別方式の空調方式に改修しまして、来庁者の快適さや職員の労働環境

を改善してまいったところであります。

また、平成14年にはエレベーターを設置しまして、近年では1階の多目的トイレや男女のトイレ、それから平成22年度にはより安全な調査とすべく耐震補強ほか工事を行い現在に至っているとこのところでございます。

昭和53年の建築当時は人口2万には達しておりませんで、職員数も当然少なかったという状況でありまして、広々とした環境の中で執務ができたと思っておりますが、現在はワープロやパソコンなどの電子機器や、また事務事業が膨大に増えておりまして、その関係で臨時、非常勤を含めました職員が増加しております。

そのため、執務室が手狭になりまして非常に窮屈な労働環境であるということはもう事実だろうと私も認識しております。理想からいえば、余裕のスペースとか会議室、それから職員の福利厚生スペースなども本当はやっぱり欲しいというところではございますけれども、財政事情もございますので増築などはやっぱり難しゅうございますので、狭い中でも現庁舎を工夫して使っているというのが実情でございます。

このような中ではございますが、平成26年度の当初予算では、おっしゃいました夏場の夜間での労働環境を改善すべく本庁舎の窓に網戸を設置する工事費289万円を計上しておりますので、ぜひ予算の御承認をお願いしたいというふうに住じます。

なお、別館につきましては平成8年3月に竣工しました鉄骨づくりの建物でありまして、本庁舎より比較的新しいというところがございますので、空調設備は当初からついておりますので、空調面では本庁舎よりよろしいんじゃないかと思えます。

しかし、別館につきましても建築後17年を経過しますので、至るところで故障が出ておりますので、近い将来はやっぱり空調設備の改修も含めいろんな改修が必要というふうには思っております。

参考までに、今、吉本議員がおっしゃいましたけれども、庁舎の電気の使用料を見ますと、平成24年は電気量の供給量が不足する、需給逼迫ということで計画停電なんかも予想されておりましたので、さまざまなどこから節電の要請がありまして、平成24年度は前年度から14.2%節約をしております。その分、使用量も8万4,000キロワット下がっておるところですけども、平成25年は、24年度までは不足することはないだろうと予測がありましたので、夏場は前年度から10%前後は増えております。しかしながら、年間を通しましてはやっぱり節電もしておりますので、全体では1.8%節約したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今、網戸の話がありましたけれども、ぜひとも冬場の対策も何か考えていただいて、寒くないような対策をとっていただきたいというふうに思います。

また、庁舎の北側に駐輪場と呼ぶには非常に寂しい場所があるのかなと思います。バイクや自転車も職員の方々に対しましては大事な財産であろうかと思えます。やはりしっかりした職

員駐輪場も整備していただきたいというふうに思います。そうすれば、車で通勤している方々も少しは減り、町民から駐車スペースが足りないなどといった指摘、苦情も減ってくるのじゃないのかなというふうに思います。また、健康増進にもつながるということで思っております。この件に関しましてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、職員の駐輪場ということでお答えさせていただきます。

駐輪場につきましては、場所は庁舎北側の税務課の横に駐車場2台分ぐらいのスペースを一応確保しております。その中に屋根はついておりません。ですので、確かに雨のときはぬれた状態ということになろうかと思えます。

それから、お客様用につきましては、正面玄関の障害者駐車場の隣に10台分ぐらいのスペースを確保しております。こちらにつきましてはあくまでもお客様用ですから、職員には止めないように指導しておりますが、執務時間外、5時過ぎからについては大分あいてまいりますので、使っていいですよということで職員には案内をしております。

それから、休みの日につきましても庁舎については使っていいですよということで職員には案内をしております。それと、今の雨ざらしのところにつきましても4台分ぐらいは階段の軒下という形になりますので、少しは雨よけになってるかと思えますが、今おっしゃいました屋根につきましては今後の課題とさせていただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今おっしゃった雨よけ、階段のところは実は私も昨日見に行きましたけども、ここかなと思ったところでありまして、ぜひよければそこに屋根をつくっていただいて立派な駐輪場をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。

庁舎上に太陽光発電を設置することはできないかという質問でございます。

先ほども話しましたが、いただきましたデータによりますと、電気では前年対比マイナス10.5%に対し、電気料金は前年対比6.4%のプラスでございました。役場内の1階と別館は冷暖房が入るということであれば平等性にもこれは欠けるのかなというふうに思います。

熊本をリードしていく自治体となっていくためにも、屋上に太陽光発電の設置を提案をいたします。屋上の広さを考え、仮に約50キロワット分を設置したといたします。費用は1キロワットが約35万円から38万円と計算をし、そうすると1,900万円、この金額でおさまる計算でございます。

買取り電気料金が36円から32円に下がりはしましたが、これで年間180万円から約200万円の電気料の収入を得ることができると思えます。その分を補えば非常にいいわけではあります。子どもたちには勉強できる環境整備が進む中で、職員の皆様に対する仕事をする環境を整えてあげる選択肢にこれは入るといふふうには考えておりますが、町長はどのようにお考えかお尋



ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 町長の答弁の前に、少し町の屋上の状況を説明させていただきたいというふうに存じます。

それから、吉本議員に資料をお渡ししましたときが平成25年度の電気使用量の分が全部出ておりませんで、3月分が入っておりませんでした。つい最近請求書が来まして、見ましたところ、全体でやっぱり電気料は16%ぐらいは増えそうだということで、これは今年の4月から十二、三%上がりましたし、今年の2月からもちょっと上がってますので、全体的にはそういうふうになっておりますが、使用量は若干減ってるという状況でございます。

本庁舎の屋上のことで少し説明させていただきますと、2階部分、2階事務室の横のところは640平米あります。それから、議会事務局棟の上の部分、これは3階部分ですが、こちらが300平米ほどありますが、半分が災害時の対空表示、ヘリサインといいますか、こちらがついておりますので、実質は半分の150平米ぐらいになりまして、合わせますと790平米ぐらいは使えるかなというところでございます。

平成22年の耐震補強改修の際に実施設計段階におきまして太陽光発電設備の荷重について一応計算をしまして、太陽光発電の設備を設置することは可能というところでございます。一方、太陽光発電につきましてはやっぱり初期投資が相当要りますもんですから、当時、改修のときは設計に盛り込まなかったという事情がございました。

このような中でございますけども、平成24年度にまた防災対策関係事業に係る補助金の要望がありまして、その際、役場庁舎に太陽光発電をということも検討いたしました。そのときは補助金の枠もやっぱりあったもんですから、当時計画しておりました（仮称）光の森複合施設を新たな避難所として計画しておりましたので、そちらの方に太陽光発電を設置するということで補助金を確保しているところでありましたので、役場庁舎の設置は見送ったというところでございます。

参考までに、光の森複合施設の太陽光発電を申しますと、平成26年度に設置予定、今年度です、予定する計画で、容量が15キロワット、工事費は蓄電池の関係がありますので3,250万円を超えるというところでございます。財源は環境省の再生可能エネルギー等導入推進事業補助金でございます。

また、鼻ぐり井手公園拡張整備事業におけます公園管理棟に太陽光発電設備を設置する計画でもあります。設置済みのところは図書館や菊陽中部小学校につきましては太陽光発電を設置しているというところでございます。

ということで、菊陽町の方でも自然エネルギーの活用を広げているというのは事実でございます。なお、先ほど金額をおっしゃいましたけども、1キロワットが38万円とおっしゃいましたですか、そして全体で50キロワットで1,900万円ということをおっしゃっていましたが、事業用と家庭用、多分家庭用のことだと思うんですけど、金額的にはこの程度で全くできない

ような金額になろうかと思しますので、何倍、金額までははっきり言えませんが、この程度の金額では多分できなかったというふうに思います。

平成22年度に梅田議員の質問があったのでそのときは数千万円ということでお答えしとったかというふうに存じます。

それから、この本庁舎に太陽光発電を設置することは可能は可能でございますが、実際庁舎も35年をたちまして老朽化が目立ってますし、現在でも部分雨漏りなりがしております。実際どこからかというの分からない等ございますので、そしてまた屋上は10年に1回は防水工事なんかもやっておりますので、ちょっとやっぱりその点では不安がありますので、現時点で役場の屋上につけるのはちょっとちゅうちょしてるところでございます。

その分、設置する場合、やはり新しい建物が有効じゃないかというふうに考えまして、今後新しい施設を検討していく場合は太陽光発電システムの設置を検討していくというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問事項でございます。

地域で支え合いみんなが健康で暮らせるまちづくりについて御質問をさせていただきます。

まず、中学校を卒業し、進学後に何らかの事情で不登校になった生徒の人数把握はできているのか。また、サポート体制は整っているのかについてでございます。

近年の子どもたちを取り巻く環境は急激に変化をし、子どもたちもその保護者も何らかのストレスを抱えて生活をしているように思えます。私自身、大学1年と高校2年生の子どもを持つ親としてさまざまな悩みを抱えた我が子とは向き合ってきたつもりでもございます。現在もなお、息子、娘との話し合いの場をつくりながら、何とかここまでやってきたようなところでもございます。

しかしながら、子どもたちの話を聞けば、学校生活においてクラスメートの中には学校を休みがちで登校できない友達が数名いるということも聞かされております。中学校のうちは義務教育ということで学校が対応をしていただけるようですが、高校に進学するとなかなかそうもいかないようでございます。行政側といたしましても、中学までは担当課が学務課で、中学校を卒業すると福祉課に移っているようでございます。これに対して戸惑う保護者の方がいらっしゃるのも事実だと思います。

本年2月22日の熊日朝刊の教育面に、途切れる社会との関係、卒業後も見守る必要という記事が掲載をされておりました。中学校に入学したころから外では声を出して人とかわることがなく、家庭以外の人は彼の声を聞いたことがない、家庭での元気な姿からは想像できないと言い、その後に彼は周囲の方々の手助けでボランティアに参加し徐々に元気を取り戻し、お菓子づくりが得意だった彼は、自分でつくった自慢のお菓子をボランティアとして働いていた場

所に持っていくなど、変化が見えてきて少しずつ元気を取り戻し、障害者支援のNPOが調理ボランティアとしての受入れを快諾してくれたそうでございます。そして、しばらくして彼の家族から連絡があり、専門学校を受験したいと自分から話してくれたそうです。

この掲載の最後には、さまざまな生きづらさを抱えていても一旦学校を卒業すると社会との関係が途切れてしまいがちで、そのような若者が社会で自主的に生きていくプロセスを支えるには温かいまなざしが必要であり、さまざまな機関や組織で見守る必要があります。新たな地域ネットワークの構築が急務だと強く感じましたと締めくくってありました。

以上のようなことから分かるように、社会との関係をなくした子どもたちには機関や組織で見守る必要があると思います。その問題解決のためには調査、分析が必要であろうかと思えます。その意味においては、明日、不登校で悩みを抱えておられる保護者を対象としたゆるっと語ろう会、こちらが開催されることは非常にいいことだなというふうに思います。

中学校を卒業し、進学後に何らかの事情で不登校になった生徒の人数把握は、菊陽町人権教育・啓発課の菊陽町進路保障部会の中で調査がなされているならばお聞かせをください。

また、調査後のサポート体制は整っているのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部審議員兼人権教育・啓発課長。

○総務部審議員兼人権教育・啓発課長（堀川俊幸君） ただいまの質問についてお答えいたします。

菊陽町人権教育推進協議会という町が設立した団体がございまして、その中に進路保障部会というのがあります。この部会の取組としましては、不登校の解消に向けた取組、障害児の就学保障、進路就学状況調査の実施、進路保障の条件づくりがあります。

この中でも進路就学状況調査の一つとしまして、菊陽町立中学校から高等学校等に進学した生徒たちの進路保障を確かなものにしていくために進路調査を実施しております。調査対象校が45校で、そのうち33校から回答があったということです。

平成24年夏から平成25年夏までの1年間で、在学中の不登校生徒が1名、不登校から退学になった生徒も含めて中途退学者が10名という調査結果になっております。

進路保障部会としましては、この調査結果について部会の担当者会で検討会を開催し、必要に応じて高校の人権教育主任と連絡をとり合っています。個々の生徒へのサポート体制はとれておりませんが、部会のこの取組として今おっしゃられましたゆるっと語ろう会を明日開催する予定であります。

なお、この会につきましては部外者の方の参加というのは御遠慮いただいております。あくまで不登校等で悩んでいらっしゃる保護者の方を対象とし、アドバイザーとして臨床心理士等の方をお招きして実施する予定です。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） いろんな保護者の方に聞きますと、子どもさんが行かなくなる月という

か、きっかけになる月は、最初の入学されたときには非常に楽しくて行かれるそうで、そしていろんなトラブルがあって、夏休みを過ぎて大体9月ぐらいには少しだけ行かなくなる生徒がいらっしゃるそうです。それと、それを過ぎまして3月ぐらいがまたもう一つの目途になるのかなというふうに思いますので、ぜひともそこは御理解をいただきたいというふうに思います。

熊本市にも熊本キャンパスを抱える屋久島おおぞら高等学校という学校がございます。年に1度は屋久島町に姉妹都市の交流も菊陽町は行っております。本年も屋久島に行った際にはぜひともこのような高校も御覧になるといろんな気づきがそこから生まれてくるのかなというふうに思います。ぜひとも今年はその見学というところで入れていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。

発達障害者支援法第8条に、国及び地方公共団体は発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、教育体制の整備、その他、必要な措置を講ずるものとするがあります。

発達障害とは、生まれつき脳の一部の機能に何らかの障害があり、社会生活に支障を来す状態があることを指します。しかし、見た目ではその障害が非常に分かりづらく、また一人の人が幾つかのタイプの発達障害を持っていることも珍しくありません。

そのため、個人差が非常に多く、障害の特性による行動であっても周囲の人に理解されにくいという側面もあります。ここが非常に重要なことですが、本人の性格が悪いこと、親の育て方が悪かったことが原因であるかのように誤解をされてしまい、本人も家族もつらい思いをすることが多いのが実情のようでございます。

ただし、発達障害は一生発達しないのではありません。発達の仕方が通常の子どもと違って、家庭環境や教育環境など、周りからのサポートを通じて成長とともに改善されていく課題もあります。

菊陽町第2期障害者福祉計画の中で、障害のある児童・生徒については具体的な人数の把握が難しく、全てのニーズを把握してない状況にあります。また、障害がある児童・生徒も行っていると仮定した上で、施策の検討を行っていくとありますが、発達障害者支援法において適切な教育的支援、支援体制の整備等、必要な措置が講じられているかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、質問にお答えします。

平成16年に制定されました発達障害者支援法の第8条で、先ほど議員がおっしゃったように、国及び地方公共団体は発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備、そのほか必要な措置を講じるものとする規定しております。これに基づき、菊陽町では教育委員会と町部局で次のような事業を実施しております。

まず、教育委員会では発達障害の可能性のある児童・生徒について、菊池地域特別支援連携協議会から委嘱されました巡回相談員が各学校を巡回し、いわゆる気になる子の発見や相談支援を実施しております。

加えまして、特別支援学級に在籍します児童・生徒の増加に伴い、同学級には在籍しておりませんが、学校生活の中で支援をしようとする児童・生徒を支援するため、町一般財源の予算で特別支援助手を37名配置しております。

次に、町部局の中でまず福祉課でございますが、発達障害の早期発見、早期支援のため、町及び熊本県、隣接の菊池市、合志市、大津町が共同して委託しております菊池地域療育センターによる事業がありまして、発達障害者の方の家族の方に対する相談支援、あるいは学習会、音楽療法を用いたいわゆる療育事業を実施しております。

また、この菊池地域療育センターの巡回相談員が町内各保育所を訪問しまして、対象となる園児の様子を観察しまして、具体的な対処方法について園長、保育士に助言しまして、場合により各保育所から専門機関へ受診を保護者の方に案内するといった形式をとっています。

そして、町では平成24年度に2か所の療育施設が開設されました。この2か所の療育施設により障害児通所支援事業が行われましてコミュニケーション能力、あるいは社会性の発達に対するトレーニングが実施されております。

そして、本町では障害のある方やその家族、あるいは関係機関からの相談に対しまして必要な情報提供、あるいは助言を行いまして、障害のある方が地域で自立した社会生活が送れるよう、総合的、継続的に支援するための相談支援事業を2か所の事業所に現在委託しております。

なお、障害者総合支援法あるいは児童福祉法では、児童福祉サービスや障害児通所サービスを受給するためには市町村が指定しました相談支援事業所にサービス等利用計画を作成してもらうことが義務づけられておりますけれども、本町では、先ほど申しました2か所の相談支援事業所をこのサービス等利用計画の作成事業所として一緒に指定しておりまして、相談と、あとは計画作成が一体となった支援ができる体制をとっているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、最後の質問でございます。

発達障害者支援法において菊陽町の責務は果たされているのかお尋ねをいたします。

私なりに質問に際しましていろんなお母様方とお父様方と話をさせていただきました。その中で、心の病を患われているお母さま方と話をした中で、一度卒から外れてしまった児童・生徒に対してのケアが余りできていないように感じますということでございます。それと、学校に行けなくなった状況を重く受け止めてほしいなどの意見がございました。

しかしながら、その一方で学校の中に相談室がある、杉並教室があるなどのよい評価もいただいております。そのことに対して少しだけ安心もしたところでございますが、杉並教室に初

めてお邪魔をさせていただきました。

まず、環境の悪さに驚きました。トイレのドアを引くのにもかなりの力が要りましたし、そのトイレのドアが閉まることはありませんでした。ソファには穴があいておりました。インターネットを見る環境も整ってありませんでした。

第3条の4項には関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとするがあります。百聞は一見にしかずであります、お聞きしますと、町長も教育長もなかなか訪れていただけないという現状があるようでもございます。

そういったところからいろんな支援法に関しまして子育て支援課などの設置、これはほかの自治体にもあるようでございます。また、雇用の問題を含めた子ども・若者支援協議会の立ち上げなども必要なのかなというふうに思います。

菊陽町の全ての小・中学校に空調設備が整おうとしております。しかしながら、その一方で整備が整わない場所があることを決して忘れないでいただきたいというふうに思いますし、相談窓口を早急に整備をしていただくとともに、働くすばらしさを体験できる場所の提供などをお願いをしたいと思います。

子育て支援課、また若者支援協議会、そしてまた町長、教育長、そしてぜひとも杉並教室に足を運んでいただけるのか、そちらもお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今御質問の発達障害者支援法において、菊陽町の責務は果たしているのかということでお答えいたします。

まず、町では先に申しましたけども、菊池地域特別支援連絡協議会から委嘱されました巡回相談員の活動、あるいは町内37名の特別支援指導助手による支援、あるいは菊池地域療育センター等の事業としまして、発達障害者を早期に発見、障害者の状況に応じて早期に障害者福祉サービスあるいは障害児通所サービスへつなぐ取組を実施しておるところでございます。

そして、就学前での発達支援という面では、保育士の発達障害に関する認識を深めるために、町の関係機関で開催しております特別支援教育研修会あるいは地区コーディネーター会議を開催しましてお互いに情報交換あるいは研修を進めております。

平成26年度からの新規の事業でございますけども、臨床心理士、または精神保健福祉士の資格を持ち、発達障害に関する専門的知識を有します専門員が保育所、あるいは幼稚園の園児、あるいはその保護者が集まる施設へ巡回、支援を実施し、施設の職員の方や障害児の保護者の方、あるいは町の保健師に対して障害の早期発見、早期対応のための助言とか支援を行う、一応名称としましては障害児支援事業ということでその事業を26年度、新規で開始する予定で現在準備を進めておるところでございます。

そしてまた……。

○議長（大塚 昇君） 答弁を簡潔にお願いします。

○福祉課長（宮本義雄君） はい。町としましてもいろいろな新規事業をやって、そして現在発達

障害者あるいはひきこもりの方に対する相談等も増えておりますので、それに対応していくため、今後、町部局あるいは教育委員会部局が連携しまして、支援する体制の構築に向けて現在準備、協議をしてるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 各課の取組は非常にいいかなと思います。

ここで、あと3分ぐらいしかありませんけども、せめて町長からはぜひとも足を運んでいただきたいというふうに思いますし、そのことに対しまして御意見をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 吉本議員の質問にありますけども、この発達障害児に対するいろんな町としての対策として、これ今福祉課長が答えましたように、いろんなできる限りのことをやるところでありますけども、そういった中で報告等は受けておりますが、杉並教室の方に、直接そこに相談業務とかやっているとに私たちが乗り込むというのも十分考えながら入っていかなければいけないと思いますけども、報告を受けながら、そしてその環境が非常に悪いということでもありますけども、そういう面についても、これ一度にいろいろできないところもありますけども、できるところ、どこの体制からが必要かということは福祉課あるいは教育委員会の報告を受けながら、非常に障害者関係の負担というのも増えておりますけども、そういった中で十分見きわめていきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 私も実は初めて行きました。町長が今言われましたけども、なかなか乗り込むという気持ちじゃなくて、お話を聞くというスタンスで行ったものですから、私的には結構歓迎をしていただいたのかなというふうに思います。

アポなしで行くのはなかなか厳しいかと思っておりますので、ぜひとも先方に連絡などを入れて何日ごろ伺おうと思っておりますということをしていただければ多分歓迎をしていただけるというふうに思いますし、そこで御自分で見られて、そして肌で感じられて、そうすれば必然的にその問題も見えてくるのかなというふうに思います。

教育長も手を挙げられたので、教育長、よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） もう時間が参りましたので、やめていただきたいと思います。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） すいません。時間の配分が非常に申し訳ございません。教育長、後ほどまたお話をお聞かせいただければと思います。

これで私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時9分



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月13日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成26年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成26年3月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君   | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君   | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君   | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君   | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 10 番 | 岩 下 和 高 君   | 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 |
| 12 番 | 福 島 知 雄 君   | 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 14 番 | 加 藤 眞 佐 男 君 | 15 番 | 上 田 茂 政 君 |
| 16 番 | 小 林 久 美 子 君 | 17 番 | 梅 田 清 明 君 |
| 18 番 | 大 塚 昇 君     |      |           |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                                    |             |
|-------------------|-----------|------------------------------------|-------------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                              | 井 手 義 隆 君   |
| 教育委員長             | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長                              | 赤 峰 洋 次 君   |
| 教育次長              | 鶴 田 義 晃 君 | 総 務 部 長                            | 吉 野 邦 宏 君   |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君 | 産 業 建 設 部 長                        | 松 村 孝 雄 君   |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 | 総 務 部 審 議 員 兼<br>人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君   |
| 総 務 課 長           | 吉 川 義 則 君 | 総 合 政 策 課 長                        | 服 部 誠 也 君   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 浩 徳 君 | 税 務 課 長                            | 阪 本 章 三 君   |
| 福 祉 課 長           | 宮 本 義 雄 君 | 健 康 ・ 保 険 課 長                      | 佐 藤 清 孝 君   |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君 | 環 境 生 活 課 長                        | 大 山 陽 祐 君   |
| 町 民 課 長           | 酒 井 章 彦 君 | 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長                      | 大 川 由 紀 美 君 |
| 農 政 課 長           | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長                            | 今 村 敬 士 君   |
| 都市計画課長            | 小 野 秀 幸 君 | 下 水 道 課 長                          | 士 野 公 典 君   |

兼佐補長  
兼係長  
兼長  
兼長

中島秀樹君  
山崎謙三君  
堀行徳君

兼員  
兼長  
兼長  
兼長

矢野陽子君  
松本洋昭君  
堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 皆さん、おはようございます。

本来でしたら、質問席から直接することにしておりましたが、多少傍聴席の方々がおられますので席に立たせていただきました。

花は咲く、いつ咲く日か分からずにも、先が見えない東日本の大震災の中で、3年たった今も本当に何をやっているか分からない状態で、私個人といたしましても本当に残念だなとも思っております。そしてまた、今年の2月12日、13日の大雪のために国全体が被害に遭われ、そしてまた熊本県でも約七、八億円の農産物の建物やら被害がありました。あわせてお見舞いを申し上げたいと思います。ゴーストライターで今評判になっております新垣さん、そしてまた佐村河内さんのように私も少し難聴でございますので、そのときは再度また執行部の方に御確認する方があるかと思っておりますので、その辺のところをよろしく願います。

それでは、質問席から質問したいと思います。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 今回の質問は、4点ほど出しておったんですけども、議長にお願いがあります。健康福祉施設を含めた総合体育館についてですけども、この件につきましては、1億円、2億円の話じゃございませんので、過去何回となくされておりましたが財政関係上どうしても進まないような気がしましたので、私がここで削除したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 許可いたします。

○15番（上田茂政君） それから、質問事項につきまして、白水台地と町道114号線の戸次曲手線拡幅の整備についてということでございます。要旨につきましては、白水台地かんがい用水の老朽化が進んでいる、ここにインフラ整備と、インフラということをお願いしたいと思えます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、農政課か建設課どちらでもいいですから、よろしく願います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

では、御質問にお答えいたします。

白水台地かんがい用水の老朽化が進んでいるがそのインフラ整備をどう考えているかということでございます。

まず、この白水台地のかんがい施設を御存じない方もおられると思いますので、簡単に施設概要について御説明したいと思います。この白水台地のパイプラインは、昭和41年、高遊原台地に新空港建設計画を契機とした周辺1市2町1村に及ぶ768ヘクタールの高遊原農業開発計画に基づき、県営高遊原地区圃場整備事業として、昭和45年に土地改良事業の決定がなされた事業により整備された施設であります。その中でもかんがい施設は、西原村の俵山山麓にある大切畑ダムの水をパイプラインで熊本空港南側の深迫ダムに一度貯留して、再度パイプラインで白水台地全体に供給する施設であります。現在は整備後約40年以上が経過しており、特にここ数年は管渠の老朽化による漏水事故が多発し、その修繕費も多額になり、大菊土地改良区の上にも支障を来すような状況であります。そこで、町も費用の助成を行っていますが、埋設されている深さも深く、一度漏水しますと修理に要する期間と金額は相当かかります。

そこで、この施設の更新ですが、更新が必要なパイプラインは、延長6,021メートルもありますので事業費も多額となり、補助事業を活用するしかない状況です。また、この地区の農道につきましても、近年の農業用機械やトラックの大型化などに対して、幅員が狭く離合に支障を来す状況にありますし、排水路についても大部分が土水路であり、改修を必要としています。

このような更新事業や改修事業を行うためには、国の事業を活用したい状況ですが、受益者負担金の問題が常にあります。現在のように、農業者の高齢化や後継者不足の状況では、農家の同意が得られず事業化が難しい状況であります。

そのような中、昨年政府は、新たな農業、農村施策の中で農家負担軽減対策として、農業競争力強化基盤整備事業で実施する場合、中心経営体への農地集積率に応じて農地集積促進費の拡充で最高12.5%まで充当率の引き上げがなされました。これは、最高で農家負担0となるものであります。町としましても、この事業による白水台地の土地改良施設の更新、改修事業の採択に向けて、農地集積率の向上を図り、農家負担が極力0となるように努力しながら、今年度は基礎調査及び関係機関との協議を行い、事業採択に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） それでは、町道114号線、戸次曲手北線の拡幅整備についてお答えをいたします。

町道戸次曲手北線は、起点が県道36号線熊本益城大津線の戸次上村地区で、終点が県道辛川鹿本線、井口地区までの延長約3,700メートルの一般町道でございます。

平成15年度に雪印種苗会社前の延長約400メートルを改良し、それ以後整備は進めておりません。この雪印種苗会社前の道路改良事業は、曲手地区から戸次地区までの区間を拡幅し、車両通行の安全性を向上させることを目的に進めておりましたが、当該道路には畑地かんがい用

の管が埋設されており、道路の改良とともに管の敷設替えが必要であることが分かりまして、そのために多くの費用がかかることや管の敷設替えに係る受益者負担の問題などもありまして、改良事業を一旦停止し、将来の基盤整備事業との併合事業として改めて事業を進めることとしたものであります。

さて、町道戸次曲手北線の現在の道路利用は農耕運搬車両の通行が主であります。国道443号線の交通量の増加から、朝夕は一般車両の通行も増えている状況であります。この道路は、幅員が平均で3.7メートルと狭く、通行車両の離合が困難な状況にあります。ここは昭和40年代に高遊原地区土地改良事業で整備されました畑作台地で、当該道路ももともと農道として整備されたものであります。そのため道路幅が狭く、場所によっては北側が段下がり、車両の転落事故が懸念される場所もございます。

また、先ほど申しましたように、当該道路の下には350ミリから500ミリの畑地かんがい用PC管が全線埋設してありまして、現在このかんがい用水管が経年による劣化と通行車両の過重により壊れ、漏水している部分もございます。この畑作台地は、町の基幹産業であります農業を維持し発展させるために重要な台地であります。今後も、安全で効率的な農作業の環境が確保されるよう、この台地の幹線道路であります町道戸次曲手北線の、まずは戸次曲手間の改良を先に進め、農耕運搬車両と一般車両が安全に通行できるよう整備を行ってまいりたいと考えております。

ただし、整備に当たりましては、埋設してありますかんがい用水管の敷設替えの事業とも並行して進めていかなければなりません。今般、農政サイドでは、国の農業農村整備事業の一環でかんがい用水管等の施設更新事業の採択に向けた取組を行うとのことですので、これらの事業と調整を図りながら、かんがい用水管更新事業と併合した町道の道路改良計画を策定する必要がございます。

なお、平成26年度においては、農家意向調査等の基礎調査が行われ、その結果を踏まえての事業方針の決定が行われるなど、事業の採択等に多少時間を要することになると思われませんが、道路建設サイドでは、社会資本整備総合交付金等の活用も検討しながら農政サイドと連携して、かんがい用水管の更新事業と並行して道路改良事業を着実に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 約40年経過しておるといってございまして、先ほど農政課長の方から国の事業を活用していきたいということ、受益者負担が0になるようにということ、ございまして、国の制度の中でいつごろまでにできるかと。ただ、答えとしては全部納得している答えが出てるんですけども、なかなかその答えがいつまでってということも、また国を相手として補助事業を組まなければならないということになりますと、かなりの時間がかかるんじゃないかなと。そしてまた、道路サイドにつきましては、社会資本総合整備対策というような活用

も検討しながら、農政サイドと連携をしながらやるということでございますが、私がここにちょっとメモしたんですけども、なぜ深迫ダムが必要なのかというのは、農政大改革の中で農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、米政策の見直し、減反廃止を先行し、5年後を目途に集積業者団体が中心となる仕組みを掲げたが、地域の調和を無視した企業を危惧する声がありました。法案の検討段階では、企業の都合により優先する規制改革会議や産業競争力会議の横やりで、農業委員会の位置づけが軽視される懸念がありました。しかし、現場の実態を無視した両会議のゴリ押しに自民党が反発しはね返され、衆参両議院の附帯決議の中では、農地利用配分の案を作成する市町村は農業委員会意見聴取を基本に運用するよう明記し一度は見送られた。人・農地プランの法制化も国会の審議の中で法案修正という形をとられ、集落の話し合いを踏まえた農地利用調査が法律上明確に位置づけられた。農水省は、農地を大区画化するなど基盤整備の農家負担を減らすためには担い手、集積率などに応じて支払う助成金を拡充することを決めた。最大の事業費は、先ほど農政課の課長が言われましたように、12.5%を交付する農家負担は実質0になると、それを10年間で約8割の担い手を集めて、政府の成長戦略を実現するためには農地集積に力を入れて地域への支援を手厚くした。

また、菊陽町ではニンジンが指定産地などを受けております。その中で、なぜこのかんがい用水が必要なのかといいますと、やはり農作物は水がなければ自分で思うように、野菜でもほかの作物でも天候に逆らって収穫ができるというわけですから、この管についてはぜひ、課長が言われましたようなことは分かるんですけども、何とかよその町村に負けずにいち早くこういうプランをつくり上げて、県あたりに陳情していただければいいかなと思います。

そこで、ぜひともパイプラインのインフラ整備ということでございますが、機械の方が先に壊れとるんですけど、ポンプの方が。ですから、ポンプの方をどうにか早くならないか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この白水台地の深迫ダムを中心にしたかんがい排水事業でありますけども、これは空港ができるころ、もう亡くなられておりますけども元阪本町長の時代に取り組みされたということで、もう40年がたって、非常にこの施設が疲弊しておるような状況の中にあります。今土地改良区の方で町の方も一部助成しながら、送水管の破裂があちこち起きるとような状態で非常に金もかかるとということで、今回国の方から農業の大政策の転換ということで、議員も言われたように農地の中間管理機構の創設ができましたので、この事業を使ってぜひ取り組みたいと思います。これは議会の方からもT P Pの反対の意見書のときに農地、農業をどう守っていくか、農村を守っていくかということが先決だということでありまして、そういう中でこの4つの改革が出されておると思います。そういうことで、全国的にこの取組が始まるということになりますと、やはりできるだけ早くきちんとまとめて取り組むことが大事だということで、26年度の予算の中でも調査費を組ませていただいているところであります。

そういうことで、これには農家の理解、そういう新しい取組でありますので理解を深めなが

らやっていきたいと思えますけれども、現段階でいろいろ壊れとるものにつきましては、また不要なものについては、応急処置的なところで対応していきたいというふうに考えますけれども、ぜひこの事業にのせて、町道の整備の方もあわせて進めるように、全力で26年度から取り組んでいくところで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 段階的にやってもらいたいですけれども、ポンプの方が、大菊土地改良区の方から、私たち現在茶をつくっておるんですけども、茶だけでなくいろんな作物がたくさんありますし、パイプラインのインフラは何とか、爆発すればそこで応急手当てをやればいいんですけども、本体の方が壊れたら水が全然運べませんので、その辺のところをスピード感を持ってできれば早いうちにやってもらいたい。パイプラインは今農政課長と建設課長が併合性をやって、ちゃんとやっていくということでございますので、それはもう仕方がないところで待っておきますんで、要するに機械の方、しっかりとやってもらいたいというふうに思います。

次に、地域の文化財の保護について、頼山陽の漢詩を生かした歴史資料室（館）の設置とイベント計画についてということでございます。

あくまでもこれは文化事業ですのでどうこうは言えませんですけども、頼山陽については菊陽町町民の方々も知っておられると思います。江戸時代後期の有名な漢詩家でもあります。当時は梁川星巖と並んで、二大巨匠とも言われる漢詩家であり、儒学者でもありました。昨年10月20日に杉並木公園管理センターで公開講座「頼山陽学処 菊陽」が開催されましたので、参加された方は御存じと思いますが、頼山陽の菊陽での歩みにふれますと、頼山陽が39歳のときに九州各地を1年余り遊学し、1818年文政元年10月21日に熊本城下を出発し豊後竹田へと向かいました。一里木黒髪、二里木龍田と歩を進め、菊陽の三里木、四里木は南方を経て大津を目指しました。道すがら、豊後街道を続く杉並木とここから垣間見た阿蘇の景観を傑作「熊本を發す」という詩を残しております。これは山陽の代表作となる「天草洋に泊す」と並ぶ名作でもあります。また、駄飼代のところ、杉並木公園の南側に詩碑があります。菊陽町は貴重な歴史の資源がありますので、鼻ぐり井手をはじめ、眼鏡橋、鉄砲小路など、頼山陽と杉並木を話題にした豊かな自然と歴史、文化を体験できる環境をつくるのが菊陽にとって大事なことであります。

頼山陽が九州遊歴、参勤交代、杉並木街道の事跡をまとめた歴史館及び歴史資料館を設置してはどうか。さらには、頼山陽公園をさんさん公園の中に設けたらどうか。これにつきましては、あそこに今現在建立しておりますが、誰もが車の社会で、あそこで止まって頼山陽の建立といってもなかなか見る人もいないし、そしてまた危険でもありますので、その辺のところをさんさん公園の中にとか設けたらどうかというふうに思うわけです。

さらに、10月を頼山陽の月として設定し、第3日曜日を、今年度は10月19日にイベントを計画、三里木から南方まで約2キロ、ウォーキングしながら山陽の漢詩を読む、自作の漢詩を読



むとするなど検討してはいかがでしょうか。

それから、4年後の2018年、平成30年は山陽が九州遊歴200年となりますので、記念すべき時期に菊陽をアピールするような機会ができるかと思えます。先人が残したことを後世に残す取組をぜひお願いしたいわけですので、生涯学習課長からの方でもいいですから御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀 行徳君） おはようございます。

それでは、今の議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初に、地域の文化財の保護について、歴史的な資料の保存という観点からお答えいたします。

歴史的な資料に限らず、資料の収集、保存につきましては図書館で現在行っております。収蔵の蔵書限度数は約15万冊で、一般書のほか幾つかの貴重な古文書なども収蔵されております。例えば、近い将来、頼山陽に関係ある貴重な資料の寄附があった場合は、菊陽町の宝となるものですから大切に保管をさせていただきたいと思っております。

次に、頼山陽の漢詩を生かしたイベントの計画についてお答えいたしますが、最初に頼山陽について、議員も申されましたけども、御説明したいと思います。頼山陽は、歴史家であり漢詩人でもあります。大塩平八郎や明治維新の思想に大きく影響を与えた儒学者、陽明学者でもあります。本町に頼山陽記念碑が建立されていますが、これは、同人が文政元年、1818年に九州旅行で熊本を訪れた際に見事な杉並木と雄大な阿蘇に感動され、木々の間から遠くの阿蘇を仰ぎ見たときの気持ちを歌われた、その詩が刻まれております。

それでは、イベントの計画についてですが、JR九州が毎年秋に開催されている三里木駅をスタートゴールとしたウォーキングは、コースが山内本店さん、鉄砲小路、「さんふれあ」、それから杉並木公園を經由しまして線路の北側の脇道を歩いていくコースでございます。頼山陽碑のそばも通りますので、その際に頼山陽記念碑の説明を入れてもらうことができれば、PR効果もあるかと思えます。

また、頼山陽に関係ある貴重な資料があれば、図書館での資料展示やコーナーの設置といったイベントも考えられます。

さらに、頼山陽碑がある菊陽杉並木は、町の誇りとするものであり、約400年前に清正公が屋久島から苗木を取り寄せ植樹したと伝えられております。清正公が植樹した杉並木に感動を覚え歌を詠んだ頼山陽、この記念碑が旧国道57号沿いにありますが、そこで記念碑を見たり写真を撮ったりするのは危ないので、どこか適地があれば移設を考える必要があるかもしれません。

さらに、菊陽町には鼻ぐり井手など多くの文化財があります。これも町の宝物です。これらを線で結んで、そこに合わせ商工会が実施しましたまち遊び等の事業と組み合わせたようなイベントを構築していく必要があると思えます。文化財の保護と活用は町にとっても重要なこと

でありますので、今後は保護をしながら活用をしていくというシステムを考える必要があると思われま

す。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 大体説明では分かりました。毎年JRが三里木からスタートをしたウォーキングということで、それに合わせてということです。そしてまた、図書館の中に15万冊ぐらいしかも入らないということで、なかなか収納が今後難しくなるんじゃないかなというような、私個人といたしましては感じておるところでございます。

また、温度や湿度、そういうとでせつかくあつた資料が腐ってしまつて何もならないというようなことにならないように、これはあくまでも文化事業ですから直接強くは言えませんですけども、できればあそこにある頼山陽の建立をぜひ移転をしていただいて、その移転の中では建立者の方々の御意見を、大津に昔五、六人ぐらいおられたと思うんですけども、その辺のところを職員さんが申し、こうやって傷んでおりますし、今の状況ではなかなか頼山陽詩碑は見られないということで直したいんですけどもよろしいでしょうかというようなお伺いを立てていただいて、そしてできればさんさん公園あたりに移転していただければええかなというふう

に思つておるんですけども。そこで、町長にどういふふうにするか、ちょっとお尋ねしたいと思

います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 頼山陽に関する講演会をやつたとき、私も参加して話を聞かせてもらいましたけども、大変有意義な話があつたところでもあります。そして、その中で頼山陽に関するいろんな貴重な過去の資料といいますか、残されたものを町の方できちんと引き受けていただければ寄附してもいいというような話もされましたので、もしそういうことが実現すれば大事にお受けしたいと思つておるところでもあります。そしてまた、保管の方法についても、大変歴史の長いものでありますので、大事に保管するような方法を構築したいと思つています。

それと、頼山陽の碑の移設でありますけども、これは前から私自身も思つていたところでもありますけども、当時はまだ交通量がないような時代であつてちょうどこの詩にぴったりするような場所に建てられつたかと思つていますけども、もう既にその当時これを建立された方々は亡くなられておりますけども、その後のどなたにお許しを得たら移設できるかも十分調査した上で、できればきちんとした場所、特にこの頼山陽の碑の漢詩でありますけども、この詩に合うような場所、見てみますと「大道平々砥も如かず、熊城東に去れば総て青蕪、老杉路を夾んで他樹無し」ということで、杉並木の間から阿蘇が見えるような場所つていうところで、阿蘇が見えるというような詩の内容になっていますので、そういう場所、きちんとしたところを探して実現できればと思つております。町としても大事な文化財でありますので、そういった取扱いには十分配慮して移設できればと思つておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 答えの中では何とかその方向づけというような、私は感じておりますが。再々言うんですけれども、あくまでも文化事業ですから、ごり押しして子どもたちに残すとか、先人がつくり上げたのをそのままに捨てておくのも、例えば家族の墓でも大事にするように、何とかいい方向にやっつけていければいいかなと思っております。

「龍馬と維新の志士息吹き展」ということで、この前杉並木公園の管理センターの中で講演された方が橋本正勝様という人ですけれども、頼山陽その人は歴史家とも詩人とも思想家とも呼ばれ、詩文にもすぐれた多くの水墨画が名作であり、江戸後期、天才頼山陽13歳のときに立った青雲の志だったという、龍馬と維新の志士頼山陽は明治維新をなし遂げ日本を世界の近代国家に導いたということで、橋本正勝様のプロフィールを御紹介しますと、致知、人間力を高めるということで、出身は昭和21年熊本県生まれです。頼山陽研究家の文化賞を受賞されております。1968年に佛教大学仏教哲学科、法政大学法学部卒業、防衛庁に事務官として勤務、東洋大学社会心理学科研修生、防衛庁で研究員など、職務を各機関、学校での勤務、防衛庁退職後、熊本市歴史記念館の館長として勤務です。なぜ橋本様が頼山陽に触れられたかというのは、30回頼山陽の記念文化受賞ということで、若いときから文学を志し、三島由紀夫、文人、岡潔、数学者、田中美知太郎、プラトン哲学者、安岡正篤、経世家などと交わりその影響を受けた人でもあります。ですから、こういう頼山陽に対する資料をたくさん持っておられますので、これを機会に、温度差とか湿度差とかありますのでぜひ資料館なりを建立と、私が何回となく言うんですけれども、あくまでも文化事業ですから、そう言っても先に進まないのも、お金がそう高くかかるわけでもないと思いますので、ぜひとも4年後までには何とかお願いしたいと思いますが、町長の御所見をお願いしたいと思います、もう一度。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本当に貴重な、講演会のときも見せていただきましたけれども、大変貴重な、町としても財産になるような大事なものでありますので、ぜひ寄附をされるということであれば実現していきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） それでは、4番目に入りたいと思います。

次期町長選に向けて、要旨の中で1、次期町長選への出馬について町長の考えはどうかということで、さらなるまちづくりを目指して、私たちが今まで一般質問した中で、課題を含めほかの課題にも積極的に取り組み、町民の期待に応えるためにも、これまで2期8年の実績を踏まえ、町の基本構想の目標とする「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に向けて、次期町長選にぜひ出馬されたいという期待を持っておりますが、町長の決意を伺いたしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それじゃあ、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

答えの中で、まずこの8年間のことも振り返りながら述べさせていただきたいと思います。

平成18年に町政をお預かりするようになりましてから、もう8年目を迎えているところでございます。私は、町政をお預かりするに当たって幾つかの誓いを立てておったところであります。これは余り今まで言うておりませんでしたけれども、私自身の心のマニフェスト、そう言ってもいいかと思えますけれども、その1つ目は先人の志と知恵を忘れないということであります。2つ目が健全な行財政ということです。3つ目は町行政は町民のためにあるという当たり前のことでありますけれども、この3つの誓い以外にも幾つかのものもありますけれども、この3つがいつも頭の中にある誓いであります。

1つ目の誓いであります先人の志と知恵を忘れないということにつきましては、具体的には私が仕えました、もう亡くなられておりますけれども、阪本貢元町長と富永清次前町長、そして役場の中での諸先輩方、そして議員の皆様方であります。阪本町長は3期12年間務められておりますけれども、熊本空港の建設、それから先ほども出ておりました農業関係の圃場整備事業、その中で菊陽ニンジンの産地指定等も受けられております。そして、役場庁舎の建設等に御尽力をされた方であります。富永町長は、7期28年の長きにわたって道路整備や土地区画整理、上下水道などの社会基本整備を行政の中心に据えることが町を発展させることという強い信念のもとで、この行財政運営を続けてこられた方であります。それには議会も役場の諸先輩も一緒になった行政の運営であったと思います。その成果がこの数年来、現在そうでありますけれども、将来像に掲げております「生活都市 きくよう」として実現し、人口の増加が続いております。そしてまた、農業、商工業などの生産活動、経済活動の最適な場として菊陽町が評価され、農業、商工業の振興が実現しているところであります。もちろん、保健、福祉、教育環境が忘れられていたことではなく、ソフト的な社会基盤としての整備をなされ、このハードとソフトの2つの社会基本整備が、車の両輪となって今の菊陽町の勢いとなっていると実感しているところであります。先人に感謝し、先人の志と知恵を忘れないという誓いを新たにしているところでございます。

私は、4年前、町民の方々の賛同が得られるならば、引き続き町政をお預かりしようとしたとき、今申し上げましたように、先人の志と知恵を継承しながら、新たに生じてきた課題に対応するために、2期目の政策の公約として7つの柱を立てたところでございます。

1つ目は子育て支援、それから高齢者、障害者福祉、健康づくりという健康福祉、2つ目は小・中学校の教育環境の整備と内容の充実という教育、3つ目はスポーツ施設の整備と芸術文化、生涯学習の充実というスポーツ、文化、4つ目は暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心のまちづくりという治安、防災、5つ目は農業、商業、工業、観光など、産業の活性化によるまちづくりという産業の振興、6つ目が町政と行政が一体となった協働のまちづくりという協働、7つ目は行財政改革による健全な行財政運営という健全行財政、以上の7つの事項を選挙当時の公約としとったところであります。この当時の公約を総合計画の中に盛り込むに当たっては、小学校区ごとに住民の方々に集まっただいて意見交換をして計画をつくり上げ、行政運営をしてきたところであります。これには議会からも代表の方々に参加していただい

て、まさに協働のまちづくり、計画づくりをつくり、そして基本構想については議会の議決をいただいたところでもあります。

そこで、その実績といいますか、進捗度合いについて一部申し上げますと、まず第一に申し上げなければならないことは、先人の志と知恵であります東西南北のH字型構想が現在は田の字型まで道路が走るといふ基盤整備や土地区画整理事業、下水道事業を強力に推し進めてきたところでもあります。このことによって、町民の皆さんの日常生活が快適なものになってきているかと思えます。そして、産業活動も活発に行われるようになったところでもあります。

具体的には、道路については西部地区と東部地区を結ぶ下原堀川線のJR跨線橋の完成や、終わりました第一土地区画整理事業、第二土地区画整理事業地内の道路の完成によって町東部と町西部地区のアクセスの向上が図られるようになったところでもあります。また、下水道の普及率は、今熊本県でもトップになっているような状況です。

2つ目が、子育て支援、学校教育に代表される基盤の整備であります。これは、菊陽町の子育ては安心できるという声をいただくところまでなっておりますし、学校教育については快適な環境できめ細やかな教育が受けられるというような、そういう声もいただいているところでもあります。

具体的には、中学3年生までの医療費の無料化や保育所の拡充、整備、学校の増改築、耐震化、そして小・中学校への町費の教職員、学習サポーター、特別支援指導助手、外国青年英語指導助手等の配置などがあります。

3つ目は、農業基盤整備や企業誘致、そして大型商業施設の立地などによりまして活気がある町となっているところでもあります。これは、具体例を挙げなくても皆さん実感として感じておられるのではないかと思います。

以上のような成果は、ひとり私だけの成果だけではなく、繰り返しになりますけども、先人から継続してきたところの成果であります。この先人とは、歴代の町村長、議員各位、役場職員、そしてとりもなおさず町民の皆様であります。

しかしながら、皆様とともに成長を喜ぶという一方で、新たな課題への備えもしておかなければならないと考えております。それは、先人の志と知恵が生み出した社会基盤の整備は営々として続けなければなりません、それにあわせて社会構造の変化に対応するための新たな社会基盤の整備が必要となっているところでもあります。具体的には以下の3つが上げられると思います。

まずは、第一に少子・高齢化社会に対する対策です。

現在、菊陽町は人口の増加が続いておりますけども、この増加がいつまでも続くとは考えられません。そのときに備えて、人口増加の伸びは下がっても緩やかになっても、人口増加が続くような社会基盤整備を強化して、住んでみたい「生活都市 きくよう」をつくる必要があると考えます。そのために、子育て支援、教育環境、就労機会など、人の生活にかかわりのあるソフト面の社会基盤の整備をする必要があります。また、菊陽町の発展に尽くしてこられた人

生の大先輩が、安心と満足の人生を全うできるようなソフト面の社会基盤整備も必要であると考えております。特に、昭和40年代に大規模団地の開発の際に菊陽町に移ってこられた人たちのところが今高齢が進んでおります。ソフト面の社会基盤整備だけではなく、ハード面の社会基盤の整備も必要であるかと思えます。まさに高齢者が安心して生活できるような団地の再開発、これは同意が要りますけども、そういうのが必要だと思えます。

2つ目は、町の均衡ある発展です。

菊陽町の元気さは、町の市街化区域、いわゆる都市部が中心となっておりまして、市街化調整区域、農村部、特に南部地域は人口の減少が続いております。この解消のためには、ハード、ソフトの社会基盤整備を大胆に行うようなプロジェクトが必要だと考えております。ただの開発ではない、田舎のよさと都市の元気さ、いわゆる都市部と農村部のうまく調和のとれた快適さをつくり出すプロジェクトが必要だと考えます。

また、南小学校において複式学級が発生する場合、26年がそういう予定がありますけども、よりきめ細やかな学習が定着するよう、町費によります教職員経験者の指導助手を常時配置して、子どもたちが安心してできる対応を行っていきたいと考えております。

3つ目は、今まで整備されてきたハードの社会、インフラの更新、再生が必要になっております。現在取り組んでおります学校等の増改築等もやっておりますけども、やはり昭和50年代、60年代に建てたものが今更新時期が来てるような状況で取り組んでいるところであります。そういう社会インフラ整備の更新、再生が必要になっておりますけども、これらのことをやっていくときに、財政事情の保持ということはきちんと守っていかなければならない、非常に大規模化したところをやっておりますけども、こういうものもきちんと乗り越えていかなければならないと思っているところでございます。

以上が、町政をお預かりしての8年を迎えている私の今の所信でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 1期、2期目とそれぞれ町長がやってこられたことは今お聞きしました。

そこで、先人の志の知恵を忘れないという、引き継ぎをしたいということで私は認識いたしましたので、出馬表明、3期目出られるということで考えてよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

（15番上田茂政君「はっきりしとかにやいかん」の声あり）

○町長（後藤三雄君） はい。御質問ありがとうございます。

私は、今2期目の最初の年を迎えておりますけども、その期間をきちんと取り組みながら、町民の皆様のお賛同がいただけるものであれば、繰り返しますけども、先人たちの志と知恵を引き継ぎながら、町民の皆様のために町政を引き続きやらせていただきたいと思いますところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） そういうふうに私は認識しました。

小林議員の方から私が横にずれないようにということで御指摘がございましたので、後から評価を受けたいと思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） おはようございます。

本日は足元の悪い中、多数傍聴に来ていただきましてありがとうございます。議席番号12番の福島知雄でございます。町民を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

本日は、質問事項として、1項目目が南小学校区定住促進補助金制度について、2項目目が高齢者の運転免許返納制度についてを取り上げております。なお、1項目めにつきましては、昨日吉山議員が質問されました。角度を変えてかぶらないように極力質問してまいりますけども、かぶる部分がありましたら、今日はたくさん傍聴者もいらっしゃっておりますので、執行部におかれましては丁寧で分かりやすい答弁を求めます。

それでは、通告に従いまして質問者席より質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それでは、1項目目の南小学校区定住促進補助金制度について質問をさせていただきます。

せんだって、熊日新聞で熊本県の人口が180万人を割ったという報道がされました。少子・高齢化で日本の人口は減少の一途をたどっていると、2048年には1億人を割り込むという試算がされております。30年後の熊本県の人口は20万人減少するだろうというふうに予想されております。このような現状であるわけですが、反面本町におきましては依然として人口増加が見られ、住宅建設、飲食店等出店が著しく町の景色も日々変化していると言っても過言ではありません。特に、光の森におきましては、ゆめタウンをはじめ各種店舗が軒を連ね、東京エレクトロン跡地、その周辺にはドン・キホーテを筆頭に大型店が進出し大変にぎわっております。また、町内を眺めましても、人気の高い西小学校区、中部小学校区の人口は特に著しいものがあります。ここ数年で見違えるようになった、熊本県下でも代表的な地域じゃないかというふうに思っております。

ただしかし、一方では経済格差、住環境格差がますます広がるばかりで、南小学校区におき

ましては新年度から複式学級になるという学年もあるような状況になっております。活力の低下、振興の必要性といった社会的な問題が生じていることは確かであります。

そこで、振興と活力に寄与する良好で計画的な土地利用を誘導する方針として策定されたのが、昨年10月の定住促進補助金制度ではないかというように私は捉えております。4月にさかのぼって交付するようになっております。対象期間中に新たに対象区域内に転入または転居し、3年以上継続して居住する人に定住補助金を交付するという制度ですけれども、昨年25年の実績が新築で2件、転入で2件ということでありまして、たった4件なんです。この数字が物語っているように、政策としていま一步魅力がないのか、今のところこの制度が特効薬としての効果が見られておりません。昨日、タイミングよく県が定住促進戦略ということで熊日新聞の記事がありました。熊本移住、定住促進戦略ということで、人口減少による地域社会の活力低下に歯止めをかけるため市町村と一体となって情報を発信、住居、仕事探しの支援体制を強化するということでもあります。このような県の方針を踏まえて、本町として現状をどのように認識し今後の見通しをどのように描いているのか質問をしたいというように思っています。これはまちづくりの構想ですから、町長の所見をお伺いしたいと思っておりますけれども、政策につきましては後で政策提言をしたいというように思っておりますので、南地区を大枠のところでは捉えた構想というものを述べてもらいたい。町長、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えしたいと思います。

現状につきまして、昨日も吉山議員の方から説明がありましたけれども、傍聴者、今日はいっぱい来ておられますので、この件についてももう少し触れたいと思います。

担当課の方からの情報によりますと、この要綱制定当初は電話等による問い合わせも多く寄せられておったけれども、徐々に問い合わせも少なくなってきたというようなところでありますが、この要綱制定直後の電話状況の反応を見ますと、補助金交付制度がこの地域へ転入することについての検討をする一つの契機にはなっておられるのではないかと考えております。なお、本年2月現在の実績についてでありますけれども、4件ということでありまして、まだつくって間もないということもありますので、そういう中でも一定の、昨日学務課の方から将来的には4名、その中でも増える可能性が出ておるということで一定の成果が上がっていると認識しているところであります。

また、今後の見通しについてでありますけれども、今の状態から判断いたしますと、平成26年度も担当課の方では本年度と余り変わらない建築件数ではないかと予想しているようでありまして、このことについてはこれからというところでもありますので、まだ十分な反応があつてるとは思いませんし、周知も徹底してない分もあるかと思っておりますし、今から精いっぱい周知をしていかなければならないと考えているところであります。

この件につきまして、昨日も吉山議員のときに答えましたように、幸いに南校区の方で南校区をよくするような6地区の皆さん方が集まった協議会ができておりますし、福島議員、非常



にありがたいと思っておりますけれども、北小校区の方の関係で活性化のため集落内開発制度を生かしていろいろ取り組んでいただいておりますということで、かなり原水地区の方ではその成果が出て児童数の増加にもつながるような状況に来てありがたいと思っておりますけれども、こういった面のまだ不十分な分につきましては、これからどういうところに課題、またもう少しどこかを内容的なものとか周知の仕方とか、そういうものを変えることによって南校区の方に、地域としては非常にすばらしいところであります。熊本県の方からの、昨日出ておりますけれども、熊本県に移住したいという方が希望が多いということでもありますけど、特に菊陽町の南校区、県下の市町村の中で見てみますと、非常に保育園もすぐ近くにあるし小学校も近い、中学校までもそう距離はないし、学生さんがJRあたり利用される場合も、道路の事情も非常によくなっておりますので、非常に便利のいいところだと思います。環境が非常にまた、農村部ということで地域の皆さんの温かみのあるところでありまして、熊本県一になりました最高年齢者というのは南校区の方が今もずっと続けておられるような状況であります。そういういろんな面で生活しやすい、空港にも近い、いろんな条件的、また最近では食品関係の企業等もいろいろ立地も決まるとような状況でありますし既に立地しとるところもありますので、そういったいろんな資源、文化財も多うございます。いろんなものを生かしたところでの取組ができないかと考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 確かに、今町長が言われましたように、南小学校区、大変道路アクセスもよく、環境すばらしいところであります。

ただ、私も集落内開発ということでいろいろ取り組んできましたけれども、南小学校区に当たりましては、各メーカーあたりといろいろ多方面から協議してきました。ただ、そこで言われるのが、まず現在のところで南小学校区への新築の需要がないと。定住促進補助金制度100万円、子どもさん20万円ということでもありますけれども、そのくらいではお客さんが一生涯そこに住み続けるにはちょっと魅力にまだまだ欠けるという部分と、会社として、先駆者として南小学校区に先行投資するのはちょっとリスクが多過ぎるといようなことであります。確かに、環境がいいのは確かであります。

そこで、例えば、一の矢で効果がなければ二の矢、三の矢というふうに放つべきだというふうに思っております。これは例えでいいですけど、例えば国の減免制度について、一時的に固定資産税を何年か0にするとかというふうなことも考えられます。住民税減税となれば、反論として、納税は国民の義務、町民の義務だから税の軽減は平等性に欠けるという反論があるかとも思いますが、それを言うなら定住促進補助金制度、もうこれも平等性に欠けるんじゃないかというふうな理屈になります。居住を構えればほとんどの人がそこに一生涯住むことになります。生涯にわたり固定資産税あるいは町民税も納めますし、そこに住めば当然近くで消費もしていきます。いろんな面で長きにわたって期待ができるんじゃないかなというふうには思っているんですけども。

また、南小学校区、現在の集落内開発指定に入っている地域は北斜面がほとんどなんです。それで、住宅地としてはやや不向きじゃないかと、そういう話が多い。このようなことを勘案したときに、平たん地を含めた土地利用計画ができるよう規制緩和を進める方針として、県や国あたりに強い気持ちを持ってよくしていくことが必要じゃないかというふうに思っております。

せんだっての3月9日、合志市長選挙の出陣式に行っていました。後藤町長も参列されておりましたけども、その中で出陣式の挨拶で、荒木市長は土地利用の規制緩和を国、県へ強く求めていくというような決意表明をされました。後藤町長もお聞きだろうかと思えます。こういった課題を共有する市町村と連携をとり各方面へ働きかけていく、このようなことが最重要かというふうに思っております。その辺のところを含めたところで、町長として政策として二の矢、三の矢、お持ちなのか、その辺のところを質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの市街化調整区域内の開発関係でありますけども、この件につきましては、もう議員も御存じのとおり、この菊陽町、それから合志市、益城町、嘉島町、この1市3町が熊本都市計画区域内に入って、45市町村の中で市街化調整区域、熊本市は政令都市でまた別にいろいろ自分でもできるようになりましたんですけども、この1市3町が市街化調整区域の線引きで非常に規制をされて制限をされとるような状況にあります。

そういうことで、1市3町で市街化調整区域内活性化連絡協議会というのをつくりまして、これは毎年目標を立てて、以前一回議員さん方全員で県の方に要望活動も御同行いただいた経緯もありますけども、そういった中で熊本県の方にも強く申し上げておりますけども、荒木市長が言っておられたように、もともと都市計画を、それから一番今ハードルが高いなと感じておるのは農振法もありますけども、農地法です。農地法が今非常に、これは将来の自給率等をきちんと守っていく、農地を守るという農水省の立場かと思えますけども、ここが一番問題かなと思っております。県あたりの方も、いわゆる集落内開発制度の中に入っている白地の農地の分についても、さあ家を建てようとエリア内にあるということでもありますけども、結構厳しいことを言われるもんですから。そういう面については、前回の会議の中で県の方、そのときは農政の方から来ておられませんでしたので都市計画の方の担当の方に申し上げて、その区域に入っているところにまた制限を加えてきたら結局はできないんじゃないかということで、強くその辺をまず解いてもらうようなところを要望したところであります。

それと、熊本市の場合と開発できる範囲がエリアの距離あたりも違っておりましたのでそういうものも、それから建築と立地できる建物等にも制限があるようなところがありますので、そういう面のところを県の方に要望しながら、そして最近、荒木氏も言われておったように、法整備のところまでそういうものを申し上げにゃいかんということで、熊本県の方でできております県議会を中心に元気のチームづくりができておりますけども、そういうところでも、国選出の国会議員の先生方が来られます、そういうときにもそういう訴えをしながらやっております。

ますけども、一つ一つそういう法的な縛りのものをクリアする、そういうところが大事じゃないかと感じております。それと、いろんな、そういうのが外れていけばまたエリアが広がって建てやすいようになるかと思いますが、ただ現時点では、今の範囲内の中で、これも地元の方々とどういうところが協力していただける方がおられるのか、そしてその場所で開発する場合の、特に福島議員、このように非常に関心を持って実際動いていただいておりますので、協力していただける分いろいろアドバイスもいただきたいと思っておりますけども、そういうような実現するような取組の方に変わっていきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今の町長の答弁の中にありましたように、確かに農地法等の問題もござります。例えば白地の土地に農振法がかぶってるとか、あるいは白地の隣接地が甲種農地だから地区開発もできないとか、非常に法的にちぐはぐな部分があるんですけども、国相手ですからそう簡単にはいかないかと思っておりますけども、この辺のところは鋭意努力してやっていただきたいと思います。

それで、集落内開発制度の見直しというのは予定がござりますか。その辺どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

集落内開発制度の見直しについては、今現在、先ほど町長が申しました、1市3町であります合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の基準と、それは県の基準でありますけれども、それからあと熊本市だけは基準が緩くなってるんです。ですから、町としましても、どうにか熊本市の緩い基準に熊本都市圏のエリアは合わせてもらいたいということで熊本県の方に要望をしております。その関係を毎年要望をしているわけでありますけれども、本年度についても強力に市街化調整区域活性化連絡協議会の中でしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 確かに、熊本市と比べればこちらが若干厳しいものがござります。ただ、菊陽町は、南地区は減少といいますか、子どもさんも少ないわけですけども、町全体としては非常に人口も増えてるということで、その辺の働きかけが非常に難しい部分はあるかなという気はいたします。ただ、これはどうしても、町全体を眺めたときに、解消地しなければならない大きな課題であろうというふうに思っておりますので、その辺のところは強く求めていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほど、町長は上田議員の質問に対して、事実上3期目の出馬表明をされたものというふうに捉えておりますけども、政策の実現に向けた強い意志を持って政治をやっていただきたい、そのように思っております。そういう気持ちで次の答弁をお願いしたいと思います。

②の同地区に転入、転居を促すためには地権者の協力が欠かせないが、本町の現状と将来像

を広く理解いただくための説明会等を行うことが重要ではないかということですが、これは昨日の吉山議員の質問に対し説明会を開催していくという答弁であったかと思っておりますが、具体的に今後どのような格好でそういったことをしていくのか。まだこの導入から半年ですから、4件、実績としては余り上がってないんですが、期間が短いから実績が上がってないというんじゃないかと、これをいかに実績を上げていくかということで、具体的な今後の取組をお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

福島議員が言うように、地権者等に対する御理解を得るための説明会等も開催し、町の方も地元の情報を集めることが大事であると考えております。

また、南校区活性化協議会との連携により、南校区の鼻ぐり井手を中心とするさまざまなイベントを開催することで、地権者や外部の方に対し、この地域がどんなに魅力的なところか将来の発展性があるところかに関心、理解を持ってもらうことで南校区に引きつけることも重要と考えているところであります。

さらに、南校区活性化協議会の皆さんとの連携により、地元の土地情報の提供をしていただき、あわせて地元の魅力を情報発信するようなアプローチによることでも、制度が有効に働くようにしていきたいというふうに考えているところであります。

また、先日吉山議員から御紹介がありました熊本県の定住促進事業につきましても、研究し、取り入れることが可能であれば取り入れてやっていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 前向きな答弁であったかと思っておりますが、イベントを開催していきたいということでもあります。ぜひ広報活動をしていただきたいんですが、私が思うには、この地区には歴史的な建造物であります鼻ぐり井手、あるいはその近くにすばらしい公園がございます。また、鼻ぐり井手祭も行われているんですが、こういった鼻ぐり井手祭に合わせて何かイベントをしたらどうかと、ほかのイベントを。例えば、再春館製菓がオリンピックメダリストである高橋尚子さん、Qちゃんを招いて西原の方でウォーキング大会をされておりますよね。非常に知名度が上がってますが、そういった知名度のある人をお招きしてイベントをすると、そしてその南校区地域というものを町内外の人たちに見てもらおうと、まずその地域を見てもらってその地域のよさをアピールする、こういうことが重要であろうかと思っております。ただ、空中戦で、じゃあ定住促進制度をとということで補助金を交付しますよと言ってもなかなかその地域のよさが分からなければ人の目は向いてきません。やはりそこに目を向かせ来ていただく、そしてこういったすばらしい地域がある、こういった田舎暮らしもいいのかというような人も必ずおるはずなんです。そういったことで、そういったアピールっていうのをど

んどんしていく必要があると思います。その辺のところ、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 今の質問でありますけれども、理解していただくための説明会等がイベントという感じですか。

○12番（福島知雄君） それに関連して、地域の方々の理解を得るためにこういうことを。

○議長（大塚 昇君） なら、広く理解をいただくための説明会等ということでございますので、全体的ということで町長に答弁をしていただきたいと思います。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、福島議員が言われましたように、イベント等の開催によって南校区の地元がすばらしいという情報をいろんな方々にお伝えするという事は非常に有効であると認識しております。ぜひ、こういったイベントができるかって、まだいろんな精査をせんといかんかと思っておりますけども、鼻ぐり井手公園も来年は完全にでき上がりますので、大型車も来れるような駐車場も整備しますので、場所としては条件がだんだんそろってきております。

それと、南校区にある、これはもう町内全体にある文化財等がありますけども、時々文化財のところを見に来て車を止めようとする、なかなか駐車場、車を止めるような場所がないということで、1台か2台でも止めてゆっくり見られるようなことはできないかという、そういう要望も受けたこともありますので、いろいろな条件整備も要るかと思いますが、その中で短期的な中でもできるようなこと、それからまだ少し時間がかかるものとかあるかと思っておりますけども、やはりさっきも言いましたように、地元の方々、それからいろんな方々の知恵や協力、そういう支援をいただいた中でできるものは取り入れていくならばと思っておりますので、福島議員におかれましても、ぜひそういうイベント等一緒にやっていただくような協力もまたお願いできるなと思っております。非常にありがたい提案だったと思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 私もいろんな提案を今後していきたいというふうに思っております。

それでは、質問事項の2番目、高齢者の運転免許返納制度についてということで質問をまいります。

車社会の現在、車を運転していればいつ加害者になるか被害者になるか分かりません。そういった過言ではありませんけども、そういった車社会で、高齢者に関する事故が多数発生しております。ちなみに、熊本県内、大津署管内、菊陽町の免許人口、事故発生数を見ますと、これは25年末です。熊本県下の免許人口が119万8,935人、そのうち65歳以上の方が24万9,556人、パーセントにして20.8%を占めております。大津署管内でいきますと免許人口が9万2,955人、このうち65歳以上が1万5,840人、パーセントにして17%です。本町におきましては免許人口が2万5,554人、65歳以上の方が3,975人、15.6%を占めております。事故発生件数、これも25年度中の事故発生件数ですけども、熊本県下全体で人身事故件数が8,732件、このうち65歳が関係している事故が1,564件、割合にして17.9%です。大津署管内を見ますと人身事故数が805件、うち65歳以上が137人関係しております。割合にして17%です。本町が

第一当事者となった人身事故は、これは熊本県全体で見ますと、人身事故数が190件、うち65歳以上が32件関係しております。パーセントにして16.8%、このような状況になっております。人というのは年を重ねるごとに運動神経が鈍ったり、あるいは反射神経が悪くなります。交通事故は加害者、被害者ともに人生を大きく狂わせるわけですが、そのような事態を少しでも回避する有効な手段が、この運転免許返納制度であろうかというふうに思います。

そこで、①と②あわせて質問していきますけども、この制度を利用した政策として免許返納者に特典が考えられないかということです。高齢者の運転免許返納者を増やして、高齢者を事故から守るためにも、こういった返納された方々に何らかの特典を与えれば返納者も増えてくるんじゃないかというふうに思っております。例えば返納者に対する表彰状の授与、それから運転経歴証明書の交付、これの手数料の無料化、この2点は交通安全協会の管理下になりますんで、この協会との協議になるかと思えます。

町独自でできることは商品券の贈呈、これは町内限定利用権ということでやっていけば町内商工業者の振興と育成、活性化にも大きく寄与し、効果が出るんじゃないかなというように思います。それから、入浴券の贈呈、菊陽町に唯一「さんふれあ」館がございます。有限会社さんふれあが第三セクターとして鋭意経営に努力されておりますけども、近隣にも同じような施設が幾つもありまして、競争激化の中で売り上げが年々減少しているような状況であるわけです。この入浴券を贈呈することでこの施設の繁栄に寄与するというふうに考えられます。

それから、町内巡回バス乗車券贈呈ということですが、町内バス路線、それから巡回回数も増えまして、以前よりは利用しやすくなりました。しかし、まだまだ利用者が少ないような状況じゃないかと思っております。私もよく注意してみますけど、やっぱり空気を運んでいるというような感が拭えません。そういった効果にも、乗車券を贈呈することで利用頻度も上がっていくんじゃないかなというふうに思っております。この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけれども、最初①からでよろしゅうございますか。

（12番福島知雄君「はい、どうぞ」の声あり）

①の運転免許証の返納制度ということでございますけれども、運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体能力の低下や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族と周辺からの相談が多く寄せられておるといったこともございまして、自主的に運転免許の取り消し申請ができるよう、道路交通法の一部を改正しまして平成10年4月1日から制度化されております。熊本県におきましても、運転行為に不安を感じ運転免許証の返納に迷っている高齢者に自ら運転免許証を返納していただくために、次の各研修等で働きかけを行っております。1つ目は老人クラブリーダー等の研修会。これは、各市町村の老人クラブのリーダーに運転免許証を返納する必要のある方への働きかけを依頼しております。

す。2つ目ですけれども、交通指導員研修会。各市町村の交通指導員の代表者等に高齢者の交通事故の特徴を教示するとともに、運転免許証を返納する必要がある方への働きかけを依頼しております。本町におきましても、この制度にのっとり可能な限り協力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 2番目。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 2番目の運転免許返納者に次のような特典を与えられないかということでございます。

現在、運転免許証を自主返納された高齢者への特典としましては、熊本県内全域の路線バスの運賃の割引とあわせて県下各団体においてさまざまな支援が行われております。本町においても、過去に運転免許証を自主返納された方に対し、大津地区交通安全協会菊陽支部から感謝状の授与をされております。運転免許証を返納するということは病院や買い物等への交通手段をなくすということでもありまして、町内巡回バスの運賃の割引など、今後検討してまいりたいと思っております。

また、県内の各地区交通安全協会においても、運転免許証自主返納者に対するさまざまな支援が行われております。大津地区交通安全協会にも支援を働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひ、そういった取組を推し進めてもらいたいと思います。団塊の世代がますます高齢化になっていきます。私も団塊の世代の生まれの人間でございます。そういったことで高齢者の運転がますます増えてきます。高齢者あるいは子どもを事故から守り、子どもたちに夢のある高齢者に優しいまちづくりということで、住んでみたいまちづくりということで、もうこれもその一環かなというふうに思います。こういった政策に町長は3期目の政治生命をかけていただきたいと、そういうふうに思っております。

最後に、町長に以前贈った言葉がございます。親鸞聖人が9歳のときに読んだ詩ですけども、「明日ありと思う心の仇桜、夜半に嵐の吹かぬものかは」。要するに簡単に言えば、今できることは今しなさい、今日できることは今日しなさいということであるわけですけど、町長にはぜひこの気持ちを持って町政に取り組んでいただきたいと思います。それを町長に贈りまして、私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時44分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 議席番号2番、菊陽政策研究会、野田恭子です。

昨日の吉本議員からもございましたが、私たちはなぜ生かされているのか、何のために生きているのか、大きな災害があったり、また今の時期などの節目の時期などにはいつも考えさせられます。私たちに今できることは何なのか、子どもたちに何が残せるのか、常に意識していきたいと思っている今日このごろです。

さて、今回の一般質問は、1、菊陽南小学校児童数減少の対策について、2、民生委員・児童委員へのサポートについて、常に意識して考えていきたいという思いを込めてこの質問をしたいと思います。

続きは、通告に従い質問席より行います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、菊陽南小学校児童数減少の対策についてです。

①平成26年度、菊陽南小学校5年生、6年生が複式学級になると聞いております。まず、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

複式学級になる理由は、まず国が標準を定めております。その標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項に「公立義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、児童又は生徒の数が著しく少ない場合は数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる」というふうに定めております。第2項で都道府県の役割なんです、第2項で都道府県が定める一学級の児童または生徒の数の基準が示されており、熊本県もこの国の基準により運営されております。この基準は、小学校では同学年の児童で編制する学級は40人、うち1、2年生は35人となっております。また、2つの学年で編制する学級は16人以内、それから1年生を含む場合は8人以内となっております。

このことから、菊陽南小学校では、平成26年度予定では新1年生が8人、新2年生が11人、新3年生が16人、新4年生が10人、新5年生が9人、新6年生が7人、特別支援学級が5人、これの合計66人であり、隣り合う学年の合計が16人以下となる学年が、5年生9人、6年生7人の合計16人となりますので、2つの学年で編制する児童の数が16人を超えません。その



ことから複式学級となるということになります。また、これは参考でございますが、これに伴いまして、国と県が費用負担する県費負担教職員の配置は、この学級編制を踏まえて算定された数の県費負担教職員が配置されることになっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） この26年度からというのが、たしか今年度に入ってから急にばたばたと決まったかというふうに私は記憶しておるんですが、以前は数年後にはひょっとしたら複式学級になるかもしれないという話がありました。がしかし、ここで急になった理由についてまで聞いてもよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 理由の詳細については個々の問題がございますのであれですが、やはり今申しましたように、普通学級と特別支援学級という形で学校の中に学級が2通りございます。その中で、一つの要因としましては、中学年まで、1、2年、3年、4年生ぐらいまでは何とか普通学級の方で頑張ってくれたと、しかし小学校での5年生、6年生になりますとやはり学力的な勉強の内容も変わってまいります。そういう関係上、普通学級から支援学級への移行という部分が一点の要因がございます。それからまた、家庭の都合上の転校という部分もあるかというところが大きな今回の要因ではなかったかなと。

ということで、なかなか教育委員会としましても日々アンテナは張りめぐらせているんですけども、そこら辺の察知としましては、やはりその家庭家庭での意思表示がいつあるのかというので、急遽出てきてしまうという部分がございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 個人さんの御都合は仕方ないとは思いますが。

ただ、これは2010年の6月議会で芝議員が一般質問されているんですが、このときから南小学校ではいずれかは複式になるだろうという懸念をされておりました。それから、2010年ですからもう4年ですよね。その間何とかやってきたところだったんですが、とうとう来たかという思いが少しあります。

そこで、2番の複式学級のデメリットについてどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

複式学級といいましても、もともと南小学校は御存じのとおり小規模校での、菊陽でもなかなか学校としてはいい雰囲気のある学校というふうに教育委員会の方としては捉えております。そういう中で、もともと小規模校でのメリットというのもたくさんございます。そういう中で、デメリットというのが複式学級になったからといっても数少のうございまして、思い当たる所1点ぐらいしかございませんが、あえて言うならば2つの学年を1人の教師が担任する

ようになります。そのため、担任が児童に教育する時間が分散することからきめ細かい指導をする時間が確保しづらい面ではないかと、この辺がデメリットかなということと考えます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 私もその辺が一番心配しておりました。やはり、先生が二学年見るということは、2つ分、今までは一学年であれば1つでよかったカリキュラムを2つ考えなければいけない、なおかつ内容が違うことを教えなければいけない。ただでさえ今の先生方は事務負担が非常に多くなっていて、私など先生方お一人お一人に秘書がついたらいいんじゃないかと思うぐらい事務処理が大変というふうに伺っております。そんな中で、ここに来て、それも高学年、5年生、6年生でということになると、今度その担当になられる先生のフォローをできればなということも考えてはおります。

私の方が調べたデメリット、ほかにもなんですけれども、やはり算数です。やっぱり小学校で算数をしっかりしてないと中学校に入って全く分からなくなるんです。それは我が子を見てもよく分かります。そういったところが一番の心配ではあるんですけれども、その辺の対応は、学校が、もう校長先生の判断でされるのか、もしくは行政の方からある程度援助なり指導なりあるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 実は、3番の今後についてどういうふうに考えているかということところでお答えを用意しておったところだったんですが、若干今その部分に触れられましたもんですから、教育委員会、町の方でずっと複式という情報が入りましてからずっと考えておって、実際に対応としてどういうふうにしていこうかということで検討しました結果、26年度、今議員言われましたように5年、6年の複式学級になります。そういうことから、今既に本年度でも配置しておるんですが、学習サポーターとか、今算数とか言われましたがそのサポートをする先生、それから支援ができる特別支援の先生をお二方は、今南小学校に県費負担教職員と別に町の方で配置しております。

しかし、今回26年度、5、6年生が複式学級になるという対応を考えましたところ、やはり片方が自習の時間という部分が出てまいる対応として、1人専属で支援助手を担当に県費負担職員へ町から負担する職員を、支援助手を1人、専属で常時配置していきたいというふうな対処をとりたいということで対応していきたいというふうに考えているところなんです。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今の答弁いただきまして少し安心しました。菊陽町で複式というのは多分初めてだと思われそうです。隣の中部小は大規模校で、そんな隣の学校と比べてなぜここが複式になるんだという保護者の方の御心配もかなりあると思うんです。そのあたりはまだ保護者の方には説明はできないというか、新学期にならないとということがあるとは思いますが、正直この南小学校、四、五年前は九十何人までいって、あと一人で100人になるから誰か来ないかなという話を保護者同士でしていた記憶があります。なのに急に、せっかく定住促進補助金

制度をつくっていただいたにもかかわらず非常に残念な思いがしております。

そこで、そうなってしまった現状を今どうこう言っても仕方がないので、私からちょっと提案をと思い、4番なんです、菊陽南小学校の特色を生かして小規模特認校制度を導入してはどうかという提案でございます。まず、菊陽南小学校の特色、この辺を私が把握してるだけではなくてほかにもあるかと思しますので、お分かりになる範囲で問うてもよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今、先にちょっとさわったんですが、南小学校は、確かに平成12年ぐらいまでは100名という部分で動いてきている学校で、平成25年で69名という状況が今来てるところなんです、特色としましては、やはり1学年の数が今は10名前後という状況でございます。ですから、県費負担職員は1学級に1名はつきます。ただ、ほかの学校から比べますと40名に1人とか三十数名に1人という状況がございますが、南小学校は10名に1人の県費職員が配置できているということで、学力関係についても十分子どもの個性を出しながら教育ができていくという部分が一番大きいのかなと。ですから、学力的にも、比較するわけではございませんが、やはりいいんではないかなというふうに考えますし、またある意味においては、私どもが一番安心して学校に行けるのが、地域性で南小校区全体で学校を盛り上げてくれるという体制づくりをされておりますので、これが一番南小に行ったとき安心して学校訪問ができるという状況がございますので、これにはやはりよその地区にはちょっとまねのできないような、今菊陽町でも人口が増えてますので、旧住民、新住民という部分では、中部小学校でいいましても旧集落、それから新興団地の方というのは、そこら辺の活動面とか、その辺でやはり差が出てきてしまうのかなと。そこら辺が何ととっても一番すばらしい学校ではないかなと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 小学校を核として地域がまとまっているというふうに聞いておりますが、具体的にどういったことがあるのかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育審議員兼中央公民館館長。

○教育審議員兼中央公民館館長（矢野陽子君） 御質問にお答えいたします。

野田議員には日ごろから御支援いただいて、大変お世話になっております。

南校区の特色といたしまして、御存じのとおり、先ほど町長が言われましたけども、自然豊かで環境に恵まれて、アクセスもよくて、文化財も多く点在しておる地域です。南校区だけに受け継がれている無形民俗文化財の馬場楠の獅子舞も伝承されておまして、益城町、西原村、菊陽町の12地区を順次1年単位で回る御法使祭りがあります。また、20年度からは鼻ぐり井手祭が大きな行事となっております。南小児童を中心とした行事で、地域の連携と協力がとれていてとても温かみを感じております。

取組の中では、やはり地域資源を生かしながら、南校区の方とともに子どもを育てるという

教育活動ということで、学校と南部町民センター、それから地域が一緒になっておりまして取り組んでいるところです。町の総合計画の基本構想、まちづくりの目標の第一の柱ですけども、「人を大切にすまち」に基づきまして、やはり人を思いやる心、ふるさとや地域文化を愛する心、豊かでたくましい人間性を養う事業等を展開しております。

活動内容を具体的に申しますと、子どもたちを巻き込んだ学社融合事業、それから世代間交流事業、地域交流事業等を展開しておるところです。学社融合事業につきましては、南校区の自然、文化財を知ろうということで、南小とセンターが連携しまして、文化財ボランティアガイドの矢野会長、それから文化財保護委員さんに御指導いただきまして、3年、4年生を対象に子どもガイド養成講座を開講しています。この養成講座は、貴重な文化財を学習することによって、自己表現を高め、地域のよさをしっかりと見詰めるとともに、地域への愛着心を養うためにこの講座を行っているところです。子どもたちは鼻ぐり祭では寸劇もいたしますけども、寸劇とともにおもてなしの心でガイドに当たっております。

また、世代間交流につきましては、南校区の老人会、校区青少協、南小、南部町民センター運営員さんが連携しまして、この事業を行っています。この世代間交流事業には、地元の大家塚議長、それから吉山議員、曾我教育委員長、それから赤峰教育長にも御参加いただいて、子どもと一緒に体験していただいております。南小のほとんどの子どもたちが参加しますが、交流事業の進行とか司会は5年生、6年生が務めて、本当にすごい工夫の中で大人の方と一緒に事業に当たります。これまでの事業の中では、いろんな餅つきとか昔ながらの物づくりをつくってきましたが、その中で、熊本市立博物館に複製展示してあります辛川式縄文土器というのがございます。これは、辛川地区に出土したところで、市の博物館に展示してあるんですけども、夏休みを利用して子どもたちが本当に勉強しました。その中で、子ども一人一人が土粘土で土器の形をつくりまして野焼きで体験しました。その野焼きを体験したところが、今白菊保育園の跡地がありますよね、駐車場になってますけど、そこに長方形の穴を2つ、2メートル52、幅が1メートルぐらいです。それに自分たちがつくった土器を入れまして野焼きしました。しかし、割れてしまって余りうまくいきませんでした。しかし、子どもたちが当時の暮らしとかその苦労とか、生きるための工夫を学び取ったと思っています。土器については、毎年鼻ぐり井手祭りのときに展示しております、会議室の方でいろんな資料として、御覧いただきたいと思っています。

また、子どもたちが毎年描いている手づくりの文化財の看板、それから交通安全看板等を一応作成しておりまして、でき上がった看板は各地区の箇所に設置しております。今度御覧いただきたいと思います。

それから、食育基本法が平成17年6月に制定されまして、はや9年目となりまして、食育の推進にも地域のボランティアの方々子どもたちに伝承したいということで、地元の食材を使いながら伝承料理、和食を10種類ぐらいつくられます。これは、バイキング方式で食事を行っておりまして、昨年の12月にはユネスコの無形文化遺産に和食が登録されたということです。

交流会の終わりには児童全員に南校区への思いについて感想を述べていただいておりますけれども、子どもたちの感想を集約しますと、自分たちは地域の方々から守られていて幸せを感じたとか、温かさを感じた、南校区に住んでよかった、これまで大人の方が守ってきた文化財を伝承していかなければならないという感想とともに、やはり数々の料理に温かい味を感じたと述べております。また一方、大人の方は、子どもからエネルギーをもらいとてうれしい、子どもと一緒に活動して充実感や喜びを感じた、またこの交流を通して多くの方と交流が持てたという感想をいただいております。地域の子どもは地域で育てるという気持ちが強い地域でして、本当に子どもたちは幸せだと思っています。

また、本年度は鼻ぐり井手公園の拡張整備で公園管理棟の整備もされまして、来年度で完了いたしますけれども、校区も潤ってくるんじゃないかと思っております。

平成25年度から南校区の地域活性化協議会も立ち上がっております、地域を生かし特色ある連携した活動を進めていく必要があると思っております。昨日は吉山議員、今日の午前中は福島議員より定住促進に向けた課題、児童数の減少課題等について質問がありまして、センターの方でも、町内外の方に環境のすばらしさ、それから南小のよさ、地域のよさをさらにPRしていきたいと思っております。

それから、南校区は鼻ぐり井手が全国的に注目されております、これまで報道、新聞等で紹介されております。今週の金曜日、全国放送BS11で1時間番組でございますけれども、午後8時から加藤清正公が築城した熊本城とともにかんがい用水路鼻ぐり井手について放送があります。ぜひ御覧いただきたいと思っております。これにはボランティアガイドの矢野会長さんが取材に応じておられますので、ぜひ御覧ください。

それから、私は南校区の方々子どもたちと一緒に事業に携わることができまして大変うれしく思っておりますし、地域の方々の惜しみない協力に感謝しています。野田議員におかれましても、今後とも御支援よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すばらしい南小学校校区ということで、やはり小学校が核となってまとまっている地域ということが大変よく分かりました。南小学校だけじゃなくて、北小学校も中部小学校も歴史が130年、40年ございますよね。それぞれにいいところがあり、またそういった情報というか、知識というか、環境というものを、まだ歴史は浅いですがけれども、同じ町内の小学校の子どもたちにも知ってもらいたいなという感想から、この小規模特認校制度について私からちょっとお話ししたいと思います。

この小規模特認校とは、自然環境に恵まれ特色ある教育活動を推進している小規模の小学校のことです。これはすいません、益城の方で出されている広報紙からちょっと持ってきましたけれども。益城町の方では、平成26年度から2つの学校がそれを採用されるそうです。この南小校区、昨日吉山議員もおっしゃられましたし、今朝福島議員もおっしゃられました定住促進補助金制度で、できればこの南小学校が存続できるような児童を確保していただきたいとは思

っているんですが、ただ定住される方を待っていても、実際4人いらっしゃるということとは伺いましたけれども、毎年毎年6年生は卒業していくわけですよね。そうすると、今後複式が増える可能性、いずれかは統廃合になってしまうんじゃないかというちょっと心配もしないわけでもないです。

というところで、この小規模特認校、これが本来の通学区域を越えて通学することができる。校区はもう変えずに希望される方がいれば、通学などは保護者の責任でという細かい条件はあるんですけども、例えばうちの子どもがもし小学生だったとして、あっ、南小学校の環境は素晴らしいと、獅子舞やらせたいと思ったら申し込めば行けるという制度なんですね。この制度について、まず、そうですね、いきなり導入してみたいはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 結論からお答えしたいんですが、結論としては、今のところ導入は予定しておりません。ただ、1つ皆様共通で理解していただきたいという部分がございますので、若干ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

今後の南小学校の3月6日現在での推計、予定なんでございますけども、児童数等は今現在の住民基本台帳上での読みになりますが、平成26年度は今申しておりますように66人、それから平成27年度が73人、28年が68人、29年が66人、30年が64人、31年が61人、これはゼロ歳児以降がカウントできますので、今住民基本台帳で出てる部分はこういう推計ができます。そういう部分がございます。ただ、そういうふう想定され、多少の変動はございますが、極端な減少ではないというふうに思っております。

また、26年度は、5、6年生は複式学級になる予定でございますけども、平成27年から29年までは複式学級はありません。解消いたします、一旦。そして、その後平成30年に2年生が9人、3年生が5人の合わせて14人となりますので、先ほど申しました2つの学年で編制する児童が16人を超えません。そういうことで、30年から複式学級が始まり、その子どもたちが卒業する、1学年ずつ繰り上がりまして平成33年に、その1学級の複式があらわれるという部分が見えております。ただ、その対処法としては、まず平成26年、来年に1人の県費負担、教職員が担任しますけども、それには町費で支援助手を1人常時配置いたしますので、その対応をしていきたいと、1年間ちょっとそこで検討してみたいと思っております。

そして、今御質問の小規模特認校制度なんですが、こちらは共通認識ということで、平成9年に文科省の方から通学の制度の弾力的運用についてということで、全国的に通知が出されました。その中で学校の選択制の一つが、この特認制度ということになります。

熊本県内では、現在、今申されました益城もそうなんですが、一部の市町村、八代市、それから御船町、西原村等において特色ある教育活動を推進している小規模校に対して、この制度を持ち込まれております。これは今申されましたように、通学については保護者負担、責任においてという部分であったり、これはほとんどの条件として入っております。それから、バス等があれば、バス通で一人で通学できることという条件が全てに大体入ってきているような状

況がございます。そういう部分がございますけども、保護者の希望に応えるとともに、あわせて小規模の教育活動の一層の活性化と複式学級の解消を図ることが目的としてこれを取り組みされております。

今申しましたように菊陽町教育委員会では、校区外の児童の受入れを行うという、ここが一番ちょっと私どもも考えるところですが、校区外の児童の受入れを行う小規模特認校制度の導入につきましては、今のところ考えていないという部分でございます、その理由が、菊陽南小学校は26年度は5年、6年が複式学級を予定しておりますけども、平成27年度は複式学級が解消されるという部分がございます。

また、学校では、校区、今お話しいただきましたような理由の中で活発に地域とのコミュニケーションが行われているという部分においてということから、今回はそういう手法をもって特認校制度までは、ただ特認校制度につきましては若干問題点もございまして、やはり他県の部分を見てみたりしますと、いろんな問題が、地域性が希薄になるとか、そういう部分があられてきております。そういう部分があるものですから、その一つの市町村では2年間越しぐらいに特認制度のやり方を変えられてきたり努力されたんですが廃止するとか、そういう部分がありますので、まずは菊陽町の方ではそういう対応を来年やってみようという部分で、今後の状況は定住促進等を見ながらそのPR等もなされまして、児童数が伸びてくるという部分がございますなら一番いいんですが、そこら辺を見きわめまして、一番南小学校の地域性を考えて、よりよい形での職員の配置体制というような部分で取り組んでいきたいということが理由ということになります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 地域性、非常に複雑な思いで聞く言葉でございます。とてもいい地域性を発信するためにも、この小規模特認校制度というのは私はいいいんではないかと思ったんですね。違う校区から通ってくる子どもがその環境でとても楽しかった、いい思いをした。家に持ち帰って家族に話します。それが私、情報で一番広がるのは、口コミが一番間違いないと思っているんです。

せっかくのいい環境、歴史、事業を広めていくためにも、一旦来年27年度は解消されるということですが、数年後にはまた可能性があるということですよ。今いらっしゃる方がずっといるとも限らない。減る可能性もありますよね、可能性だけでいえば。ですので、今のところは考えていないにしても、よその事例をちょっと研究されて、一応選択肢の一つに、もう校区見直しというのは諦めました。もう数年前からいろんな方がおっしゃってますけれども、やはり先ほどおっしゃった地域性、一番重たい言葉です。まずは、子どもからそれを広げていくというのが一番、子どもは柔軟性がありますし、変な知識もありません。柔軟性を持って、いいところだけを広めていってくれる非常に素晴らしい人材だと思っておりますので、選択肢の一つに、全くもう悪いとこだけ見たらそれは切りがないです。ただ、いいところもちょっと見比べて選択肢の一つに入れていただければなど、菊陽町のためにも思って、次に行きます。

質問事項2、民生委員・児童委員へのサポートについてです。

①本町での民生委員選考について、現状または問題点について把握しているかお尋ねしたいのですが。

まず、そもそも民生委員・児童委員さんの活動内容というのを、どの程度把握されているのかなという心配がございまして、ちょっと申し上げたいと思います。

民生委員法第14条、住民の生活状況を必要に応じ、適切に把握しておくこと。援助を必要とする者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行うこと。援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。社会福祉を目的とする事業を営業者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。社会福祉法に定める福祉に関する事業所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。以上、上記の職務のほか、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。言葉としてはこういったことなのですが、実際どういったことをするのかというのが問題になり、民生委員さんの選考が難しいという話をちょっと聞いたこともございますが、まずは現状とその問題点について、把握しているかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 一番最初に、民生委員、そして名前が児童委員という名前がありますので、ちょっとそこ辺の説明から、まずいたします。

まず、民生委員法で民生委員の業務というのが、先ほど議員が言われた分で要約しますと、生活状態の把握、相談、助言の援助、福祉サービス、情報提供とか、あるいは社会福祉事業者との連携、行政機関との協力ということですね。平たく言えば、まずは日ごろは、高齢者の方が今は非常に多うございますので、主にひとり暮らし高齢者世帯、大体600以上今あると思いますけど、そういったところの声かけとか見守り活動というのが一番結構多いのではないかと思います。あるいは、障害者の方に対する働きかけとか、非常に民生委員さんの仕事としては範囲が広うございます。

それと、児童委員というのは、名前を聞きますけど、これは児童福祉法第16条で、民生委員さんは児童委員さんに充てると、民生委員は児童委員に充てるというのがありますので、民生委員さんイコール児童委員ということになっております。一般に、民生委員民生委員というのは、児童委員も兼務するということになっております。児童委員さんの仕事としましては、児童扶養手当とかあるいはひとり親家庭とか、そういった分の事実の確認とか証明とか、あるいは母子家庭の方からの相談とか、そういったのが国の方で定められておりますので、民生委員の仕事、児童委員の仕事というのは非常に範囲が多うございます。そして、町からのお願いする分、あるいは町の社会福祉協議会の分での業務がまたあるというところになっております。

あと、まず質問の一番最初のところでございますけれども、昨年平成25年は、民生委員・児童委員さんの3年に1度の改正の年でありました。本町では、各区自治会から推薦をもとに、



町の民生委員推薦会で審議しまして、熊本県を経て厚生労働省に推薦され、今日現在でございますが、地域担当を民生委員・児童委員さんとして50名、町全体の主任児童委員として3名の方が厚生労働大臣から委嘱を受け、そして熊本県知事から、熊本県の非常勤の特別職の職員として辞令を受けてらっしゃいます。

このうち、地域担当の民生委員・児童委員さんについては定数が58名でありますので、先ほど50名の配置ということで申しましたので、8地区の8名が現在欠員ということになっております。その8地区のうち3地区については、前任者を引き継ぐ後任者が今決まってないということでございます。そして、残りの5地区については、以前から欠員が続いております。以前と申しますのは、今の任期が平成25年12月1日から改選が行われておりますので、昨年11月30日以前から、5地区については、もうずっと欠員のままということになっております。

菊陽町における民生委員・児童委員の一斉改選において、これまで8名もの欠員ということはありませんでしたので、今回が最高の人数になっております。この背景には、人口増加に伴う都市化の進展、あるいは住宅環境の多様化に伴う地域コミュニティが衰退しているということもありますし、今後もなり手がいないという地区が拡大していくのではないかと、ちょっと危惧しているところであります。

地域福祉の要であります身近な生活相談の相手として、そしてさらには支援者として民生委員・児童委員さんの役割は、生活困窮あるいは児童虐待、孤独死が社会問題化する中で、非常に大きいものがあると思います。このため、町と町の社会福祉協議会では、民生委員・児童委員さんの活動意義を広く町民の方に理解してもらい、各区自治会の代表の方としっかり連携しながら、今後さらに人材の発掘に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 思っただけなんですけど、まさかうちの町でも民生委員さんの欠員がいるとは、ちょっと正直びっくりいたしました。民生委員さんというのは、厚生労働大臣から任命された特別職の地方公務員で、無報酬なんですね。これを御存じの方、ひょっとしたら少ないのではないかと考えております。

2012年6月の菊陽広報の中に、民生委員さんの特集が載っておりました。「架け橋はすぐそばに」というところで、民生委員さんの始まりなどが載っておりますけれども、その中に報酬をもらって仕事としてするには、この仕事は違うといいますか、報酬をもらってするような仕事ではないと、無報酬をもって報酬とするというふうに書いてあります。その中に、当時の菊陽町民生委員・児童委員協議会の副会長さんが、頼られるのもやりがいの一つと、お金じゃないよと、頼られてコミュニティの中でやっていく、これが民生委員の仕事の醍醐味だとおっしゃっております。

ただ、悲しいかな。なかなか、確かに人が増えると、先ほどもちょっと出ましたけれども、地域間のコミュニティが希薄になるというところが問題だと課長も考えていらっしゃると思

ます。ただ、少子・高齢化の中で、じゃあもう自分のことは自分でするよというわけには、年とったらいかないわけですよ。でないと、都心のように亡くなって30年も40年も気づかれないうで孤独死するという事は、決して我が町ではあってはならないと私は思います。では、どうやって民生委員・児童委員さんの、課長もおっしゃいましたけれども役割が多過ぎます、負担が多過ぎます。お一人での担当地区、町村部では一応70から200世帯となっておりますが、本町ではもうちょっと多い地区、少ない地区あるかと思います。また、世帯数が少ないところでは、3地区をまたがってというか、にわたってお一人の民生委員・児童委員さんが担当されているところもあります。

そんな中、2番の質問に行きたいと思うんですが、変化する社会情勢の中で求められている役割が多い民生委員・児童委員の負担軽減はできないか。

1つ、ちょっと私から提案なんです、社会福祉協議会の方で地域サポーターというのを募集というか、地域サポーターさんの活動をやっていらっしゃいます。聞くところによると、地区によると思うんですが、地域サポーターさんと民生委員さんの連携がとれているところもあるんですが、まあまあ大まかにしてお互い何を、お互いというか地域サポーターさんの活動がどういったものなのかというのがよく理解できていないというか、知らないというふうに聞きました。その連携を何とか行政の方で間にちょっと入ってパイプ役という形をできないかなと思うんですが、内容的には通告外にはなりませんか。

(「大丈夫」の声あり)

大丈夫ですか。では、そういったことで負担軽減ができないかという御提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 福祉課長。

○福祉課長(宮本義雄君) では、今御質問がありました変化する社会情勢の中で求められている役割が多い、民生委員・児童委員さんの負担軽減ができないかということの答えします。

民生委員・児童委員さんが日々社会奉仕の精神を持って町民の相談に応じ、必要な支援、援助をされてる姿勢と活動に対しては、尊敬と感謝にたえないところであります。

民生委員・児童委員さんの活動範囲は幅広く、高齢化の進展、人口の急激な増加、地域コミュニティの衰退、無縁社会の広がり等により、地域住民同士の支え合い活動にも大変御苦労をされているところであります。

そうした活動を支援するために、町と熊本県では地域での活動、あるいは町内の民生委員さんで構成されております菊陽町民生委員・児童委員協議会での会議、研修に対してその費用の一部ですね、わずかではありますが、民生委員さん本人と同協議会にお支払いをしているところでございます。

本町では、先ほど議員がおっしゃったように民生委員・児童委員さんの負担軽減につながるよう、国の補助事業を活用しまして、社会的弱者であります高齢者等の支援を中心に、福祉ボランティアである、いわゆる地域サポーターの養成を平成21年度から行っております。実際、

養成講座の開催は、菊陽町社会福祉協議会に委託しまして、平成21年度から25年度までの5年間で38地区、74人が現在実行されているところでございます。

地域サポーターの活動としましては、主に高齢者を対象に福祉支援を必要とする人への見守りと声かけ、民生委員・児童委員さんへの橋渡し、あるいは認知症に対する理解と啓発の推進などがあります。

今後は、町、社会福祉協議会とともに、地域サポーターが民生委員・児童委員さんと連携しながら、各地区で福祉課題にかかわっていく仕組みづくりを町内全域に広めていきたいと考えております。

さらに、町では、平成25年度からでございますけれども、保育所入所申し込み、あるいはひとり親家庭等の医療費助成に関する提出書類があるんですけども、その様式の変更をしたり、あるいは行政情報によって確認をしまして、できるだけ民生委員・児童委員さんの証明業務を廃止するというところですね、業務の負担軽減を図っているところであります。

社会構造とか個人の価値観が変化しております。全国的にも、民生委員さん、児童委員さんのなり手が少なくなっている状況があります。ですから、菊陽町では、今の民生委員・児童委員さんの担当業務、あるいは一番最初に出ました候補者選出の課題がありますので、そういったものを探りながら、負担軽減を含めたところの打開策を県内の市町村と連携して、今後国へ働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） これは今後の私も課題だと思っております。正直、PTAの役員にしても、何をやっているか分からない。ただ、外から見て大変そうだからということで、なり手がございません。民生委員さんも、正直仕事内容が分からないけれども、とにかくあちこち呼ばれて大変そう。一軒一軒お宅を訪問しなきゃいけないのか、時間がなくてそれどころじゃないということが問題点の一つかなと私も考えております。ですから、こういった内容でやっております、また負担軽減してみんなでできることをやっていきたいと思います。

今コミュニティが、ちょっと前は、もうプライベート、プライベート、自分のことがまずはということで、確かに人づき合いというのが希薄になってきたかと思いますが、ここに来てやっぱり人と人とのコミュニケーションが非常に大事だということに、皆さん気づき始めたといえますか、改めてその大事さが分かってきたかと思います。確かに子育てにしても、今一人で家で育てているからこそ、お母さん方、鬱になったりとか虐待とかあつてるかと思うんですね。これが地域で育てていけば、地域でお年寄りの方などのことを気にかけていけば、一人で見なきゃいけないってなると非常に負担が増えるんですけども、これをみんなですると負担減りますし、やっぱり人っていうのは助け合って生きていくものだということを考えながら、またそれを子どもたちにも伝えていくのが私たち大人の使命だと思っております。

今回は、そういった中で子どもたち、また年老いた先の自分たちのことも考えながら一般質

問をさせていただきました。2番の質問事項については今後の課題検討としていただきたく、また1番の方も選択肢の一つとして考えていただきたく思います。

以上の2つの質問を踏まえまして、町長から一言お願いしたいんですが。

○議長（大塚 昇君） ちょっとその前にいいですか。

教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 最初の南小学校区の御質問の中で、1つ確認をしておきたいことがあります。

特認校については、益城町が確かに昨年募集をしたんですね。26年度からスタートという形ですが、応募には一人もおりませんでした。益城は2つの学校が募集をしておりますが、募集人員が昨年の締め切りまでには一人もおりませんでしたので、今年からのスタートという形にはならないんですね。ですから、議員の御提案は一つの御提案として大変ありがたく受け止めるわけですが、全国にはこういった特認校指定とか自由登校区であるとか、いろんな考え方があると思いますが、一つのそれはあり方だと思います。

ただ、学校は、子どもが一人になっても地域の学校に対する存在感っていうか、思いはすごいものがあると思います。今年は、特に多良木町立の槻木小学校というところが1人入学をして1人でスタートをする、校長1人、担任1人という形での、子どもと3人でスタートをするという、そういった学校もありますし、県内には3人、5人の学校もあります。ですから、少なくなったから活性化に向けていろいろすることは大事であります。このことを大人が子ども前でえらい不安がった形でのいろんな話をすると、子どもは本当に不安を持ったままというような状況にもなりますし、そういった形でだけは子どもに不安を与えない、そういった状況だけはみんなできつっていったらと思います。

益城については、そういった状況で、募集には誰も来なかったという状況でありますから、組織として今年からそれを適用ができるという状況はなかったように思いますから、議事録にも今年からスタートをするということであれば残っていく状況ですから、その辺は確かめておきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私、民生委員・児童委員の件についてお答えしたいと思いますけども、やはりそれぞれの地域の中で民生委員・児童委員の推薦をお願いしておるのは、それぞれの地域の中で地域の力にもなると思うんですけども、住んどられる人たちが自分たちの地域の中に民生児童委員さんがおらないと、やはり非常に困っておられる方、身近な方たちが、議員も言われますように、そういう中で支え合うというのが非常に大事だと思います。

そういう面では、今できてないところについては、また強力に区長さん方をお願いして、自分たちの地区に民生児童委員がないということは、結局はその地域がいろんな面で困られる方が出てこられるということで、ぜひ選出してもらおうように努力してもらいたいということ

を働きかけますけども、一方で福祉課長が申しあげましたように社会構造や個人の価値観なんかの変化によって、非常に民生児童委員のなり手が少ないというのが現状でありますので、この点につきましては担当業務、それから候補者の選出の課題をきちんと探って、熊本県の町村会、それが全国の町村会につながって、国のいろんな方々が集まってこられますので、そういうところでも要望策といいますか、そういうことで要望活動をしながらか、この法律ができて大分、これ昭和23年にできた法律で、非常に現状は今変わっているところもありますので、そういう面での改善策がないかということは、機会あるごとに訴えていきたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） ぜひともいい方向に、やはり助け合つて、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を目指して協力して頑張つていきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時58分

再開 午後2時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はありがとうございます。中岡敏博でございます。

早いもので、東日本大震災が発生してから丸3年が過ぎました。この記憶を風化させてはいけません。いまだ課題は山積していることは、言うまでもありません。

さて、今回の質問に至るきっかけの2つ目であります経験談からお話いたします。

忘れもしません。1月6日、執行部及び議会の新年会という、とても楽しいうたげの後、久しぶりに実家に帰省しました。その次の早朝6時42分、突然犬の大きな鳴き声、女性の叫び声、爆発、破裂音で目が覚めました。皆さんも御記憶にあらうかと思ひます、熊本市北区龍田町弓削の住宅密集地の民家の火災でありました。それが実家の2軒隣で発生し、たまたま帰省したことで遭遇するということになりました。目を疑いました。こんなこともあるのかと。すぐに現場に駆けつけたときには、2階まで炎上してしまつていました。初期消火、人命救助などできません。延焼、火の手が広がることなんですが、防止策も困難な状況でありました。私は車のクラクションを鳴らし続け、その後、ふだんから持ち歩いている拡声器で避難誘導をし、近所の子どもたちを近づけない、通報確認、緊急車両進入経路の確保で必死でありました。

残念ながら87歳の女性と61歳の男性の尊い命が奪われてしまいました。本町で例えますと武蔵ヶ丘7、8町内や向陽台に似ている、実に高齢化が進んでいる住宅密集地であります。この

経験からも、本町における災害における危機意識、知識、マニュアル、訓練等々、重要さを再確認しなければと強く感じました。

この後の質問は、通告に従いまして質問席より行います。

では、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） まず、初めの質問でございます。1、防災対策の充実であります。

九州北部豪雨災害後、本町の被害状況や対応を分析、検証して、今後想定される災害への備えと対策について。

①になりますが、地域防災計画の修正及び改善をされたのか。

私もマニュアルの大切さを十分理解しているつもりでございます。その後にシナリオありなしで、実戦訓練し、確認し、問題、課題を見つけ出し、見直していくことが重要になると考えております。

では、新規、拡充等あれば、また再確認した部分がございますたら教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

地域防災計画につきましては、毎年見直しを行い、防災会議において各委員並びに関係団体にお示ししております。

平成24年7月に発生した熊本広域大水害によって、本町でも白川沿線の地区を中心に、床上浸水27世帯、床下浸水53世帯という被害を発生しております。このときの深夜からの突発的な豪雨による浸水などにより、指定された避難所への誘導が危険な場合、あわせて住民に対する災害が発生する可能性があるとの情報を伝達することの必要性から、平成25年度に、明るいうちからの予防的避難を行うこと、また避難勧告等の判断基準を明確化しております。

熊本県は、昨年4月2日、水防法第16条第1項の規定に基づき、洪水のおそれがある場合に水防活動の目安となる水位情報を発令する水防警報河川に、白川の熊本市小碓橋から大津町の区間を追加指定しております。これにより大津町の陣内観測所と熊本市の吉原橋観測所からの水位情報が提供されることにより、避難勧告等の発令については両観測所からの水位情報を参考に、気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断しております。

主な点検につきましては、以上の2点を見直し、明確化しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは過去の経験を教訓としたケースだと思いますが、今後想定される災害対策として阪神淡路また東日本大震災を参考にした、これは19年前また3年前にされたかと思いますが、再確認されたことがあれば教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それにつきましては、一応その年度以降に見直しなり何なりを行って

おりますので、その見直しの内容等については今現段階としては把握はできておりません。もう十数年前のことでございますので、私の認識ではちょっと把握しておりません。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 災害の発生時は、過去19年前、また3年前になりますが、今の時代に、今の時期に合わせて、また見直されたのかなとちょっと思ったので質問しました。

次の質問に参ります。

全職員の防災意識、知識レベルは向上したのか。また、研修、訓練を実施されたのかについて御質問いたします。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 職員の防災意識につきましては、平成23年の東日本大震災、それと翌24年の熊本広域大水害を目の当たりにしておりますので、向上しているものと認識しております。特に東日本大震災の復興支援には、熊本県の支援チームの一員として、平成23年4月から本庁職員が宮城県東松島市に8人、南三陸町に1人、東北地方の被災地支援事務に従事しております。さらに、災害支援ボランティアとして宮城県石巻市に1人、翌年度熊本県広域大水害時には7人の職員が阿蘇市で活動しております。

なお、被災地支援の内容については、町防災会議や嘱託員会議、広報紙等で報告させていただいております。

また、各職員には、毎年菊陽町地域防災計画書を見直す中で、災害時の個々の役割を確認させることとしております。具体的には、大規模災害時には職員全員による対応をとることとし、災害対策本部設置時には、業務ごとに災害対策班長及び所属部員により対応することになります。

研修については、各担当者が県が行う研修に参加するなどしておりますし、宮城県東松島市や阿蘇市で活動した職員は、現地の災害現場で避難所の運営やコミュニティのあり方などを、実際学んでおります。

訓練については、昨日の吉本議員の一般質問の際にもお答えしてまいりましたように、今月の23日に、来週の日曜日になるかと思っておりますけれども、平成24年7月に発生した熊本広域大水害を踏まえまして、被害の大きかった白川沿線を中心とする地域を対象とした訓練を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） なぜこの質問を項目に入れたかといいますと、現場を回っている中で気づき、不安になったことが数点ございました。

1つ目は、庁舎施設内に掲示されている防火管理者、火元責任者の氏名が、退職者や異動してその場にはいない場合があります、これはすぐ対応されましたね。

（「はい」の声あり）

それと、2番目が、非常口がある建物がありますが、そこに荷物、椅子を置いてある施設もありました。また、ある職員は、AEDの研修を受けているのにもかかわらず、電気ショックは怖い、AEDを準備している時間があれば救急車が到着するから、使わなくて大丈夫という発言もお聞きいたしました。これは小さなものでありますが、職員一人一人隅々まで危機意識、防災に関する知識が備わっているのかと疑問に思ったので、この質問をさせていただきました。

では、次の質問に参ります。

③になりますが、平成24年3月議会後から災害応急用井戸、これは飲料以外の雑用水とし、の設置についてどのようになされたかについてお尋ねいたします。

これは過去に吉本議員が御質問されており、検討するとの答弁でありました。私も東日本大震災被災地に研修で行き、さまざまな情報を集めたのですが、やはりこれは必要なものでないではないかと思えます。お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） では、お答えいたします。

災害時の生活雑排水、いわゆるトイレ、風呂、洗濯などのための水については、水道が断水などの状況に至った場合には必要になるものと認識しております。実際そのような状況になった場合、現状では本町を流れる白川や堀川の水、各学校のプール、各家庭の風呂にためた水などで対応することになるものと考えます。

御参考までに、本町における飲料水等の確保について御説明いたします。

まず、大津菊陽水道企業団により防災緊急用水袋、これは6リットルなんですけれども、5,000袋を主要配水施設、それと500ミリリットルの緊急ペットボトル、約1万本を大津菊陽水道企業団備蓄倉庫に保管しておりますし、平成26年度には給水車の配備も計画されております。

次に、庁舎に設置した自動販売機の管理会社との協定により、災害時の飲料の無償提供と災害に対応する職員分の飲料水を備蓄しております。

次に、企業との協定による供給としまして、株式会社イズミ及びイオン九州（株）と緊急時における物資等の供給に関する協定を結んでおり、災害時には町からの要請により、飲料水等を優先的に供給されることになっております。

さらに、平成25年度に、菊陽中部小学校にプール水を利用の緊急浄化装置を設置しております。

これは、災害時の飲料水等の確保のために約400トンのプールの水を利用できるように、緊急浄化装置と、停電時を想定しまして発電機を設置しております。この緊急浄化装置は、災害時には、1日当たり6,600人分の飲料水等を確保することができます。

また、本年10月に完成を予定しております（仮称）菊陽町光の森複合施設の敷地内に、耐震性貯水槽の設置を予定しております。災害の際は、断水の復旧もしくは給水車の手配が行われ



るまでの周辺住民の一時的な水道水の確保を図るものです。40トン、4万リットルです。1日当たり1万3,200人分。3日間では4,400人分の水を確保できます。手動により水をくみ上げることが可能となっておりますので、停電時対応も大丈夫と、こんなふうになっております。

また、午前中の質問にもありましたように、深迫ダムの水があります。これにつきましては、大菊土地改良区の方に確認いたしましたら、緊急時には使用してもよいということで了解を得ております。あわせて、現時点においても、地区によっては消防の水利として利用されているというものでございます。このようなことによりまして、前回の質問では検討するというご回答しとったかと思っておりますけれども、一応検討した上でこういう対応をやっておりますので、現段階においては井戸の設置については考えておられないような状態でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） ちょっと残念なんです、飲料水を主に御答弁いただいたような気がしますが、一番最初に言いました雑用水をメインとしてちょっと話をさせてもらう中で、私がちょっと納得する材料が不足しておりましたので、御提案させていただきます。課題というものはたくさんあるかもしれません。約100か所にある公園に井戸を設置するというふうにも思っています。8か所ある小・中学校にはプールの水を使用する、また飲料水としても使えるという説明がございました。

そこで、私は、町立保育園が8園ございます。ふだん園児も使えるようにして、緊急時には災害応急用との条件で、保育園8園ありますが、公立保育所の敷地内に井戸を設置するという考えはないでしょうか。これは無駄を減らし、ふだんも使え、園児へのさまざまな教育もでき、また保育園は場所はよく考えられた場所に、町内に設置されてあります。この提案について回答を求めます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほどお答えいたしましたのは、飲料水等ということで飲料水だけではございません。先ほど中部小に設置しております緊急浄化装置、これにつきましては、中部小だけのものじゃなくて、持ち運びができます。例えば白川に持って行って浄化するというような仕組みにもなっておりますので、持ち運びが自由というふうになっておりますので、どこにでも使えます。それと、深迫ダムの水につきましては、これ飲み水じゃなくて雑排用というような考えでおりますので、そういうようなところで対応できるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 次、4番目の質問に移ります。

防災ハザードマップ作成、災害想像力ゲーム、これをDIGといいます。避難所運営ゲー

ム、これをHUGといいます。など、図上訓練の実施についての取組をどのように考えているのか。まず、この2つのゲームは、全国の自治体でも注目し、最近では熊本市も推進しており、これは決して先を進んでいるとは思いません。熊本大学教授北園芳人氏により、昨年12月14日、ふれあい出前講座として参加者は約25人程度の規模でありましたが、内容は災害図上訓練、DIGというものから防災・防犯を考えるということでありました。

まず、マグニチュードや避難勧告、避難指示の緊急性から、簡単に分かりやすく教えていただきました。大きな地図を5人、その後全員で囲み、地域の防災力を高めていこう。イメージトレーニングをしてみようというものです。災害に対して対応策を考え、真剣だがゲーム感覚で気軽に行うことができるトレーニングです。

狙いはほかにもあります。間接的な効果として、顔の見える関係づくり、認識の共有化を図ることができる。防災ネットワークの形成を推進できるということです。まさに災害を知り、人を知り、地域を知ることができます。また、2月25日に、武蔵ヶ丘中学校1年生を対象としたHUG、いわゆる避難所運営ゲームによる図上訓練指導があり、参加させていただきました。社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々約30人が子どもたちに、ジュニアボランティア育成との名目で細かく丁寧に指導なされておりました。簡単なルールを決め、自由に発言、意見交換ができ、正解を求めないで参加者の優劣を決めるものでもありません。まさに気軽に簡単に無理をせずということが大切であり、ボランティアの推進にも大きく影響するものと考えます。明日は菊陽中でも訓練があるそうです。

これは無理をせず、町民の皆様が集まれる日、時間帯を設定し、菊陽町にあります約30の出前講座で講師を招き、また講師謝金等のコストも必要ありません。例えば区長会、町内単位で学び、広げていく。健康体操やお花、お茶、習い事、子育てサークル単位、お友達同士で学ぶなども、幾つも方法が考えられます。当然防災と防犯は、人でいうと一心同体でありまして、夜警でよく「戸締まり用心」、これは防犯ですね、「火の用心」と言います。これは共通して考えていけるものでもあります。また、ハザードマップ作成に、総合的なものから町民の共通認識を高めるために個別に、例えば危険箇所、消火栓、交通安全、不審者出現、防犯灯及び街路灯、AEDや子ども110番設置などなどのハザードマップを簡単につくることができます。

この取組に対して御所見を願います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの質問にお答えいたします。

防災ハザードマップの作成、災害想像ゲーム、それと避難所運営ゲームなどなどの図上訓練は、災害発生時の対応能力を向上させる有効な訓練であるものと考えております。特に、大規模災害時に活躍が期待される各地区の自主防災組織などでは、訓練を通じて災害対応能力の向上を行っていただきたいと思っております。

しかし、現状では、町から自主防災組織に対しての訓練を考えておりますけれども、まず先ほど申されておりましたとおり講師の依頼とか、そういうのを県の方の協力を得ながら、まずは

各地区の区長さんなどを対象に、そういう訓練を実施していけたらなと思っておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） HUGにおきましては、静岡県から広がっていったということを把握しているんですが、熊本市は熊本大学の教授が先頭に立って広げていかれて、中央区、北区でも住民の皆さんが簡単にされているということを御紹介させていただきました。

次の5番になりますが、今後予定している大規模、小規模災害対応訓練は、どのようなものがあるかについてであります。昨日吉本議員の一般質問で答弁なされました、3月23日に、小学校単位で白川の水害を想定した訓練をするということによろしいでしょうか。また、つけ加えることがあったらお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 内容につきましては、白川沿線を中心とする地域を対象とした訓練というふうにしております。具体的には、校区単位でございますので、白川左岸の被害を想定し菊陽南小学校校区の避難訓練、具体的には町の災害対策本部の設置訓練、情報収集伝達訓練、避難誘導訓練を実施し、広域連合消防本部や菊陽町の社会福祉協議会、各自主防災組織、大津菊陽水道企業団、地域婦人会などにも協力いただき、各機関の災害対応能力の向上を図ることといたしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 3月23日に計画しているということと、町長に御確認させていただきたいんですが、過去、町長の答弁にございました、自治区、町内会単位の小規模な訓練も重要であると。私が調べましたが、南方地区は先進地区として、また議会だよりもそういう訓練をしたと紹介されておりました、というのは私たちがつくるんですけど。では、その思いは変わっていない。やはり自助、共助、また小さい地域での訓練が重要であるという思いは変わっていないでしょうか。ちょっと御確認いたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、南方の方には毎年ありますので行っておりますけども、非常にこういった実際、もう菊陽全地区で災害が起きた場合というのは、やはりそれぞれの地域でまず、特に被害に遭われた方々の助け合うという、共助のことが大事だと思います。そういうこともありまして、さっき中岡議員の方からありました、災害の連想ゲームですかね、ゲームとはいっても図上訓練ですが、こういうものは本当に、自主防災組織が立ち上がったところについてはぜひ実際取り組んでみて、これを現実に生かす場合、災害があった場合、どこに自分たちの地域は安全を確保するためにはどこに集まったらいいか、非常に危険なところであれば、もう台風のときたりのように事前に早目にもうそこに避難しておくとか、そういうことが大事じゃないかと思えます。

そういう意味で、さっき総務課長が申しあげましたように、まず各地区の区長さん方を対象にこういうものを実施して、それを持ち帰っていただいて、それぞれの地域でやっていただくということになれば、非常に町全体として地域の力がついていくんじゃないかなと思いますので、そういうものについてはぜひ呼びかけながら、町の方も連携して取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 町長の思いを確認させていただきました。

それでは、2つ目の、大きな2つ目の項目に参ります。

①になります。現在、消防団、昨日もございました、団員数405人、うち女性7人、これは役場の職員ということでございました。本町の消防団の減少への対策、新たな消防団確保のため、町はどのような取組をしているのか。

吉本議員が同様の質問をされました。要点をまとめて答弁していただきたいと思います。これについて、私はスポーツ障害というものを持っており消防団への入団は困難ではありますが、自らの地域は自らで守る思いは同じです。そういう精神に基づいて、消防団が405人、約4万人に対してですね。全国でも、団員減少に対し、消防庁は危機的状況にあるとして、地方公務員及び公立学校職員への入団への推進についても通知が来ているものと思います。ただし、これは御存じのとおり、地方公務員法規定の任命権者から職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の免除許可等の手続が行われなないといけないのかなと思ひ、また本庁の職員の、また公立学校の教員の皆さんの事務量の増加においては、とても厳しいのかなというふうに思っております。それに対して、どういう取組をなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 今の現状から申し上げます。

本町の消防団員数は、条例定数で460名となっております。現在、議員がおっしゃったとおり、実数は405名でございます。過去10年の団員数の推移を見ても、平成18年の420名をピークに、403名から410名を増減している状況でございます。これにつきましては、近年の就業構造の変化や地域社会への帰属意識の希薄等から、本町においても団員の確保に苦慮しているところでございます。

現在の団員確保のための取組といたしまして、町広報紙や町ホームページ等による新入団員の募集と地域の人材を把握している地域消防団による新入団員の勧誘を行うとともに、各自治会の公民館等に消防団員募集のポスターを掲示させていただいております。

先ほど議員御指摘ございましたように、平成25年11月、昨年11月ですけれども、総務大臣の書簡により、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進、機能別団員制度の導入、地方公務員の入団促進ということで書簡が参っておりますけれども、現在消防団員につきましては各班編成となっており、こういう企業の編成をどうするか、それと大学生をどうするか、その辺で今検討しておりますけれども、なかなかいい具体策は見つかっておりませんが、加

入促進には努めてまいりたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） さらなる推進の取組と課題についてですが、具体的な方策として消防団員の処遇等の改善についてでございますが、先日区長会との意見交換会の中でも、ある区長からお話がありました。消防庁は、財政状況が厳しい中で、毎年団員報酬及び出動手当額等を普通交付税に算出しており、各市町村等は団体報酬額等の改善を、必要な単価の引き上げを図ることにより消防団員の改善を図り、消防団員の確保につなげ、イメージアップにつなげることににより消防団入団の推進をとの見解でございます。

また、東日本大震災を機に消防団支援法が成立され、今後の処遇改善、装備品、訓練等の充実の一層支援を期待し、また、これは条例の改正が必要とするならば、ぜひとも前向きに御検討するよう期待いたします。

続けてまいります。もし、今巨大地震が起きたら、あなたは目の前にいる人を救うことができまをすか。6,434人が亡くなった1995年1月17日、阪神・淡路大震災、3万5,000人が瓦れきの中で救助を待っていました。多くの人を救い出したのは、住民たちでした。2割は公的機関が、これは消防、自衛隊が救出し、8割は近隣の住民同士が救助いたしました。混乱の中、消防などの公的救助は十分に力を発揮することはできませんでした。病院も機能しませんでした。とのこと。これはNHKの調査です。

公的機関も、大災害時において優先順位を、火災、救助、搬送、また、けがの状況で明確にしておかなければ2次被害、被害の拡大を食い止めることはできないと考え、今まで災害時に住民の命を守る責任を担ってきた公的機関も、自らの限界を伝え始めてきました。大規模な災害になればなるほど支援は困難になるということは言うまでもありません。

それでは、消防団の確保と並行に、また町長の施政方針でもございました、重要である次の質問に参ります。

②になります。本町の自主防災組織の組織率は41.5%であるが、今後組織を拡大させるための具体的な方策はあるのか。

1月8日、熊日新聞に掲載されました県内市町村の自主防災組織率、2013年上半期、10月1日現在66.2%であり、50%未満の自治体は8自治体あるということで、本町におきましては41.5%、最新では44.4%と聞いております。これは、県危機管理防災課が調査した紙面上では、菊池市、宇城市に次ぐ低いものでありました。しかし、この数値は、自治会単位を小学校単位に組織再生した場合は、急上昇します。ちなみに、組織率100%の自治体は、45自治体中1市11町4村の16市町村であります。組織率にこだわり、ポイントを見るだけでなく、データに基づき、実際に実動できるもの、また、より身近な方々からの組織編成をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど議員がおっしゃられたとおり、10月1日現在の県内市町村の組

織率の平均は66.2%ということで、本町の組織率44.4%とは大きな差があり、町としましても災害時における自主防災組織の必要性から、組織率の向上を重要な課題として認識しております。

町から各地区への働きかけとしましては、嘱託員会議の場において自主防災組織の必要性、設立の方法、町等からの補助制度などについて説明を行い、未設立区においては自主防災組織の設立をお願いしており、平成25年度は5つの地区で設立をされておられます。

また、昨年5月に開催されました区長会の会議においては、先進的な取組をされている柳水区の区長から、柳水区自主防災計画の内容や活動状況についての研修がございます。11月の区長会視察研修では、先進地である長崎県長与町の自主防災組織の取組について研修され、各地区の区長さんは、自主防災組織の必要性について認識をいただいているところであります。

課題としまして、光の森地区やにじの森などの近年設立された地区、また自治会がない地区で、いかに設立を促進するかであると考えております。

自主防災組織は、大規模災害時を想定すると、自治会単位で設置した方が最も機能を発揮するものと考えますが、例えば光の森地区などでは、まず合同で広域的な組織をつくることも一つの方策と考えます。広域的な組織から始め、各地区の組織が安定してきたら、おのおの組織を立ち上げるといった段階を踏むことも提案していきたいと考えております。

また、未設立の地区や県の危機管理防災課から自主防災組織支援員を派遣していただきまして、設立のための規約作成や班編成にかかわる助言、指導、必要性、役割等に関する講演などを依頼することもできますので、菊陽町の組織率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 広域で集って自主防災組織をつくっていくという考え方もあるということで、関連の提案、質問になります。

3番の西部地区の防災・防犯における拠点として、地域安全・安心ステーションやパトロールセンター（防災・防犯）を設置し、自主防災・防犯団体の立ち寄り所を設置する考えはないのか。

これは、平成16年から消防庁におきましては安心・安全ステーション、警察庁におきましては言葉が反対になって安全・安心ステーションというふうにして、拠点づくりを皆さんしませんかということで投げられた事業でございます。

また、先日、合志市の黒石団地パトロールセンターに出向き、調査させていただきました。黒石団地におきましては、地域の方たちが集まり、警察も注目し、これはパトロールセンターは公民館と併設しております。そしてまた活動が評価され、内閣総理大臣賞を受賞なされ、また合志市の市長は、市民の民間交番を設置する意向を示しております。

そこで、自主防災組織率を上げる、及び地域の方たちがすぐ立ち寄れる拠点として、具体的

に言いますと消防団、自主防災組織の方々、今考えているの方々、役場職員、区の役員、警察、消防、自衛隊、スクールパトロール隊、青少年健全育成町民会議委員、少年補導員、少年指導委員、保護司、更生保護女子会、セーフティーパトロール隊、自警団、PTA、防犯委員、交通安全協会、先ほど出ました民生委員・児童委員の皆様などなど、個々に大活躍されている方が集まり、さらに顔が見え、西部地域の大きな地図を囲み、最新の多くの種類のハザードマップを作成し、共通の防災・防犯に対する共通認識をして協力し合える拠点があれば、前進することが多いと考えております。当然、新設というのは無理に近いというのは言うまでもありません。

それでは、武蔵ヶ丘支所跡地になろうかと思いますが、これは施設の問題など少しはあるかもしれませんが、武蔵ヶ丘支所の一部、また、もしくは、11月運営開始予定の（仮称）光の森複合施設に、このような安心・安全ステーション、また、パトロールセンターを設置するのはどうでしょうか。町長の御意見をお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 現段階では、具体的な考えはありませんが、今言われたように本年11月から（仮称）光の森複合施設が開始予定であります。ここは夜間も開くようになる予定をしておりますので、そういうところが集まりやすい。また、ここは地域の活動拠点ということで、光の森あたりはまだ地域公民館を持っておられないので、そういう会合の場所にも使っていただくような部屋も予定しておりますので、そういうところでできないかを、これから使い方については関係部署が集まっているいろいろ進めていくようにいたしますけども、その中でこの問題もひとつ取り入れていきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

次の質問に参ります。

④菊池広域連合消防本部、警察との連携、協力体制の中、緊急通報及び情報伝達に課題はないのかという質問になりますが、当然発災時は熊本県警備本部も設置されるわけですが、また今年25年の菊池広域連合消防本部の救急出動件数は7,000件を突破し、災害ドクターヘリ含め、83件の出動がなされております。1日に計算すると約20件ということで、広域連合消防本部も18万人の命を預かっている状態になる中、常に役場、行政と警察と、また、昨日吉本議員もおっしゃいました、自衛隊と密に緊急通報及び情報伝達をしていかなければなりません、この部分において、もしも課題があれば出していただき、どのようにクリアするのかを教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

菊池広域連合消防本部と警察との連携、協力体制については、毎年6月に開催しております菊陽町防災会議に御出席いただき、防災計画書の内容等を確認をいただいているところです。

また、毎年の消防団の規律訓練及び水防術、年末警戒や出初め式に消防、警察と連携を密にし、実施しております。

通常時における連携、協力体制についての問題はないと考えておりますが、大規模災害時を想定した緊急通報及び情報伝達の訓練は必要であると考えております。災害は、いつ発生するか分かりません。訓練を通して日ごろから災害に備えておく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） これは平成18年、19年でしたか、そこまでは総務課に現職の警察官が配置されておりました。その対応、また情報収集能力もすぐれており、今はそのような職員は配置されておられません。そこで心配なところがございましたので確認させていただきました。

次に参ります。

⑤協定を結んでいる社会福祉協議会、菊陽町土木建設業協会において課題はないのか。あるならば、どう認識しているのかについてであります。これは質問内容がちょっと漠然とし過ぎたので反省しております。

1点目になりますが、社会福祉協議会との協定においては、主に防災・災害時ボランティアについてお聞きしたいと思っております。

ボランティアセンターがございまして、その中で登録されている団体が2団体あるということでございます。そこで課題等があれば、お聞きしたいと思います。

続けてまいります。

次に、気になる点で2点目になりますが、先の9月議会、産業建設常任委員会において菊陽町土木建設業協会との意見交換をしたときに、不安材料があったという御意見がありました。災害時における協定についてお尋ねいたしますが、協定の概要は把握しておりますので説明は要りません。これは災害が起きた場合、地元の地域の身近な方々で十分力を、パトロールを迅速にしてもらい、情報を消防本部及び消防団、職員と共有する。重機等の機材を提供していただき、迅速に対応し、応急的に対応してもらおう。特に、建設業の方々の災害復旧に対する活躍は大きいものであります。昨日も出ましたが、消防、警察の活躍はマスコミによく上がりますが、自衛隊、また建設業協会の方、業者の方々たちの活躍も大きな役割をなすものと考えております。

また、心配するのは、ほかの自治体によりますと、日ごろの業務ができなくなる、仕事がなくなるおそれがあることから、企業側が協定締結をお断りするケースもあるそうです。この協定期間は、平成26年3月31日までとありますが、この2つの団体に関して課題はありますか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） まず、菊陽町土木建設業協会との協定に関することについてお答えいたします。



菊陽町土木建設業協会との協定の内容に関しましては、先ほどおっしゃられたんですけれども、各種災害に伴う復旧業務協定ということで結ばせていただいております。これはあくまでも菊陽町に関することをごさいますして、もうほとんどが菊陽町の道路等ライフラインの復旧につきまして協定を結ばせていただいております。

せんだってありました熊本広域大洪水における白川沿線の道路等のライフラインの確保についてでございますけれども、一応当日のお昼からはもう活動されておられまして、一応担当課に確認いたしましたところ、別段問題はない。ただ、問題があったのは、多分県との協定ではないかと思っております。県につきましては、当然県道、河川がありますので、河川の復旧等は大変苦慮したということをお聞きしておりますので、その辺で問題があったのじゃないかというふうにお聞きしております。本町におきましては、速やかなライフラインの確保をいただいております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、議員が一番最初に質問されました、協定を結んでいる、これは社会福祉協議会における課題でございますが、現在菊陽町では、これは福祉サイドを中心に、これは実際菊陽町社会福祉協議会とは、災害時、要援護者避難支援計画関係で、一般の避難所と違ひまして、避難所での生活において特別な配慮を要する方、いわゆる要援護者の方たちの福祉避難所の開設に当たっての分の協定、一例を言いますと、町の老人福祉センターが、あそこが今社会福祉協議会に指定管理をお願いしておりますので、その関係で、平成23年9月に、町の方で一般避難所のほかに福祉避難所を開設する場合において町と社会福祉協議会が協議をして、老人福祉センターあるいは武蔵ヶ丘のふれあい交流・福祉支援センターの開設をお願いいたしますということで協定を結んでおります。これについては、そのほかの社会福祉法人等も一緒に、その当時、災害が発生し、または災害の発生のおそれがあるといった場合に、菊陽町の地域防災計画もあわせて、その一般避難所に加えて福祉避難所を置くということにしております。

それと、今議員がおっしゃったボランティア連絡協議会ですね、というところの分については、直接社会福祉協議会の下部組織ではなくて、ボランティアは連絡協議会がありますので、災害のときには災害ボランティアというところで、町のボランティア連絡協議会に加盟されていますその団体の方のボランティアというのはありますけど、実際に町が協定を結んでいるということではないと思ひます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 分かりやすい説明ありがとうございました。

建設業との意見交換の中で、国、県、市町、住民から指示や要請が錯綜し、通報がある順に対応してしまうなどの混乱が起きた非効率を直すため、情報を一元化するシステムが必要だ

と、これは九州北部災害における建設業の災害対応実態調査報告書から確認したんですが、それと前もって13社、会社がありますが、担当エリア、班、グループで活動範囲を明確にしておき、また予行練習等も必要ではないかというのをちょっと思ったので御質問いたしました。

時間が押してまいります。これほどさまざまなたくさんの防災、消防危機管理に関する事項、その他災害時要援護者等登録等のさまざまな業務が山積する中、役場総務課に担当職員が1人というのは、本当に対応できるのかと疑問を抱いております。

時間がありませんが、最後の質問になります。

今年1月15日、定例記者会見において、熊本県蒲島知事が、九州を支える広域防災拠点構想を発しました。これに対して、熊本空港を取り巻く周辺自治体である本町ができる役割はどのようなものがあるのか、協力体制等の整備はなされているのか。まだ、県の方でもはっきり話し合いがなされていないのかもしれませんが、何かありましたらお答えください。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） お答えいたします。

菊陽町域が含まれております阿蘇くまもと空港の防災拠点化については、熊本県が掲げる九州を支える広域防災拠点構想の中に位置づけられております。これから具体的な計画が進められると思いますので、今後、熊本県からの協力要請等がありましたら、きちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 少しお疲れの方も出てきたようでございますが、最後に、町長の思いやマニュアル、いろんな訓練が万が一のときに必ず生かされることを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時8分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月14日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成26年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成26年3月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 中 岡 敏 博 君   | 2 番  | 野 田 恭 子 君 |
| 3 番  | 吉 本 孝 寿 君   | 4 番  | 吉 山 哲 也 君 |
| 5 番  | 渡 邊 裕 之 君   | 6 番  | 坂 本 秀 則 君 |
| 7 番  | 石 原 武 義 君   | 8 番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 10 番 | 岩 下 和 高 君   | 11 番 | 佐 藤 竜 巳 君 |
| 12 番 | 福 島 知 雄 君   | 13 番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 14 番 | 加 藤 眞 佐 男 君 | 15 番 | 上 田 茂 政 君 |
| 16 番 | 小 林 久 美 子 君 | 17 番 | 梅 田 清 明 君 |
| 18 番 | 大 塚 昇 君     |      |           |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                                    |             |
|-------------------|-----------|------------------------------------|-------------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                              | 井 手 義 隆 君   |
| 教育委員長             | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長                              | 赤 峰 洋 次 君   |
| 教育次長              | 鶴 田 義 晃 君 | 総 務 部 長                            | 吉 野 邦 宏 君   |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君 | 産 業 建 設 部 長                        | 松 村 孝 雄 君   |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 | 総 務 部 審 議 員 兼<br>人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 | 堀 川 俊 幸 君   |
| 総 務 課 長           | 吉 川 義 則 君 | 総 合 政 策 課 長                        | 服 部 誠 也 君   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 浩 徳 君 | 税 務 課 長                            | 阪 本 章 三 君   |
| 福 祉 課 長           | 宮 本 義 雄 君 | 健 康 ・ 保 険 課 長                      | 佐 藤 清 孝 君   |
| 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君 | 環 境 生 活 課 長                        | 大 山 陽 祐 君   |
| 町 民 課 長           | 酒 井 章 彦 君 | 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長                      | 大 川 由 紀 美 君 |
| 農 政 課 長           | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長                            | 今 村 敬 士 君   |
| 都市計画課長            | 小 野 秀 幸 君 | 下 水 道 課 長                          | 士 野 公 典 君   |



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） おはようございます。菊陽政策研究会の渡邊でございます。本日は傍聴、皆様ありがとうございます。

まず、東日本大震災から3年という話をしようかと思いましたが、2時7分でしたですかね、いきなり携帯が地震です、地震ですというような声が鳴りまして、それから揺れがしばらく続きました。皆様も、今日の朝も議会控室で皆さんの携帯が鳴ったということで、こういうものでいち早く危険を知らせるといようなシステムができたのかなと、どういうアプリを入れてたのかなというふうに思いましたら、これは気象庁かどこかからの警報ということで、こういうものが大分普及をしてきたのかなというふうに思いました。愛媛県沖での震源地ということで、大きな被害はなかったようでございますが、昨日は中岡議員が防災の質問をされましたけど、当局におかれましても、このようなことがいつ起こるか分かりませんので対応をお願いしたいと思います。

さて、3月11日、東日本大震災から3年を迎えました。大分この記憶からといいますか、その意識から少し離れてきてるのではないかなあというふうな思いがいたしております。昨年、私も菊池広域連合の視察を東北にいたしまして、11月でした、石巻市の方に参りまして、現地を視察をいたしました。もし説明がなければ、塩漬けされた工業団地、要するに売れない、そういう場所かなと思うぐらい、もう説明を受けなければ分からないぐらいになってきております。もちろん、まだ持ち主の許可がとれないので壊されない家もありましたし、壊れたお寺等々、残骸もありました。これだけ東北から離れておりますと、どうしてもそういう意識になってしまいますが、やはり私たちはこの大震災を忘れてはいけない、そういう思いがしております。

そこで、吉本議員が発起人となりまして、今年で3年目になりますが、ゆめタウンさんをお借りしまして、明日13時からまた、募金をいたしたいと思っております。額は少ないかもしれませんが、それ以上に、そこに訪れた皆様に啓発の意味もあろうと思っておりますし、少ないお金ですけども、そういうお金がやっぱり気持ちとして贈られることが大事かなと思っておりますので、議員各位はもとより行政の皆さん、そして傍聴人の皆様もぜひ御協力をお願いしたいと思います。また、改めまして、犠牲になられた皆様に哀悼の意をささげ、御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を祈念するところでございます。

それでは、質問に入りますが、今回は町長がこの定例会の冒頭で説明をされました26年度の施政方針、そして総合計画についてお尋ねをいたします。

町長は、昨日の上田議員の質問の中で、事実上の出馬表明をされました。しかしながら、評価されるのはこれから10月までの間の町長の、この施政方針の中身がどこまで進むのかというのが、これが通信簿として次の選挙戦の争点になろうかと思しますので、忌憚なく御意見をいただきながら討論をさせていただきたいと思えます。

それでは、質問者席より質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、質問に入ります。

その前に、議長にお許しをいただき、ちょっと順番を変えさせていただきたいんですが。生涯学習、生涯スポーツの充実の②にしております地域連携のコミュニティ・スクールですけども、これは学校教育の充実ということで、この項目ではございません。これ私のミスでございます。そこで、1番の心の教育の充実でこの②を先にさせていただきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○5番（渡邊裕之君） よろしいでしょうか、すいません。

では、1番目の心の教育の充実ということについてお尋ねをいたします。

今回は、これだけ大きな中身ですので、私がこれまで携わってきた、また質問してきた内容の確認と町長の思い、これからの取組についてお尋ねをしたいと思えます。

その1点が、心の教育の充実ということでございます。昨年の6月にいじめ防止対策推進法というのが成立して、9月から施行され、12月だったですかね、県のいじめ防止基本方針というのが策定をされました。その中には、町や学校の対策等々も細かくうたわれております。それを受けまして、町としての方針、学校としての対策、どのように考えておられるか。方針の内容は読んでおりますので、できればどのような対策をとられるかの説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

議員もおっしゃったように、昨年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行され、同法第2条においては、いじめを当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しています。この法律を受けまして、文部科学大臣は10月11日、国のいじめの防止等のための基本的な方針を示しました。

そして、熊本県では12月26日、熊本県いじめ防止基本方針を策定しております。このいじめ防止対策推進法では、議員おっしゃったように、各学校において、いじめ防止基本方針を策定

することを義務づけており、現在各学校において県の基本方針を参考に学校の基本方針を策定中であります。学校現場におきましては、6月を心のきずなを深める月間として、いじめを許さない学校、学級を目指す取組を行っております。具体的には学校生活アンケートの実施、児童・生徒との個人面談、人権集会、いじめ根絶に向けた標語の募集、学校、学年、学級だよりを通した保護者への啓発などです。

教育委員会としましては、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、hyper-QUを小学校6年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に年2回実施しております。6月には関係教職員を集めまして、このアンケート結果の今後の活用方法についての研修会を実施いたしました。さらに、各中学校に1名ずつ教育相談員を配置したり、杉並教室に相談員2名を配置するなど、児童・生徒や保護者との相談活動の充実を図っているところです。また12月には県下の公立小・中学校全てにおいて心のアンケートが実施され、気になる回答をした児童・生徒には、担任が個別面談を実施しております。このような定期的な取組以外にも、日常の児童・生徒の観察を通しての気づき、児童・生徒や保護者からの相談、地域住民からの情報等にも、教育委員会と学校が連携して即座に対応しているところです。

学校の対応は万全かと聞かれれば、あらゆる物事に対して万全の方策はないと考えます。教育委員会として校長に対しては、いじめほどの学校にも起こり得るものであり、児童・生徒の命にかかわる、大事なことだという認識と危機感を常に持って学校経営に当たるように指導をしております。菊陽町の子どもたちが他人を平気で攻撃し、傷つけるような大人にだけはなあってほしくない。他人の痛みが分かる大人になってほしいと強く願っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） この基本方針を受けて、学校でも町でも対策をとられているということでございます。ぜひ、しっかりと、特に学校において、やっぱり現場の先生が一番でございます。

今回質問した中で、3年間中学校のPTA会長もいたしまして、学校とは別にPTAとしても毎年アンケートをとっております。いじめの気になることが保護者であるか、また我が子、お友達でそういう話を聞いたことあるかという中で、やはり数件出てきましたので、1年目はすぐ教頭先生を通じて学校で対応してくださいということで、その内容を上げました。昨年10月に行いまして数件気になるものがありましたので、こういうことも学校に通知をしてやった中で、いじめだけではないんですが、一昨日の吉本議員の質問の中で不登校、杉並教室のお話もありましたけども、やはり初期といいますか、担任の先生に対する不信感というものがあります。これを言ってしまうと先生が余りにも気の毒だなあというふうに思います。

これは教育新聞に、去年のありましたけども、いじめで子どもを亡くした親などでつくるNPO法人ジェントルハートプロジェクトというところで、これはもう全国ですけど、小・中学校の児童・生徒の教員に行ったいじめに対するアンケート調査では、半数以上の先生方がいじ



め問題、ほかの仕事に支障を来し、子どもたちからいじめ相談を受けての解決に自信が持てないというようなアンケート結果があったと思います。もちろん、さまざまな学校、いじめだけじゃなくて取り組まれる中で担任の先生の、特にじゃ加害者側の親に言えるかというたら、そっちが強く言われたらというところの心労も大変きついと思います。ですので、学校の中の方針の中で、それぞれのクラスの問題も速やかに先生も上げていただいて、相談員も配置していただけるということです、それぞれで速やかに初期の段階で対応できるようにお願いをしたいと思います。

今、御説明いただいた学校や町の中での方針で、少し子どもたち間で取り組めるようなこともあったかと思いますが、もし、子ども同士で何か取り組めるような施策があれば、少し御説明をいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 先ほどのお答えの中にもありましたけれども、6月、それから学校によっては11月等に人権集会等を実施しております。これは、どの小学校、中学校においても児童会あるいは生徒会主体で取組がなされております。その学校における今一番大きな課題、特にいじめ等もその中に含まれますけれども、それをどうやって児童・生徒に、自分たちの仲間浸透させようかというような企画を持って集会等も取り組まれているような状況です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） やはり、これは日本PTAの研修で、文科省の方だったかと思いますが、説明を受けた中に書いてありましたけども、大人がいじめって過剰に考えてしまう、子ども同士ではそんなに大きな問題がなくても、ついつい入ってしまうというような過干渉、過保護というものもあるようです。ですから、やっぱり一義的には子どもたちで解決する力が、やはり必要だというふうに思います。

そこで、御存じだと思いますけども、神奈川県藤沢市で取り組まれていますスクール・バディ活動、御存じでしょうか。バディというと、映画「海猿」という海上保安庁の中で、水中などにいるときにお互いをバディと呼ぶようでございます。これは、生徒同士による支え合いのシステム、この中学校ですけども、15人ほどの有志生徒が委員会とは別にスクール・バディとして活動していると、生徒会と共同し、朝の挨拶運動を行ったり、いじめ相談ができる相談室を開設したり、いじめ防止のポスターを作成し、学級に掲示してもらったりと、生徒が話し合いを重ね、主体的に活動しているということで、これは県の教育委員会がNPO法人にいじめ防止プログラムというのを依頼して、これによってこのようなシステムをつくり上げているようでございます。これが全てではございませんが、やはり子ども同士で、生徒会中心でいいでしょうし、このバディという考え方はいいと思います。

一番いいのは、保育園でファミリーというのがありますですね、課長。年長さんと下のクラスで同じブドウグループだとか、何グループとかとって、そういうふうのをやっております。それぞれの中学校や小学校においても、やはり上級生が下を守るというような意識を持つ

ためにも、それぞれにそういう活動の中で弱きを助くというような精神を持たせることも必要かと思しますので、菊陽町は菊陽町のバディみたいなものを考えられたらいかがかなと思います。

この件に関しては、今、御説明いただいたんで、これで終わりますが、1つ、これも教育新聞で山鹿市の教育長の堀田先生、教育長御存じかもしれませんが、この先生がお書きになっておりました。「いじめを許さぬ学校へ、加害生徒出席停止」ということで、加害生徒に対して学校教育法35条にのっとり出席停止の懲戒処分を言い渡したと、悪くもない子どもがこういういじめや何かで、なぜ学校に出れないのかということで、これは赴任なさる前に起こったことに対して、赴任後にそれを徹底してやったと、すなわち学校の校長先生の覚悟で、こういう子どもたちが守られているということでございます。なかなか、ここまで取り組まれるのは大変かと思いますが、学校の校長先生方も大変かと思いますが、このぐらい強い意志を持って、絶対にいじめは許さないということで取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

また、私どももNPOを立てて、学校教育の支援というのをしていこうということで立てましたけども、その中では法教育セミナーをしていきたいと、やはりルールを守るためには、もしこういうことが大人の社会で起こったら、あなたはどのような法律に違反するかということを教えながら、道徳、ルール、規範意識というものを高めていきたいと思っております。

今日のこの後の質問も全てそうですが、全て行政に何かしてくれというお話ではありません。全ては協働、先生方と地域、保護者、子どもたち、そして地域の皆さん、団体、そういうところと協力して進めていくという話を進めていきますので、そういうところでこのような他団体との協力というものも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

では、先ほど許可をいただきましたんで、今の協力というところで連携してきますけど、地域連携と学校支援事業の具体策をうたう熊本県版コミュニティ・スクールへの取組はどうなっているかということでございます。これは、もう何度も質問いたしておりますし、文科省の正式なコミュニティ・スクールの話から熊本版コミュニティ・スクールの話もいたしております。

今回は、総合計画の中で具体策として県版コミュニティ・スクールということでうたわれております。前回は、学校への案というものの中で取り組まれているというお話でしたけども、きちっとこの中には協議会の設置というものがうたわれておりますので、これは去年の3月、ちょうど1年前の質問でございますが、そこから教育長も必要な状況や協議会の立ち上げ組織を運営する必要が出たら検討していきたいと思うという答弁をいただきましたけども、その後、この総合計画の推進も含めて、どのように検討されたか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀 行徳君） おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたしますけども、まずその前に、生涯学習課の方から学校支援事業の取組について御説明をしたいと思います。

菊陽町では国の補助を受けて、平成20年度から菊陽西小学校支援地域本部と菊陽西小学校支援実行委員会をコーディネーター1名とともに菊陽西小学校に配置して、スタートしています。最初は、モデル校のような形で菊陽西小学校だけで行っていますので、実行委員会の会長を学校長が務め、委員を学校関係者、地域関係者、教育委員会関係者で構成していました。21年度からはコーディネーターを2名に増員し、平成23年度からは支援本部は菊陽西小学校に置いたままで、実行委員会の名称を菊陽町学校支援実行委員会と改め、支援対象の学校が1中学校、3小学校と、ほぼ町全体に広がりましたので、コーディネーターの担当区域を中学校区単位と決めました。平成24年度からは菊陽町学校支援実行委員会を菊陽町学校支援事業連絡会議と改め、会長を教育次長、副会長を生涯学習課長、事務局を生涯学習係長として、構成委員も各学校の教頭及び教務主任として、本部も菊陽西小学校から教育委員会内の生涯学習課に異動いたしました。支援対象校も全小・中学校へと広がりましたので、学校支援事業の実績につきましても、平成24年度は2中学校、6小学校、これ全校でございますけれども、61の項目に1,513人の地域ボランティアの方が、平成25年度は1中学校、6小学校で46の項目に1,458人の地域ボランティアの方が学校支援活動を行っております。さらに、平成25年度、今年度ですけれども、国が進めています開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力を活用する仕組みである地域の寺子屋推進事業を菊陽西小学校が取組を行っております。このように菊陽町では、学校と地域の人々が連携して子どもたちを育てていくための取組を年々着実に実践しておりますので、まさに熊本版コミュニティ・スクールに近づいたものだと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 前回もこの地域支援本部とコミュニティ・スクールの話が混同されておりますが、これはコミュニティ・スクールということで文科省のサイトにあったんですが、地域の住民がボランティアとして学校を支援する取組としての地域支援本部、学校運営協議会と地域支援本部の目的は、本来異なるものであるが、実態として役割の違いが分かりにくくなっているという指摘があるということで、まさにその部分であります。

両者は何が違うかということ、今、御説明いただきましたけれども、学校支援地域本部は、学校支援とするため、学校が必要とする活動について地域住民のボランティアが協力をするものであると、ここには意見を聞く場所はないんです。学校運営協議会、すなわちコミュニティ・スクールの場合は、校長や教育委員会に対する権限や役割が法令で規定されており、保護者や地域住民の意見が学校運営に直接反映することを制度的に担保し、保護者や地域住民と学校教育委員会とが学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組みであると、これ全く違うものです。

簡単に言うならば、意見の反映を目的としたものがコミュニティ・スクール、学校運営協議会で、学校支援を目的とするのが学校支援地域本部であります。ですから、私が申し上げてるのは、この中にきちっと熊本県版のコミュニティ・スクールというものが施策の中でうたわれ

ておる、具体的なものとして。この中にも、県の教育委員会は、熊本県版コミュニティ・スクールの中で各学校に協議会を設置する。もちろん教育委員会ではなくて、各学校長がこれを置くということになっております。ですから、コミュニティ・スクールの場合はきちっと協議会を置くということですので、そこの部分の検討をされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、現在町内の各学校においては、熊本版コミュニティ・スクールにうたわれております協議会は設置しておりません。教育委員会の方では、平成13年に各学校に学校評議員制度をスタートさせております。学校評議員の方からは、学校運営に関して校長に貴重な意見をいただいておりますし、教育委員会としましても、校長に対して学校評議員制度などの既存の組織とさらなる連携を推進するよう、機会あるごとに指導しているところです。

また、熊本県版コミュニティ・スクールで規定をされております学校の応援団という言葉で表現をされておりますけれども、その一番の応援団はPTAの組織ではないかなと考えております。校長とPTA、特に会長とが互いに手を取り合って、絶えず児童・生徒を中心に据えた教育活動を展開するよう、校長に対して指導を行っているところでもあります。熊本版コミュニティ・スクールが目指す地域の教育力を学校に取り込みながら、地域に開かれた信頼される学校づくりという点では、先ほどの生涯学習課長の答弁のとおり、着実な実践を積み重ねていると考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 教育委員会の方針は分かりますが、明確に具体的施策として町長がうたわれているので尋ねてるんです。では、町長、町長がこの取りまとめの責任者であります。もちろん、これらをまとめたのは教育委員会かもしれませんが、具体的施策として熊本県版コミュニティ・スクールの推進ということを書かれておりますが、町長としてはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この熊本県版コミュニティ・スクールにつきましては、今、生涯学習課長、そして教育次長の方からも言いましたように、教育の実践の場は教育委員会の方でやっておりますので、その中でしっかりと取り組んでいるという報告も受けておりますし、今の答弁の中からも、うちの町の中でボランティアの方々も1,500人を超えるような方々が参加した中で取り組まれておるということで、着実に進めているということで判断しているところであります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今日はこの制度だけを話す時間がございませんので、これはここまでにします。

ただ、全国にはコミュニティ・スクールを導入してよかったと、特にボトムアップでつくっ

たとこの意義は大きいというところでありました。先ほどPTAの話がありましたけども、やっぱり任意組織としての学校をサポートしてるPTAとは、その制度がやっぱり一年一年に変わる単年度制のPTAと、きちっと制度としてやるコミュニティ・スクールとでは全然制度が違いますので、これはまた推進をしていきたいと思います。4月からPTAも離れますので、一保護者として、地域住民として取り組みたいと思います。ある区長さん、そして元区長さんもこの取組について、ぜひ推進をしたいということでございます。

前回、質問の中で教育長先ほど言いました私の質問の中で、協議会が必要となればということでしたけども、これは文科省版の中の推進の中で1つあります。もう一度申し上げますが、学校が地域コミュニティの拠点であることに留意し、保護者、地域の主体的な意欲と要望を尊重しつつ、積極的な検討を行うことが望まれるということで、そういう要望がどれだけあれば教育委員会が動くのか分かりませんが、このような活動をしていく、もちろんこれは敵対するものではありません。先ほど言いましたいじめの問題で、この防止の中でもコミュニティ・スクールというものがうたわれております。家庭や地域の連携の中で、いじめ問題についても協議する機会を設け、学校運営協議会を活用しということで、この方針の中にもうたわれております。ですから、やはりPTAとは違う権限のある、もちろん県版の場合はそこまで任命権等々はございませんが、ぜひともこれは前向きに検討してまだまだ、町長もう少しこの総合計画も先の、実行段階の先もございまして、ぜひ御検討いただいて、進めていただきたいと思っております。

(教育長赤峰洋次君「議員、その前にいいですか」の声あり)

はい、どうぞ。

○議長(大塚昇君) 教育長。

○教育長(赤峰洋次君) 今の議員のお話のとおりであります。熊本県コミュニティ・スクールと文科省が進めてるものとの違いは、法的なものの違いもございまして。今おっしゃったように、コミュニティ・スクールそのものについては法的なものの拘束が出てまいります。熊本版コミュニティ・スクールについては学校長が一応やるか、やらないかというようなことありますから。今、議員は、ちょうどPTA会長もしてらっしゃいますが、校長とこの話をされたことはございましてか。

(5番渡邊裕之君「あります」の声あり)

そうですか。

(5番渡邊裕之君「はい」の声あり)

はい。どういうお返事だったか分かりませんが、学校の方でそういったお話はありませんでした。私は、校長会の中では常にこういったコミュニティ・スクールとか、そういったお話が出てくるので、まずは学校執行部と評議員会がありますので、評議員の皆さんとPTAの執行部と話をしながら、学校運営に当たってほしいというお話をしております。したがって、熊本県コミュニティ・スクールという組織化はしていませんが、今申し上げたような形で地

域の方々をひっくるめた形で、一応よりよい教育をとというようなことでのお話を校長の方にもしておりますので、校長と熊本版コミュニティ・スクールについては十分お話をいただいて、委嘱をするのは学校長でありますから、その辺との話ができてないと、やろうかという雰囲気になりませんし、教育委員会がやれということやってるわけでもございませんので、ぜひその辺はお話を学校としていただきたいと思っております。精いっぱい、そういった教育委員会としての支援はしてまいりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ありがとうございます。今おっしゃったことは全て分かっております。校長の権限があつて、熊本県版を進めるということです。ただ、県内においても指定校というのは、どうしても自主的に上がらないのでそれぞれで、教育委員会の後押しをしているのかなあと思います。私が3年間いる間に校長先生3人かわりましたけども、全ての校長先生とお話をしました。1年生のときの岩崎校長先生は、町内に2校ぐらいは必要かなあという話をしておりましたが、残念ながら全て1年で交代という中でなかなか推進もできませんでしたし、それより何より保護者の理解が大変難しい、PTAの執行部もそうですけども、それは私の努力不足かと思いますが、これからはしっかりとまた、地域の声も挙げながら、今おっしゃっていただいたような内容を進めながら、これは本校だけに言ってるわけじゃありません。このような制度が必要であるという推進する立場から申し上げておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、熊本県教育委員会の検討委員会、運動部活動とスポーツ活動のあり方検討委員会、ここが部活動から社会体育への移行を柱とする報告書を教育長に答申をされております。内容は、小学校の運動部活動を将来的に社会体育へ移行し、外部コーチらの地域人材を活用することなどを柱とする提言案をまとめて答申されております。その中で、県教委は提言を受けて、県内の各地域の実情を踏まえて適正な部活動の方針の作成を進めるということで、これ報道ですけども、書いております。今後、市町村教育委員などを通じて提言の周知を図り、今年のこの夏を目途に適正な部活動のあり方を示す方針を策定、その後は地域ごとの教職員や保護者などでつくる委員会を設置し、5年ほどかけて各地域の部活動を探ってもらうということでございます。知りませんでしたけど、我々子どもころから部活動が小学校であるというのが常識でしたけども、熊本や愛知など全国でも数えるほどということで、こういう流れになっているというような報道でございます。

そこで、菊陽町としては、すぐにはではないですけど、こういう流れが今後おりてくると思いますが、どのように検討し、どのように対策をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀 行徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

御質問は、今、議員が申されました今年度熊本県教育委員会内に設置された運動部活動及び

スポーツ活動のあり方検討委員会が出された提言の中にあります小学校部活動の地域クラブなどへの移行に対する対策をどうするかということだと思います。県の教育委員会内に設置されました委員会に関することは、まだ正式に通知等が来ておりません。したがって、報道されている範囲内でしかお答えできないことを最初にお断りしておきます。

運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会は、部活動の過熱化、勝利至上主義、少子化によりチームが組めない、ニーズの多様化や指導者不足などの課題を検討するために、熊本県教育委員会が今年度設置をしております。この検討委員会では、1年間検討した結果を提言として2月末に熊本県教育委員会に提出されております。提言の主な内容は、今、議員がおっしゃられましたように、1、小学校部活動における地域クラブなどへの移行、2、中学校、高校の部活動と地域クラブの連携、3、児童が複数の競技を体験できる地域運動クラブ、これ仮称ですけども、など7項目が上げられております。

仮に、社会体育に移行された場合は、菊陽町としましても、1、現在の部活動の時間では指導者が不足する、それから2、新しいクラブとなれば活動費の負担などが生じてくる、3、単にクラブ化すれば勝利至上主義が今よりも強くなる可能性があるなどの不安要素が考えられます。ただ、提言の中には、地域スポーツクラブとの連携や学校と地域で検討する委員会の設置など、各地域に合った部活動を探ることとしています。幸いにも菊陽町には文部科学省が進めています総合型地域スポーツクラブが10年以上にわたり活動を続けていますし、ジュニア部門もサッカー、バレーボール、バドミントン、バスケットボールなど、複数の種目を開設している実績もありますので、対策の中心として考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） この問題は、今、課長の答弁の中でまだ報道ベースということで、具体的におりてないということですから、私もこれ以上お尋ねするすべもないんですけども、これから検討されて、具体的におりてきますので、やはりそこを想定して、今、スポーツクラブきくような話も出ましたけども、十分にその対応できるような対策を図っていただきたいと思います。もう少しこれが具体的になりましたら、また、お尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして(3)です。これは教育行政からごろっと変わって、商工振興でございます。

活力あふれ、にぎわう町についてということで、町長は基本施策の3つ目の商業振興の中でいろいろと御説明をされましたが、この中で大変残念だと思うのは、菊陽の中小企業等振興条例を23年3月に制定して、調査研究をしているというようなことで、2年前の方針の中では、23年3月に策定した同条例に基づいて本年度は中小企業活性化会議を設置し、具体的な振興施策について調査審議等を行って振興を図ってまいりますと、24年3月6日、施政方針で言われ、2年後にまだ調査研究をしている。ちょっとスピードが足りないんじゃないかと思いま

す。

その次に書いてあるのは、今度は商工会が事業主体となって推進される地域づくり夢チャレンジやというような話で、町が主体的にどのように商業振興をされているかというのは、これでは見えません。もちろん、これは概要でありますので、この中に細かいところはあるかと思っておりますので、行政主導としての商工振興の策についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松村孝雄君） では、お答えします。

本町の商業は、主要幹線道路の整備や光の森、菊陽第一、第二土地区画整理事業により、大型店舗や専門店の立地が相次いでいます。三里木商工繁栄会では、平成24年度から熊本県立大学の地域貢献研究事業、地域商店街活性化計画作成支援事業や商店街活性化事業を実施しており、町としましては、これらの自主的な取組に支援と協力を行っているところです。

また、商工会では、平成22年度から全国展開プロジェクト事業、平成23年度の地域商工業夢づくり応援事業など、本年度に至るまで継続した事業展開を行っており、町としましてはこれらの事業に補助金として支出し、全面的な支援、協力を行ってきたところです。

光の森地域におきましては、平成24年10月に夢街光の森会が発足、平成25年10月には第1回秋祭りが開催されるなど、魅力あふれる商業エリアの形成に努められております。

また、商工業の発展と活性化のための方策を構築するため、菊陽町中小企業等活性化会議を設置しており、この会議において菊陽町の商工業の状況を把握、分析され、具体的な活性化策が提案されるものと期待しているところであり、提案のあった具体策について検討し、効果的な施策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 後段の中小企業等活性化会議、この答申はいつになるのでしょうか。この調査、今、研究されているということで、そこの最後の中小企業等活性化会議ですかね、この中で今、検討されて、その答申があって取り組まれるということで、この答申はいつの予定でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松村孝雄君） 25年度の活性化会議につきましては、25年11月18、19日にかけて、2日間にかけて京都府の方に研修に行かれておりますけれども、それを受けて今年に入りまして年が明けまして今年の2月20日に、その研修の報告、それからその研修先での課題とか今後の菊陽町の課題について協議がなされておりますけれども、具体的にまとめられる時期については、まだ今のところ決まっておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 3年前にできた条例で、今、まだ検討しているということがスピードが遅



いと、もちろん菊陽町は、さっき部長が御説明いただいたとおり、光の森もそうですし、第二区画整理地区もディベロッパーによってあれだけのものができております。しかし、既存の商店街は、やはり疲弊をし、夜の町であります。昨年の9月に委員会として、それぞれの商工会や商店街の皆さんとの意見交換もいたしまして、委員会としても取り組まなければならないというところをごさいますて、このスピードの部分をお尋ねしたところをごさいました。

であるならば、この2に移ります。活性化の取組はどうなっているかというところは、恐らく今、御答弁いただいた部分と同じようなところかと思っておりますので、昨年9月、昨年いつだったですかね、中心市街地活性化法の質問をいたしまして、部長からはこれの要件が本町に合わないというような答弁をいただきました。私も、九州地方整備局の方にちょっと問い合わせをして、本当にうちの町はそういうものに合わないのかどうかもお尋ねをいたしました。事前相談がない限りはそこは難しいと、ですから要件が、中心市街地の要件というのは、これは国土交通省が考える要件というのは3つありますが、ここに合うかどうか。合わないとしても一回きちっと整理して考えないと、判断はできないということでありましたので、三里木に相当数の小売業者が集積するというには、確かに少ないかもしれませんが、以前より申し上げてますとおり、光の森から第二区画までを1つテナントといいますか、ショッピングモールと見立てて、その中心街というところの三里木の位置づけ等とすれば、この中心市街地活性化法の基本計画は十分立てられるというふうに思っております。

その中で、なぜ私が再度これを持ち出したかといいますと、これはアベノミクスの成果であり、また消費税増税に伴う国の施策であります。25年度の補正予算で商店街まちづくり事業、これは中心市街地活性化事業の募集であります。もうこれは4月9日ぐらいですから間に合わないんですけども、この中で施設整備で上限2億円というのがあるんです。3分の2です。ただ、これが重点支援事業要件に合致する場合は、補助上限が上がるということで、これ5億円です。ただし、条件として中心市街地活性化基本計画の認定が必要だということです。ですから、私は菊陽町の町民、これまちづくり会社とか、先ほどからお話出てますが、ディベロッパーや、開発業者ですね、地元の商工業者でまちづくり会社という公的な会社をつくって、またその中で活性化協議会をつくって、行政がつくる基本計画の中での検討していくということでもあります。この基本計画をやはり町民といいますか地元の商工業者と一緒につくるというところが、私は菊陽町の将来にとって一番大事であろうと、その役割をこの活性化会議が担っていただければいいんですが、まだそこまでなっていないような気がいたします。これだけ国が上限5億円というような、26年度もあります、中心市街地再興戦略事業費補助金、これも一緒です、同じような要件で5億円出ます。こういうようなものを今、国が出してるのに、そこに手を出せないというのは、とても残念であろうと思っておりますし、どんなにあそこの商店街を活性化させようと思っても、それは地元の商店街の皆さんが、やはり大きなことはできない、自分たちのソフトの部分でしかできないものであろうかと思っております。

今、私が申し上げましたことも含めて、既存の商店街の活性化の取組というものがあれば、

御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松村孝雄君） お答えします。

既存商店街の活性化とは、三里木地域の活性化に向けた取組と捉えましたので、先ほどの答弁と重複いたしますが、三里木商工繁栄会では、三里木商店街の未来予想図を本年度からソフト事業、ハード事業について3か年計画で取り組まれるなど、自主的にさまざまな取組を行っておられます。

まず、行政主導ではない自主的な活動に敬意を表するところです。また、この自主的な取組こそ、地域活性化を促進する理想的な活動であると考えております。町としましては、このような自主的な活動を助長するとともに、積極的に支援、協力をしていきたいと考えております。

先ほども申しましたが、商工会では平成22年度から全国展開プロジェクト事業、平成23年度の地域商工業夢づくり応援事業など、本年度に至るまで継続した事業展開を行っており、当然、三里木商工繁栄会所属店舗の参加をいただいているところです。当該事業においても、町補助金の支出など、全面的な支援、協力を行っていききたいと思います。

また、議員が言われました事業については、商工会とも協議をしながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） では、町長にお尋ねをいたします。

先日、町長と御一緒しまして、まあ議長の名代ということで私も三里木商工繁栄会の総会に出席をいたしました。その席で町長が御挨拶をされた中で、道路の危険性、県道でございますので町がどうのてできないと思っておりますけども、やはり線路側の店舗が駐車場になっておって、歩道がないということで非常に危険だと、そのときは東県議もいらっしゃって、東県議も同じようなことをおっしゃっておりました。ですから、ハード事業という面で、さっき中心市街地活性化のことを申し上げました。やはり、三里木というところの特性を生かして、三里木の地を歩いていただく、本当は石畳みたいなもので車もゆっくり走りながら、またさっき言いました2つの新しい店舗の間を回遊していただくような地域になればというふうに思っております。

ただ、県道でありますし、なかなか石畳というのは難しいかなあという思いでございましたら、御船町が、ちょっと初市があったので、これも山本町長がフェイスブックで上げておりましたので拝見して行きました。本町通りという昔の商店街です。ここが写真で見ると石畳のようになっておりましたので、どのようなものかと思っただけで、アルファルトで色がついてしかも石畳のように切れ目が、写真持ってくればよかったです。そのようなふうにして非常に風情があって、確かに寂れた地域でありましたけども、そのように特色を出して地域づくりをされておられました。県道ですから、なかなかそうわけにもいかないかもしれません

が、やはりそこは、今部長がおっしゃったのは、地域の商店街、商工業者が主体となってやっている商店街活性化、それは当然大事であります、やはり行政主導で自治体が都市経営の戦略課題としての商店街活性化の位置づけとして、あの地域をどうするかというものを図らなきゃいけない、両方の部分があると思います。

町長もあの席で、そのようなことをお話しになりました。県とのお話もありますんで、具体的にすぐというわけにはいきませんが、町長の思いとしての御所見をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件につきましては、渡邊議員とちょうど一緒に、その中で三里木商工繁栄会の方々が三里木の未来の予想図、そういうものも非常に雰囲気としては繁栄会の方が動き出したなあと感じをしたところでもあります。その中で、今言われた旧の国道57号線、現在は熊本菊陽線になっておりますけれども、非常に車の交通が多い、そういった中で夜間、居酒屋さんとかがかなりできとって、車が止めてあって非常に危険な状態であるということは、もう皆さん実感されておるといことであると思います。また、過去に死亡事故等も発生しておりますので、これがそれぞれの個人の所有地になつとるものですから、そこに課題がありますけれども。ただ、この繁栄会の方々が自分たちの地域をよくしようという気持ちがありますので、基本的には、さっき言われたように、国の方の予算あたりも非常についておるような情報は提供しとるんですけども。そういった中で、そこから車をどこかに、駐車場をまた整備する必要がありますけれども、今の時点でできるものと、それから時間がかかるものについてもありますけれども、とにかく緊急にあの場所については、前の方の車の駐車の方を、それは三里木商工繁栄会の方々がそれぞれが、みんなそういったことならやろうという機運がないと、どこかが止めてされないといけないので、これから具体的なところに取り組んでいかれるような発表もありましたので、その辺はぜひ町の方も一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。これは本当に課題であると思いますし、あの場所が本当に、菊陽町の都市化の発展は三里木のあの場所から出ておりますので、今非常に真剣に取り組む時期だと捉えておるところであります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） おっしゃるように、やっぱり菊陽の歴史、私もまだ住んで10年で大変僭越でございますが、菊陽のやはり中心部であろうというふうに思います。この三里木が疲弊して、光の森や第二区画だけが活性化しても、私は菊陽の町にとってはよくないと思いますので、これは官民挙げて、ぜひともそういう制度もお考えいただき、先ほど申しましたけれども、やっぱり都市経営の戦略課題として商店街活性化というところで、担当課もそうですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、もう時間もございませんので、次に移ります。

協働で支えるまちづくりということで、なかなか協働、協働ということで昨年もちよっと、これはNPOとの協働ということで質問をいたしましたけれども、お互い異質のものが対等の立

場で一つの目的を達成するというのが協働であります。何やら見ておきますと、行政が働きかけたものに住民ですとか、それぞれの企業や商工会みたいな団体がやるのが、何か協働のようなものというふうに見えます。ですから、町としてはどのような具体的な協働というのを想定されているのか。また、町民や団体から町に対して協働の事業というものを要請なり、取組の要望があった場合は、町はどのように取り組まれるのか。この2点あわせて御質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

第5期総合計画の4つのまちづくりの目標としまして、1つがみんなで協働して支える町でありまして、その施策の大綱の一つに、町民と行政が協働でつくるまちづくりを掲げております。御質問の協働のまちづくりに具体策はあるのかについてでございますけれども、協働のまちづくりの町民参画ということでは、各種計画策定時には附属機関等への公募委員の採用や政策提案の募集、パブリックコメント手続などを実施し、町民の皆様の声を反映させていただいております。

現在、町民、事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を果たしながら、相互に連携、協力して取り組んでいる活動があります。1つ目は、美しい生活環境を将来にわたって守り続けるため、循環型社会の形成、ごみの減量化やリサイクル活動の取組。2つ目は、農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民が主体となった農地・水・環境保全活動があります。また、3つ目は、安全で安心に暮らせるまちづくりのため、現在15の地域において自主的取組をされている防犯パトロール隊の活動がございます。ほかにも地球温暖化対策としまして、平成20年からの南方地区で推進されておられますグリーンゴーヤカーテン、これは今や全町的な広がりを見せております。

また、協働の推進ということでは、区、自治会など地域コミュニティへの支援として、わがまちづくり支援事業による支援を行い、協働を進めております。平成25年におきましては2件の申請がっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） もちろん、今の御説明でいいんですけども、要は行政が主導という部分があります。一方では、今おっしゃったような区や、そういう部分もあったかと思いますが、今後そういう団体とか地域とか協働で、もちろん職員が入ってやるというような、協働というのは何も行政がお願いして、住民がそれを受けるのが協働ではないんで、我々側からも行政にお願いをして、一緒にやることもあり得るわけです。

前回、福岡の協働提案条例の話もいたしましたけど、そのように一緒にやっていくというのは、何も行政がトップダウンですることでは、私はないと思います。ですから、いろんな団体

や企業や住民からの協働の提案があった場合、行政はどのように対応されるのかというのを検討されているかどうか、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、協働の仕組みづくりの中におきまして、政策提案手続というのがございます。それ以外に、例えば議員おっしゃいましたように、各地域によりの提案で、ともにハード、ソフト、いろいろ職員が交わりながら活動していくという方法もあるかと思っております。そのようなものには積極的に取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ぜひ、協働というのは、言いましたとおり、行政から何か訴えかけてやるもんじゃなくて、地域や住民から自発的にやっていくことに行政がどんどん乗ってくる。防災もそうですし、さまざまなイベントや事業もそうだと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思えます。

最後、3分しかございませんので、1点だけ、事務量の増加対策ということで、やはり人員の配置等々が大変だと思います。どのように具体的にやるのか、簡単に説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、お答えします。

平成17年12月に策定しております第3次菊陽町行政改革大綱の検証、行政評価を踏まえて、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用しまして、民間委託の推進や指定管理者制度の拡大と公共施設の適正な管理運営に努めてまいりたいと思っております。

具体的には、公立保育所民営化検討委員会の答申を踏まえまして、町立保育所2園の民営化に向けた移行時期などの検討を行いたいと考えております。さらに、公の施設の管理及び運営についても、指定管理者制度の導入などを継続して検討してまいりたいと思っております。また、効率的かつ機動的な組織機構となるよう、引き続き改革を進めるとともに、住民ニーズに対応できる人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは、また課長と前回、一般質問でいたしました。ですから、内容は分かっております。ただ、今回町長も事務量の増加などというのは、これは人口増の行政では必ずこういう面があると思えます。前回も荒川区で……。

○議長（大塚 昇君） 時間が来ましたので、速やかに終了してください。

○5番（渡邊裕之君） はい。あと1分でしょ。

基本的業務遂行に必要な職員体制と政策目標実現のための職員体制の明確化ということで、前回もお話をいたしました。先ほどいろいろと中心市街地の話をしましたけども、こういうの

も基本計画で100ページにも上るものをつくらなければならないんです。そうすると、やはり人員がなければ、どんな我々が提案をしても行政ができないということであれば、これもう全くだめなんです。ですから、今、保育所の話もありましたけども、そういうようなところで余剰をつくり、余力を持って町民のためにこういう政策目標のための実現のための職員体制をできるように、これからも努力をしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんこんにちは。ただいま大塚議長より一般質問の許可をいただきましたので、町民の思いと私が考えることを質問させていただきます。

今回の質問の前に、3月2日、熊日新聞に「膨らむ町、県内で数少ない人口急増エリアの現状を見た。きしむ教育、増える待機児童」を読むと、まさに我が菊陽町も同じ現状であり、対応や対策に町も住民も直面しています。そういった観点から、今回の質問事項を4項目上げました。1つ、保育園の対策について、2つ目、警察力の強化、3つ目、白川中流区の河川整備計画事業、4つ目、町道空港線の4車線化について質問をいたします。

質問席で質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 質問事項の1、保育園対策について。

このたび国の子育て支援対策臨時特別交付金を活用した①平成27年度に120人を1園、90人を1園、計2園が開園予定だが、待機児童はゼロになるかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。議員が今、御質問されました、今度新設保育園が2園できますけども、それで待機児童がゼロになるかについての質問にお答えいたします。

町では待機児童の解消を図るため、平成19年度から平成25年度にかけて民間保育所を5か所新設し、保育所入所定員を計の450人増やしてきました。平成25年4月の新設保育所2園の開設により定員が180人増加したにもかかわらず、待機児童数が4月以降も100人を超え、4月からの各月の初日現在でございますが、4月143人、10月164人、1月194人、先日も申しましたけど、3月は225人となっております。平成25年4月1日時点のゼロ歳から5歳までの就学前児童数を前年同期と比較しますと39人の増加にとどまっておりますけども、保育所に入所

を希望する児童数は190人と大幅に増加しました。これは、新たに保育所が新設されるとのニュースが伝わりますと、潜在的なニーズが表面化したり、あるいは菊陽町への転入のきっかけとなり、その結果、予想を上回る待機児童の発生につながっております。

待機児童数は、就学前の児童数だけではなくて、保護者の保育ニーズあるいは新設保育所の場所、設備にも大きく影響を受けるため、その予測というのは非常に難しゅうございます。今議会の初日にありました町長の施政方針にありましたように、来年4月設置予定の新設保育所の事業者と場所が決定しまして現在開園に向けた準備が進められております。この2か所の保育所、先ほど議員がおっしゃったように、1つが定員120人、もう一つが90人でございます。その2か所の保育所の設置により、募集定員が合計で210人増加いたしますので、待機児童がゼロとは断言できませんけれども、大幅な解消が図られるものと見込まれております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） それでは、2番目に何年度まで増え、何年度から待機児童が減るのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

来年4月の2園の開所によりまして待機児童が大幅に解消されるということは先ほども申しましたけれども、その後の保育ニーズの高まり次第では、また、待機児童数が増加する可能性があり、その予測というのは、先ほど申しましたように大変難しいところがあります。ただ、国は待機児童の解消に向けまして、平成25年4月に安倍総理大臣の指示で策定されました待機児童解消加速化プラン、これ対象年度を平成25年度から平成29年度までとしております。この待機児童解消加速化プランを策定しまして、平成29年度までに潜在的なニーズを含め全国で40万人分の保育の受け皿を整備できるよう万全の財政支援を擁しまして、平成29年度末までに解消を目指すとしておりますので、1つは、この平成29年度が待機児童解消の一つの区切りと考えるところでございます。ですから、このため本町においても、平成30年度には待機児童数の変化の兆しがあらわれてくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

29年度までということですが、27年度に2園ができます。新たにまた待機児童が多いとなれば、私立保育園をつくらなければならないかもしれないという立場があると思いますけども、新設後も待機児童が増えると、また、新設というイタチごっこが始まると思います。そこで3番目に、今後、私立保育園を設置する際に分園式を取り入れたらどうかと書いてありますが、お聞きする前に、分園式とは、私の認識による範囲で説明しますと、もしも間違っていたときは正していただきたいと思っております。

現在、私立保育園が5園あります。5園とも90人定員の保育所であると思います。それを120人程度にすることで、経営者の理解があれば可能だとお聞きしております。1園が30人増員できますので5園で150人という計算が成り立ちます。それが受入れができるという考えでいます。そして、改築費で済むので安価で援助がしやすいと思います。一方、待機児童が減った場合でも、私立保育園経営者の理解と協力を得て、各保育園への児童数の調整を行政と経営者で協議していくことができると思われまます。新たな私立保育園の新設よりも、分園式を取り入れる考えがないのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今、議員がおっしゃった保育所の分園については、内容についてはほぼ、それでいいと思います。一応また、補足で説明させていただきます。

一般に分園式というのは、中心保育所があります、それに対して定員を加えていくと、一応原則定員は30人未満と、場合によっては30人以上でもいいんですけど、一応大まかに30人以内です。あと、中心保育所との距離は、通常の交通手段により大体30分以内の距離ということで、菊陽町で既設の保育所がある中で、その関連の保育所が分園が、町内であれば大体いいというところがございます。ですから、同じ敷地の中にある分は増築ですから、それとはまた違うというところがございます。

それと、今議員がおっしゃったように、既にある施設を改修して、これは保育所の所定の基準を満たしておれば、新たな建物を建てるということはないので、そういったところでの分園ということで、まず説明させていただきます。

既存の民間保育所からの分園につきましては、新たに民間保育所を設置運営します事業者を公募するというのに比較しまして短期間に整備ができると、さらに保育所運営の実績を生かすことができるというメリットがございます。ですから、町としましても、待機児童解消策としては有効な選択肢というふうに考えております。

一応、昨年ですけれども、平成27年4月に新規の保育所整備を検討するということでは、昨年7月も既存の民間保育所がございますので、その民間保育所からの分園についても一つの方策として検討を行いましたけれども、分園による受け皿では待機児童数の伸びに追いつかないこと、さらには分園については当該事業者の同意が必要でもあります。そして、早期に来年4月に向けての待機児童解消策を決定しなければなりませんので、今回は分園についての方策は見送ったというところがございます。

本町では、来年4月からスタートします子ども・子育て支援新制度に向けて、本年1月から菊陽町子ども・子育て会議を設置しております、保育所あるいは幼稚園あるいは認定こども園などの教育、保育施設の整備計画を定めました子ども・子育て支援事業計画、一応対象年度は平成27年度から平成31年度の5年間でございますが、この子ども・子育て支援事業計画を策定する協議をもう既に開始しております。ですから、議員御提案の保育所の分園整備計画につきましては、町内の民間保育所を運営されとります社会福祉法人の意向を踏まえて、子ども・



子育て会議の中で討議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 課長、よろしく申し上げます。

続きまして、何で民営化の議論を今するのかという、現在、待機児童が増えている時期にと  
思われるかもしれませんが、今だからこそ議論し、将来の目標を立てることで、町民の皆さん、  
これから保育所にやられる保護者の人たちの理解等を深めるため、協力していただくため  
にも4番の公立保育園を民営化する考えはないのか、あれば何年度と、また民営化のメリット  
についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 公立保育所いわゆる町立の保育所の民営化につきましては、これまでも複  
数の議員から御質問をいただいている重要な政策課題の一つでありまして、以前、民営化のため  
のということで具体的などころまで実施の予定をしておりましたけども、いろんな事情があっ  
てできなかった経緯があります。

それで、今後でありますけども、公立保育所民営化検討委員会の方から答申はもう既にいた  
だいたものがありまして、それをもとに公立保育所民営化計画にある移行時期の内容の、若干  
見直しも図りながら、民営化の適切な手法と時期を決定していきたいということでもありますけ  
ども。ただいま福祉課長が申しあげましたように、菊陽町子ども・子育て会議を設置して、そ  
の中で子ども・子育て支援計画の方も策定を進めておりますので、そういう状況もありますけ  
ども。やはり民営化することによって、今、別に抱えておる課題も解決できる分がかなりある  
と思いますし、民営の保育所が町内の中にも現在で5か所ですかね、もう既にあるところであ  
りまして、大変民間の保育所一生懸命頑張っておられまして、ここに通わされる保護者の方か  
らも非常に評判もいいところでありまして、民間に対する不安的な要素は、民間に移せばサー  
ビスの低下があるんじゃないかということがあるかもしれませんが、そういうものはもう  
かなり理解ができるといふふうに受けとめておりますので、適切な時期に民営化の方につい  
ては具体的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） なぜ、私がこの問題を出しているのかというと、今ただいま町長がおっ  
しゃったように、私立保育園が5園あります。その5園の方々の経営者に今回民営化するところ  
を買っていただくと、財政力に対してもかなり国の補助金が来ると思います。現在、我が公  
立の保育所に対しては一般財源からのいろんな負担があると思いますので、その点をいろいろ  
考えましたもんですから、この民営化を、町長、提案したわけであります。

また、課長にお尋ねしますが、先ほどお尋ねした民営化するためのメリットは何かあります  
か。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 公立の保育所を民営化するとしたときのメリットでございますが、町では平成21年度公立保育所民営化計画に基づいて、民設民営というところでの民営化を考えております。その場合については、引受法人の自主性あるいは運営に対する柔軟性というのが発揮できますし、特にまた、財政面のところでございますが、公立保育所についての運営費は、現在は地方交付税の措置ということですが、民営化されれば国、県からの負担金がまた加わってくるというところですので、非常に町の財政にとっては、特に財政面についてメリットが大きいということだと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） この件をやっぱり町民の方やいろんな方々が理解して、財政の困難さがかなりあると思いますので、その辺を含めて、町長、民営化を進めていただきたいと思えます。

次に移ります。項目の2ですが、菊陽町における警察力の強化についてと。

①昨年の8月に熊本県警察本部から警察署の再編計画案が提出され、その中で熊本市の北区及び合志市を管轄する新たな警察署を設置するとあった。先日の熊日新聞では新たな警察署の建設予定地など、具体的な内容となっていた。菊陽町の取組状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽町における警察力の強化については、日ごろから町議会の皆様の御協力をいただき、熊本県等に対して要望活動を行っており、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

本町は、大規模な住宅街の開発や大型商業施設、大企業の進出などにより人口は激増し、その結果、交通事故や犯罪事件が多発しております。昨年1年間に菊陽町内で発生した自転車やオートバイの窃盗犯などを含む刑法犯認知件数は407件であり、大津警察署管内で発生している件数の約半数が菊陽町で発生しております。平成23年3月に熊本県に対しまして1万2,646名の署名を提出し、大津警察署管内の警察力の強化について要望活動を行っております。また、町としましても熊本県警察本部や大津警察署に対しまして、機会あるごとに陳情、要望活動を行っております。

このような中、平成25年8月に熊本県警察本部から警察署再編計画案が発表され、この計画案では熊本市北区と合志市を管轄区域とする新たな警察署が熊本市北区内に新設されることとありました。これに関して、合志菊陽交番の扱いがどうなるのか、大津警察署管内の警察力がどうなるのか不鮮明であり、この計画案に対するパブリックコメントに多くの町民の方が菊陽町における警察力の強化に対する意見、特に大津警察署の菊陽分署または光の森交番の設置、警察官の重点配置などの要望、意見を提出されておられます。

これを踏まえて、9月25日に町、議会、町民連絡協議会のメンバーの皆様と一緒に、光の森

交番の新設など、菊陽町における警察力強化を求める要望書を県知事、県議会議長、県警本部長にそれぞれ提出しました。さらに、10月2日には安全・安心なまちづくり町民大会を図書館ホールで開催し、650人を超す多くの町民の皆様が御参加いただき、県に交番新設など求める決議を採択し、大津警察署菊陽分署化、菊陽光の森交番の新設、警察官の重点配置、警察機動力の充実を求める決議書を後日県警と大津警察署に提出しております。

平成30年度には運用開始予定の熊本拘置所、仮称でございますけれども、が熊本市北区北4丁目の国道387号沿いに建設されますので、それまでには光の森交番の設置が必要であると想定されます。今後は、町、議会、町民連絡協議会はもちろんのこと、町民全体が一つになって、引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、交番の設置に関しましては多くの自治体で要望が出されており、町としての努力も相当なものと考えております。熊本県に対しましては可能な限りの協力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様への御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長にお尋ねします。

今、課長がおっしゃったように、私たち議会も町民も理解を得て、この際、土地、建物、駐車場を用意するから、ぜひお願いしてはと、場所は仮称光の森複合施設でという大胆な考えと思われませんが、絶対に菊陽町には必要だと思われるならば、そして急速に進むためにもそんな考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけれども、議会の方の、特に議長あたりは一緒に同行して要望活動もしたところでもありますけれども、その後も何回かいろいろ機会あるごとにまた直接行って、いろいろ要望しとるわけでもありますけれども。そのとき非常に、交番等の設置については多くの自治体から出とるということで、その順番的に上の方に持っていくというのが、今言われたように、例えば用地あるいは建物まで建てて、こちらが用意するというのであれば非常に早いかなあと思うところでもあります。いろいろ聞いてみますと、県警の方もそういうことがあれば、対応を早くされるし、それはもちろんただで提供というか、賃貸料というのは当然支払ってもらえると思っておりますので、その辺ももう少し折衝をしながら、県警の考えあたりも聞かれるならば、今言われたようなことで、やはり町としても人口がやがて4万を超えようとしておりますけれども、津久礼駐在所1か所しかないということでありまして、また、駐在所は24時間体制じゃないということで、この中に、現在は大津警察署がすぐ菊陽町との近くにありますし、合志菊陽交番もありますけれども、菊陽町の中に実際警察官がおるという状態がないということは、非常に交通事故やら犯罪件数が大津警察署管内でも半数以上は菊陽町で発生しておる。これはもう菊陽町の人が犯罪を犯しとるという意味じゃありませんけれども、特に外部からの大型商業施設等があったりする関係で、土曜、日曜あたりは5万から7万ぐらいの人た

ちが押し寄せてくるというような中にありますので、ぜひ、一日も早くそういう交番か分署あたりができるようなところまで持っていきたいと思いますけども。そのためには、またいろいろ議会の方にも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひその辺につきましては御協力と色々な御助言等も議会の皆様にはお願いしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、ぜひお願いいたしたい。

次に移ります。

項目3の白川中流域（大津菊陽地区）の河川整備計画事業に対する町の考えはと。

①で菊陽地区の平成25年度白川災害復旧工事、多分菊池地域振興局の進捗状況と、2番も兼ねていいですから、平成26年度の白川災害復旧工事は何年度で完了するかを、お二つお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） それでは、菊陽地区の平成25年度白川災害復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

平成25年度における菊陽町区間の白川災害復旧に関する事業では、平成24年度の繰越事業として現在も復旧工事が進められております。

まず、河道掘削工事に関しては、昨年4月から着手され、昨年の夏ごろまでにはおおむね完了し、豪雨時には以前よりも水かさが下がるなど、掘削工事による一定の成果が出ております。

また、曲手地区の河道掘削工事は、本年1月から工事が本格化し、現在はおおむね完了いたしております。

次に、護岸堤防の改修であります。まず下流域から申し上げますと、井口地区の災害関連事業による護岸復旧工事は、本年度中には完成する見込みです。また、対岸の上津久礼側の護岸堤防に関しましては、昨年末までに完成しておりますが、地元から要望の強かった堤防のかさ上げに関しましては現在検討されております。

次に、曲手地区であります。計画では災害関連事業及び推進事業により進められます。この地区は、河川幅の拡幅及び堤防のかさ上げが計画されておりますが、用地の境界確定作業が難航し、地区内全部の地権者との用地買収契約の締結までには至っておらず、曲手地区は全体として計画が遅れております。熊本県は、今後も根気強く交渉を続けていかれますが、現在用地の確保ができた川手橋上流部と最下流部について発注が行われ、工事に着手しております。

次に、馬場楠上村橋の上下流の両岸、出分、中代、上中代、馬場楠、戸次地区につきましては、現在境界立ち会い等の作業が終了し、用地の確保ができた出分地区や上中代地区などの区域で河道掘削や護岸堤防、パラペットの築造工事が進められております。しかし、馬場楠、戸次の白川左岸側では現地と地籍図との調整作業に時間がかかり、また、墓地など用地確保が難しいところもありまして、25年度内の発注が困難な状況でありますことから、これらの区域で

は平成26年度において熊本県で引き続き災害復旧工事を進めるとのことです。

次に、平成26年度白川災害復旧事業は何か所の予定なのかということについてお答えいたします。

平成26年度における白川災害復旧事業は、25年度までに発注できなかった災害箇所の復旧工事となりますが、箇所数から申しますと、まず津白橋の下流左岸ののり面復旧、これは災害関連事業指定箇所の下流ののり面ですが、それと右岸側、上津久礼川の堤防のかさ上げ、曲手地区左岸側の拡幅と護岸堤防の築造、馬場楠左岸側の護岸堤防の築造、そして戸次左岸側の護岸堤防の築造、菊陽町ではおおむね5か所の復旧工事が予定されておりまして、平成26年度中の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長をはじめ関係課の皆さんの災害復旧を県に要望いただき、県の理解をしていただいて、本年度、26年度5か所という発注をいただきました。それに対して関係者の住民を代表しましてお礼を申し上げます。引き続き、県と協議しながらスムーズに復旧をお願いしたいと思います。

次に移ります。

③の白川沿いの曲手災害復旧工事、減額5,275万円だったですかね、の理由と今後どのように進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えいたします。

今回、平成25年度3月補正予算で災害復旧に関する予算を減額させていただきました。これは、曲手地区では先の平成24年7月の豪雨災害で白川の氾濫が激しく、県への河川災害復旧工事とともに、その災害復旧事業の関連事業で川幅の拡幅計画がなされ、県による拡幅買収の確定を待っていましたが、平成25年度中は地権者との交渉が難航し、買収できないことから次年度の平成26年度に再度災害復旧予算をお願いしているところです。

なお、26年度は災害復旧事業で実施できる最終年度でありますので、振興局河川担当課へはその旨申入れはしておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 引き続きよろしく願いして、4番目の災害を受けた水田関係者の水利費はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、災害を受けた水田関係者の水利費についてお答えいたします。

曲手地区におきましては馬場楠堰土地改良区の区域でありまして、その土地改良区の見解は、馬場楠井手の水が利用できるようになるまでは免除するということですので、復旧までは

水利費の負担はされません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

⑤に行きます。

地元から要望の遊水池整備計画を町は進めていく考えはあるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） それでは、地元から要望の遊水池整備計画は、町は進めていく考えはないのかについてお答えいたします。

曲手地区左岸側の遊水池に関しましては、現在熊本県が実施しております白川災害復旧関連事業の計画にはございません。まず、曲手地区左岸側においては、災害復旧延長は約1,000メートルで、川手橋上下流の川幅を約15メートル広げ、また家屋浸水被害の解消に向けた取組として、4メートルの管理用道路を備えた堤防を築きます。さらに、その堤防の南側には4メートルの農道を整備することとなっております。また、対岸の水尻側は護岸復旧が行われます。なお、この地区の河道掘削工事はほぼ終了しております、川幅も以前よりは広く見えるようになりました。このようにして予定された災害復旧工事が進めば、河川の流下能力は以前よりも格段に向上し、家屋浸水等の不安も解消されるのではないかと考えております。

平成26年度中には農地災害復旧工事も進める予定ですので、農地の完成を待って、水田の水張りや野菜等の作付けが直ちに行われると考えております。

御提案の遊水池化のお話につきましては、建設的な御提案ではございますが、この地域の活性化にもつながるお話であると思っておりますが、現時点では予定された災害関連事業を着実に進め、農地の復旧を行い、一日も早く農業の環境を取り戻すことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今、課長がおっしゃったようなことを私も思っています。町長にお尋ねしますが、私はこれは平成18年度からのある大臣との、今はいませんけども、大臣との話である程度のその進め方をしたらどうでしょうかと提案はしてました。ところが、あなたは、こういう考えなら立派なことである、私もそういった今環境に優しい白川を戻す、そういった考えから私はこの提案をずっとしてきました。私は町長にお願いして、私がこういう案で進めていいのかという許可を得ましたので、できるだけの努力を今やっています。私が導いて、去年、おとし東京に上り、そして図面を差し上げて、現状的には今、自分なりの考えで進めています。しかし、課長がおっしゃったように莫大な費用や、そして地権者の理解、いろんな方々、町の理解をしなければこの事業は進めないんです。しかし、私が提案して今してきたのは、前向きに検討するという思いのところもありますよ。だから、僕は本当にここを町が考えてやる

のか、それとも今一級河川で菊池管内の土木事務所の管理です。しかし、大胆なことを言えば、これはダムができたところから、私たち、その小礮橋の下までは一級河川なんです。あとは国交省ですよ。私たちがそこで何で真下におるのに、一級河川でされているのか不思議でたまりません。今回は出していませんけども、本来ならば国土交通省が管轄してもいいんじゃないかなろうかという僕の考えあります。

そこで、町長にお尋ねしますけども、町長も7月12日の水害後に、曲手地区の町民の方々といろいろお話をされたと思いますけども、その点で地区の方からお頼み申されたと思いますけども、この遊水池に対してどういうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 曲手地区の今改修した上の方にある水田の遊水池といいますか、遊水公園的なところをつくるということだと思いますけども、曲手地区の方からも何名の方かはそういう話をされたところがありますけども、全体的なところというか、そういうのは、まあその辺もまだ把握しておりません。今やるべきことは、やはり県の方で取り組んでおられます国の激甚の指定を受けながら、さっき建設課長が答弁したようなところで復旧をやりながら、県の方の蒲島知事の考えは、そこにさらにもう少し、単なる復旧じゃなくて復興的なところまで入れてという考えでありますけども。

白川改修につきましては、白川改修・立野ダム建設促進期成会というのを熊本市、それから大津町、南阿蘇村、それと菊陽町の方でそういう期成会をつくって、これもずっとダムの早期完成とともに白川改修事業についても取り組んでいただくような要望活動をやっております。その中で、今、佐藤議員も言われたように、白川改修計画が菊陽と大津の区間がまだ、これは県の管轄になっておりまして、できてないということでもあります。そういうことにはなっておりますけども、白川改修の方もぜひ取り組んでいただくようにということで、一昨年菊陽町にも災害のあった九州北部豪雨災害のときの要望としては、復旧の方とあわせて白川改修の方も進めていただきたいという要望は出したところであります。

それで、そういった中でこの公園化でありますけども、地元の方もそういう要望を持っておられる方もおられるかと思っておりますけども、あのところの水田は、いわゆる既設前として馬場楠堰土地改良区の中でいつも言っております181ヘクタールの中の、菊陽町にとっては水田としても大事なところでもあります。それをクリアするためには国土交通省だけではなくて、やはり農地を転用するということになりますので、今非常に農地については、また本町の将来的なところも思えば、農地を守っていくということも非常に大事なところでもありますので、その辺の調整をどうとっていくかということもきちんと検証しながら、どうするかということは大事じゃないかと思っております。

そういうことで、現時点ではとにかく今やっとなる工事を早く終えて、将来的なところについては、また、遊水池というところであれば、県が事業主体になるならば県がどう考えるかというところもありますし、国の方が認めてくれるか、いろいろ課題がありますけども、地域の皆

さんの思いもあるということであれば、これはもう少し時間をかけてきちっと検証しながら、  
どういう形で持っていくかということは、きちんと地元でもありますけども、町としてもどう  
かというところはまだ詰めなければいけないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、私も町長のお考えどおりに、急には進めないという考えを持って  
ます。しかし、私は、先ほど言ったように、18年度からこの事業ということで自分なりにはや  
ってきました。だから、町長がおっしゃったように私も協力しますので、努力してかなり予算  
をとればできる仕事なんです。やっぱり農地法、農業、農地を守るということは大事ですけど  
も、僕が聞いたところによると、またこういう時代が、こういう水害があったときに同じにす  
るならば、もう私たちもここでは農業はやりたくないという気持ちもあられる方もあるんでき  
よ。先祖の土地を守るということは、今は農業の、農民の一番の大事なところですよ。しかし、  
それをまた、理解していただき、そして活用して買収するならば、町長、できると思います  
よ。私は町長の力を信じて、私も努力しますので、この面に対しては進めさせていただく、御  
了解いただくでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど申し上げたように、非常に、今、農業が疲弊しとるところもありま  
すけども、将来的にはあの部分というのは、実際、曲手地区とか、どれぐらい地元の方が持つ  
ておられるかもまだ調べてみないと分かりませんが、もう少し実態を踏まえて、その中で  
きちんと合意形成をとっていかんといかんかあというところで思っておりますので、もう少し  
し、今言われた件については、現時点ではとにかく今の工事をきちんと終えるというのが大事  
じゃないかなと思います。

そして、遊水池という考え方もありますけども、こういう考え方もあるんじゃないかなと思  
いますけども、日ごろはやはり大事な水田の部分については、公園化するのもそうかもしれま  
せんけども、通常、いつもは水田として利用しながら、大きな災害があった場合は当然遊水池  
的のところでは使われなくなった場合に、その土地に今栽培してある作物補償とか、そういうも  
のがきちんあれば、災害というのはいつ来るか分かりませんが、過去の経緯を見ると、大  
きなものは10年当りに1回来るかなというところもありますし、ダムあたりもできていって  
今の改修が進めば、そういう被害に遭う回数も少なくなるかなというところもありますので、も  
う少し時間を見た上でしなければなりませんけども。提案されとる内容についても、非常に大  
きな公園化ということでありますけども、その辺も非常に、あのあたりがなれば鼻ぐり井手と  
一帯としたところの使い方というものもあるかと思っておりますけども、これはまた議会の方にも相談  
しながら、もう少し、今の時点ではとにかく改修を早く終えて、一旦農地に戻すのが大事じゃ  
ないかというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 僕が言ってるのは、町長に許可をいただいて、僕自体が動いていいのか



という自体をお聞きしときたかったですけども、もう少し待てということであれば、僕自身これはもう絶対進めていく自分なりの事業と思うてますので、一応許可をいただいたところで、町長と話し合いながら、そしてまたいろんな情報を聞きながらいくことをお許しいただきたいと思います。

最後になりまして、町道菊陽空港線から県道大津植木線までの4車線化について。

これも私が、あつすいません、議長、ちょっといいですか。訂正をお願いいたします。①の括弧の中の平成「18年」を「19年」ということに、皆さん訂正いただきますでしょうか。いいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） はい、許可します。

○11番（佐藤竜巳君） はい、すいません。

これも私も町長も、町長が辛川鹿本線、通称福原バイパスですかね、あそこができたならば検討したいというお考えだったと思います。しかし、あの辛川鹿本線がもう完了して、今通られております。それで、町長、この進捗状況をまずお聞きしますが、町長のお考えもついでに聞きたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（今村敬士君） それでは、まず期成会の活動、それから進捗状況ということでございますので、そちらの方から答弁させていただきます。

県道の新山原水線道路改良整備促進期成会は、平成19年6月6日に設立会議が行われております。会議では、決議文や要望、陳情等の行動計画が採択されております。また、同年7月には署名活動も行われ、8,357名の署名が集まり、同年8月9日にこの署名を添えて県道新山原水線道路改良整備促進の要望書を熊本県知事、熊本県議会議長に提出されております。

その後、熊本県菊池地域振興局により菊池南部地域の交通調査が行われ、その結果報告と県としての当面の対応方針が示されました。その内容は、慢性的な渋滞が続いている各地の県道交差点等の改良や県道辛川鹿本線、福原バイパスなどの建設により、渋滞緩和を図るというものであります。

町としましてはこれらの事業進捗を見ながら、特に福原バイパスが完成するまでは、県道新山原水線改良計画の要望活動につきましては一旦休止することといたしました。そして、昨年12月に福原バイパスが全線供用開始となる運びとなりましたので、昨年来から改めて熊本県との協議を重ねてまいりまして、町は熊本県とJR九州との踏切に関する事前協議などにも同行いたしまして、現状説明を行っております。熊本県では、この協議結果を踏まえまして、平成26年度で基本調査を実施され、その調査結果により道路構造令や踏切道法に照らした形で基本計画が策定されることとなりました。

今後どのような形態での道路改良計画となるかは調査結果次第ではありますが、将来的には町の費用負担などの検討も行うことになると思っております。いずれにしましても、平成19年の促進期成会の要望活動から6年余りが経過した今、県道新山原水線の改良計画が徐々に進みつ

つある現状であります。

さて、県道新山原水線より以北の県道大津植木線までの延伸についてであります。もともと促進期成会で決議され、県知事に提出されました要望書の内容は、セミコンテクノパークと阿蘇熊本空港を結び、周辺道路の渋滞緩和や経済、社会活動の発展のために重要な役割を担う幹線道路としての整備を要望したものであります。確かにこれまでの県道各交差点の改良事業や福原バイパスの完成により、周辺道路の渋滞緩和には一定の効果が出てまいりましたが、今後中九州地域高規格道路の建設も計画もされておまして、この道路と阿蘇くまもと空港を結ぶ路線としても菊陽空港線は重要な役割を持つことになると思われまます。

現在、セミコンテクノパークの合志市側から県道大津植木線までの道路整備計画も進められております。この合志市道との接合がかなえばセミコンテクノ周辺の企業の立地等にもさらに弾みがつくと期待されますことから、町道菊陽空港線の延伸につきましては、引き続き熊本県への要望を続けてまいりたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、建設課長が申し上げましたように、非常に議会の皆様にもお世話になりましたけども、菊陽空港線の延伸ということで、この要望活動を続けておったところでありまますけども、県の方の回答といたしまして、1つの町に大きな2つの県道整備ということについては、今言いましたように、辛川鹿本線の方がもう既に着手して進んでおりましたので、それが終わってからということでありました。今、沖野の横の方の道路もきちんとでき上がりましたので、県の方でも原水駅のすぐ西の踏切、馬場の踏切でありますけども、ここは非常に県道でありながら交通量が多くて、そして小学校、中学校の通学路にもなっておるということで、こちらの方の踏切の解消の方にその動きが出たので、非常にありがたいと思っております。

今年からも調査費もついとるということでありまして、さっき言いましたように、町の方も県の方と一緒にJRの方の協議も行った経緯がありますけども、またこういうところが解消されるにしましても、将来的なことを思いますと、やはり高架で越えていくのは延伸するのが非常に大事だということで、引き続き要望活動を合志市の方でも取り組んでおられますし、中九州高規格道路もやがてどこを通るかというのが決まってくるかと思えますけども、そちらに結べば非常に公益的な、そして空港には一番近い道路にもなりますので、そういう面でまた要望活動の方は引き続き続け、今の時点でするものについては、県の方がもう腰を上げていただきましたので、一方ではさらに将来的なところも活動を続けていきたいということで、引き続き佐藤議員の方も、ぜひそういう面では要望活動あたりのときには一緒に、いろいろ何かつながりを持っておられるのであれば、お願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 私も町長の思いと一緒にですから、精いっぱい国の方に陳情しながら、そして今この箇所、これは富永前町長の方から提案があったんだと思います。しかし、路線の

変更はあるかもしれませんが、私は町長がおっしゃったように、県道新山線より先に我が町の負担が要らないように、県や国からの補助金で4車線化を望んでいます。ぜひ、町長、私も3年か4年前に町長と一緒に国に行ったときに、町長の要望をされました。私もちゃんと見てますので、町長が前向きに、私も努力していきますので、二人三脚をもって一生懸命この路線に対しての、まず調査費をつけて、そして設計に入らせる努力をしますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

今日の質問通告は、1つは消費税の増税の影響について、1番に、町の財政の影響はどうか。公共施設への使用料に転嫁されているが、転嫁しない自治体もあり、ぜひ検討できないか。2つ目に、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時給付金についてどう対応するのか。2番目に、非正規職員の増大について。非正規職員が全体の6割を占めている状況について町の認識はどうか。今後、非正規職員の割合を下げる改善はできないか。3、子ども医療費について、子ども医療費、町外病院でも窓口無料化できないか。4、学童保育について、学童保育の統一化について今後どのように取り組んでいくのか。5、特別養護老人ホームについて、老人ホームへの入所状況と待機者数はどのくらいか。この5点について通告をしていますので、質問をさせていただきますが、まず1番の消費税増税の影響については、5番の後にしたいと思いますので、2番の非正規職員が1番、子ども医療費が2番、学童保育が3番、4番が特別養護老人ホームについて、5番に消費税増税の影響についてということで、自席から質問させていただきます。執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、続きまして第1の非正規職員の増大についての質問をさせていただきます。

非正規職員が今年初めに新聞にも掲載されましたので、皆さんも御存じだと思いますけれども、菊陽町は非正規職員の占める割合が高く、全体の6割、63.1%で、この間の伸び率を見ると14.3ポイント上がっているということで、県内で一番非正規職員の割合が高く、九州でも

三、四番目になっています。この状況について町の認識、この今の状態をどういうふうに捉えているのかというのを、まずお聞きしたいんですけども。

その前に、そのこととあわせて、町は第3次の行財政改革大綱を平成17年12月6日に策定して、集中改革期間が平成18年から平成22年、5年間集中改革プランを取り組んできたかと思えますけれども、その中で人件費の抑制等も入っていましたが、職員の定員といたしますか、この間の動きと、また人口の増加等もありますので、どういう動きになっているのか。

今、職員1人当たりの人口が、行革大綱のときは平成27年の見通しとして、1人当たりの職員に対する人口が183人というふうになっていましたけれども、現在の状況等分かれば、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） まず最初に、職員の定数についてお答えしたいと思っております。

議員がおっしゃいましたように、平成17年11月に策定しました第3次菊陽町行財政改革大綱に基づきまして、職員数の削減を図っておりましたが、急激な人口増加による業務量の増大に対応するため、ここ数年、新規採用による正規職員の確保を行っております。平成25年4月1日現在の職員数は220人で、この数は条例定数の221人に迫っておる状態でございます。

平成17年に行財政改革大綱を定めまして、18年度からの10年間を推進期間としまして、18年から22年の5年間を集中改革期間として行っておりました。その間、人口の将来見通し推計に基づきまして、職員数を削減しておりました。本町におきましては、平成17年から職員数の削減を行ってございまして、集中改革期間の22年には211名ということで、平成17年が217名、6名の職員削減を行ってございましたけれども、近年の急激な人口増加、それとあわせて業務量の増大と、国、県からの権限移譲等によりまして、現在220名となっております。

職員1人当たりの人口はといたしますと、平成25年4月1日現在でございますけれども、職員1人当たりの人口は176人でございまして、最終の183人に迫るような勢いでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 職員の定数は、今1人当たりの人口が176人ということで、この間人口が非常に増えてますので、職員の方の仕事量もかなり厳しくなっているのではないかとこのように思いますが、定員の問題と同時に、先ほど言いましたように、非正規の職員の占める割合が非常に高い問題を町としてはどのように認識をしておられるのか。この間、菊陽町が一番高くて、大津、益城、合志というふうには、非正規の割合は続いていると思いますが、その内容について、行政運営に支障はないか。また、正職員の負担はどうか、非正規職員の待遇はどうかという点などにおきまして、町の今の認識についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） じゃ、お答えいたします。

現在、町立保育園8園におきましては、延長保育や休日保育といったきめ細やかな保育サー

ビスを実施しております。現在、126人の臨時保育士の雇用を行っているところでございます。また、町立小学校においては、充実した教育を行うための学習サポーターや特別支援指導助手を45人配置し、行き届いた教育環境を整えております。さらに、安全・安心な食の提供を行うため、保育所及び学校における53人の給食調理員の雇用などにより、現在、非正規職員の雇用割合が高くなっております。これは、先ほども申しましたとおり、最近の急激な人口の増加に伴い業務量の増加、行政需要の多様化、高度化が急速に進んでいる状況にありますので、行政サービスの低下を来さないためには、非正規職員で対応できる業務につきましては、その雇用により対応を行っているためであります。

非正規職員の割合を下げる対応策としましては、たびたび言っておりますけれども、行政の効果的、効率的運営を目指しながら、保育所の民営化や外部委託できる業務に関しては、その実施を行うなどの方策は考えられます。なお、今後も教育や保育の質の低下を招かないなど、行政サービスに支障を来すことがないよう適正な人員確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の非正規を下げていくには、要するに希望する人、非正規の職員、臨時とかありますけれども、その方が例えば正規の職員とかに希望した場合、そういうことは実際可能なかどうか。その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 現在、保育士に関しましての採用は、退職補充に努めておりますので、退職補充の有無については採用を行っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 恐らく保育の現場等も、実際仕事をしてる内容は、正職員も非正規の職員も変わらないと思うんですけれども、非常に待遇面では大きな差があると思いますが、その点について、町として今後考えていかれる意向はあるのかどうかについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 現在、保育所においては非正規、正規職員がおりますけれども、業務の内容としては同じような内容でございますけれども、職務としては全然違ったものじゃないかというふうに考えております。職務責任とか、そういうものは当然正規職員にはかかってまいりますので、その辺で違いはあるかと思っております。

職員の待遇につきましては、隣接市町村等の臨時職員等考慮しながら、現在、適正な賃金体系を行っているというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私としては非常にやっぱり、特に非正規職員の中でも女性の割合も非

常に高いというのも、給食や保育の関係等、学校もそうだと思いますけれども、そういう部分もありますし、今後とも処遇の改善とかを求めていきたいと思います。

やはり、基本的なところでは非常に待遇、基本賃金が安い問題等ありますので、これ以上やっぱり、町民に一番接する場所でのサービスというか、そういう行政サービスのところになると思いますので、やっぱり行政サービスの恒常的、安定的な提供を良質の両面で確保していくということを今後とも求めていきたいということを述べて、次に移ります。

次は子ども医療費についてです。

子ども医療費については、ずっとこの間も議会で取り組んできました。菊陽町は県内自治体に先駆けて、中学生までの医療費無料化を実施していただき、大変喜ばれています。また、今子育て世代が転入されてこられる要因にもなっているのではないかとこの間に思います。これは、町長のやはりこれまでの政治姿勢、努力だと思います。

ただ、今まで議会でも取り上げてきましたが、せっかくの無料化制度なんですけれども、町外病院を受診した場合、窓口で一旦病院代を払って、後日役場に請求しなければなりません。町外の病院でも窓口無料化できないかということで、この間も質問をしてきましたけれども、まず現在町内、町外の受診件数がどのくらいか。

それから、町外の受診件数と償還払いした件数がどのくらいか。

また、無料化した場合の委託料は、以前は500万円から600万円ぐらいというふうにお聞きしていましたが、この委託料はどのくらいになるのか。

庁舎内で償還払いの事務量とか、かなり煩雑だと思いますが、その点についてはどういうふうに考えておられるのか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの質問で2点あるかと思います。

受診償還払いとかの件数について、まず申し上げます。

受診者数というのが合計した件数になりますけれども、まずは私どもの方では請求書の上があった件数です、それで把握しております。まず、24年度の実績になりますけれども、償還払い、町外あるいは入院の件数なんですけど、これが3万2,117件、率にして31.5%でございます。町内の件数は6万9,843件で、68.5%、大体現物、町内での受診と償還払いの件数が大体7対3というような割合で推移しているかというふうに捉えております。

それから、委託料ですけれども、今年度の25年度分を試算してみますと、大体778万円ぐらいの委託料になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町内と町外の割合が、町内が7で町外が3ということなんですけれども、町外の3割を委託した場合、要するに現物給付にした場合、償還払いを取り除いた場合は委託料として778万円かかるという答えでよろしいのでしょうか。確認なんですけれども。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 今、町内で現物の分を委託はしておりませんで、病院からの集計によって支払いをしておりますので、委託料というのは、現物ですけれどもしておりません。

それを今の委託料の単価で計算しますと、大体、先ほど778万円と申しあげましたけれども、町内の方で計算しますと553万円に相当するかというふうに予想しております。

それと、償還払いが残りました分ですが、償還払い分が245万円程度になると予想しております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、今まで町外の医療かかった分を窓口給付した場合の委託料が五、六百万円というふうに聞いてたんですけれども、今の佐藤課長の答弁では、町内で553万円ですから、あと245万円、250万円弱というのが町外で現物給付にしたときに、それだけのお金があれば事務料はいいというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 確かに割合からいきますと245万円と申しあげましたけれども、実際、本当に町内の医院の方が委託にした場合が553万円発生するというので、もしも、例えば町外も無料化して委託するということになれば、私どものは町内の医療機関も今までされてた分をなくして委託してくれということになるので、その分が加わりますと778万円に上がるというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 分かりました。

それでは、子ども医療費の町外の方、先ほど3万2,117件ということがありましたけれども、この中で償還払いをした件数は、この中の何割かというのをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） これは、今申しあげましたのは償還払いをした件数でございます。

（16番小林久美子君「分かりました。そしたら、はい」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、今償還払いをした件数ということですので、町外の方の受診レセプト数の割合で、どれだけ償還払いをしたかという割合を知りたいんですけれども、それは資料としてあるでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 国保の方は、数か月、二、三か月たってからレセプトが来ますけれども、社会保険、いわゆる国保以外については、レセプトの方はうちの方では分かりませんので、受診した件数と何人受診されたかというのは、私どもの方では分かりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、国保のレセプトと償還払いをした件数の割合というのは、今はお持ちじゃないかもしれないですけども、その数字は出るでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） これがまた、受診件数も、これは今一つ一つ請求書が上がってまいります、これは電算での国保と連携、つながった入力はなされておきませんので、一月分をレセプトと突き合わせるという作業になりますと、私の方では膨大な数になりますので、できないと思います。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1年間、みんなをなさいとは言わないんですけども、例えば国保の中で受診件数と償還払いした件数を、例えば1か月とかとってみて、何割ぐらいかっているのはおおよそ出るのではないかというふうに思うので、その分をぜひ調査をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 国保の受診件数は1か月出るかと思えますし、ただ、この申請件数、これが、例えば請求期間が1年ありますので、その月の分だけではなくて、1年前のものもいろいろ請求が出てまいりますので、その辺を除いたような集計の仕方をやらないといけませんので、しばらく時間を要するかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ短期間でもいいですので、一旦どの程度かとっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それで、町外の病院の窓口無料化をぜひできないかということの質問なんですけれども、最終的にこの点については、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 町外病院での窓口無料化ということなんですけれども、県外の医療機関との窓口無料化については、現在各県の間業務実施ができておりませんので、また費用も見積り等もとれませんので、県内の医療機関での窓口無料化と考えてお答えさせていただきたいと思えます。

県内の医療機関での窓口無料化を実施するためには、私どもでは3つの課題があると考えております。1つは、先ほど申しました審査支払い業務の委託料、これが778万円必要になってくるということなんですけれども、さっき私どもが言い忘れましたが、年間この事務に要する経費を大体264万円程度今年かかっていると思っております。この分を引きますと514万円が歳出増加というふうになると思えます。



子ども医療費の県内の外来受診料、現物にすることで確かに保護者の一部負担金の支払いを省く便利さにはなるんですけども、そのために医療費の助成に加えて、審査支払い業務の委託料を一般財源あるいは町税に求めることは、いかがなものかというふうに考えております。

それから、2番目ですけれども、子ども医療費の助成につきましては、平成22年度から見ますと3,475万円の増加となっております。今後も子どもの数、増加に伴って、この医療費の助成額も年々1,000万円近く伸びていくんじゃないかと予想しております。この伸びる助成金の一般財源をどこに求めるかが課題であると思っております。かなり大きな金額ですので、その財源を確保するために何らかの事業を縮小しなければならないとか、他の市町村で実施されていますように、現在無料としている窓口負担金の一部を保護者にお支払いしていただくとか、町民の皆様は何らかの御負担をお願いしなければならないかと思っております。

それから、病院等にかかった医療費の7割、8割は、国保や社会保険の保険者負担であることは御存じのことなんですけれども、医療費が年々増加している中で、国保でも一般社会保険でも財政的に厳しい状況がある中で、本町の国保の保険者としても申し上げますと、もう既に町内医療機関での現物給付によって、平成25年度ですけれども、国からの国民健康保険財政の医療給付費負担金や補助金が約300万円の削減を受けております。少しでも医療費の上昇につながることは避けたいとの思いがあります。また、年々増加する医療費の財源をどこに求めるかが問題となっていますし、国保では税率の見直しの要因になるかとも思います。

3番目に、この医療費助成を受けられる保護者の意識の問題です。

医療費の適正な使い方の観点から、保護者の皆様にかかりつけ医を決めて、通常の時間に受診していただくようお願いしてきたところではありますが、時々病院に何回も行く多受診、あるいは同じ病気で幾つもの病院を回るはしご受診と思われる請求書が見られます。子ども医療費助成制度は、子どもたちの疾病の早期治療の促進、また健康保持と健全な育成を図る目的であり、平成23年度から助成範囲を中学3年生まで広げて実施しておりますけれども、子ども医療費の窓口負担の無料化、そして気軽に受診できる便利さがある反面、保護者の子どもの健康に対する関心や注意力が薄れてこないか、そういう家庭環境をつくってしまうのではないか。そしてまた、子どもたち自身も自分の健康に注意しない大人に成長するのではないかという心配する面があります。そのような心配がある中で、町内の窓口無料化を県内に広めてまで、子ども医療費助成の利便性を高めていかななくてはならないのかと戸惑う面があります。

以上なことから、一部負担金の助成方法につきましては、今後も現状のまま、町内医療機関の外来受診は現物給付で、また入院及び町外の外来受診は償還払いの支給方法で継続してまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今お話をお聞きしますと、答弁では、審査支払手数料やその他の国からのペナルティーが300万円ほどあるということなんですけれども、保護者の意識の問題とい

うことでしたが、私自身は、早目に重症化しない受診ができるという、そういうメリットもやっぱりあるし、私が接した方では、ここは中学3年生まで医療費無料化と、非常に菊陽町、災害も少なく、子どもが喜んでますということで転勤してきたとか、そういう話もありますので、やはり私はその辺は非常にメリットで大きいのではないかというふうに思っています。この問題、また引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それでは、次の学童保育についてに移ります。

今度、町長の施政方針で、学童保育の統一化について述べられていましたが、学童保育、放課後児童クラブについては、町長の施政方針では、統一運営組織設立準備会を設置して、保護者や関係者の協力と賛同を得ながら、平成27年4月を目標に、運営、財務、人事に関する全学童クラブの一元化を目指すとありました。

私は、西小校区なんですけれども、西小は学童の方を訪ねてみますと、たんぼぼ、ヒマワリ、たんぼぼは今45人の定員に70人ぐらい受け入れておられて、ヒマワリも50人の定員に68人、多分コスモスに移行するまでの受入れだというふうに思いますが、非常に3つの学童クラブになって、元気にわいわいと子どもたちが過ごしてて、やはり菊陽町、保育や子どもの医療費もそうですけれども、教育やそういうところに非常に力を町長の政治姿勢で入れてこられて、こういうふうな状況だなというふうに思いました。

学童クラブについては、やはり20年ぐらい前はそんなに多くなかったですもんね。一学童、20名から25名ぐらいでずっと来てたんじゃないかと思えますけれども、やはり最近は共働き世代が増えて、ここ数年で非常に増加をしています。

増加する中で、私は保護者の事務的な負担というのが、やっぱり20名ぐらいのときと40名、50名になったときの補助金やいろんな保育料などの計算とか、事務的な負担が増加しているということは、一、二年前でしたか、担当の人ともお話をしてきましたけれども、今回、統一化しようとしたきっかけや、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、議員が今通告されています学童保育の統一化について、今後どのように取り組んでいくかについての質問にお答えします。

本町では、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、町内5つの小学校、8クラブの専用施設で約450人の児童が利用し、各クラブの保護者会が運営主体となって実施されております。

こうした中、放課後児童クラブの運営に関して、保護者の負担軽減あるいは運営の見直しを希望される意見や要望が町に寄せられまして、これを受けて、町では昨年8月にこの学童クラブの運営について調査、審議します放課後児童クラブ運営検討委員会を設置いたしました。同委員会では、これは町長の諮問に対する答申する会議と位置づけまして、保護者会、役員、あるいは学校関係者、児童福祉関係者等から構成されまして、放課後児童クラブの運営のあり方について検討、討議を行いました。

3回の審議を経まして、菊陽町の放課後児童クラブの発展と充実を図るために、町内クラブを統一的に運営する組織を設立することが必要であり、そのために統一組織の設立に向けた設立準備委員会を設置することを要望するという答申が、昨年10月に出されております。

本町では、この答申を踏まえまして、平成26年度に統一運営組織設立準備委員会を設置しまして、保護者あるいは関係者の方の協力と賛同を得ながら、来年4月を目標に、運営、財務、人事に関する全部の放課後児童クラブの一元化を目指して、今後準備を進めてまいりたいと思います。

一応、具体的には、今年5月に保護者会、役員とか学識経験者等で組織されます設立準備委員会を設けまして、組織的に運営するときの事務局の設置とその事務局の構成メンバー、あるいは全部の学童クラブ、一応26年度は西小学校のコスモスクラブが新たに加わりますから、町内で9クラブになります。その9クラブの統一的な会則、開所時間、保育料、指導員の労働条件、あるいは配置基準等を定めましてこの準備委員会の案を作成いたします。そして、その準備委員会案をもとにして、保護者の方、あるいは実際児童の保育指導に携わられる学童保育の指導員の方に提示、了承を得た上で、来年4月の統一組織結成に向けた諸準備を26年度にやりたいというふうに考えております。これにより、運営面での保護者の方の負担軽減、あるいは会計事務の省力化、あるいは労務管理の徹底が図られ、町内の放課後児童クラブの充実と今後の発展につながると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私も保護者の方や指導員の方に少しお話をお聞きしました。保護者の方は、一般会計、特に会計の部分を非常にお話しされてましたけれども、西小の中の一つのところでは、一般会計と運営費を3人で会計を分担して、あと専門家にも依頼をされているようです。会計の一本化はぜひお願いしたいというようなお話をされたし、あと、また指導員の方から保護者会の方には、やはり児童数が増えているので、1時から6時までの勤務ではなくて、常勤の方の配置をずっとこの間要望されてたようで、合志市などではそういう配置をされているということでした。

今までは事故が起きた場合どう対応するのかとか、台風のときなどの対応をどこにも相談する場所がなかったんだけど、去年は台風のときにどうしますかということで、役場から声をかけてもらって非常に安心をしたとかということをおっしゃっていました。保護者会としては、やはりそういう会計の一本化などはお願いして、指導員の方と一緒に行事などにも取り組みたいというような思いを持っておられました。

あと、また別の町内の西小じゃないところの学童の方にもお話をお聞きしまして、そこは指導員の方の思いをお聞きしてきました。一本化されると、人事異動があるのではないかという不安をお持ちでした。また、地域性がありますので、非常に今まで長くかかわってきたので、ほかのところではそういうつながりが持てないというような不安を持っておられました。

それで、今後、今年、26年度に検討されていくことだと思いますけれども、保育料や学年の受入れなど、そこそこの児童クラブで多少違いもあるのかなというふうに思いましたので、そういう点はどういうふうにするのかということと、やはり今までの学童の特徴を大切にしながら、切り下げにならないように柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っていますが、そういう保護者の思いや指導員の方の思い等も鑑みて、今担当課として考えられておられるところをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、議員の御質問にお答えします。

まず、平成25年度ベースですけれども、5つの小学校で8クラブあります。古いところが平成4年にできております。新しい学校で平成18年ということですが、それぞれ各小学校の学童の歴史がかなり違ってきておりますので、その辺のところは十分踏まえる必要があるかと思っております。

まず、第一義的には、先ほど申しましたように、平成26年度に設立します学童クラブの統一運営組織設立準備委員会で、どういった論議になるかというところは大事だと思いますけれども、やはり基本的なところは保護者の負担軽減、特に事務的な負担軽減というところは、町もこの準備委員会も同じ考えではないかと思えます。そうしたところの案が出されるものということだと思っております。

保育料がそれぞれ8クラブ、実際は5つの小学校でやっていますから、5つの保育料が若干違ってきます。ですから、その保育料を平準化すると、いわゆる統一化するといったところ。あと、長期の休業中、いわゆる夏休み等の保育料をどうするのかとか、いろいろと、5つありますので、5つのそれぞれの歴史があって保育料を定めていらっしゃいますので、その辺の統一化について、ある程度の調整案というのが一つなるのではないかと思います。あとは、次は、実際の運営をされてる指導員さんの方、統一化することに対して期待もあるけれども、一方では不安もあるかと思えます。

主なところは、労務関係ですから勤務条件と、あとは配置転換というのはあるかもしれませんが、これについては、私たちの方で考えるんじゃなくて、準備委員会の中で十分保護者あるいは指導員さんの意向を踏まえた上で、まずはできるだけ統一化を図るところが必要ですので、その辺でうまく図れるような工夫をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1点確認なんですけれども、保育料は大体5,000円から6,150円、私がお聞きしたところはそういう状況だったんですけれども、まだ幅があるので、今から検討されると思いますが、学年、小学校3年生までの受入れなのか、小学校6年生受け入れてるところもあるのか、西小の方でお聞きしますと、春休み、夏休み、冬休みは高学年も受け入れてるというような感じだったんですけれども、町はその辺は把握されておられますか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） いわゆる入所基準が基本的には通常保育の場合は、おおむね小学校3年生までということになっておりますが、今議員がおっしゃったように、長期の休業のとき、夏休みあたりは、確かに4年生というところは、町の方でも把握しております。あとは受け入れの体制、それとあとは希望者がやはり夏休みは特に多うございます。大体4年生ぐらいまで受け入れる範囲で受け入れられてるというところでは、町の方もそのところは承知しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 学童の統一化については、まだまだいろいろ、いろんな要望も出されると思いますし、保護者の方からは、やっぱり小学校、例えば北小なんかは小学校6年生まで受入れが今できてるんだそうですけれども、それをぜひ持続させてほしいというような要望とか出されていますので、今後また、定例議会や委員会等でも、町民の方から出されてる要望は、またしっかりと町の方にも伝えていきたいと思いますので、ぜひ民主的に議論を進めていただきたいということを要望しまして、次に移ります。

次は、特別養護老人ホームについてですけれども、老人ホームの入所状況と待機者数はどのくらいかというふうにしています。

なぜこの問題を取り上げたかといいますと、特別養護老人ホームの今、全国の待機者は42万人というふうに言われています。なかなか今までも委員会等で待機者数をお尋ねしてきたんですけれども、町としてはなかなか把握しづらいというような答弁だったかと思いますが、現時点での菊陽町としてつかんでいる特別養護老人ホームへの入所状況、また待機者数はどのくらいあるのか。

なかなか地域の密着型の老人ホームとかありますけれども、また、有料の老人ホームとかありますが、そこでは月にやっぱり10万円から15万円ぐらいかかるというところもあって、本当に国民年金ではなかなかそういうところに入所できないということがあります。特別養護老人ホームは、そこも6万円から8万円ぐらいということはあるんですけれども、そういう事情もありますから、この特別養護老人ホームの現在の入所状況、また待機者数、そしてどのような相談等寄せられているか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、ただいまの老人ホームの入所状況と待機者数はどのくらいかについてお答えします。

菊陽町の被保険者で、特別養護老人ホームの入所者数は、平成25年12月末時点で87人おられ、そのうち広域型特別養護老人ホームに入所されている方が77人、内訳としまして、町内の特別養護老人ホームに28人、町外の特別養護老人ホームに49人入所されており、地域密着型特別養護老人ホームには、入所されている方が10人でありました。菊陽町内には、広域型特別養

護老人ホームきほう苑が井口地区にあり、そのサテライト施設として昨年11月に開設した地域密着型の小規模特別養護老人ホームきららがあります。

3月の現時点での入所状況になりますが、きほう苑の方には定員の満床で、50の方が入所されておりまして、待機者数は約100人おられます。この中には、ほかの施設等、重複して申し込んでいる方や、既にほかの施設に入所してまだ連絡をされていない方なども含まれておりまして、菊陽町の被保険者が実際に何人待機されているかというところは、把握はできておりません。また、きららの方には、現在は16人入所されておりまして、待機者数は18人となっております。

確かに議員がおっしゃられたように、小規模の特別養護老人ホームの方につきましては、一部屋一部屋ございますので、入所の料金等も高くはなっておりますが、所得が低い方につきましては、例えば年金収入が80万円以下とか、そういった方になりますと、経費の軽減等の措置がございまして、そちらを活用すれば七、八万円ぐらいでも入所は可能だということになっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか町で何名というのはつかめないようなんですけれども、県が最終的に広域も含めた調査をするんだと思いますが、県の調査で最新の菊陽町はどのくらい待機があったのかというのは、資料としては出るのかどうかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えします。

広域型の特別養護老人ホームにつきましては、熊本県の方が介護保険事業計画に基づきまして整備を行っております。これは3か年間の計画でございますが、ただいまが第5期ということで、第6期が、平成27年から29年度までの3年間の事業方針を定める計画が、今後策定される予定になっております。

先ほど申しましたように、重複して入所を申し込みされている方等の県内の各施設の状況等につきまして、県の方が策定を計画される前にその辺の数の把握をされた上で、第6期計画の方に入られていかれますので、その辺につきましては、県の方がもう準備をされて、今調査をされているところだと思います。そういった情報を町としましても把握をしたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 特別養護老人ホームは、介護保険とまたリンクしてくるんですけれども、今国が考えているのは、特別養護老人ホームの入所資格を、要介護3以上の介護認定者に限定する方向が打ち出されていまして、そうしますと、介護保険は納めても実際入所したいときには要介護1とか2の方は入所できない。認知症や障害を持っている方でやむを得ない場合

は受け入れるというのがついてますけれども、そういう方向性があるということで、今後ともこの老人ホームへの待機が多い状況は続いていくというふうに思いますので、町としてもやっぱりそういう把握や、県の第6期の計画に反映させるような提案を行っていただきたいということを述べて、次に移ります。

最後は消費税増税の影響についてです。

町の財政への影響はどうかというふうにしていますが、この公共施設の使用料に転嫁されている条例が、議会の最初の方でも、条例は私以外の議員の賛成で採択をされましたが、その使用料がその時点では最終的に幾らかというのは答弁がありませんでしたので、どれぐらいの金額になるのかということと、あと転嫁しない自治体もあり、ぜひ検討できないかというふうにしていますが、これはもう条例が通りましたので、私は再度、そのときの質疑でも述べましたが、一般会計で扱う公共料金については、法律で消費税は納入しなくてもよいことになっていますので、あえてかけた理由、それについてお尋ねをしたいと思います。

4月1日から消費税率が8%、国税が6.3%で、地方税が1.7%に引き上げられます。さらに来年10月には税率を10%に引き上げることとされています。政府はこれを法律どおりに実施するかどうかについては、今年末に判断をしております。税率が3%引き上げられただけでも年間8兆円の増税になります。全ての世帯が増税になりますけれども、この消費税の場合は、低所得者ほど重くなります。平均年収237万円の世帯の場合、世帯主の月給が17万円程度の世帯であれば、税率が8%になるだけで年間5万7,529円の増税になります。このように、消費税の増税は、家計に大きな影響を与えます。やはり、こういうときだからこそ、町は町民の暮らしを守るという自治体の役割を果たさなければならないと、私は思っています。

また、消費税の課税で、年末の税制改正の与党協議では、食料品などの軽減税率の導入について議論されましたが、結局税率10%時に導入するという表現に落ちついて、これは税率を10%に引き上げる時点というふうにも読めますけれども、税率が10%からさらに引き上げられる直前の時点というふうにも解釈できて、自民党の本音は後者だというふうに言われています。

こういうふうに見てきますと、本当に4月から消費税が増税されて、今、年金の切り下げもある中で、非常に負担感が重い。そしてまた、景気も悪くなるというふうに考えますが、そういう中で、先ほど公共料金への課税や町民の暮らしを守るという点で、どういうふうに考えておられるのか、町の見解と消費税増税については、後藤町長の所見もお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政の影響というところでございますけれども、一番大きなものは、地方消費税交付金が上がるというところは間違いございません。その分、地方交付税は減るだろうと見込まれます。ですけど、地方消費税交付金の増額につきましては、年金、医療、介護、少子化などの社

会保障4分野、その他の社会保障施策に充てるということになっておりますので、いろんなものには使えないという状況は出てまいります。そしてまた、どの事業に充当しましたかは決算書の中で明示をしたいというふうに考えております。

それから、御質問の公共施設の使用料の転嫁でございますが、額的には試算としましては45万円前後ではないかというふうに考えております。

それから、影響しますのは、歳出でございます。歳出も、全部ではございませんが、需用費、消耗品とか燃料費、光熱水費、修繕費、それから役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費、それから備品購入費などを集計しましたところ、概算で9,900万円は上がるんじゃないかというふうに見込んでおります。それ以外にも負担金とか繰出金とかございますので、トータルすれば1億円は超えてくるんじゃないかというふうに見込まれます。

その中で、なぜ上げるのかというところもあったかと思いますが、消費税というのはあくまでも適正に転嫁しているというところでございます。使用される方がいろんな歳出の方は負担していただくというのが当然だと思います。結局受益者負担ということです。これがやっぱり必要だと思いますので、町としましては、せんだって条例改正を出したところ、御可決いただいたというところでございます。

それから、他の市町村でございますけれども、下水道関係は近隣でも全部上げていらっしゃる。それと、使用料につきましては、幾分上げたり、10%のときに上げるということをお考えでおる、いろんな自治体がございますが、菊陽町としましては、今回3%分を上げさせていただきまして、また10%になりましたときは、そのときまた上げる方向でいきたいというふうにお考えはしております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、財政課長が答えたとおり、そういう内容でありまして、今回、当然使用料等で、これはもう受益者負担の原則でありまして、やはり町の、金額的には少なくとも収入に入る分については、きちんと受益者負担の原則に基づいて負担していただいて、一方では、さっき言いましたように、一般会計の中でも概算で9,000万円ぐらいの、5%から8%に上がる分で影響、これはもう当然歳出の面が出ていきますので、やはりわずかな中でも使用料として取るもの、いただくものについては負担していただく、そういう考えであります。

また、消費税の交付金が町の方に来ましても、それは社会保障費等で非常に毎年上がっておりますけれども、そういった財源の方にきちんと充てていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 消費税の増税とセットで、消費税を増税するときは社会保障に回すというふうに言われて増税をされたんですけども、実際には大企業には減税をしますし、そして大型事業や軍事費は増額する一方で、社会保障は4月以降、医療費の窓口の引き上げ、70歳を迎える方から現行の1割を2割にしようという内容や、先ほど述べました介護保険の要支援



1、2の介護保険外しや、また特老の介護度3とか、非常に医療の部分でも介護の部分でも子育ての部分でも、社会保障に回るどころか厳しくなっているということを述べたいと思います。

そして、消費税最後なんですけれども、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時給付金というのが出されますが、これは極めて低所得者対策ですけれども、限定されたもので、住民税非課税世帯に1人1万円を支給しとあります。そういう中で、町としてはどのように対応されるのか、この点について最後にお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） まず、臨時福祉給付金についてでございますが、これはいわゆる低所得者世帯に対する給付です。それと、子育て世帯臨時給付金については、これは中所得者対策の分でございますので、前もって言っておきます。

少し時間ありませんので、さっと行きます。

菊陽町では、平成26年度に菊陽町臨時給付金等給付対策本部を設置しまして、関係各課間の連携と情報の共有を図りながら、対象者の方に対しての通知等を送ります。

（16番小林久美子君「それでいいです」の声あり）

いいですか、はい。すみません、時間がなくて。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 時間になりましたので終わります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時9分

再開 午後2時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

ついに最後の一人になりました。お疲れのことと思いますが、しばらく御辛抱願いたいと思います。

傍聴席の方々、大変お疲れさまでございます。

皆さん御存じのとおり、今年には町長選挙がございます。それから、来年は我々に関する町議の選挙がございます。選挙に際しては、どうしても町全体のこと、あるいは自分の身の処し方、これを考えざるを得ません。いろいろと考えておったときに、ちょうど町長が「くまもと経済」という冊子がありますけれども、その11月号に町全体の件について、インタビューを受けておられる記事を目にいたしました。いろいろ感じるどころがありましたので、ちょうど

町全体のこと、自分のことを考えていた最中でもありましたので、今回はこの質問を、町全体に関する質問を設定することにいたしました。

御覧のとおり、ちょっと通告書としてはややこしいような、そういうふうに見えますけれども、一応これ説明しておかないと、何を聞きたいのか分からないということなので、そういうふうな長い通告書になりました。御理解をいただきたいと思います。

それでは、質問席の方で質問に入りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問に入ります前に、もう最後の質問者でございます。ですから、前の質問者の質問で明らかになったことについては、もう改めて問わないと。せいぜい確認するぐらいに止めておきたいと思います。

それから、何しろ多岐にわたっておりますので時間を心配しておりますが、私もどちらかという長口舌の方ですけども、できるだけ短く質問したいと思います。答弁の方も本質を突いて端的に短くお願いしたいというふうにお願いしたいと思います。

1つ聞くのについても、やっぱり10ぐらい考えます。同時に、町長以下職員の方も、1つ答えるのに10ぐらい調べていらっしゃるというふうに思います。その気持ちは分かりますが、時間のこともありますので、ひよっとしたらちょっとやめてくれというふうに遮るかもしれませんので、失礼はお許しいただきたいと思います。

それでは、質問には入ります。

私は、学生時代からちょっと身にしめておる言葉が2つほど、幾つもありますが、主に2つございます。ドイツのことわざですけども、「我々は何者でもない。我々が探すものこそ、求めるものこそ全てである」というのが1つです。人間いろいろ、ここに何立方メートルかの空気を押しつけて存在しておりますが、それに余り意味はなくて、それが何を求めているか、これに意味があるんだと。それからもう一つは、「行為は過ぎ去るが、仕事は残る」と、人間の行為というのは、これ過ぎ去っていきますけれども、仕事は残るんだということです、形として。この2つをいつも身にしめております。

この菊陽町の歴史を眺めてみたときに、今の言葉がまさにぴたりと当てはまるというふうに思います。一定の哲学を持ってまちづくりを始めて、それがずっと形として残されていって現在に伝わってきていると。極めてまれな、珍しい例ではないかというふうに、私は思っております。

ところで、その原点になったものが昭和55年10月にまとめられた「菊陽町総合計画への提言、魅力ある町と里をつくる」にあるというふうに私は考えております。その後、幾つかの総合計画出ましたけれども、大体これが基本になっておるといふふうに考えております。

この本なんです、写真があります。この写真を見てみると、菊陽町は一面緑です、緑一面です、草っ原です。それが現在のよう姿になっております。約三十数年を経てこういうふうになっているということです。一つの感動を持って受け止めますけれども、この提言の柱が4

つございます。緑あふれる生活都市、ニュータウンです。それから、新しい顔を持つ町、町は顔を持つべきだと、人工的な顔を持つべきだという考え方です。それから、活力ある諸産業を持つ町ということです。それから、住民のために住民が手づくりしていく町、この4つが大きな柱になってまちづくりがなされております。今日、これに従いまして、この4本の柱に従って質問を展開したいというふうに思っております。

まず、第1番目の、緑あふれる生活都市ということですが、提言の方には、そこにありますように、この町を熊本市の単なるベッドタウンにはしないと。それから、緑とこの市街地の調和をとるんだと、こういうことです。それから、日常生活については、単なるベッドタウンじゃありませんので、町の中で大体賄えるようにすると。そういうことがこの柱、大きな柱になっております。

それで、質問に移りますが、1番目、この目標に対して現状をどう評価しているかという1番目の質問、これは町長に聞くつもりでございましたが、昨日、上田議員の質問に対して、町長が所信を表明されました。大体自分としては先人の意思を継いでるんだということを申されました。こういったことを踏まえながら、ここにあるようなことを踏まえながら今日来ていると、一定の成果を上げてるとということが町長の考え方であるということが分かりましたので、これはもう確認するだけで次に移ります。

2番目です。

平成27年3月に熊本都市計画区域マスタープランの改定が予定されております。これについてどうかかわっていくか。この前、平成26年2月27日に、都市計画区域のマスタープランの説明会が当役場でございました。私も参加をしましたが、何で知ったかという回覧板です。非常に大事な計画だと。みんな関心を持って、そういうものだと思いますが、回覧板で回ってきた。この辺がどうなのかということです。

それから、この都市計画区域のマスタープランを、どういうふうに町としてはこれにかかわっていくのか、どう位置づけているのか。

それから、当日は課長さん、係長さんか、もう一人いらっしゃったですね、菊陽町からは。県からも3人来ていらっしゃいましたが、ほかの、例えば町長か副町長か部長か、そういった幹部の方はお見えになっていない。私のど素人の判断ですからよく分かりませんが、果たしてそれでいいのか。町民の意見を、その計画のあり方については知っておったとしても、住民が何を言うかを知らなくていいのか、そういう疑問を持ちましたので、この点についてあわせてお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） お答えいたします。

まず、一番初めの、回覧によってこの説明会のことを御存じになって出席されたということについては、まずインターネットを通じて、インターネット媒体によって住民の方に周知をかけようということ考えておりましたけれども、その後、検討した結果、インターネットの媒

体によって周知するのは、やはり見ない方もいらっしゃるということで、それは周知に対して弱いということもありまして、全戸に行き渡るように回覧による周知を行ったところであります。

それから、質問の方にもあります、平成27年3月に予定されている熊本都市計画区域マスタープラン改定について、どうかかわっていくのかについてでございます。

熊本都市計画区域マスタープランと言われている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は、都市計画法第15条第1項に都道府県が定めると規定されておりますので、熊本県が定めることとなります。現在、平成16年に策定されております熊本都市計画区域マスタープラン、通称区域マスといいますが、平成26年度の改定に向けて、現在熊本県の方で作業が進められております。

さて、この区域マスに対する菊陽町のかかわりでありますけれども、県が策定する都市計画になりますけれども、定められる都市計画の範囲である熊本都市計画区域に菊陽町が含まれますので、県とのさまざまな協議や打ち合わせ、意見の提出等を行っております。平成26年度にも何度か同様の機会が設けられるものと思われておりますので、必要な事項につきましては申し上げていくところで考えているところであります。

また、都市計画法第18条第1項におきましても、関係市町村の意見を聞く、このことが規定されておりますので、法定手続の中におきましても意見を提出することができるようになっておりますので、あわせて対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

(8番甲斐榮治君「まだ」の声あり)

はい。

(8番甲斐榮治君「簡単にやってください」の声あり)

はい。

それから、最後の質問でありました町長、部長の出席の件でありますけれども、その席では出席はされておられませんでしたけれども、しっかり私ども、また県の方も一緒に出席しておりますので、出席者の意見をしっかりと上に伝えながら進むことで、町長あたりも部長あたりも、内容の方については理解をしていただけるといふふうに思っていたところであります。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) 課長としてはそうでしょうね。しかしながら、今、都市計画法のことも出てまいりましたけれども、関係する条文としては、第18条あるいは第5条の3項、住民に対する周知であるとか、あるいは都市計画法、県がつくるものに対して町がどうしなければいけないとか、その結果についてどう公表しなくてはいけないとか、そういうことが規定されておりますが、やはり、もうこれやりとりしよったら、また時間かかりますので、私は町長、町長ができなければ副町長、副町長ができなければ総務部長、その方たちぐらいは当然、これは

計画のその進み方を知っておられたとしても、そこに住民が参加をするわけですから、その意見をやっぱり聞いていただきたいと。ここに止めておきます、聞いていただきたい。

それで、3番目に移りますが、この区域設定について、住民の方から意見が出ました。一番出たのは何かというと、大津町が区域内に入っていないことです。大津町といえば菊陽町の隣で、合併等のときにすぐ話題に出てくる町であります。それが入っていないと、何でかと。大津町との共通項がだんだん薄れていくのではないかと、そういう危惧が住民の間から出ております。この区域設定に大津町が入っていないということをどういうふうに捉えられているか、これは町長からお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この熊本都市計画区域というのは、もう議員も御承知のとおり、熊本市を中心にした、現在はこの中に入っているのは、この年合併が進みましたので、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町が入っておるということでありまして、これは県の方で熊本都市計画区域というのは、もう昭和46年からの線引きの中に入れておるような状況であります。大津町がなぜ入っていないかということでもありますけれども、その当時、熊本県が最終的に決定した中でありまして、どういう経緯の中かということ、いわゆる熊本市に直接隣接するところを入れてあったんじゃないかなということだと思います。

それで、議員も御存じのとおり、この都市計画区域の関係が違うということで、合併の協議をやった4町合併のときにも、最終的にこの都市計画の違いが出て、なかなか協議が進まなかった経緯がありますけれども、そういう面ではありますけれども、これは非常に、昨日も言いましたように、市街化調整区域というのは、この熊本都市計画区域の中に区域区分がしてありますので、今この関係する1市3町で市街化調整区域を持つとる活性化連絡協議会をつくって、この都市計画はマスタープランあたりの中でも、そういうのはもう日常的にも非常に協議を重ねておりますので、説明会になぜ出らんかったかということでもありますけれども、状況等の把握はしながら、また最終的にいろんな面で市町村の意見を出す場面もありますし、本町からも熊本都市計画区域の中での委員として2名の方に出させていただいておるような状況でもありません。

そういうところで、この会合、いろんなことがありますので、なかなかそれに担当課長あたりが出ていく場面もありますけれども、今回は県の方でも担当の方ですか、そういうクラスの方が来ておられたかと思うんですけども、いろんな場面がありますので、必要な場面につきましては、きちんと私あるいは副町長、それから部長等も出るような形で取り組んでいるということとは、御理解いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 出席云々については、いろんな事情もあったかと思いますが、法にも規定されておりますように、必ず住民に説明会を開くし、その結果を踏まえて検討委員会を開くと。この表によりますと、もう一度この前の意見を持って帰って、住民説明会が今度は線

引きを示されるというふうなことがその場でありました。ぜひ、どなたかやっぱり課長さんもちろん幹部ですけれども、もう少し、部長さんなり、副町長なり、あるいはもう町長ができれば一番ですけれども、出てきて、ぜひ住民の声も聞いていただきたい。最後には、その後公聴会があつて関係機関の協議ですから、このときにはもう町長は恐らく出られると思いますけれども、ぜひ住民の意見も踏まえながら、これにかかわっていただきたい。

4番目に移ります。

それで、この大津町がよく合併の対象として今まで議論に上ってきましたけれども、皆さん御存じのように、道州制というのは、将来の我が国の大方向と。今のところは何の権利がどう移って、権限が移ってくるのかさっぱり分からないので、この前は議会としても道州制反対の決議をしましたがけれども、方向としてはこの道州制になっていくんであろうというふうに私は捉えておりますけれども、そうしたときに、道州制がもしもしかれるとすれば、これは4万を超えとしても、まだ市としては5万を超えなくちゃだめですから、市としての菊陽の状態はあり得ないんじゃないかと。

そうすると、どっかと合併するなり、そういう形で基礎自治体を構成しなくてはいけなくなるんじゃないか。それで、そういう関連から大津のことも気にかかりますし、あるいは周りの合志市、それから益城町、こういったことも頭の中に入れてまいりますけれども、少なくともはっきりしているのは、町として、基礎自治体としてこの道州制の中に入るというのは不可能だろうと。そして、町という形ではもうほとんど相手にされないんじゃないかなという危惧を持ちます。

そういったことを考えたときに、仮定の話はできないかもしれませんが、道州制が仮にしかれるとして、その中に基礎自治体が含まれていくとした場合、基礎自治体の規模、適正規模はどのぐらいだというふうにお考えでしょうか。これはもう町長なりほかの総務部長でも構いませんが。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この道州制につきましては、昨年9月議会で、石原議員が、そのときだったですかね、道州制についての御質問がありましたので答えておまして、その後、9月議会でこれ紹介議員、甲斐議員道州制導入に断固反対する意見書ということで、議会の方に発議で出されて賛成が得られまして、これはもう既に議会としましては、国の方にそれぞれの各大臣の方に出されておりますので、そういう立場でおられるということで理解しておるところでありますけれども、私の方も、これは全国の町村会、町村の首長、それから議長会の方でも同じような道州制には町村は断固反対だということで、今そういう態度でおりますけれども、それまでの情報の中では、今の3層制、国があつて県があつて市町村があるものが、県がなくなりまして、道州というか、そういう、九州なら九州が1つということになって、その中の基礎自治体というのは、20万人から30万人の人口のくくりというようなことが出ておったかと思いません。

そうなりますと、熊本県の今45市町村の中で、そのまま残れるのは熊本市だけです、70万から80万おられますので。あとは全てその20万、30万のくくりの中に入ると、この辺では菊池郡市はもちろんですけれども、益城、西原まで入っても20万か、30万には届かないと思います。

そういうことになりますと、それぞれの今ある市や、それ以下のところは、菊陽町という名前もなくなる、下にはつくかもしれませんが、自治体としての存在はなくなるというようなことであります。

そういうことで、この市町村合併については、反対といいますか、非常に現状でもきちんと菊陽町あたりは今やっておりますし、そういう中でのこの道州制については、よその町村も一緒ですけども、町村を構成する団体としては全国的に反対という立場であります。

そしてまた、いろいろ今のところ、特に町村の立場におられるいろんな学者もおられますけれども、その町村の立場に立っておられる学者の方の意見としては、この道州制が導入されれば、基礎自治体を整備するために市町村合併が不可避であって、町村は消滅すると言われております。

そしてまた、今のところでは、こういう道筋がまだ見えておりませんので、御質問のこういった、いろいろ国の動きが出てくれば動かざるを得ない場合も出てきますけれども、現時点では、この議論については差し控えたい、反対の立場におるということで理解していただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それは一応了解をいたしました。ただ、今仮定の話で町長も答えられたと思いますけれども、将来的に道州制という形になれば、町村は消える。20万か30万ぐらいが一くくりの基礎自治体になっていくという認識でおられることは分かりました。

ただ、立場として反対の立場であるので、具体的には答えられないということですので、そういうふうに理解しておきたいと思っております。ただ、それにしても、この20万、30万の一くくりを考えたときに、やはりこの都市計画区域等は非常に大事な要素になってくるということ是指摘しておきたいと思っております。

大きな2番に移ります。

顔の問題です。先ほど皆さんも御覧になったと思いますが、この提言にある写真を見ますと、菊陽町、草っ原です。顔も何もありません。顔といえば草だけです、極端ですけど。だけど、その中で、熊本市にくっついた胴体はあっても、本町には自主的なエネルギーを生む心臓もなければ、個性をあらわす顔、核もない。顔は積極的、計画的につくらねばならないと提言には書いてございます。特に、ベッドタウン的性格を持つ場合には、隣にある大きな自治体の影響を受けて、もう制御のつかない顔になる可能性がある。だから、菊陽町の場合には、もう少しやっぱり人の意思を加えた人工的な顔をつくらねばならないというのがこの提言の精神であるようです。

それで、この提言に出てきているものとしては、顔としては役場周辺、それから三里木周辺

ですか、そういうふうに、顔は幾つあってもよいと書いてございますけれども、一応この提言に出ているのは2つです。その役場周辺、三里木周辺についてどういうふうに今を認識をされてるか、顔になっているのか。顔になっているとしても、問題点がどうあるか、その辺を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいま2つの顔、役場周辺と三里木周辺のことについて触れられましたけれども、新しい顔を持つ町の現状把握と課題を織りまぜながらお答えします。

長いときにはストップをおかけください、お願いします。

提言書では、役場周辺はシビックセンターに位置づけられております。シビックセンターとは、公共施設分野、公園が一体となった町の中心地区をいいます。この役場を中心としたエリアには、中央公民館、町民体育館に加えて、昭和62年4月には老人福祉センターを、平成12年10月には福祉支援センターを開設し、また町民総合運動場や区画整理により中央公園を整備してシビックセンターとしての機能の充実を図ってまいりました。その後、役場庁舎、中央公民館、町民体育館は、建設から40年前後を経過していることから、耐震化や大規模改修により施設の長寿命化を図っております。

次に、役場一帯を含んだ菊陽第一土地区画整理事業は、平成20年度に完了し、将来的にも健全で利便性を備え、住みよい環境を確保しております。しかし、区画整理地内には未利用地も多く残っており、その活用が待たれるところです。

次に、役場周辺のシビックセンターは、提言書ではHG型都市軸の日本の縦軸の東の軸に位置づけられており、この計画に沿って南北を連絡する都市計画道路の菊陽空港線を、県道熊本菊陽線まで整備しております。現在は、HG型からさらに発展させ、田の字型道路網を掲げ、その実現に向けて整備を行っているところでございます。

次に、三里木周辺について申し上げます。

提言書では、三里木駅周辺はショッピングセンターに位置づけられております。三里木駅周辺については、三里木駅を中心に早くから宅地化が進んでおり、狭い道路が多く点在していることから、現在拡幅可能な道路から順次整備を行っているところです。

次に、ショッピングセンターとしての位置づけにある三里木駅周辺は、提言書が作成されました昭和55年ごろは、三里木駅界限に一定の商店街が形成されておりました。その後、昭和62年3月には、菊陽町商工会をディベロッパーとするサンリー菊陽寿屋がワンストップショッピング街としてオープンし、開業当時は国鉄により臨時お買い物列車サンリー号が運行されるなど、大変なにぎわいを見せていました。

さらに、菊陽第二土地区画整理事業の進展に伴い、ショッピングセンターゾーンは東へと広がりを見せ、昨年から今年にかけて旧東京エレクトロン工場跡地内に、菊陽メガモールとして進出した商業施設を中心に、周辺には大型文具店や薬局などが次々にオープンするなど、新た



なにぎわいを次々と創出しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2つともシビックセンターあるいはショッピングセンター、それとして一応の顔は形成しておるといふような認識ですね。

それでは、顔は幾つあってもよいというこの提言書のあれですけれども、三里木はしばらく寂しかったです。最近いろんなショッピングセンターが出てきてちょっとにぎわいが出ておりますが、どちらかといえば、もう西の方にちょっと移って行って、光の森のゆめタウンを中心とした光の森が一つの顔になってきたと。これはもう共通認識だというふうに思います。

この光の森が、言うならばここが、例えが大きいですけど、ワシントンだとすれば、この役場周辺がワシントンだとすれば、光の森周辺がニューヨークみたいな、そういう関係に今なっているかというふうに思いますけれども、大きなやっぱり菊陽町を代表するような顔になりつつあるこの光の森地区について、少し詳しくお聞きしたい。

ゆめタウンが拡張をします。一応まとめて言いますので、答えていただきたい。ゆめタウンの拡張がこの前も議会にかかって、その様子は承知いたしました。それに伴って、町が何を考えているか、通路の問題をちょっと聞きましたけど、これは仮定の話ですので、正式な提案ではありません。そういうこととか、ゆめタウンの拡張に伴って何を考えているのか。

それから、光の森の駅、私はこれはもう町の玄関として捉えてもいいんじゃないかというふうに思います。何回か行きましたけれども、光の森の駅には、豊肥線、もちろんです。それから、キャロッピー号、それから電鉄バス、それから合志市のレターバスもここに来てます。それから、空港山鹿線のバスもここを経由します。それから、これはもう光の森の方からいただいたんですが、こういう折り込みが入ってまいりますけれども、バスツアーの案内です。これも必ず光の森を通ってます、ほとんどのやつが。

そういうふうに、いろんな交通手段の結節点になりつつあると、光の森駅が。この駅周辺の整備をどうするのか。先ほど佐藤議員の質問の中に、警察施設を、今（仮称）光の森複合施設のところあたりに、土地まで提供してやったらどうかというふうに提案がありましたけれども、ちょっと時遅しかなという気もせんでもありませんが、この光の森の駅周辺、駐輪場の獲得と、借地で少し広がりますけれども、そういったところを町が買い上げて提供して警察署を誘致する、交番を。そういったことができないのか。

それから、（仮称）複合施設という、いつまでもこういうふうな呼び方をしてますけれども、これちょっと名前ももうそろそろ決めなくちゃいけないと思います。その辺についても答えていただきたい。それから、北側のグラウンド、これも何回も聞いてますけれども、もし何か進展があれば聞かせていただきたい。要するに、この光の森の駅あるいはゆめタウン、その辺を中心として、菊陽町の中で光の森の一带のこの辺をどういうふうに位置づけるか、その辺の考え方を全体として聞かせていただきたい。よろしく願います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、光の森駅周辺の整備計画についての質問ございましたけれども、具体的に今まだそのような計画を立てているような状況ではございません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、光の森駅周辺がコースの結節点になっているとか、そういったことは十分認識しておりますので、これからまた、そこらあたりも踏まえた形で検討していきたいというふうには考えております。

それと、複合施設の名称につきましては、おっしゃるとおり、今仮称になっておりますけれども、現在広報4月号で募集をするところで準備を進めているところでございますので。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 北側グラウンドは、まだありませんか。

○総合政策課長（服部誠也君） 失礼しました。

北側グラウンドにつきましては、前回も御説明しておりますけれども、現在、平成28年度まで起債の償還を行っておりますので、これは前回の答弁と同じになりますけれども、平成28年度末までには計画を立てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 計画がない段階で不用意にいろんなことは言えないということはよく理解をいたしますけれども、光の森及びその周辺地区が一つの顔になりつつあるということは、これは確認してございますか、町長。イエスカノーかでいいです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われるとおりでありまして、いろんな町外、県外の方から聞くときに、菊陽町の名前は知らないけれども、光の森は知っとるという方が非常に多いような状況で、大きな顔になっているかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 光の森駅周辺並びにゆめタウンを中心とした一つの顔、これをぜひ先手先手で計画を立てていただきたいと、希望したいと思えます。といいますのが、もう既にちょっとやっぱりあの付近を考えときに、駅前の広場とか、そういったのは不可能かなという気がします。ただ、幾つか空き地もありますので、どうかその辺について、よく検討をしていただきたいと、希望しておきたいと思えます。

それから、ちょっとこれ蛇足ですが、駐輪場が、これはもちろん整備されるということ聞きまして、町道のつけかえで町有地ができて、その隣に借地でまたさらに広まって500台近い収容ができるというのはもう聞いておりますが、小さなことを言うようですが、熊本市側に駐輪場の看板があります。問題があったときにはここここに電話してくれという、丁寧に書いてあるんです。菊陽町には注意書きがしてありますが、どこどこに連絡せえと、問題解決の方法

は示してないので、これはひとつ丁寧にやっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

顔という指定はありませんが、いつも出てくるのが白川以南の白水台地の問題です。それから、地域全体の土地利用、それから南小学校の過疎化、大きな問題としてもう何回も出てきますが、顔ではありませんけれども、通称国体道路が開通したことによって、熊本市街地からは一番近い地の利にあります。ですから、これはやっぱり何か緩和がとれれば、もう熊本市内の不動産業者等が手ぐすね引いて待ってるという状況ではないかというふうに思います。顔になり得る可能性は持っている。ただ、もう何回も出てますように、農地転用がなかなか難しい、市街化調整区域であるというふうなことがあります。その辺は理解をしておりますが、1点ちょっとこれは答えてほしいんですが、町営住宅、これ若い人を対象にした町営住宅の可能性はないものか。ちょっと待ってください。それが1点です。

それと、南小学校の5、6年生の複式学級の件です。これが町が全体的に人口が増える中で、本当に信じがたい、耳を疑うような話なんですけど、何年も前からこれは統計的に予測できないことではなかったと。来年度は解消するということですが、現在の5、6年生にとってみると、学力養成上、やはりこれは重く受け止めるべき問題ではないかというふうに思います。

誰に責任があるか、行政にもあるし、あるいは我々議会にもあるだろうと思います。あるいは、ほかにも問題はあんじゃないかという気がいたしますが、今はその責任追及よりも、どういうふうに応急手当てなり、将来の本当の抜本的な手当てをするかということ、議論すべきじゃないかというふうに思います。

確認したところによりますと、平成30年にまた複式学級の可能性がある。これはもう絶対止めないといけないと思うんです。これはもうみんなが力を合わせて止めなくちゃいけないというふうに思うんですけれども、この前からの質問で、特認校制度というのもなかなか簡単にはいかない。それから、校区の変更、これもいろいろやっぱり、右から左にはすぐはいかない。いろんな問題が、地域性の問題が絡んであるということですから、やはりその辺も目の中に入れて、みんなが考えにやいかんのかというふうに思います。

それで、この南小学校の件については、この前聞きましたのは、学習サポーターのほかに、専属の助手を町費で雇うというのを聞きました。その辺確認したいのと、それから、職員の配置がどうなるのか。担任の数が減ったりとか、あるいは加配が減ったりとかということもひょっとしたらこれはあるかもしれませんし、その辺のところを一回確認しておきたい。

それから、住民への説明、これはなされたかどうか。なされたならばどういう反応であったか、その辺を聞かせいただきたい。2点です。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 昨日からも南校区の問題が出てますが、一番心配してるのは教育委員会です。学力の心配は要りません。今までも十分な対応をしまいいりましたし、子どもたちの学力の状況も上位であります。甲斐議員のところも奥さんいらっしゃるから、学力の状況はお分

かりかなと思いますが、子どもたちの学力についての心配は要りませんし、今おっしゃいました加配についてでございますが、特別支援指導助手でありますから、これは町の特別の配慮によって1名プラスで複式学級に充てたいと思っております。指導できる担任は、多分ベテランの指導教諭が当たると思っておりますので、学力についての心配等はないと思っております。

職員配置については、1学級減ることで教諭は2人減ります。担任が1人と加配の先生が1人減りますので2人減ります。そういう状況はありますが、今申し上げましたように、担任の補助として町からの支援助手を充てますので、子どもたちの学力についての心配は、今のところしておりません。

住民説明については、現在は今のところ考えておりません。学校での保護者会等では、もう既にこういった複式学級の状況については、保護者だけでなく、地域の方々にも私はお話をしておりますので、そういった説明会の予定は今のところしておりません。そういった状況でございます。ただ、私たちが心配だ心配だと言っておりますが、昨日も言いましたが、子どもたちが絶対不安にならない大人の取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 昨日も教育長、そういうことをおっしゃいました。それはもうそのとおりであります。何も、私も質問も不安をあおるためにしているわけでは何でもございませぬ。みんなで解決していきたいというふうなことで言っております。それは誤解がないようお願いしたい。

それから、今の支援指導助手ですか、正式名称は、この方は教諭の免許があつて授業ができる方なんでしょうか、まだ具体的な人間は出てきてないと思っております。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 町の特別支援指導助手というなのは、担任等はできません。あくまでも子どもたちの学力が遅れないようにというようなことでの、サポートをしていく仕事でございますので、特段、5、6年生を一クラスだけじゃあその方という状況にはなりません。それをするならば、町の教職員を採用しなければなりません。町で教職員採用すると、県職と同じような取扱いを県がいいよということになると、その人ならば担任ができます。そういった状況もできるんです。しかし、今回は町の特別支援指導助手という形でいきますから、あくまでもサポート役、補助役ということでございます。

（8番甲斐榮治君「教師の免許は」の声あり）

教師の免許は、うちの場合には特別指導……あつ、手を挙げませんでした、すみませんでした。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） うちの特別支援指導助手の方は、全部小学校なり中学校なりの教員免許状をお持ちでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それは分かりました。県費の職員は2人減るということですね、そういうふうに確認してよろございますか。しかし、免状を持った1人の方が加配になって指導に当たるとのことですね。

それから、この問題はちょっとこのぐらいにしておきたいと思います、時間もありませんので。

町営住宅の可能性。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、もう一つの若者向けの町営住宅の建設の可能性についてですけれども、確かに議員おっしゃられましたとおり、過疎の地域において若者向けの定住住宅がございます。具体的に言いますと、子どもが中学生までそこに入居できるとか、そういった対象を絞って若者向けの住宅を建てるといった事例もございます。今、ここでそれを建設する、建設しないというのはなかなか難しいですので、一つの参考にさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それもここでそれ以上聞いても答えようもないと思ひますので、それもそこに止めておきたいと思ひます。

次です。3番目、活力ある諸産業を持つ町、これの中の農業の活性化については、もう坂本議員にお答えになりましたので、重ねて聞きません。

それから、次の②、③、企業誘致と雇用が効果的に結びついているか、それから、経済は生き物でありますので、企業が調子のいいときはいいんですけども、不測の事態に陥った場合を想定しているかどうか、簡単で結構です、答えてください。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（松村孝雄君） では、質問にお答えします。

まず、企業誘致と雇用は効果的に結びついているかにお答えをいたします。

菊陽町におきましては、リーマン・ショック以後の厳しい経済状況の中ではありますが、ナカヤマ精密株式会社、株式会社愛歯と工場の新規立地が相次ぎ、昨年末には重光産業株式会社との立地協定を締結したところです。これら新規工場等の立地や、ソニーセミコンダクタ、富士フイルム九州の大規模工場の増設により、雇用機会は着実に創設されております。ソニーセミコンダクタが立地しますセミコンテクノパークでは、7,000名を超える雇用が発生しているほか、富士フイルム九州では約340名、株式会社愛歯では約200名、ナカヤマ精密株式会社では約40名が就労されています。当然、各企業とも拡大したいとの意向であることから、雇用者数は増えるものと推測しております。そこで、企業に問い合わせをしたところ、どの企業とも社員情報については公表してないとの回答でありました。

立地企業とは、本町立地の際に工場等立地協定を締結しており、その条文に地元出身者の雇用に配慮することを規定しております。どの企業も採用するに当たっては、技術、資格、経験等の必要な基準を設け採用しております。また進出当初の工場では、本社からの出向や他工場からの配置転換による就労も多く、工場立地の際しての地元雇用は少ないようです。しかし、永続的に工場が操業を続ければ、雇用の機会は当然増えるものと考えております。

次に、経済は生き物である。企業が不測の事態に陥った場合を想定しているかの御質問にお答えします。

経済や工場製品の製造分野では、新興国の台頭が著しく、我が国の製造企業は苦戦を強いられております。製造工場の閉鎖や売却されるケースが見受けられますけども、最近ではホンダソルテックの事業終了予定や、ルネサスエレクトロニクスが所有する国内18工場のうち、10工場を閉鎖または売却することを発表し、隣町の大津町に立地している工場が、昨年6月にジェイデバイスに売却されました。また、錦町に所在する工場も、閉鎖は免れましたけれども、売却先が決まりつつあるとの報道がありました。

これらの大規模工場が閉鎖された場合は、固定資産税や住民税の減少、及び雇用機会の創出など、自治体や地域経済に多大な影響を及ぼします。しかしながら、誘致企業のみならず、企業というものは、いつも生き残りをかけて企業活動を行っているところであり、この企業活動が永遠に続きますよう、地元としてできることについては、可能な限りアフターケアをしていくことが、企業との良好な関係が生まれ、他の企業誘致や事業拡大につながっていくものと考えております。

ただ、企業の事業縮小や人員整理等の雇用問題が発生しそうな場合は、熊本県やハローワーク等と連携し、雇用対策窓口や相談員の設置など、速やかに対処できるよう検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議長からたびたび注意をされて、時間内にちゃんと全部終われというふうなことはたびたび注意を受けておりますが、どうもそこまで行きそうにありません。答弁を用意された職員の方にもそれは重々おわびをしたいと思います。今後の勉強のために、今反省して、この次からはちゃんと時間内に全部終わるようにしたいと思います。よって、あと時間があるまで続けていきたいと思っております。

少し省略をいたします。4番目に住民のために住民が手づくりしていく町というのが4番目の柱にあります。その中で、ぜひ申し上げておきたいのは、その③です。新興の住宅地では、自治会が満足に立ち上がっていないか、立ち上がっていても活動できていない地域もある。自治会長不在や民生児童委員不在など、行政は干渉は避けるべきだが、適切な指導と支援は必要ではないかというふうにしておりますが、自治会長が存在していない自治会があります。それから、民生児童委員が不在で、よその地区の民生委員に相談に行くと、その辺のよその地区か

ら不満が上がっている。

昨日も質問の中で、58区中8人が欠如しておると、民生委員が、そういう実情がございました。民生委員もなかなか厳しい状況にあるのは分かりますけれども、要望になりますけれども、これ自治会の仕事、それから役員の役割、あるいは嘱託員の仕事、それから公民館活動、民生児童委員の活動、新興住宅地ではなかなかこれが理解されないです、そういう要素がございます。ぜひ行政の方としても、その辺について説明会を開くなり、働きかけをするなり、これは干渉ではありませんので、ぜひ支援をしていただきたいと。その辺について、総務課長でも結構ですが、一言をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） なかなか一言ではちょっと。

現在の町内には62の自治会がございます。一応自治会設立については、町としましてもお手伝いさしあげています。最近では、にじの森区が新興団地として立ち上がりました。一応これ旧RKKグランドの跡地に宅地造成がなされたところでございますけれども、こちらの地区におきましては、町が立ち上げから支援を行っております。今月末には自治会設立の総会がやられるようになっております。このように、初めての団地、自治会等につきましては、そういう支援を行って、自治会の成り立ち等についてお手伝いをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

先ほど甲斐榮治君から反省がありましたように、以後は十分時間内の範囲内で終わるように心がけていただきたいと思います。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時20分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年3月17日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成26年3月18日（火）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成26年3月19日（水）

（ 第 9 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成26年3月25日（火）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（7日目）

（平成26年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成26年3月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書（案）

日程第3 議員の派遣について

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第22号 工事請負契約の変更について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体））

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

2 番 野 田 恭 子 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

4 番 吉 山 哲 也 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

6 番 坂 本 秀 則 君

7 番 石 原 武 義 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10 番 岩 下 和 高 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

12 番 福 島 知 雄 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

14 番 加 藤 眞 佐 男 君

15 番 上 田 茂 政 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 梅 田 清 明 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教育次長 鶴 田 義 晃 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

産 業 建 設 部 長 松 村 孝 雄 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君

総 務 部 審 議 員 兼  
人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

|                     |           |                   |           |
|---------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 | 総務課長              | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長              | 服 部 誠 也 君 | 財政課長              | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長             | 阪 本 章 三 君 | 福祉課長              | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長             | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長            | 市 原 憲 吾 君 |
| 環境生活課長              | 大 山 陽 祐 君 | 町民課長              | 酒 井 章 彦 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長             | 大 川 由紀美 君 | 農政課長              | 志 垣 敏 夫 君 |
| 建設課長                | 今 村 敬 士 君 | 都市計画課長            | 小 野 秀 幸 君 |
| 下水道課長               | 士 野 公 典 君 | 総務課長補佐兼<br>庶務法制係長 | 中 島 秀 樹 君 |
| 教育審議員兼<br>中央公民館館長   | 矢 野 陽 子 君 | 図書館長              | 山 崎 謙 三 君 |
| 学 務 課 長             | 松 本 洋 昭 君 | 生涯学習課長            | 堀 行 徳 君   |
| 農業委員会事務局長           | 堀 川 正 信 君 |                   |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順とします。

なお、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

文教厚生委員会に付託されました付議事項は、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

17日から19日までの3日間にわたり、各担当課長、係長の皆さんから詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、3月19日の午後は菊陽中学校杉並教室の現地調査を行い、担当課等より説明を受けました。

議員各位には要点筆記をした資料が配付されておりますので、主なものだけ報告させていただきます。

最初は、図書館についてです。

図書館については指定管理者制度導入の検討はされていないのかについて質問がありまして、現在は検討していないということでした。

また、ホールの楽屋が狭い問題や駐車場等についての要望などが出されました。

次が、学務課についてです。

学務課につきましては、いろんな学校の建設等今ありますが、建設資材の高騰の影響についての質問がありましたが、今資材よりも人手の確保が難しい状況にあるようだということですが、菊陽町の場合は工期には今のところ影響はないという答弁でした。

それから3番目に、介護保険課についてです。

ページ、8ページです。

介護保険課につきましては、一般質問でも出されていましたが買い物弱者についてどうふうを考えているのかということが再度議論になりまして、商工会など関係機関と協議できないかという意見が出されました。それについては、今後、関係者と協議をして研究をしていくという答弁でした。

それから、介護保険課のふれあいサロンにつきましては、ページ、9ページですけれども、ふれあいサロンの補助金が一律5,000円について、これは議員と区長会との意見交換会のときにも出されたんですけれども、見直しという意見に対してはもう今回既に見直しを行っているということで、一律4,000円に変更して、1人50円参加者数を乗じた金額に変更をするということで、これは区長さん等にももう説明が終わったということでした。

それから、ページ、10ページの健康・保険課につきましては、フッ化物洗口について質問があり、今町内保育園について今年1月から本格的に開始をされているということでした。町内保育園、幼稚園14園中13園において実施をしているということで、保護者への説明もされており、97.9%の実施希望を得て開始をしているということでした。

それから、ページ、11ページですけれども、70歳以上の今後の医療費について質問がありまして、これにつきましては平成26年4月2日以降70歳に対する被保険者の窓口負担は2割になるということでした。それまでそれ以前に70歳に到達している被保険者は1割に据え置かれるということでした。

それから、福祉課についてです。

福祉課につきましては、ページ、12ページにこれも区長会との懇談会のときに出されたことではあるんですけれども、民生児童委員になかなか手がない問題やいろいろボランティアでされているので活動費などが非常に足りないのではないかなというような心配の御意見もありまして、民生児童委員のことに質疑がありました。その内容についてはここに詳しく書かれておりますので、参照してください。

それから、ページ、13ページに新設の認可保育所の公募状況や公募期間が短かったのではないかなということ等について意見交換をしたというか、質問がありまして、それについての答弁がありました。それで、新設の認可保育所については文教厚生常任委員会として閉会中、また場所等を確認をしたいという予定を立てております。

あと最後は、環境生活課ですけれども、ページ、16ページで、ここでは住宅地内の空き地の雑草のことなどが質問がありまして、空き地の雑草についてはその管理を適切に行うよう条例等制定し、対応しているということですが、なかなか相手によっては適切な対応がない空き地もあるという答弁がありました。

また、あわせて区長会からの要望で出されていましたが墓地不足を考えてほしいという要望がありまして、この皆さんのお手元にちょっと入ってないかもしれないんですけれども、そういう墓地が不足しているという要望ですけれども、町としては現在墓地等が不足しているとい

う認識は今持っていないという答弁等がありました。

以上で議事録の報告は終わりたいと思います。

以上が審査の主な経過でありました。

なお、付託されました4議案については採決を行いました結果、議案第16号の平成26年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項につきましては、全員賛成により可決と決しました。

議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算につきましても、全員賛成により可決と決しました。

議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成により可決と決しました。

議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算については、全員賛成により可決と決しました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号平成26年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項について、議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上2議案でございます。

17日、18日の2日間にわたり、各担当課より説明を受けまして質疑応答を行いました後、慎重に審議を行いました。

なお、3日目、19日は都市計画課より先日2月27日に住民への説明会が行われました熊本都市計画区域マスタープランについての説明をいただきました。本委員会以外の議員さん全員に出席をいただきまして行いました。また、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

それでは、主なものだけ報告をさせていただきます。

まず、商工振興課でございます。

原水工業団地の状況について質問がございました。現在分譲面積が約18万2,000平米、うち12万平米を売却と、残りが1万2,000平米と5万平米の2つの区域の販売を行っておるということでございます。5万平米の区域を分筆する方向で3つの企業と交渉を行っておるということでございます。この5万平米についてソニーへの販売はという質問でございますが、第3工場を実現されるにしてもこれまで分譲した10万平米で対応可能ではないかということで、他の企業にということございました。

続きまして、農政課でございます。

農地水向上活動負担金について、具体的な事業内容についての質問でございます。用水路やトラフの長寿命化の機能を持たせたり、現況土水路などを新しく用水の施設を入れて用水の安定的供給を行ったり、農道の整備を行う事業であるということでございます。

上井手の護岸整備での境界線の確定で難航しているようだがということでございますが、現状でも大きく違って水路になっているところもあると。意見の相違があるなら時間をかけるしかない。地籍調査が早かったので、今の測量技術でやると当時と比べると差があるためこういう状況になっているということでございます。

また、農機具保管庫借上料について利用者は1件と把握しているがという質問でございますが、1件の方もやめられたので利用者がいないなら更地にして地権者に返さなければならないと考えている。ただ、農機具は今でも入っているので当人と話をしながら必要に応じて解体費を計上していかなければならないと考えているということございました。

青年就農給付金について9人、150万円とあるが新しい人は菊陽町出身かという質問でございますが、26年度は菊陽町で3名の予定、現在申請中は6名と。親が農家でその子どもが親と違う農業経営する場合も対象となるということで、年齢制限は45ということでございます。

また、「さんふれあ」についての質問でございます。収益の中から寄附金をもらっている、町がですね。状況にあるけども長期的に考えて内部留保を行い、独自でできるような施策をしていかないといけない。独自性を発揮してもうけたら内部留保しないと職員の士気も影響があるのではないかと質問でございます。内部留保はあるが、少ない状況にあるので、額を増やすことはあっていいと考える。今年度は売り上げが急激に落ち込んでいるので手を打たなければならないと考えるということでございます。

直売所については、周囲の類似施設が多数あり、レストラン部門についても多数の飲食店が競合しているので何かメインになるかを考えていかなければならないと思っているということでございます。

続きまして、都市計画課でございます。

都市計画総務費の報酬ですね。旅館建築審査委員報酬についてですが、何を審査しているのかという質問でございますが、最近は開催していないが、以前は旅館というか、ラブホテルと言われる建設物の計画が判明した際に早急に対応する必要があるので、ここ数年は実績はないが予算措置をしているということでございます。

続きまして、花いっぱい推進事業費の消耗品費の花苗等についてですが、この花農家をお願いされているのかということでございますが、この花農家に対しては委託費になるのではないのかという質問でございますが、需用費で予算措置をしているということでございます。

公園管理費の中の都市公園緑地管理業務委託料に関連して、各行政90か所公園については各行政区に委託をされているが、管理の仕方、程度に差があるように思えると。指導研修等は行われているかという質問でございますが、行政区の方でやってもらっている維持管理はごみ拾いや年に4回の除草、遊具があれば目視による安全確認をお願いしていると。剪定と消毒については町の業務委託で発注しているという答えでございました。

続きまして、不動産売払収入、第二地区保留地処分金に関連して保留地の残数についてということで質問がありました。保留地で販売している土地が8件、付け保留地と呼ばれる土地が25件、未施工の箇所の将来発生する保留地が26件ということございました。

続きまして、建設課でございます。

道路清掃等手数料600万円、どこの路線でどこに委託しているのかという質問でございました。路線は全路線対象で、道路の脇にたまっている泥の清掃、除草、動物の死骸の処理等を行っている。委託業者については建設業協会に輪番制によって業者を決めてもらっているということございました。

古閑原住宅の建替えについて住民説明会は行っているのかという質問でございます。今年度住民説明会を行いたいと思っていたが、開発に関して接道関係、水路の擁壁等難しくなってきたので、現在の住宅用地ではなく、できれば別の土地を確保して建替えを行う方向転換を図っております。26年度用地調査、不動産鑑定を行った上で住民説明が必要となった場合は行いたいと考えているということございました。

続きまして、これも区長会との会議の中で地元の区長さんから要望、意見があったものでございます。県道49号熊本大津線が局地的大雨などにより雨水がたまるので非常に危険だという意見がございました。これは中岡議員が調べていただいたんですが、ポイントとしてセブンイレブンと8階建てのマンションの入り口、西部町民センター付近、それから八久保片彦瀬線交差点、花立ロッキー店、過去の雨で側溝から雨水が噴き上げたり、交通渋滞をして警察を出動し、交通整理を行った経緯があり、今後どのような計画をされているか、具体的な考えがあればということでございます。尚綱大学入り口の交差点の改良工事ですが、今後、雨水対策として改良区域の側溝のサイズを大きくして施工する予定であると。東側になると県道であるので雨水計画は持ってない。周辺の住宅地ということでゲリラ豪雨になりますと道路側溝は道路

の雨水処理能力しか持っていないので処理する側溝整備となるとかなりの多額の費用が発生するというので今後検討をしていくということでございました。

最後に、下水道課でございます。

中継ポンプ等の維持管理委託の委託先の決め方と期間はどうなっているかという質問でございますが、4月1日から3月末の1年間で随意契約方式で業者を決定していると。公共と農集は別業者だが同じ業者と契約をしているということでございました。

公共下水道の経営面について下水道は使用料で賄うのが原則ではないかという質問でございますが、雨水は公費で汚水は使用料で賄うのが原則であるということでございます。

合志市で一般会計からの繰入金により使用料が安くなっていると聞かすが、菊陽の下水道の財政状況で問題はないかという質問でございます。一般会計からの基準外繰入金が1億7,000万円あり、使用料は周辺自治体より一番安くなっているため、使用料の値上げを検討する時期に来ていると思われるということでございます。

最後に、水洗化等接続率の質問でございます。未接続世帯はどれだけかということで、約700戸でこれに対する指導は3分の1の世帯に接続調査と勧奨を行うという答えでございました。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案について採決を行いました結果、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項について、全員賛成により可決と決しました。

議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について、全員賛成により可決と決しました。

これで産業建設に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

質疑につきましては自席より答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号平成26年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決でありま

す。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項について、議案第17号平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算についてです。

以上、2議案が付託されました。

17日から19日までの3日間にわたり、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。なお光の森複合施設、鼻ぐり井手公園、町道114号線の現地調査を行い、担当課より説明を受けました。

それでは、主なものを報告させていただきます。

まず、西部町民センター。

西部町民センターの管理費が114万7,000円の増加、勤労青少年ホームは114万4,000円の減額となっているが、その大きな理由はということで、平成25年度まで非常勤職員を西部町民センター費で1名、勤労青少年ホーム費で1名雇っていたが、平成26年度から西部町民センター費で2名雇うための組み替えの予算ということでした。

次、人権教育・啓発課。

人権子ども集会のバス借上料は何台分か、県と町の集会があるようだがと、こういう質問で、借り上げは4台でピストン輸送をしていると。行政バスも利用していますと。

次、選挙管理委員会。

ポスター掲示板の設置委託について地元業者の育成ということで建築業組合の業者に委託をされたと思うが、契約の方法はどうなっているかと。建築業組合に加盟している業者に発注し、最低価格で見積書を提出した業者と契約をしているということです。

次、庶務法制係。

菊池広域連合負担金の管理費というのは何かという質問に、菊池広域連合における議会や総務に係る負担金のことを言うと。菊池広域連合負担金は消防や介護保険事業等幾つかの項目に分かれており、各担当部署においてその負担金を予算計上をしているということです。

次、会計課。

賃金と非常勤報酬との違いはという質問に、非常勤は月16日以内の雇用で雇用保険は適用外で年間130万円以内。賃金はほぼ正規職員と同じ勤務日数で雇用保険は対象になるということです。

次、交通防災係。

防火、防災訓練災害補償負担金とはという質問で、町が行う防火、防災訓練の際における事故に対し損害賠償及び損害補償を行うもので、掛金は平成22年度の国勢調査の人口から算出をしていますということです。

次、総合政策課。

光の森複合施設の太陽光蓄電池は100%の助成になるのかということの質問に100%の助成となりますということです。

次、財政課。

自動車取得税交付金が大きく減っている原因はと質問に対しまして、平成26年4月以降取得されている自動車について税率の変更がある。自家用自動車が5%から3%に、営業自動車と軽自動車が3%から2%に下がる。これらの変更を受けて減額となっています。また、平成27年10月の消費税10%増税時には自動車取得税自体が廃止をされるということです。

次、税務課。

本町における償却資産の現状、状況はという質疑で、本町では富士フイルム九州やソニーセミコンダクタなどの町の大きな企業によるものが予算が大きく影響していると。これらの企業の分は償却資産の申告書をもとに予算の算出をしている。機械及び装置が主でおおむね5年程度で償却をしている。そのため、1年で大きく償却し、税額もその分減るので企業による設備投資が少ないと税収も減ってくるということです。

以上が審査の主な経過です。

なお、付託されました2議案につきましては採決を行いました。結果、議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項について、全員賛成により可決と決定をしました。

議案第17号平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により可決と決定をいたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

平成26年度の予算については歳出の教育費と民生費を合わせると予算全体の5割に上ります。教育、福祉関係に力を入れておられる後藤町長の町政運営については非常に評価したいと思います。特に子ども医療費助成に1億8,600万円、また、平成26年には全小・中学校への冷暖房の設置の取組、菊陽中学校の耐震化工事など子育て支援や学校の環境整備が進められています。しかし、今まで指摘した一般質問等でも取り上げてきましたが、反対の理由としては1つは国の特別措置法が終了したにもかかわらず、依然として同和対策事業が続けられ、特定の同和2団体への運営補助が出されていることです。地区を指定して地域改善対策事業を続けていても差別は解消されず、むしろ温存することになってしまいます。人権問題幅広く存在しており、行政として人権問題を取り組み、全体の底上げを図る方向で解決を図るべきだと考えます。

2つ目は、一般質問でも取り上げましたが、菊陽町は非正規職員が全体の6割以上に及んでいることです。大きな問題であり、官製ワーキングプアを生まないように雇用は正規が当たり前の立場で雇用改善に積極的に取り組むべきだと考えます。

最後に、国保税については、一般会計から1億円の繰出しが行われており、この点については評価をしています。しかし、それでもなお1人当たりの国民健康保険税は平成24年度で9万6,700円、これは県内4位となっています。町内でもやはり所得の非常に国保税の負担が重い世帯が多く存在します。また、4月からは消費税の増税で暮らしの負担がますます厳しくなると予想されます。以上の点から改善を求めて反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 議案第16号平成26年度一般会計予算について賛成の立場で答弁いたします。

まず、幾つかの大型事業につきましては会計の今年度につき国の経済対策に最大限活用され、25年度の補正予算に前倒しして確保されています。そこで、26年度の予算につきましては厳しい財政状況の中、町民の暮らしを守るために教育や福祉、産業振興、道路整備など、バランスをとって編成されているものと思われます。また、同和問題につきましては、助成金につきましては人権を尊重するということが人間としての最大の最も大切なものであります。深刻ないじめの問題や体罰の問題も、根底には人権意識の欠如があります。部落差別につきましては既に解消されているということの意見もありますが、生活環境整備につきましては確かに大体解消されていると思います。しかし、差別意識という点ではまだまだ課題があります。だからこそ特別対策は終了しましたが、一般対策の中で格差を解消していくとともに人権教育の

啓発が大切とされています。近年、町内ではまだまだ、町外でも学校の中で子どもたちによる差別発言があり、まだ社会の中でも大人による差別発言も発生しております。人権啓発を推進する上では論理的、客観的に学ぶことも重要ですが、人権の尊重というのは人の心に訴えかけることですから、同和問題に限らず、差別され苦しんでいる人たちから学ぶことも多いと思います。特に同和問題は心理的な差別の問題でありますので、運動団体と連携してお互いに学ぶ取組はどうしてもとても有意義なことであり、そのために助成金も必要ではないだろうかと思っております。有効に使ってほしいと思っております。人権問題の解決に向けて国の地方自治体に取り組む中に人権教育・啓発推進法に基づく責務であり、今後もしっかりと取り組んでほしいと思います。また、助成金につきましては、少しずつ減らすといえますか、そういう方向で行政の方々にもしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

以上のことから、私は平成26年度一般会計予算案に賛成いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号平成26年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第16号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号平成26年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。



日程第2 発議第1号 消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書  
(案)

○議長(大塚 昇君) 日程第2、発議第1号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書(案)についてを議題とします。

この議案は梅田清明君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して梅田清明君より趣旨の説明をお願いします。

○17番(梅田清明君) それでは、発議第1号消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、食料品などの生活必需品への消費税10%は毎日のことであり、国民全体に影響を及ぼします。よって、消費税10%への引き上げ時に軽減税率を導入すること。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書(案)。

昨年12月12日、に「平成26年度税制改正大綱」において、自民党、公明党は軽減税率については、「消費税10%時に導入する」と盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体への持続的に恩恵が及ぶ制度であり、ヨーロッパ諸国の例を見ると(日本の消費税に当たる)付加価値税の標準税率が19%のドイツでは、食料品の軽減税率は7%です、標準税率が19.6%のフランスでは、食料品の税率は5.5%です、イギリスでは標準税率20%ですが、食料品や新聞は税率ゼロ%になっています。

このように欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して、適用されており、国民の負担軽減のための制度として、長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかなおお、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。

消費税10%への引き上げ時期については、本年度末に総理によってその判断が示される方向です。

よって、政府においても、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な処置を講じられるよう強く要望いたします。

記。

1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など、詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年度末までには結論を出せるよう政府も全面的に協力すること

2 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税10%への引き上げ時」に実施すべきこと以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣新藤義孝様、財務大臣麻生太郎様。

以上です。

どうか議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第1号の提出者の梅田議員に質問をさせていただきます。

この意見書（案）を見ますと、記の中の2番ですけれども、軽減税率の導入開始の時期については消費税10%の引き上げ時に実施すべきことということで、もうこれはあと1週間もすれば消費税が8%に上がり、今、テレビやマスコミ等でも毎日のようにどうやって節税するかとか、駆け込み消費とか、いろいろ言われていますが、私はやはり4月以降非常に景気が大打撃を与える今の消費税は廃止をという立場なんですけれども、もうこれで見ますともう消費税の10%はもう予定されているというふうに考えておられるのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） これは国の方で自民党と公明党とそのときの経済の状況も勘案がありますけれども、一応今年の12月には決定するように一応なっております。けれども、大体は8%時に5%から8%時に軽減税率を言ったけれども、準備上間に合わなかったということでせめて10%時には軽減税率を導入しなければ国民全体に多く及ぼすということでこの意見書を提出いたしました。10%上がるか上がらないか総理大臣が判断するわけですけれども、そのときになっては遅いので、もう10%に上がるときには必ずこの軽減税率を採用していただきたいという思いで出しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 消費税10%導入引き上げ時というのがあるんですけれども、これは国会等でも議論されていると思うんですが、これはどの引き上げ時というふうに受け取っていいんでしょうか。

（17番梅田清明君「意味が分からん」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 要するに自民党は消費税を10%に引き上げるときというのは、その10%引き上げるときなのか、それともずっと後なのかというのはこれはよく分からないというふうに言われているんですね。そういうことをどういうふうに捉えられておられるのかということをお聞きしています。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 後になれば大変いいことですがけれども……

（16番小林久美子君「後になれば悪いことです。後になれば悪いこと」の声あり）

いや、それ総理大臣が決定することであって、その当時出しても間に合わないの、もしそうならばということで早目に提出しております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 多分、自民党は消費税10%に上げたときに軽減税率を導入するという約束をしてないわけですよ。だから、これを意見書をわざわざ出さないといけないわけですよ。本当ならばもう消費税10%引き上げるかどうかは今の政権が決めることですが、もう10%引き上げるときに軽減税率は導入されるんだという約束はとられているのであれば、これをわざわざ意見書を出さなくてもいいのではないかと思います、それは梅田議員さんどういうふうに考えられておられますかという質問です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 国会の方でも公明党は8%上がる時点でもう軽減税率をいわゆる5%に据え置くということで相当折衝をしましたが聞き入れられなく8%時はできませんでした。そして、来年の10月からですかね。10%時で一応決まっておりますけれども、それはそのときはどうしても10%導入すること自体はもう折衝が決まっておりますよ。ただし、やっぱり反対する自民党の議員がたくさんいらっしゃいまして、一応導入することは決定しているけれども、やはり毎日の生活必需品などはやっぱり据え置いた方がいいということでこれは早くから地方から盛り上げて国会を動かすような制度で意見書を提出しております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、質疑で分かりましたように、この軽減税率を導入するかどうかはまだ不透明だということでわざわざこの意見書を出さないといけないんだと思いますけれども、そうであるならばやはり今の消費税8%だけでも本当に低所得者にとってはいろんな消費を手控えざるを得ない、それだけの増税になっているということで、私はやはり消費税はもうこれ以上暮らしを打撃を与えるということで反対をするものです。この消費税10%引き上げ時に軽減税率をということですが、これはより以上にそれを前提とすればますます景気が食料品等にかからないというのはいいことだと思いますけれども、8%だけでも非常に大きな負担になる中で消費税10%になればますます特に消費税というのは低所得者に重い負担をか

けるものですから、そういう前提とした内容については賛成できないということを述べておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議員の派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後、変更を要するときは、その扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、お諮りします。

各種議員研修会に4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を要するような行事や研修の場合、会議規則第122条第1項の規定により関係議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会等への議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所掌事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本議会に提案されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、3月4日から本日までの22日間にわたり、提案いたしました付議事件につきまして慎重に御審議いただき、全ての議案等について承認をいただきましてありがとうございました。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第22号は、工事請負契約の変更についてであります。

内容は、平成25年第3回臨時会で議決いただきました（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）に関するもので、掘削を行うに当たり、工事の追加工事が発生しましたので、増額の変更契約の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては議案審議の際に担当課長が御説明いたしますので、御承認賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第22号 工事請負契約の変更について（（仮称）菊陽町光の森複合施設  
新築工事（建築本体））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第22号工事請負契約の変更について（（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体））についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、議案第22号（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）の工事請負契約の変更について御説明させていただきます。

（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）のくい施工につきましては、当初設計において回転するスクリーにより掘削を行った上で既成ぐいを立て込むアースオーガー工法を採用しておりました。その施工の中で掘削を進めることができない程度の転石が多数あることが判明しました。転石は推定ですが、大きいもので幅2.5メートル、高さ2.0メートル、重さ8トンを超えており、その深度、大きさからパワーショベルによる除去もできない状況にあります。くいは、全部で128本必要であり、転石の影響を受けてくい芯が確保できないなどの理由により、主に軽運動室側の31か所が施工できない状況となっております。このため、今回転石の大きさや深度に関係なく掘削を進められる全周回転オールケーシング工法を追加採用することで、くい施工箇所の転石を除去し、施工を進捗させることができます。

また、同工法は騒音等による近隣住宅に与える影響等が少なく、あわせて費用面からも検討した結果、施工を進展させるために最も適した工法であると判断しております。

ここで、全周回転オールケーシング工法について少し説明させていただきますと、ちょっと私の方が今日、円筒のものを準備しておりますけれども、こういった円筒の一番先の方に特殊なカッターをつけて、これを回転させながら今あります石等を切っていくと、そういった形での工法でございます。この工法を今回採用させていただきますけれども、この工法の追加に伴います増額の変更契約の議決をお願いするものでございます。

議案書を見ていただきますと、平成25年第3回菊陽町議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）菊陽町光の森複合施設新築工事（建築本体）請負契約について、契約金額6億1,322万4,000円を6億3,035万9,567円に変更するものでございます。金額といたしましては、1,713万5,567円の増額になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 追加議案第22号について質問いたします。

私たち総務常任委員会は現地を見ております。大体のことは理解をしておりますが、二、三、ちょっとお答えいただきたい。この地質検査をした会社名を知らせてください。

それから、地質検査の方法ですね。それから、主にあの場所からしますと東側の方にその石が集中しているということで、それが分からなかったのかなと地質検査のときにですね。その疑問をちょっと持ちます。その辺がどうだったのか、教えてください。

それから、柱が128本のうちの31本について設計変更、施工の方法の変更ということになるんだろうと思いますが、この1,700万円余りはその工事費と設計変更両方含むのかどうか、以上3点お答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、地質調査、いわゆるボーリング調査になりますけれども、この調査につきましては調査会社が千代田工業株式会社をお願いしております。この調査につきましては、平成24年3月2日と3月9日、3月14日の3日にかけて3か所をボーリング調査いたしております。

調査場所につきましては、今、議案書の方に平面図があるかと思っておりますけれども、この平面図で申し上げますと左側が複合棟になっておりますので、複合棟の一番西側の方の南側と北側、この2か所、それと軽運動室側の大体中間ぐらいのところですね。この3か所をボーリング調査いたしております。このボーリング調査の結果では、今言いました一番西側の南側が掘削を15メートル行っておりますけれども、この中で多少は玉石が存在するというような御指摘はあっております。それと、西側の一番北側2か所目になりますけど、ここは45メートル掘削しております。ここでも多少の玉石はありますよというような報告がなされているかと思いません。それと、軽運動室側のところにつきましては25メートルの掘削を1か所やっておりますけれども、この中では多少の玉石はあるというような報告はあっておりますけれども、全部そのような形でこのような大きな石が出るというようなことはこのボーリング調査では想定できなかったというようなところでございます。

それから、3番目の全部で128本のくい工事を行う予定で、そのうちの31か所が転石等によりまして当初予定しておりましたアースオーガー方式では石に当たっても掘り進めないというような状況がございましたので、この31か所のいわゆる掘削の作業を今申しました全周回転の工法によって障害物を除去するというような形ですので、その分の工事費が今回発生したということになります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体分かりましたが、石があるのがこれ東側ですので1か所の掘削ではつかめなかったということですよ、事実としてはですね。それで、今、除去するという言葉が使われましたが除去できないんでしょう。穴をこの石に掘削するという意味なんですよ。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 今回、採用します全周回転式オールケーシング工法というのは先ほどこちらの円筒のものを使ってこれでまず掘削して、この内側から掘削したものをまた、除去していくと、つかんでですね。そういった工法になります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、その巨大な石ですよね。8トンもある石。これ自体は全然動かさないんですね。それはもうそのまま穴を掘削をしてそこから支柱を立てるといった工法になるというふうに理解していいですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 今申されたとおりの工法になります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成26年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時9分



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 石原 武義

菊陽町議会議員 甲斐 榮治

菊陽町議会会議録  
平成26年第1回3月定例会

平成26年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919